

平成 23 年度
包括外部監査報告書

平成 24 年 2 月
町田市包括外部監査人
公認会計士 伊東 敏

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

本報告書で用いている主な用語

用語	内容
廃棄物処理法	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
廃棄物処理条例	「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」
廃棄物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。ただし、放射性物質及びこれによって汚染された物を除く(廃棄物処理法第2条第1項)
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物をいう(廃棄物処理法第2条第2項)
特別管理一般廃棄物	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの(廃棄物処理法第2条第3項)
産業廃棄物	次に掲げる廃棄物をいう(廃棄物処理法第2条第4項) ① 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物 ② 輸入された廃棄物
家庭廃棄物 (家庭ごみ)	一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物 (廃棄物処理条例第2条第2項第1号)
事業系廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物(廃棄物処理条例第2条第2項第2号)
事業系一般廃棄物 (事業系ごみ)	事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物 (廃棄物処理条例第2条第2項第3号)
廃棄物の「処分」	中間処理施設や最終処分場などの処理施設での処理
廃棄物の「処理」	中間処理施設や最終処分場などの処理施設での処理に加えて、収集運搬や保管行為など、すべての廃棄物の処理行為を含む
最終処分	廃棄物を最終的に処分すること。廃棄物処理法では、「埋立処分、海洋投入処分、再生」を最終処分と定義している(廃棄物処理法第12条第3項)
最終処分場	最終処分において埋立処分を行う場合に、埋め立てを行う施設

用語	内容
再生利用	廃棄物を何らかの中間処理によって再生し、改めて利用すること
減量	廃棄物の量を減らすこと。一般的な原料の方法としては、発生量を減らす発生抑制、可燃物の焼却などの中間処理による減量、廃棄物の資源化による減量などがある
中間処理	廃棄物について、減量や資源化を目的として、最終処分に至るまでの一連の中途における処分。可燃物の焼却、汚泥の脱水、がれき類の破碎等
汚泥	産業廃棄物のうち、性質や状態が泥状であるもの。工場の排水処理施設などで発生するものや、建設現場で発生する泥水の沈降土砂などがある
再利用	活用しなければ不要となる物又は廃棄物を、再び使用すること、または資源として利用すること(廃棄物処理条例第2条第2項第4号)
基本計画	「町田市一般廃棄物資源化基本計画」(2011年4月公表)
検討委員会	町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会
処理計画	一般廃棄物処理計画
ごみ量	行政による収集・受入れごみ量
集団回収	自治会・町内会や子供会などが、リサイクルできる資源を協同で集め、資源回収業者に引き渡すこと。 町田市では、市内の一般家庭から排出された資源物(新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、古着、ビン、カン)を地域で市民が自らの手で集団回収しており、町田市はこれを「地域資源回収」とよんでいる
排出事業者	産業廃棄物を排出する事業者。排出事業者は、事業活動で生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことが、廃棄物処理法で定められている
町田市決算書	町田市一般会計歳入歳出決算書
循環組合	東京たま広域資源循環組合

参考文献・参考資料

- (財)日本産業廃棄物処理振興センター[編集]『明快！排出事業者のための廃棄物処理法解説』(株)ぎょうせい、2009年
- (財)東京都町村自治調査会[編集・発行]『多摩地域ごみ実態調査』2001年度統計～2010年度統計
- 山谷修作[著]『ごみ有料化』丸善(株)、2007年
- 田中勝 寄本勝美 他[編者]『ごみハンドブック』丸善(株)、2008年
- 広瀬立成[著]『ごみゼロへの道』(株)第三文明社、2009年

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 監査対象部署.....	2
4. 監査対象期間.....	2
5. 監査実施期間.....	2
6. 監査の視点.....	2
7. 主な監査手続.....	2
8. 外部監査の補助者.....	2
9. 監査の結果及び意見の性格.....	3
10. 利害関係.....	3
第2 外部監査の対象の概要	4
1. 地方公共団体が行う廃棄物(ごみ)処理.....	4
2. 町田市の廃棄物処理に関連する事業の概要.....	8
第3 外部監査の総括(監査の「結果」及び「意見」の要約)	20
第4 外部監査の「結果」及び「意見」	27
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析	27
1. ごみ量の発生状況.....	27
2. 清掃費とごみ量の推移.....	34
3. 清掃費の目科目別・節科目別の状況.....	42
4. ごみ量の発生状況と行政コスト(発生主義ベース).....	58
5. 環境省一般廃棄物会計基準.....	69
II. 収集運搬	71
1. 家庭ごみの収集運搬(直営).....	71
2. 塵芥車両の管理.....	75
3. 可燃ごみ・不燃ごみの収集運搬業務の委託契約.....	77
4. 指定収集袋作製に関する費用.....	81
5. ビン・カン・ペットボトル・有害ごみ等の収集(町田市資源協同組合との取引).....	84
6. 事業系ごみを家庭ごみとして処理する問題(便利屋・リフォーム業者等).....	92
7. 商業地におけるビン・カン集積所の見直しについて.....	94
8. 手数料収入等.....	96
9. 廃棄物減量再資源化等推進整備基金.....	98
10. 南収集事務所.....	104
11. 粗大ごみ等の収集、再生及び再資源化事業.....	105
III. ごみ処理施設	109
1. 町田リサイクル文化センターの現状.....	109
2. 町田リサイクル文化センターの老朽化.....	114
3. 町田リサイクル文化センターの修繕維持費と工事契約.....	116
4. 町田リサイクル文化センターの備品管理.....	123
5. リレーセンターみなみ.....	124
6. 剪定枝資源化センター.....	128
7. 遊休地の状況.....	130

IV. 最終処分	132
1. 最終処分場.....	132
2. 焼却灰の処理.....	133
V. ごみ減量化・資源化・啓発事業	136
1. 地域資源回収.....	136
2. 生ごみ処理機の補助金制度等.....	138
3. イベントごみ減量の支援制度.....	142
4. 防護ネットの管理.....	143
5. 「資源とごみの出し方」(冊子).....	144
6. 使用済みカートリッジの回収.....	145
7. 出前講座・施設見学.....	146
8. 市民の声の反映.....	147
VI. 町田市リサイクル公社	149
1. 町田市リサイクル公社の法人化.....	149
VII. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討	158
1. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討.....	158
VIII. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題	165
1. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題.....	165
(参考)町田市のごみ・資源の発生状況と処分状況	173
1. 町田市のごみの発生状況の分析.....	173
2. 町田市のごみ・資源量の処分状況の分析.....	193

第 1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「ごみ処理に関する事務の執行について」

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

町田市の 2009 年度の家庭系及び事業系のごみ量(トン)は約 13 万 1,000 トンで、このうち、約 3 万 2,000 トンが資源化され、約 9 万 9,000 トンがごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ)として処理されている。

町田市は、2011 年 4 月に「一般廃棄物資源化基本計画」を公表しており、同計画の中で、2009 年度にごみとして処理した 9 万 9,000 トンを、2020 年度までに約 6 万トンまで削減するとしている。そして、その実現のために、ごみの発生・排出の抑制、生ごみとプラスチックごみの資源化を推進するとしている。

循環型社会の構築が求められている中で、ごみの減量化を実現するために町田市が積極的な取り組みを行うことは重要であるが、一方では財政的な制約もある。目標を達成するためには新たな施策が必要となることも考えられるが、昨今の財政状況を踏まえると、コストのみを大きく増加させることは適切ではない。新たな施策はコストと成果のバランスに十分留意して進めていく必要があり、そのためには、まず、これまでの施策の効果と問題点、コストのあり方等を十分に検討しておくことも必要である。

ごみの減量化を進める際には、ごみ処理施設のあり方を見直すことも必要である。町田市のごみ処理施設である町田リサイクル文化センターは、1982 年に稼働し 2011 年で 29 年目を迎え老朽化が進んでいる。そのため、維持管理のためのコストもこれまで以上に必要になると考えられる。適正なコストで適正にごみ処理を進めるためには施設の建て替えも検討する必要があるが、現状においてはごみ処理施設のあり方が検討され始めたばかりである。

これらの状況を踏まえ、町田市の行うごみ処理に関する事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、効果的・効率的に行われているかどうかを検証する必要があると認められるため、ごみ処理に関する事務の執行を 2011 年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

第1 外部監査の概要

3. 監査対象部署

環境資源部

4. 監査対象期間

2010年4月1日から2011年3月31日まで
ただし、必要に応じて2009年度以前または2011年度の執行分を含む。

5. 監査実施期間

2011年7月15日から2012年2月10日まで

6. 監査の視点

本年度の監査テーマに係る監査上の視点は、以下のとおりである。

- ① 事業コストは適正か、コスト改善の努力が行われているか。
- ② 事業収入は適正に計上されているか。
- ③ ごみ収集運搬業務は経済的・効率的に行われているか。
- ④ ごみ焼却処理等の中間処理業務は経済的・効率的に行われているか。
- ⑤ ごみの最終処分に係る業務は経済的・効率的に行われているか。
- ⑥ ごみ減量・資源化等の事業は経済的・効率的に行われているか。
- ⑦ 施設及び物品等の財産管理は、関係諸法令に準拠して行われているか。
- ⑧ 財務及び管理運営に関する情報開示は適時・適切に行われているか。
- ⑨ ごみ処理は法令・規則等に準拠して適正に行われているか。
- ⑩ 一般廃棄物資源化基本計画に示されている目標の実現は図られているか。

7. 主な監査手続

- ① 関連書類一式の閲覧等を実施し、関連規則等との照合を実施した。
- ② 担当部署に対してヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ③ 必要に応じて施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

外部監査に従事した補助者は以下のとおりである。

宮本 和之	公認会計士	山口 剛史	公認会計士
青山 伸一	公認会計士	作本 遠	公認会計士
白山 真一	公認会計士	辰巳 英城	公認会計士

9. 監査の結果及び意見の性格

本外部監査は、公認会計士等が通常行う財務諸表監査のように、監査人自らが財務数値等の正確性、適正性、信頼性に対する総体的な意見表明を行う、いわゆる証明業務ではなく、町田市が運営及び管理するごみ処理事業、すなわち、ごみの分別、保管、収集、運搬、再生、処分及び清掃工場等の施設に係る業務上ないし財務上の資料及び情報の提供を受けて、それらを分析、検討する過程で検出した諸問題を監査の「意見」ないし監査の「結果」として報告し、町田市のより効率的な業務運営及び財政改革に資するとともに、広く市民及び社会に対し情報を提供することを目的とするものである。したがって、本外部監査は、本報告書に含まれる業務運営上ないし財務上の資料及び情報の正確性、信頼性そのものを担保するものではない。

10. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

第2 外部監査の対象の概要

1. 地方公共団体が行う廃棄物(ごみ)処理

(1) 廃棄物とごみ

① 廃棄物の定義

(財)日本産業廃棄物処理振興センター(産業廃棄物を主体とする廃棄物処理の適正化を図り、産業の発展と生活環境の保全と向上に寄与することを目的として活動している団体。)は、廃棄物を次のように説明している。

廃棄物とは、占有者が、自分での利用や他人に有償で売却できないために不要となった固形状または液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)をいい、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。工場からの排ガスや自動車の排出ガスなどの気体状のものは、廃棄物には該当しません。なお、ある特定のものが廃棄物に当たるかどうかは、取引価値の有無、占有者の意思、その性状などを総合的に勘案して判断されます。

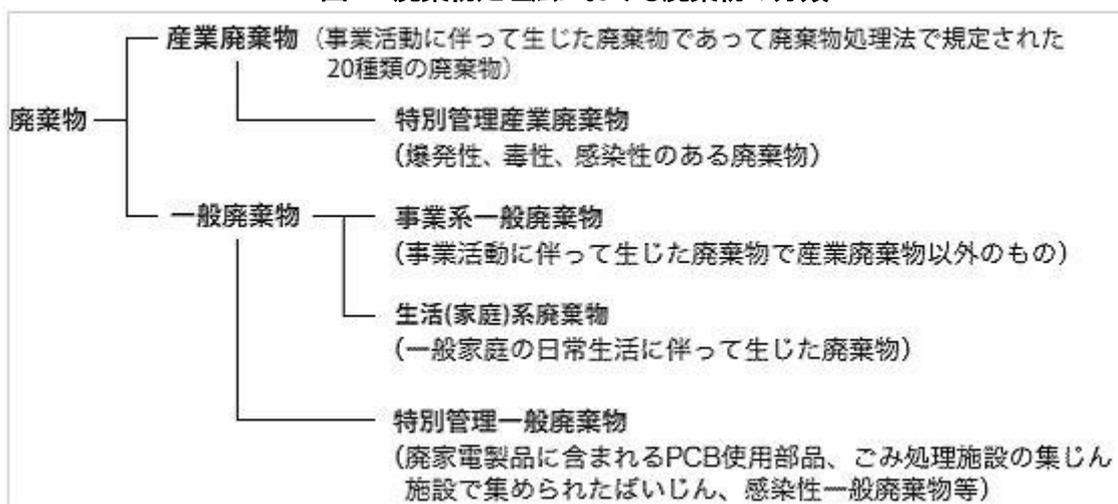
(財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページより

廃棄物のうち、放射性廃棄物(放射性物質及びそれらに汚染されたもの)以外の廃棄物は廃棄物処理法の規制を受ける。

② 廃棄物処理法における廃棄物の分類

廃棄物処理法では廃棄物を、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。ただし、放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。」(廃棄物処理法第2条第1項)と定義している。また、同法は、対象とする廃棄物を次のように分類している。

図1 廃棄物処理法における廃棄物の分類



(財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページより

③ 一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物処理法は、廃棄物を「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に大別している。

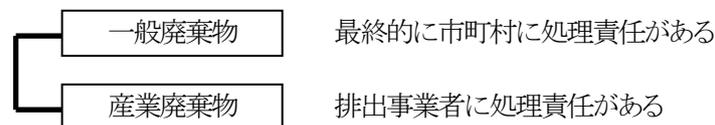
同法は、産業廃棄物を、燃え殻(石炭火力発電所から発生する石炭殻)、汚泥(工場排水処理や物の製造工程などから排出される泥状のもの)など 20 種類に区分しており、20 種類に区分された産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義している。

産業廃棄物と一般廃棄物では、排出後の責任主体や処理方法が異なっている。

廃棄物処理法において一般廃棄物の処理は、できうるかぎりその排出地域に近いところで行うという「区内処理」を基本的な原則としており、最終的には市町村に処理責任があるとしている。

一方、産業廃棄物は、排出事業者自らの責任で処理することを原則としており、通常は産業廃棄物処理業者に委託されて処理されている。

一般廃棄物と産業廃棄物の処理責任



④ 家庭系廃棄物と事業系一般廃棄物

一般廃棄物は、一般家庭の日常生活に伴って発生する家庭系廃棄物と、事業者から出る紙くず、木くず、厨芥など事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外の廃棄物である事業系一般廃棄物に区分される。

また、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものを特別管理廃棄物という。特別管理廃棄物は一般廃棄物にも産業廃棄物にもあり、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物とよばれている。

特別管理廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、常に注意して取り扱わなければならないものとして処理方法などが別に定められている。

⑤ 一般廃棄物とごみ

し尿(生活排水)も一般廃棄物に含まれ、一般廃棄物からし尿(生活排水)を除いたものをごみという。ごみという観点から、一般廃棄物は次のように分類される。

一般廃棄物とごみ



(2) 廃棄物処理法の概要

① 廃棄物処理法の目的

廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理に関する基本的なルールを規定した法律であり、その目的は、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。」(同法第1条)である。

廃棄物処理法の直接の目的は、「廃棄物の排出の抑制」、「廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理」、「生活環境の清潔化」であり、究極の目的は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」ことにある。

② 廃棄物処理法が定める関係者の責務

廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理は、事業者や市町村の責任だけで行うのではなく、住民(国民)や国にも一定の責務を負わせている。

同法では、国民、事業者、国及び地方公共団体の責務を次のように定めている。

廃棄物処理法が定める国民、事業者、国及び地方公共団体の責務

項目	内容	廃棄物処理法
国民の責務	国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。	第2条の3
事業者の責務	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	第3条第1項
市町村の責務	その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。	第4条第1項
都道府県の責務	市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。	第4条第2項
国の責務	廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。	第4条第3項

一般廃棄物は、「家庭ごみ」と「事業系ごみ」に大別されるが、「事業系ごみ」については、事業者(排出者)にも料金を負担させることとなっており、事業者自らの責任による処理を求めている。そのため、「家庭ごみ」は、市町村自ら、もしくは市町村から委託を受けた業者が定期的に収集し、「事業系ごみ」は、市町村から許可を得た処理業者が収集して市町村に搬入するという方法が多くとられている。

(3) 一般廃棄物資源化基本計画

① 市町村の対応

廃棄物処理法は市町村に対して、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)の策定と、同計画に基づいて一般廃棄物を収集、運搬及び処分することを求めている。一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物に対する市町村の対応の基本となる考え方を示すものといえる。

一般廃棄物処理計画に関する廃棄物処理法の定め

内容	廃棄物処理法
市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。	第 6 条の 2 第 1 項

② 町田市が定める一般廃棄物処理計画

町田市は、一般廃棄物処理計画として、町田市一般廃棄物資源化基本計画を 2011 年 4 月に公表している。

町田市一般廃棄物資源化基本計画の概要は次表のとおりである。

町田市一般廃棄物資源化基本計画の概要

項目	内容
役割	市民・事業者・行政の協働のもとに、ごみの減量・資源化を進め、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指すものとして、町田市の一般廃棄物処理の基本となるもの
計画の区域	町田市の行政区域全域とする。ただし、施策の推進にあたっては、関係法令や適正なごみ処理の観点等から広域的な対応も視野に入れ、他の市町村や関係機関等と連携・協力を図る。
計画の期間	2011 年度から 2020 年度までの 10 年間で、5 年毎に見直しを行う。
計画の適用範囲	町田市自らが収集・運搬を行う家庭系の一般廃棄物ばかりでなく、許可業者が収集運搬を行う事業系の一般廃棄物までとなる。なお、製造業等から排出される産業廃棄物は対象外となる。

2. 町田市の廃棄物処理に関連する事業の概要

(1) 町田市の概況

町田市は、関東地方の南端、東京都多摩地方の南西部に位置している。ほぼ全域が多摩丘陵に含まれ、市域の平面積は丘陵の西南線に沿う狭長な形態になっている。北は東京都八王子市と東京都多摩市、東は神奈川県横浜市と神奈川県川崎市、西は神奈川県相模原市と神奈川県大和市に接している。



(2) 町田市の人口推移

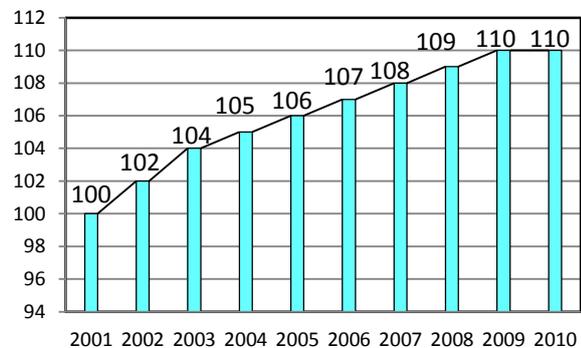
次の表は、町田市の人口の2001年度から2010年度までの推移を示したものである。次のグラフは、2001年度の人口を100として各年度の人口を比較したものである。

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
人口(人)	384,535	392,402	400,171	404,819	408,441
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
人口(人)	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669

2010年度の人口は424,669人である。2001年度の人口は384,535人であるから、この10年で40,134人増加している。

右のグラフからもわかるように、2001年度以降、人口は右肩上がり増加している。

2001年度の人口を100とすると、2010年度の人口は110で、10年間で1割増加していることになる。



(3) 環境資源部の概要

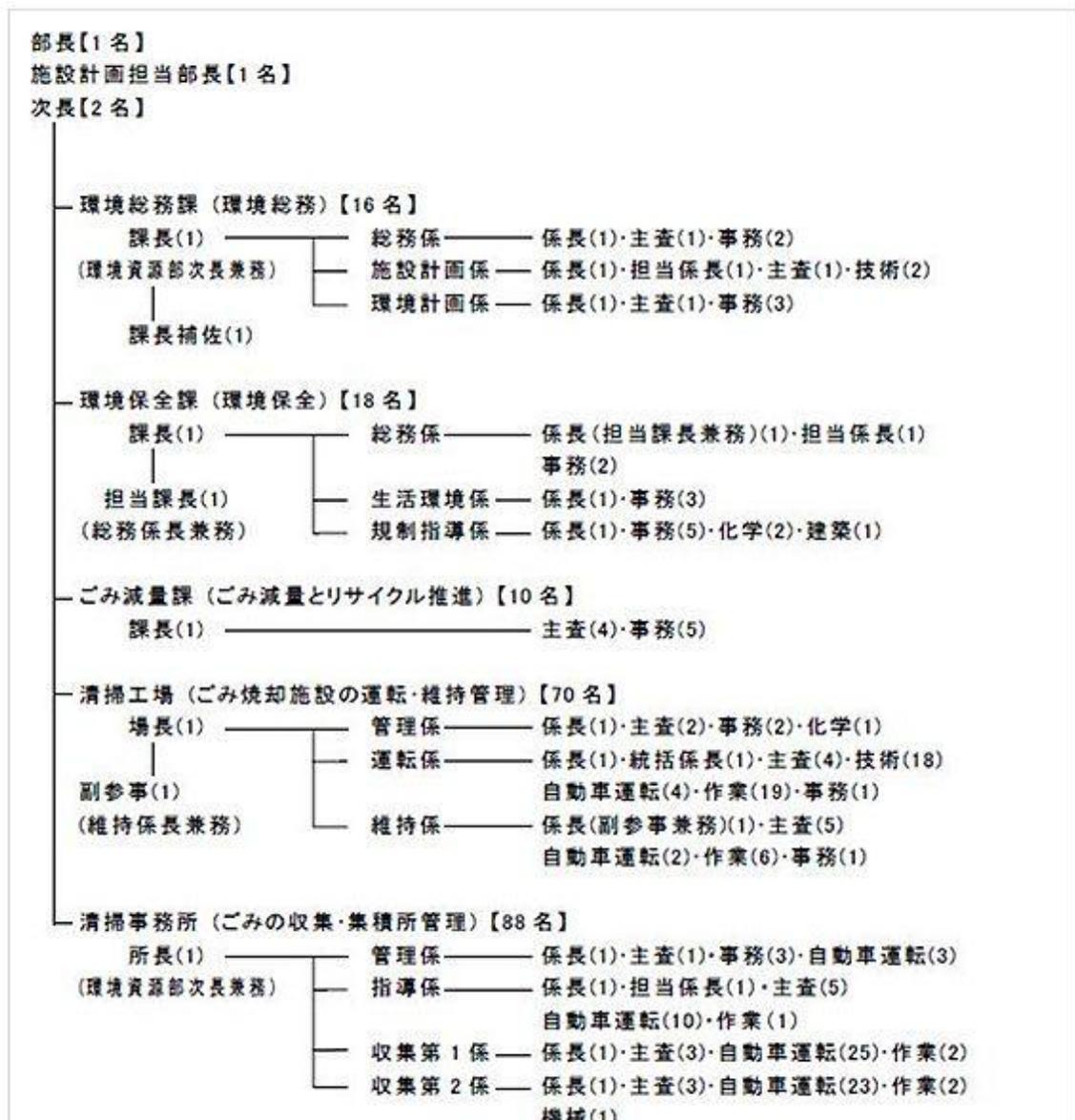
① 環境資源部の職員構成

町田市では、ごみの減量及び清掃に関することは、環境資源部の分掌事務とされている(町田市組織条例第 2 条)。

環境資源部の職員構成(2010 年 5 月 1 日現在)は次のとおりである。

環境資源部職員構成

2010 年 5 月 1 日現在
人員:204 名



第2 外部監査の対象の概要

② 環境資源部の事務分掌

環境資源部は、環境総務課、ごみ減量課、清掃工場、清掃事務所の4つの組織で構成されており、それぞれの事務分掌は次のとおりとなっている。

環境資源部の事務分掌

課	事務分掌
環境 総 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物(し尿を除く。以下この項において同じ。)の処理の調査及び統計に関すること。 2 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 3 一般廃棄物処理手数料の収納事務及び減免に関すること。 4 一般廃棄物処理計画に関すること。 5 一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。 6 部内の事務事業の執行計画の調整に関すること。 7 部内の事務事業の進行管理に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 部内の事務改善に関すること。 10 部の予算及び決算に関すること。 11 その他部内の庶務に関すること。 12 部内他の課に属しない事務に関すること。 13 環境基本計画の進行管理に関すること。 14 環境行動指針に関すること。 15 環境施策の報告に関すること。 16 環境情報の提供、助言及び相談に関すること。 17 環境審議会に関すること。
ご み 減 量 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物減量計画及びリサイクル推進計画に関すること。 2 廃棄物減量等推進審議会に関すること。 3 ごみ分別排出計画に関すること。 4 分別収集計画に関すること。 5 地域資源回収に関すること。 6 事業者の一般廃棄物排出指導に関すること。 7 廃棄物減量等推進員に関すること。 8 リサイクル推進店に関すること。 9 ごみ減量及びリサイクルの啓発に関すること。 10 町田市リサイクル公社との連絡調整に関すること。
清 掃 工 場	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物の焼却処理及び処分に関すること。 2 一般廃棄物処理施設の維持管理及び保守点検に関すること。 3 工場施設整備、機器の修繕及び工事等の設計に関すること。 4 一般廃棄物の搬入計画及び搬入管理並びに手数料の徴収に関すること(手数料については、部内他の課に属するものを除く。) 5 一般廃棄物の搬入データ処理に関すること。 6 一般廃棄物処理施設に係る環境調査に関すること。 7 事業系一般廃棄物の受入基準に係る検査に関すること。 8 不燃粗大破碎処理設備等の運転操作に関すること。 9 最終処分場及び排水浄化センターの維持管理に関すること。 10 一般廃棄物の輸送に関すること。 11 し尿の投入管理に関すること。

課	事務分掌
	12 し尿投入施設の維持管理に関すること。 13 リレーセンターみなみの維持管理及び保守点検に関すること。
清掃事務所	1 一般廃棄物の収集運搬に関すること。 2 収集運搬計画に関すること。 3 廃棄物の不法投棄に関すること。 4 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること(部内他の課に属するものを除く。) 5 ごみ分別排出指導(集積所を含む。)に関すること。 6 ごみ集積所の設置等に関すること。 7 収集車両の運行及び維持管理に関すること。 8 南収集事務所の維持管理及び保守点検に関すること。

(4) 町田市の一般廃棄物の処理方法

① 町田市の一般廃棄物の処理方法

町田市の 2010 年度時点の一般廃棄物の処理方法は次表のとおりである。

町田市の一般廃棄物の処理方法

区分	処理方法	
燃やせるごみ	焼却し、焼却灰は資源化(エコセメント)する。	
燃やせないごみ及び粗大ごみ	再利用が可能なごみ	リサイクル公社等で再利用を図る。
	再資源化が可能なごみ	業者に処理を委託し、再資源化を図る。
	再利用不可能なごみ	破碎後、鉄・アルミニウムなどを回収・資源化し、残さは、燃やせるごみと同様の処理を行う。
有害ごみ	乾電池、蛍光管、水銀体温計	資源化のために業者に引き渡す。
	スプレー缶	中間処理を行い、資源化のために業者に売却する。
	ライター	焼却処分する。
ビン及びカン	選別し中間処理を行い、業者に売却又は容器包装リサイクル法に基づく指定法人等に引き渡す。	
古紙及び古着・古布	業者に売却する。	
剪定枝	剪定枝資源化施設で破碎処理をし、土壌改良材として市民などに有償提供する。	
白色発泡トレイ	容器包装リサイクル法に基づく指定法人に引き渡す。	
ペットボトル	圧縮、結束して業者に売却又は容器包装リサイクル法に基づく指定法人に引き渡す。	
紙パック	結束して業者に売却する。	
金属類	資源化のために業者に引き渡す。	
陶磁器	資源化のために業者に引き渡す。	
廃食油	業者に売却する。	
その他資源化可能物	資源化のために業者に引き渡す。	

第2 外部監査の対象の概要

② 事業系一般廃棄物の処理

事業所は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない(2009年度実施計画第6)。

ただし、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが困難な場合について、事業者が市長の指定する処理施設に搬入するとき及びその処理を町田市に委ねる少量排出事業者の処理基準が次のように定められている。

事業系一般廃棄物の処理基準

	内容
ア	産業廃棄物以外の紙類、厨芥類、木くず、繊維くず、畳(1日1回6枚まで)及び剪定枝資源化センターで受け入れ出来ない樹木(ただし、150cm未満に切断したもの)。 なお、袋を使用して搬入するときは透明袋または半透明袋を使用する。
イ	町田市が収集する少量排出事業者の処理基準は、産業廃棄物以外の紙類、厨芥類、木くず、繊維くずとし、事前登録の上、市指定収集袋「事業ごみ専用袋」を使用し、1回の収集量2袋までとし、戸別収集を行う。

(2009年度実施計画第7より)

(5) 清掃費の状況(2010年度)

① 監査対象とした清掃費

地方公共団体の決算(予算)科目は「款・項・目・節」に区分される。

町田市が毎年度作成している「町田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書」(以下「町田市決算書」という。)では、廃棄物処理に関連する事業の支出は、「第4款 衛生費」の中の「第3項 清掃費」(以下「清掃費」という。)に計上されている。

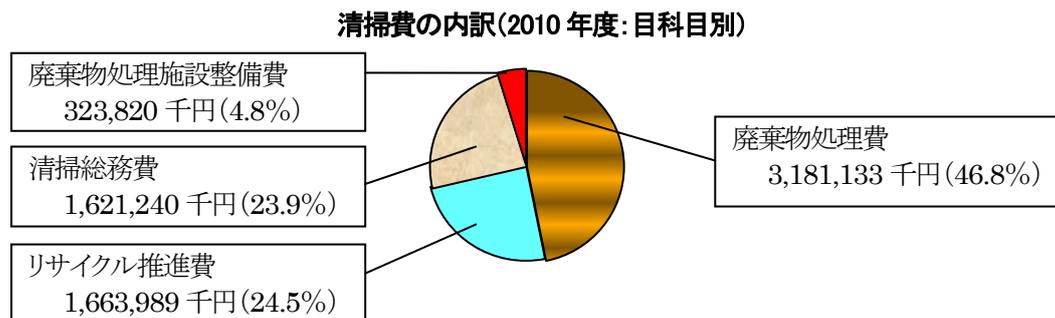
町田市決算書で清掃費は、清掃総務費、廃棄物処理費、リサイクル推進費、し尿処理費及び廃棄物処理施設整備費の5つの目科目に分類されている。

5つの目科目の一つであるし尿処理費は、2009年度の包括外部監査で監査対象とされているため今回の監査対象には含めていない。そのため、本報告書で清掃費と表記した場合には、し尿処理費を除いた数値を記載している。

② 2010年度清掃費の目科目別内訳

次図は2010年度の清掃費6,790,183千円の内訳である。

清掃費は、廃棄物処理費が3,181,133千円で全体の46.8%を占めており、リサイクル推進費1,663,989千円(24.5%)、清掃総務費1,621,240千円(23.9%)、廃棄物処理施設整備費323,820千円(4.8%)と続いている。



③ 2010 年度清掃費の節別内訳

次表は、2010 年度の清掃費を目別・節別に分類したものである。

節別にみると、委託料が 37.9% (2,583,115 千円) で最も大きく、負担金補助及び交付金 13.2% (895,264 千円)、給料 11.2% (757,488 千円)、工事請負費 10.0% (677,477 千円)、需用費 6.6% (447,030 千円) と続いている。

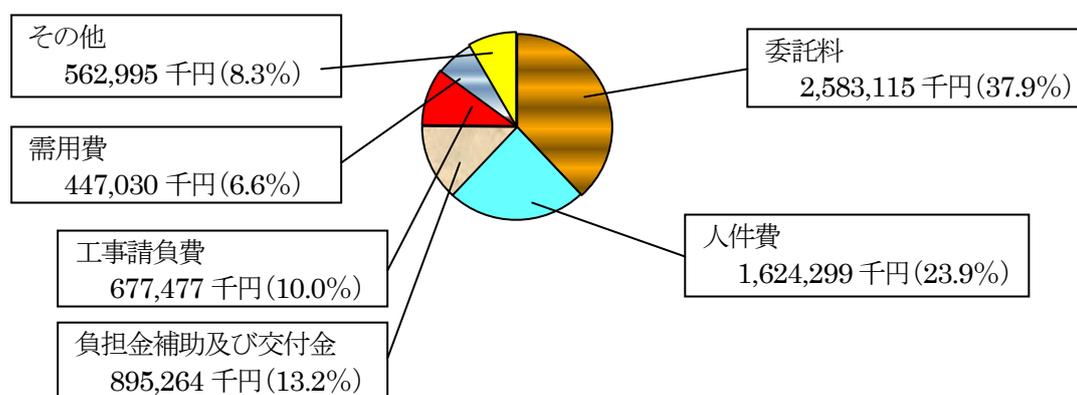
報酬、給料、職員手当等、共済費を人件費として一括すると 1,624,299 千円となり、清掃費全体の 23.9% を占め委託料に次ぐ金額となる。

2010 年度清掃費の節科目別内訳

(単位:千円)

節科目	目科目				合計	構成比
	清掃総務費	廃棄物 処理費	リサイクル 推進費	廃棄物処理 施設整備費		
報酬			2,936		2,936	0.0%
給料	757,488				757,488	11.2%
職員手当等	617,270				617,270	9.1%
共済費	246,481	122			246,603	3.6%
賃金		5,007			5,007	0.1%
報償費		146	106,275	0	106,421	1.6%
旅費		349	49		399	0.0%
需用費		421,592	25,438		447,030	6.6%
役務費		11,625	1,445		13,071	0.2%
委託料		1,411,773	1,145,511	25,830	2,583,115	37.9%
使用料及び賃借料		10,944	42,001		52,945	0.8%
工事請負費		376,383	3,103	297,990	677,477	10.0%
原材料費		17,701			17,701	0.3%
備品購入費		39,382	1,715		41,097	0.6%
負担金補助 及び交付金		883,502	11,762		895,264	13.2%
積立金			323,725		323,725	4.8%
公課費		2,601	22		2,624	0.0%
合計	1,621,240	3,181,133	1,663,989	323,820	6,790,183	100.0%

2010 年度清掃費の節科目別内訳



第2 外部監査の対象の概要

④ 2010 年度清掃費の事業別内訳

清掃費の目科目である清掃総務費、廃棄物処理費、リサイクル推進費及び廃棄物処理施設整備費は、それぞれ事業単位に細分化される。

次表は、2010 年度の清掃費を大事業別、さらにその内訳である中事業別に分類し、それぞれの中事業を所管する課を示したものである。

清掃費の内訳:事業別			(単位:千円)	
目	大事業名	中事業名	2010 年度	所管課
清掃総務費	職員人件費	—	1,621,240	職員課(※1)
廃棄物処理費	リサイクル文化センター管理費	環境総務課管理事務	5,433	環境総務課
		リサイクル文化センター施設管理事務	96,850	環境総務課
	廃棄物処理施設運営費	清掃工場管理事務	6,266	清掃工場
		廃棄物処理事業	1,365,319	清掃工場
		リレーセンターみなみ事業	16,299	清掃工場
	最終処分場費	最終処分場管理事務	3,486	清掃工場
最終処分場管理事務(政)		104,548	環境総務課	
廃棄物処理費	廃棄物収集費	清掃事務所管理事務	4,783	清掃事務所
		車両管理事務	55,566	清掃事務所
		廃棄物収集事業	6,702	清掃事務所
		不法投棄対策事業	3,430	清掃事務所
		ごみ収集業務委託事業	525,483	清掃事務所
		粗大ごみ等収集運搬業務委託	97,162	清掃事務所
	南収集事務所管理費	南収集事務所管理事務	7,558	清掃事務所
	広域廃棄物処理費	広域廃棄物処理事業	882,242	清掃工場
リサイクル推進費	ごみ減量対策費	リサイクル事業・環境総務課	435,254	環境総務課
		リサイクル事業・ごみ減量課	137,801	ごみ減量課
		ごみ減量普及事業	36,885	ごみ減量課
		生ごみ減量対策事業	1,987	ごみ減量課
	ごみ減量再資源化推進費	一般廃棄物処理基本計画策定事業	18,183	環境総務課
		再資源化推進事業	148,801	ごみ減量課
		ごみ減量推進事業	677,589	ごみ減量課
		ごみ減量普及事業(政)	69,609	ごみ減量課
		再資源化推進事業(清掃工場)	56,934	清掃工場
		再資源化推進事業(環境総務課)	80,941	環境総務課
廃棄物処理施設整備費	廃棄物処理施設整備費	清掃工場整備事業	297,990	清掃工場
	資源化施設整備費	リサイクル施設整備事業	25,830	環境総務課
		総合計	6,790,183	

※1 職員課は総務部に属している。

⑤ 2010 年度清掃費の主な事業

清掃費を事業単位で見ると、職員人件費が1,621,240千円で最も大きく、廃棄物処理費の中事業である廃棄物処理事業(1,365,319千円)、広域廃棄物処理事業(882,242千円)がそれに次いでいる。そのほかでは、ごみ減量推進事業(リサイクル推進費:677,589千円)、ごみ収集業務委託事業(廃棄物処理費:525,483千円)、リサイクル事業・環境総務課(リサイクル推進費:435,254千円)などが金額の大きい事業となっている。

以上に列挙した事業の概要は次のとおりである。

主な事業の概要

中事業名	事業概要
廃棄物処理事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 清掃工場に搬入される廃棄物から資源になるものを分別して資源化する。 ○ 資源と不適物以外の廃棄物を焼却炉で焼却する。 ○ 焼却残さ(焼却灰等)をセメントの原料として資源化する。 ○ 廃棄物の焼却に伴う廃熱を回収し、周辺施設の熱源として供給する。 ○ 廃棄物の焼却に伴うエネルギーを蒸気として回収し発電を行い、電気料の削減を図る。また、夜間等の余剰電力を電力会社に売電する。 ○ 町田リサイクル文化センター及び町田市最終処分場内からの排水を排水浄化センターで処理する。 ○ 清掃工場等の稼働に必要な消耗品の購入、修繕・工事等を行う。 ○ 持込ごみの計量、料金徴収、資源化物の管理等を行う。 ○ 清掃工場、排水浄化センター、埋立地の排ガス・水質等の環境調査を行う。 ○ 一般持込ごみの積替え場所として市民搬入室を設置。
広域廃棄物処理事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却灰・残さ等を東京たま広域資源循環組合へ搬入し、処理する。 ○ 現在利用している二ツ塚処分場の延命をはかるため、焼却灰を埋め立てず、エコセメントとしてリサイクルする事業を2006年7月から開始している。 ○ 小山ヶ丘地区の可燃及び不燃ごみを多摩ニュータウン環境組合へ搬入し、中間処理する。
ごみ減量推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定収集袋の作製、配送、販売を行う。 ○ 指定収集袋作製委託 ○ 指定収集袋保管・配送及び家庭ごみ処理手数料収納管理委託 ほか5件
ごみ収集業務委託事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2007年度から不燃ごみ収集業務を完全委託化し、可燃ごみ収集業務については、委託化を2011年度まで順次実施している。
リサイクル事業 (環境総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源化物回収処理 ○ 古紙等資源化物収集業務委託 ○ ビン・カン・有害ごみ等収集処理業務委託

第2 外部監査の対象の概要

(6) 町田市の清掃事業のあゆみ

町田市の清掃事業のあゆみは次のとおりである。

町田市の清掃事業のあゆみ

年	内容
1958	・ 市制施行(2月)
1959	・ 金森焼却場にバッチ式焼却炉増設(3月)(7.5t/日×1基)
1960	・ ちゅう芥類と雑芥類の分別収集始まる。(4月)(収集回数 20日に1回)
1965	・ 収集体制変更(4月)(ちゅう芥隔日 雑芥類3日/週)
1969	・ ごみ処理手数料無料となる。(1月) ・ 町田市下小山田に連続燃焼式のごみ焼却炉完成(5月)(120t/日×2基) ・ 市内全域で紙袋収集全面開始(10月)
1970	・ ごみ袋の配布を月6枚とする。(無償)(4月)
1972	・ 町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行(4月) ・ 粗大ごみ収集有料化(4月)
1974	・ 多摩市の焼却場に可燃ごみの搬出を始める。(1月) ・ 町田市鶴間にごみ積換施設建設(4月)
1976	・ 資源ごみ分別回収始まる。(4月) ・ 全塵芥車が機械車両となる。(4月) ・ 町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(8月)
1977	・ 町田リサイクル文化センター建設のための『廃棄物最終処分場に関する基本計画』完成(3月) ・ 分別作業所完成(3月)(資源化実験施設 15t/5h) ・ 不燃物分別回収始まる。(10月)
1978	・ 町田市地域資源化推進要綱制定(7月)
1979	・ 町田リサイクル文化センター建設工事着手(7月)
1980	・ 生ごみ専用袋を無公害袋に変更(12月)
1981	・ 町田市銅鉄商組合により一部地域でビン・カン回収処理の実験を開始する。(11月) ・ ごみ袋無償配布廃止
1982	・ 町田市資源組合(任意)創設(2月) ・ 市内全域でごみ減量資源化方式(5分別収集)によるごみの分別収集始まる。(2月) ・ 多摩市の焼却場に可燃ごみの搬出を中止(5月) ・ 町田リサイクル文化センター完成(150t/日×3基)(5月) ・ 町田市第2事業場ごみ焼却炉休止(5月)
1983	・ 町田市資源組合が町田市資源協同組合となる。(7月)
1985	・ 粗大ごみ料金改定(1月) ・ 町田市鶴間に『リレーセンターみなみ』が完成(3月)
1986	・ ごみ焼却余熱利用の温室完成(4月) ・ リサイクル文化センターでダイオキシン国際会議開催(9月)
1987	・ 余熱利用施設『花の家』着工(10月)

第2 外部監査の対象の概要

年	内容
1988	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ堆肥化容器を頒布開始 ・ 焼却施設増設工事に伴う環境アセス委託(10月) ・ 余熱利用施設『花の家』完成(10月) ・ 土曜日の午後のごみ搬入(持込ごみ)受け付け開始(11月)
1989	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源化奨励金制度の発足(4月) ・ 町田市立室内プールが市制30周年記念事業として完成(10月)
1991	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量課発足(4月) ・ 町田市ごみ減量対策委員会発足(8月) ・ 4号炉増設工事着工(12月)(流動床式焼却炉 176t/日)
1992	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ資源化実験(薬師ヶ丘住宅)(3月) ・ 発泡トレイ回収実験(サイカマート)(3月) ・ 第1回町田ごみフェスタ開催(8月) ・ 町田市ごみ減量対策委員会中間報告書を市長に提出(4月) ・ リサイクル推進組織検討委員会を設置(11月)
1993	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町田市ごみ減量対策委員会最終報告書『町田市のごみ減量対策について』を市長に提出(4月) ・ 防護ネット貸与開始(7月) ・ 二枚橋衛生組合のごみ処理受け入れ開始(臨時)(12月～94年9月)
1994	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正に伴うごみ減量・資源化対住民懇談会開催(1月～7月) ・ 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行(93年9月制定、4月施行) ・ 町田市リサイクル公社設立(4月) ・ 発泡トレイ、牛乳パック、ペットボトルの拠点回収開始(5月) ・ 4号炉完成(7月)(流動床式焼却炉 176t/日) ・ 廃棄物減量等推進員制度発足(10月) ・ 廃棄物減量等推進審議会発足(11月) ・ 大規模事業所(3,000㎡以上)指導開始
1995	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理票(マニフェスト制度)の導入(4月) ・ 大規模事業所(3,000㎡以上)の『廃棄物の減量及び再利用に関する計画書』の提出開始(5月) ・ 廃棄物減量等推進審議会『紙ごみの資源化について』答申、市長に提出(12月)
1996	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量課と施設管理課を統合し、リサイクル推進課が発足(4月)
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙ごみ収集開始(全市域) ・ 廃プラスチック(粗大持込み分のみ)分別(6月) ・ 剪定枝資源化事業準備 ・ ごみ収集体制検討委員会発足(1月)
1998	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剪定枝資源化センター稼働(4月) ・ 3号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事(6月) ・ 電動式生ごみ処理機購入費補助金制度開始(10月) ・ 町田市廃棄物減量等推進審議会発足(1月) ・ 南収集事業所建設工事

第2 外部監査の対象の概要

年	内容
1999	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町田市廃棄物減量等推進審議会「今後のプラスチックごみ対策について」中間答申(2月) ・ 有害ごみの出し方変更(4月) ・ 南地区の一部でプラスチックの分別収集等モデル実験開始(4月) ・ 2号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事(10月)
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町田市廃棄物減量等推進審議会「今後のごみ処理のあり方について」最終答申(1月) ・ 収集用ごみ袋を透明または半透明のものに変更(4月) ・ 焼却残さ分別装置設置工事(11月)
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理手数料を200円/10kgに改定(4月) ・ 家電リサイクル法の施行により家電4品目の搬入中止(4月) ・ 忠生市営住宅に生ごみ処理機を設置(4月) ・ 電動生ごみ処理機補助額1万5千円を1万円に(4月)
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳以上の高齢者世帯を対象に、ごみのふれあい収集がはじまる(2月)
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小山ヶ丘地区のごみを多摩ニュータウン環境組合の清掃工場へ搬入開始(4月) ・ 家庭ごみ等の費用負担のあり方(ごみの有料化)について町田市廃棄物減量等推進審議会に諮問(6月) ・ プラスチックごみの分別収集モデル実験を中止(9月) ・ 資源とごみの収集曜日を市内全域で変更し祝日収集を開始(10月) ・ 南収集事務所で南地区のごみ収集業務を開始(10月) ・ 資源有効利用促進法の施行により家庭用パソコンの搬入中止(10月)
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町田市廃棄物減量等推進審議会「家庭ごみ等の費用負担のあり方(ごみの有料化)」答申(3月) ・ 組織改正により環境部を清掃部門と環境部門にわけごみの関係を清掃事業部へ環境関係(環境保全課)を環境・産業部へ移行(4月) ・ 市民団体と事業者で構成されるごみ減量連絡協議会発足(6月)⇒2010年6月終了 ・ 自治会・町内会等を対象に、ごみの現状と有料化答申説明の懇談会を開催(延べ178回、延べ参加者数6,981人)(10月～2月) ・ ごみ減量連絡協議会「決起大会」開催(12月)
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの有料化説明会開催(延べ350回、延べ参加者数22,548人)(6月～9月) ・ ごみの有料化を実施(10月) ・ 燃やせるごみ、燃やせないごみの戸別収集を開始(10月) ・ 廃棄物処理手数料を250円/10kgに改定(10月)
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終処分先のたま広域資源循環組合で焼却灰・残さのエコセメント化事業開始(7月) ・ ペットボトルの自主ルートによる売却開始(8月) ・ ごみゼロ市民会議発足(10月)
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剪定枝資源化センター(小野路町)着工(1月) ・ 焼却灰搬出設備エコセメント化改造工事完成(3月) ・ 燃やせるごみの一部と燃やせないごみの収集業務委託開始(6月) ・ ごみゼロ市民会議「リサイクル広場まちだ」実証実験開始(7月) ・ 最終処分場閉鎖等検討委員会発足(7月) ・ 電動生ごみ処理機貸与実験開始 ・ ごみゼロ市民会議の報告(提言)(11月)

第2 外部監査の対象の概要

年	内容
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剪定枝資源化センター(下小山田町)閉鎖(3 月) ・ 組織改正により、清掃事業部から環境資源部となり、環境保全課が環境資源部に加わる(4 月) ・ 剪定枝資源化センター(小野路町)稼働(4 月) ・ 清掃事業場条例の一部改正に伴い、竜谷事業場を廃止(4 月) ・ 剪定枝の集積所収集開始(5 月) ・ リサイクル広場まちだ(常設: 下小山田町)開始(7 月) ・ 大型生ごみ処理機貸出制度開始(7月) ・ 剪定枝資源化センター(小野路町)土壌改良材搬出開始(9 月) ・ 家庭用ごみ袋の販売手数料を6%から8%へ変更(10 月) ・ リサイクル広場まちだ(移動式)開始(12 月) ・ 事業系ごみ搬入検査装置導入(4 月) ・ 町田市廃棄物減量等推進審議会発足{一般廃棄物資源化基本計画(6 月)} ・ 事業用ごみ袋値下げ(6 月) ・ 最終処分場周辺環境保全協議会発足(6月) ・ 家庭用ごみ袋値下げ(8 月) ・ リサイクル広場(真光寺)9 月開設 ・ 粗大ごみの出し方変更及びシール化による収集(3 月)

第3 外部監査の総括（監査の「結果」及び「意見」の要約）

監査の「結果」 法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項

監査の「意見」 「結果」以外で、改善・検討を求める事項

「第4 外部監査の「結果」及び「意見」」に記載した事項の要約を以下に記載する。
 なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析	
1. ごみ量の発生状況	特に記載すべき事項はない。
2. 清掃費とごみ量の推移	① コスト情報の開示【意見】 清掃費純額の中には、ごみ量に直接的に比例せず固定的に発生する支出が含まれていることから、ごみ量が減少している状況でごみ量 1 トンあたり清掃費純額が増加しているが、これについて十分に開示されていない。詳細な分析と結果を開示していくことが望ましい。
3. 清掃費の目録目別・節科目別の状況	① ごみ量と清掃費純額の状況【意見】 2010 年度のごみ量1トンあたり清掃費純額(固定費控除後)は 2001 年度よりも 14.2%増加している。分析では、固定費を全て把握していないこともあり、経年傾向をつかむまでには至らなかったが、今回の監査において個々の事業を検討した結果、特に収集運搬事業については、コスト削減を行う余地があると感じられた。
4. ごみ量の発生状況と行政コスト(発主主義ベース)	① ごみ処理原価計算の分析結果の開示【意見】 ごみ処理原価計算については、収集運搬、中間処理、最終処分、発生抑制のごみ処理過程別の経費の開示だけでなく、その分析結果も併せて開示することが望ましい。
5. 環境省一般廃棄物会計基準	① 一般廃棄物会計基準への対応【意見】 環境省から公表された一般廃棄物会計基準は、新地方公会計制度に基本的に準拠しているため、今後、新地方公会計制度対応の進捗に合わせて、ごみ処理の原価計算のあり方も見直される可能性があり、今後の変化に留意することが望ましい。
II. 収集運搬	
1. 家庭ごみの収集運搬(直営)	① 長期的な視点からの塵芥車両作業員の人員配置の必要性【意見】 収集運搬業務の委託化は 2011 年度で終了するが、直営による収集は今後も継続する予定である。担当職員の高齢化や定年退職によるノウハウの流出に対応するために、長期的な視点からの人員配置を検討する必要があると考える。
2. 塵芥車両の管理	① 塵芥車両の購入方法の見直しの必要性【意見】 市の塵芥車両は市販塵芥車両と仕様が異なること等により、市販塵芥車両を購入している委託業者の購入価格よりも割高なものとなっている。市販塵芥車両に問題がないのであれば、市も委託業者と同様に市販塵芥車両の購入を検討する必要があると考える。
	② 塵芥車両の一括購入と一元管理の検討の必要性【意見】 塵芥車両の一元管理をより有効的に進めるため、塵芥車両は、統一仕様により一括購入して委託業者に貸与し、委託業者には、統一的な塵芥車両の利用及び管理マニュアルを配布する等、一元管理を図ることが望ましい。また、購入方法としては、資金負担の平準化を図るため、現金購入方式に変えて、リース購入方式の検討を提案する。
3. 可燃ごみ・不燃ごみの収集運搬業務の委託契約	① 委託業務単位の収集地域の非効率性【意見】 委託による収集を効率的に行うためには、委託する収集地区を分散させることなく、担当する地域の区割りを極力まとめて、委託契約を締結する必要があると考える。

第3 外部監査の総括（監査の「結果」及び「意見」の要約）

	<p>② 合理的な設計価格の計算の必要性【意見】 2010年度に開始した可燃物収集運搬委託業務契約の落札率は37%となっている。設計価格は過去の趨勢や実績等に基づく合理的なものとする必要があると考える。</p> <p>③ 委託業者の選定方法【意見】 委託業者の選定にあたり、委託業者のノウハウについての評価と価格競争を合わせて行うためには、委託業者の選定方法として総合評価方式の導入を検討することが望ましい。</p> <p>④ 報告書の適切な作成を求める必要性【結果】 委託業者は日報及び月例報告書を適切に作成し市に提出する必要があるが、6委託業者のうち2業者が適切に作成していなかった。委託業者の業務遂行状況の把握が困難な状況にあるため、委託業者に対して報告書の適切な作成を求める必要がある。</p>
<p>4. 指定収集袋作製に関する費用</p>	<p>① 指定収集袋作製委託契約(特命随意契約)のあり方【意見】 市は全ての指定収集袋の作製を同一事業者の特命随意契約により委託している。契約額は委託業者の見積単価と同一となっており、また契約額は年々増加しているが増加理由が不明確な状況である。他の業者への委託も含めて、指定収集袋作製委託契約の方法及び委託料のあり方を見直す必要があると考える。</p> <p>② 指定収集袋出入庫管理事務等委託契約(特命随意契約)のあり方【意見】 委託業者に対し電算システムの構築を求める場合、新規委託業者は電算システムの構築が必要になるため、入札の際には既にシステムを保有している現委託業者が有利な状況となっている。このため、電算システムは市の所有とし、入札により選定された委託業者に対して当該システムを貸与する形式とすることが望ましい。</p> <p>③ ごみ収集袋のたな卸し方法等の把握の必要性【意見】 委託業者がどのような実地たな卸しをしているか把握しておらず、実地たな卸しの結果等の報告を受けていない。委託業者のたな卸しの方法や手続を確認すると共に、実地たな卸しの結果や差異原因等の報告を求める必要があると考える。</p>
<p>5. ビン・カン・ペットボトル・有害ごみ等の収集(町田市資源協同組合との取引)</p>	<p>① ビン・カン等収集委託及びペットボトル収集委託【結果】 委託料の見積の根拠となる基礎数値が実際業務と整合しているかの確認が不十分であり、購入に関する状況把握が不十分であること等から、委託料は全体として算定根拠が不十分である。さらに、実際の業務内容の把握も不十分であることから、事務を改善する必要がある。</p> <p>② 市の他のごみ収集業務委託契約との比較【意見】</p> <p>1) 収集車台数について 収集ルートや積載量等を可燃ごみ収集と比較することで改善すべき点が見出せると考えられる。収集車台数についてより詳細に比較検討を行い、業務効率の向上を図ることが望ましい。</p> <p>2) 委託契約金額について 契約金額についても、他のごみ収集業務と比較することで、業務実態を適切に反映した契約金額となっているのかを検討することが望ましい。</p> <p>③ 資源化物運搬選別業務委託【結果】 委託料が実際業務と整合しているかの確認が不十分であり、購入に関する確認が不十分である。委託業務の管理状況を見直し、委託料の見積もりについても業務実態を反映するよう精度を向上させる必要がある。</p> <p>④ 組合事務所の入居状況について【結果】 組合事務所は、建設部道路補修課が所管する建物の中に置かれ、行政財産の目的外使用許可を受けて、使用料は全額免除となっている。 実務上、使用許可が必要であるならば、財産種別を普通財産に変更する必要がある。また、使用料を全額減免していることについては、委託料の検討の際に考慮すべき事項であることに留意する必要がある。</p> <p>⑤ 組合との契約について【意見】</p>

第3 外部監査の総括（監査の「結果」及び「意見」の要約）

	<p>業務実態の把握を行い、市の他の類似の委託業務との比較から当該業務内容について検証し、委託料の見積根拠を確認していくことが必要である。また、中長期的な検討課題として、入札による競争性の確保も想定し、既に入札とされている他の類似の委託業務との比較を行いつつ、現状の特命随意契約による組合との委託業務契約に関し、当該業務の実態の把握とその契約金額の見積事務をより向上させる必要があると考える。</p>
6. 事業系ごみを家庭ごみとして処理する問題(便利屋・リフォーム業者等)	<p>① 事業系ごみを家庭ごみとして処理する問題【意見】</p> <p>便利屋の中には、市長の許可を得ずに家庭で出たごみの回収・運搬を行っている業者が散見され、リフォーム業者については、業務で出たごみを家庭ごみと偽って市に処理させている可能性がある。便利屋やリフォーム業者などに対して、業としてごみの回収・運搬を行う権限はない旨の連絡・確認・戒告等を行う必要があると考える。また、ふれあい収集等のサービスをより拡充し、便利屋等を凌ぐサービスを提供していくことで市民サービスの向上と違法な業者の排除が同時に行えるものと期待できると考える。</p>
7. 商業地におけるビン・カン集積所の見直しについて	<p>① 集積所の見直し【意見】</p> <p>原町田4丁目4番地・5番地は、過去の経緯からごみの集積所が密集しているが、ごみが出されていない事例や、事業系ごみと思われるものが出されている事例があるため、集積所の見直しを行うとともに、排出者に対して注意を喚起するなどの対応を図る必要があると考える。</p>
8. 手数料収入等	<p>特に記載すべき事項はない。</p>
9. 廃棄物減量再資源化等推進整備基金	<p>① 基金に関する規程の整備の必要性【意見】</p> <p>町田市廃棄物減量再資源化等推進整備基金条例の運用方法に関する規則や要領等が定められていない。また2008年度にごみの有料化に伴う経費の範囲を変更しているが、これに関する意思決定の過程が残されていない。当該条例の運用方法に関する規則や要領等を定め、基金の運用や取り崩し等に関する意思決定の過程を明らかにする必要があると考える。</p> <p>② 基金の用途について【意見】</p> <p>基金は一定の目的のために積み立てられるべき性質のものであるが、本来であれば一般会計が負担すべき経常経費にも取り崩し充当されており、基金としての独自性が失われている。市は基金の趣旨に則り、用途目的を明確に定め、廃棄物の減量・再資源化推進など特別な支出に備えて積み立てる必要があると考える。</p> <p>③ 基金の運用管理の必要性【意見】</p> <p>2010年度において基金は定期預金等により平均利回り0.0460%で運用されたが、これは市場平均利回りを下回るものであった。市債との比較も含めて基金の運用管理について検討する必要があると考える。</p>
10. 南収集事務所	<p>特に記載すべき事項はない。</p>
11. 粗大ごみ等の収集、再生及び再資源化事業	<p>① 財団法人の「粗大ごみ収集運搬業務」のあり方【意見】</p> <p>町田市リサイクル公社に粗大ごみ収集運搬業務を委託する場合、町田市リサイクル公社が財団法人化された後の運営に関して、業務効率化と公共的・社会的使命の実現との間のトレードオフの問題をどのように考えるかという点を検討する必要があると考える。</p> <p>② ペットボトル圧縮結束業務【意見】</p> <p>ペットボトル圧縮結束業務は町田市リサイクル公社が実施しているが、町田市外郭団体監理委員会の答申においても検討が要請されているように、町田市リサイクル公社の財団法人化後における事業構造、公社職員の雇用問題等を総合的に勘案したうえで、民間企業への委託などを含めたコスト削減策を再度検討する必要があると考える。</p>
Ⅲ. ごみ処理施設	
1. 町田市リサイクル文化センターの現状	<p>① 焼却量と焼却炉稼働数について【意見】</p> <p>町田市リサイクル文化センターでの処理量が年々減少している状況において、年間処理量がどの程度まで減少すれば稼働焼却炉数を減少させることができるかについての具体的な検討はされていない。効率的なごみ焼却実施の検討課題として、稼働焼却炉数の減少について具体的に検討する必要があると考える。</p>

第3 外部監査の総括（監査の「結果」及び「意見」の要約）

<p>2. 町田リサイクル文化センターの老朽化</p>	<p>① 焼却炉の長期使用による影響への対応【意見】 少なくとも 2020 年までは現在の焼却炉を適切に維持管理する必要があることから、交換が必要となる箇所が増加や、点検範囲の拡大等リスクへの対応の検討に加えて、増加する施設維持費を抑制していく必要があると考える。</p>
<p>3. 町田リサイクル文化センターの修繕維持費と工事契約</p>	<p>① 廃棄物処理施設総合保守点検業務の内容別集計【意見】 廃棄物処理施設総合保守点検業務は委託料として一括で計上されているが、当該業務には設備交換支出が含まれており、保守点検業務の人件費部分と維持修繕業務に係る修繕費部分が混在している。委託契約の中で多額の修繕や工事、物品購入が行われるものについては、比較可能性の確保の観点及び、費目分類による事業の実態把握の観点から、内容別の集計を行うことが望ましい。</p> <p>② 保守点検業務委託料の見積【意見】 廃棄物処理施設総合保守点検業務委託料の見積は、業者から入手した参考単価を使用して、業者の報告を参考としながら必要と思われる数量を入力する形で行われている。そのため、必ずしも施設の状況を直接把握したうえで部品交換の必要性を判断しているわけではなく、また部品単価を他の事例と比較するのは実務上困難となっている。類似する焼却炉を使用している他の自治体の保守点検業務委託料と比較する等、見積金額の全体的な確かさを確認することをまずは検討することが望ましい。</p> <p>③ 汎用性のある部分の切り分けによる入札の導入【意見】 随意契約により現在行われている維持管理や修繕工事のうち、たとえば、破碎施設やクレーンについては、焼却炉本体との直接的な関連性は比較的低いと考えられる。比較的汎用性のあると考えられる部分については切り分けのうえで、維持管理や修繕工事等について入札を実施し、その効果の有無を検証することが望ましい。</p> <p>④ 今後焼却施設を新設する際の留意事項【意見】 今後焼却施設を新設する際には、施設全体を一体の設計とする場合と、発電施設等、切り分けが可能と思われるものを切り分けのうえで別設計とする場合とで、その後の維持管理や修繕工事でどの程度の差が出るのか検討することが望ましい。 また、汎用性、競争性を確保し、その後の保守点検業務委託についても業者間比較や競争性が確保できるように設計段階から考慮することが望ましい。</p>
<p>4. 町田リサイクル文化センターの備品管理</p>	<p>① 備品一覧表の整備状況【結果】 備品一覧表に記載されている備品について今回サンプル調査を実施した結果、現品を確認できないものが存在することから、備品一覧表の整備状況は不十分であるといえる。備品一覧表は適切に整備を行う必要がある。</p> <p>② 備品の実地たな卸し【意見】 清掃工場では備品システム移行時の 2003 年度に実地たな卸しを実施し、その後は随時行っているとのことであるが、その実施内容は不十分であったといえる。 また、随時行われているたな卸し作業については実施記録が残されていないことから、どの備品がどの時点で確認できたのかが不明確である。実地たな卸しの方法の見直しと、その記録の保管について見直しが必要と考える。</p>
<p>5. リレーセンターみなみ</p>	<p>① リレーセンターみなみの存在意義について【意見】 リレーセンターみなみの存在意義について稼働当初からこれまでの間、十分な分析は行われていなかった。リレーセンターみなみの存在意義でもある収集効率の向上に伴うコスト低減の検証を行う上でも中継基地が無い場合の経費比較等のコスト分析を行う必要があると考える。</p> <p>② 具体的なコスト分析【意見】 リレーセンターみなみの現在の経費と、リレーセンターみなみが無かった場合に費やされると予測される経費を監査人が試算して比較したところ、リレーセンターみなみが無かった場合の方が少ない結果となった。輸送路の混雑緩和の問題や排ガス低減といった定性的な視点での検討も必要であるが、今後、より詳細に定量的な分析を行うことが望ましい。</p>

第3 外部監査の総括（監査の「結果」及び「意見」の要約）

6. 剪定枝資源化センター	<p>① 剪定枝資源化センターの用地取得【意見】 剪定枝資源化センターの用地は年間約 30 百万円の賃借料を支払い使用しているが、2022 年 3 月の契約期限到来後も長期的に使用することが見込まれるのであれば、同用地の取得も検討することが望ましいと考える。剪定枝資源化センターの施設のあり方について、その費用と効果の面から検討する必要があると考える。</p>
7. 遊休地の状況	<p>① 下小山田町 1458-1 他(旧竜谷事業場)【意見】 最終処分場として利用する目的で取得した旧竜谷事業場は、当初の目的に沿った使用が行われないことが明らかとなっている。現在検討が進められている清掃工場の新設、更新等に伴う清掃事業の機能の一部移転の可能性も踏まえながら、売却も含めて、速やかに今後の措置を決定する必要があると考える。</p> <p>② 金井 2 丁目 6-2(リサイクル文化センター関連用地)【意見】 本件は、区画整理の際に合わせて行われた土地購入と考えられるが、取得後既に 20 年以上が経過しているにも関わらず未利用となっている。ごみ中継基地設置の必要性が薄れてきた時点で、他の用途への転用、あるいは売却も含めた検討が行われる必要があったと考える。</p> <p>③ 常盤町 3466-3(廃道敷)【意見】 財務部管財課へ所管換えして売却するか、市有地として有効利用を図るのか、あるいは将来的には売却するが短中期的には市有地として有効活用を図るのか等を、財務部管財課主導で検討する必要があると考える。</p>
IV. 最終処分	
1. 最終処分場	特に記載すべき事項はない。
2. 焼却灰の処理	<p>① 清掃工場焼却残さ等運搬業務委託契約について【意見】 町田清掃社と以前取り交わされた「し尿収集業務減少に伴う措置に関する覚書」により、本件業務はし尿収集業務減少に伴う措置業務として扱われている。同業務は複数の相手先と契約しているが、町田清掃社への委託料は他社の同種業務に対して割高となっており、他社の前年度の実績単価を参考とした単価契約とするなどの対応を検討する必要があると考える。</p> <p>② 「し尿収集業務減少に伴う措置に関する覚書」への対応について【意見】 町田清掃社と取り交わされている「し尿収集業務減少に伴う措置に関する覚書」については有効期限の取り決めがなされていない。覚書の有効期限についての確認と交渉を行う必要があると考える。</p>
V. ごみ減量化・資源化・啓発事業	
1. 地域資源回収	<p>① 地域資源回収における奨励金の設定について【意見】 奨励金単価について適宜見直しが必要である。また将来的には、奨励金制度の必要性の有無について再度検討することが必要であると考えます。</p>
2. 生ごみ処理機の補助金制度等	<p>① 生ごみ処理機の購入補助金【意見】 生ごみ処理機の補助金支給にあたり、支給条件の確認方法及び支給条件のあり方について検討することが必要であると考えます。</p> <p>② 生ごみ処理機の有効利用【意見】 生ごみ処理機の仕組み、メリット及び購入補助金について市民に周知し、購入後の市民にも引き続き生ごみ処理機のメリットを活かせる状況を保持することが重要であると考えます。</p> <p>③ 生ごみ処理機の実情に応じた設置と利用の促進【意見】 生ごみ処理機を設置し、生ごみからたい肥が生成されたものの、この全部または一部を結局「燃やせるごみ」として処分している場合があることから、実情に応じた設置と利用の促進が必要と考える。</p> <p>④ 大型生ごみ処理機の普及について【意見】 大型生ごみ処理機について具体的な台数ベースでの数値目標が設定されていない。台数ベースの目標の設定を検討する余地がある。また、地権者や市民が安心・納得して大型生ごみ処理機が導入できる体制づくりや、導入後も安心できる体制を整備する必要があると考える。</p>

第3 外部監査の総括（監査の「結果」及び「意見」の要約）

3. イベントごみ減量の支援制度	<p>① イベントごみ減量の支援制度の周知方法【意見】 多くの市民が集まるイベントの場でのごみ減量活動は、ごみ減量・分別への理解を深めるよい機会であるため、このイベントごみ減量の支援制度を積極的に周知していくことが望ましい。</p>
4. 防護ネットの管理	<p>① 防護ネットの管理事務の見直し【意見】 カラス対策で使用する防護ネットについては、たな卸しの際の数量過不足の報告がなされていないことや、数量過不足の原因が特定できない事例がある。また、記録簿への記載を払出しの都度には行っていない事例があるため管理事務を見直す必要があると考える。</p>
5. 「資源とごみの出し方」(冊子)	<p>① 冊子の記載方法について【意見】 重要な事項について、より注意を引く記載方法を工夫することが望ましい。</p>
6. 使用済みカートリッジの回収	<p>① なぜリサイクルを行うのか【意見】 ごみ減量の啓発にあたっては、①ごみの減量を行うこと目的・必要性、もしくは本人の利益の明確化、②ごみ減量方法の提示、③ごみ減量効果の測定・開示という3段階を示していくことが必要であると考え。</p>
7. 出前講座・施設見学	<p>① 中学生・高校生への啓発について【意見】 小学生には、ハチドリ教室のように社会・道徳教育の一環としてごみ減量・分別を意識させる啓発活動が行われている一方で、中学生・高校生に対しては、ごみ問題を意識させる機会が乏しい。中学生・高校生に対しても啓発することが望ましい。</p>
8. 市民の声の反映	<p>特に記載すべき事項はない。</p>
VI. 町田市リサイクル公社	
1. 町田市リサイクル公社の法人化	<p>① 複数年契約による契約事務の効率化【意見】 法人化された場合には、単年度予算の制約や債務負担行為などの会計的手続が不要となることから、契約事務及び契約金額の効率化の観点から、複数年契約により契約金額の引き下げや契約事務の効率化を行うことを積極的に検討する必要があると考える。</p> <p>② 財団法人の運営に係るチェック機能のための仕組みの検討【意見】 新法人の自律的経営の確保のため、事業計画の適切な遂行状況、役員業績、自主事業の拡大(特に収益事業の獲得等)の進捗状況等を評価する第三者による評価機能の設置を検討するなど、適切な法人管理がなされる組織の構築を検討する必要があると考える。</p> <p>③ リサイクル事業の周知方法の工夫【意見】 リサイクル販売展示場は町田リサイクル文化センターに設置されているが、リサイクル事業の周知のためには、より幅広く市民に周知ができ、また、市民の利便性が確保される市内中心地などにリサイクル販売展示場を設置することなども検討することが望ましい。</p>
VII. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討	
1. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討	<p>① 法令順守に係る内部統制の一部欠如について【意見】 「法令順守に係るリスクの事前の統制」という観点から、法令違反リスクの洗い出し・分析・対応を検討する必要があると考える。</p> <p>② 個別法令の順守状況のチェックの十分性及び正確性の確認【意見】 法令順守状況確認書の作成に実効性がなく形骸化する可能性のあるような項目が見受けられるが、意味のある法令順守状況の確認を実施できるような仕組みを準備・検討する必要があると考える。</p>
VIII. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題	
1. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題	<p>① 基本計画全体の建設コストの規模と資金計画の展望の必要性【意見】 基本計画を実行に移すにあたり必要となる、特に施設建設に係る資金の規模等について、基本計画では言及されておらず、具体的な検討は今後順次行われる予定となっている。基本計画に盛り込まれている施設建設にかかるコストについては、できるだけ早く市民にその情報を提供する必要があると考える。</p> <p>② 検討委員会の活動に対する市担当課の充実したサポート【意見】</p>

第3 外部監査の総括（監査の「結果」及び「意見」の要約）

	<p>検討委員会の約2年の活動期間内で、多岐にわたる事項を検討し、結論を得るためには、検討委員会をサポートする市担当課としては、検討委員会への適宜適切な資料の提供と、諸課題に関して将来予想される影響について日常的に行政に関わる市職員ならでの助言や資料提供を行うことを要望する。タイトなスケジュールで行われている検討委員会の審議が充実したものとなり、審議の結論が町田市民にとって有益なものとなるよう、市担当課に、検討委員会への充実したサポートを要望する。</p>
--	--

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

1. ごみ量の発生状況

(1) 概要

① 市町村が処理するごみの流れ

市町村が行うごみ処理は、通常、収集運搬、中間処理、最終処分という過程を経る。

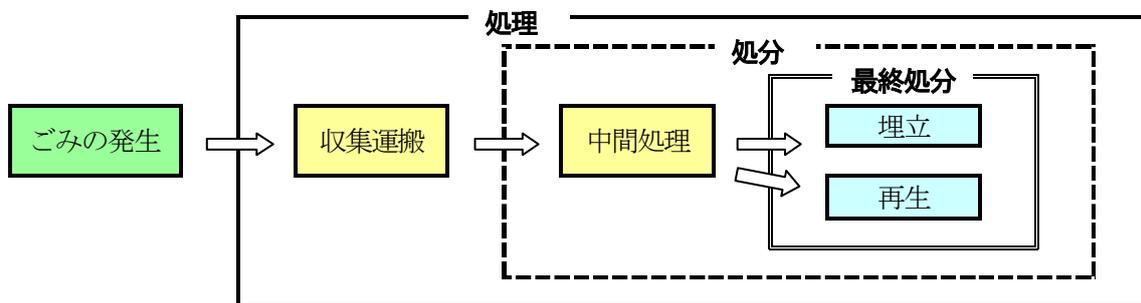
ごみは、通常、可燃ごみ(燃やせるごみ)、不燃ごみ(燃やせないごみ)、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに区分されるが、たとえば、家庭から出される燃やせるごみや燃やせないごみは、市町村が曜日を決めて収集するのが一般的である。市では、燃やせるごみは週2回収集で、収集日は地域ごとに指定されており、燃やせないごみは2週に1回の収集で、収集日は地域ごとに指定されている。(小山ヶ丘地域は週1回の収集となっている。)

市町村は、収集運搬したごみをそのまま埋め立てるのではなく、埋立量を減らす取り組みを行っている。そのための施設が、焼却施設や粗大ごみ破碎処理施設などの「中間処理施設」である。市は、焼却施設として町田リサイクル文化センターを設置しており、収集または受け入れたごみのほぼ8割を当施設内の清掃工場で焼却処理している。

廃棄物を最終的に処分することを最終処分といい、廃棄物処理法では、「埋立処分、海洋投入処分、再生」を最終処分と定義している。市町村が行う中間処理は焼却処理が主体となっているが、焼却処理を行うと焼却灰や残さ(以下「焼却灰等」という。)が生じてしまう。そのことは町田リサイクル文化センターも同様であるが、市では焼却灰等を、東京都日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント施設に搬入している。

エコセメント施設では、多摩地域(25市1町)のごみ焼却施設から排出される焼却灰等を処理し、土木建設資材である「エコセメント」に再生している。町田リサイクル文化センターでごみの中間処理により生じた焼却灰等の大部分は、再生という形で最終処分されている。

市町村が処理するごみ処理の流れ



なお、ごみの「処理」とは、中間処理施設や最終処分場などの処理施設での処理に加えて、収集運搬や保管行為など、すべてのごみの処理行為を含み、ごみの「処分」とは、中間処理施設や最終処分場(最終処分において埋立処分を行う場合に、埋め立てを行う施設)などの処理施設での処理をいう。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

② 2010 年度に市が収集・受け入れたごみ量

市は 2010 年度に 118,593 トンのごみを収集・受け入れている。

市では、市域で排出されたごみの大部分は町田リサイクル文化センターに搬入され、同センター内の清掃工場で処理されるが、町田市小山ヶ丘地区のごみは、多摩ニュータウン環境組合が運営する多摩清掃工場に搬入され処理されている。2010 年度のごみ量 118,593 トンのうち、117,577 トンが町田リサイクル文化センター内の清掃工場に搬入され、1,016 トンが多摩清掃工場に搬入されている。

③ 2010 年度に市が収集・受け入れたごみ量の流れ

市が 2010 年度に収集・受け入れたごみ量 118,593 トンのうち、96,420 トンが町田リサイクル文化センター内の清掃工場及び多摩清掃工場(以下「清掃工場」という。)で焼却処理されている。また、21,793 トンが焼却されずに資源化されており、4 トンは焼却処理されずに埋め立て処理されている。

ごみは焼却処理されてもすべて消失するわけではなく焼却灰等が残る。2010 年度に清掃工場焼却処理された 96,420 トンからは、8,349 トンの焼却灰等がエコセメントの原料として東京都日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント施設に搬入され資源化されている。

焼却処理するごみの中には金属が混入していることがあり、このような金属は焼却処理しても燃え残ってしまう。2010 年度に焼却処理された 96,420 トンのうち 937 トンは資源化(施設処理に伴う資源化)されている。

以上より、市は、2010 年度に 118,593 トンのごみを収集・受け入れており、そのうち 96,420 トンが焼却処理され、21,793 トンが焼却処理されず資源化され、4 トンは埋立処理されている。焼却処理された 96,420 トンのごみは、87,060 トンが焼却により減量化され、8,349 トンがエコセメントの原料として資源化されている。また、937 トンがエコセメントとは別に資源化されている。

④ 集団回収(地域資源回収)

地方公共団体には、行政によるごみの収集・受入のほか、自治会・町内会や子供会などがリサイクルできる資源を協同で集め、資源回収業者に引き渡す集団回収という流れがある。市も市内の一般家庭から排出された資源物(新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、古着、ビン、カン)を、地域単位で市民が集団回収している。市はこれを「地域資源回収」とよんでおり、2010 年度は 11,355 トンの資源物が回収されている。

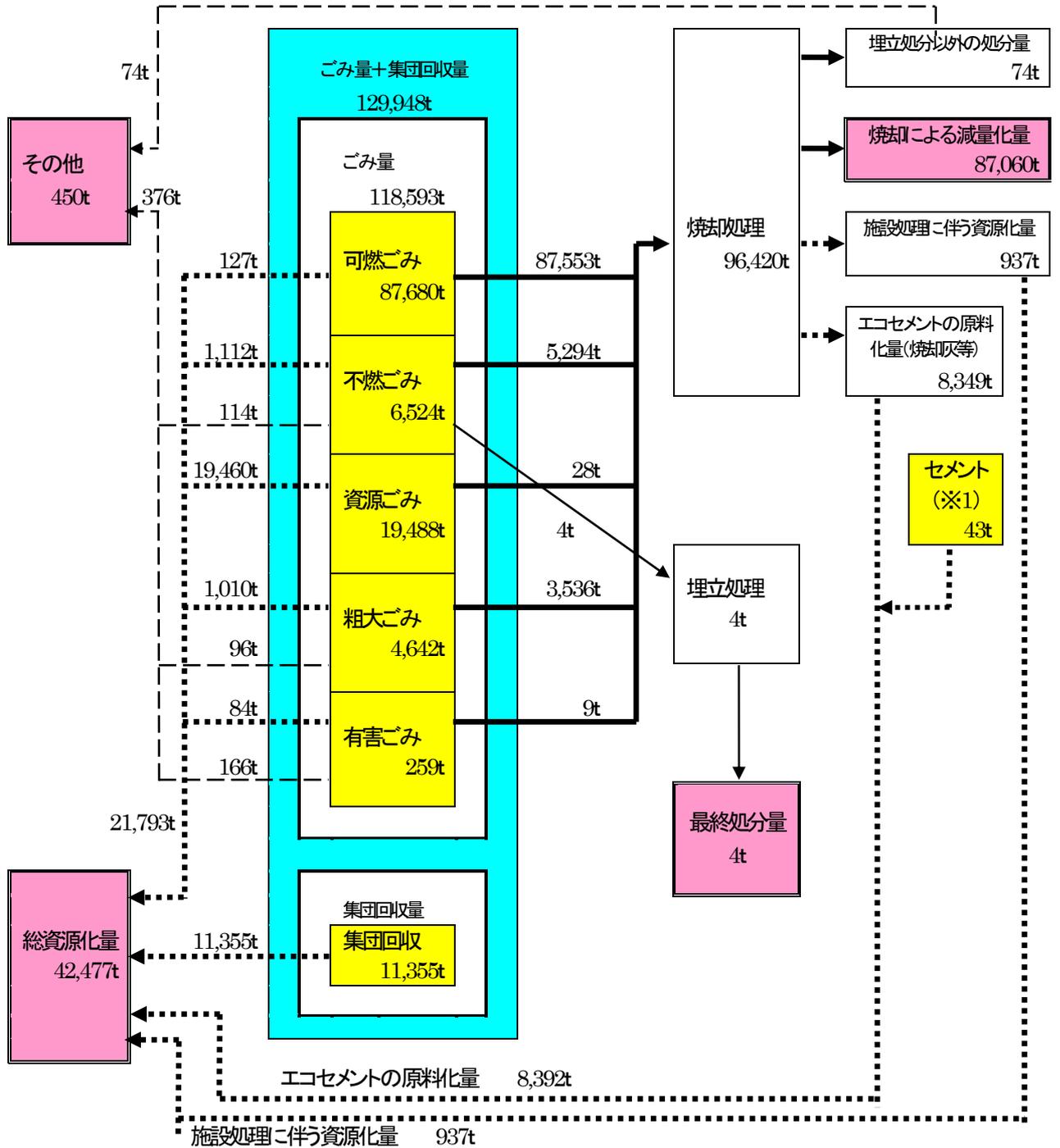
集団回収された 11,355 トンは資源化されている。

⑤ 市の 2010 年度のごみ量・集団回収量

2010 年度に市が収集・受け入れたごみ量は 118,593 トン、集団回収量は 11,355 トンで、ごみ量と集団回収量の合計量(以下「ごみ・資源量」という。)は 129,948 トンであった。次の図は、市における 2010 年度のごみ・資源量 129,948 トンの流れを示したものである。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

2010年度の市のごみ・資源の流れ



※1 東京たま広域資源循環組合の設備上の関係で、焼却殻を固化(セメントを混ぜる、43トン)して一部搬入することがある。

- 焼却処理されたもの
- 資源化されたもの
- 埋め立て処理されたもの
- - - 其他

(町田市資料より監査人が作成)

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

⑥ 市のごみ量の推移

次の表は、市の2001年度から2010年度までのごみ量及び1人1日あたりごみ量の推移である。

ごみ量の推移

区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
ごみ量(t)	141,288	142,617	145,131	142,868	144,166
人口(人)	384,535	392,402	400,171	404,819	408,441
1人1日あたりごみ量(g/人日)※	1,006.6	995.7	993.6	966.8	967.0

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
ごみ量(t)	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593
人口(人)	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1人1日あたりごみ量(g/人日)※	877.1	839.6	812.8	772.8	765.0

(助東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成)

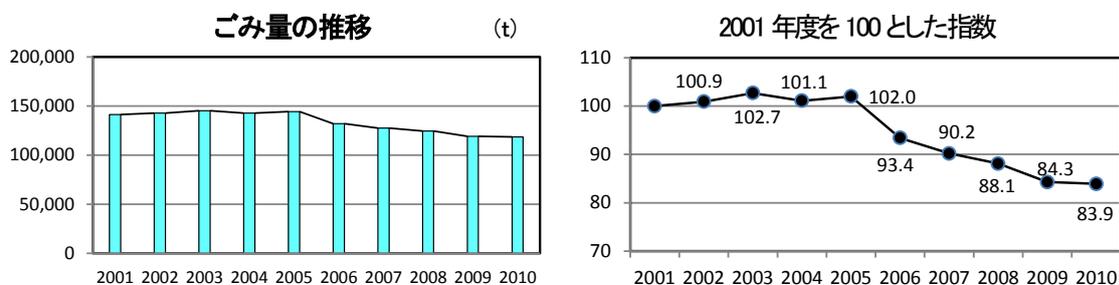
※ 1人1日あたりごみ量の算出に用いた人口

1人1日あたりごみ量の算出の基礎となる人口データは、東京都総務局統計部「住民基本台帳による世帯と人口」を使用している。たとえば、2001年度は2001年10月1日現在の人口総数を用いており、2010年度は2010年10月1日現在の人口総数を用いている。

以下、1人1日あたり量の算出の基礎となる人口データはすべて、東京都総務局統計部「住民基本台帳による世帯と人口」を使用している。

1) ごみ量の推移

次のグラフは、上表よりごみ量の推移を示したものである。



ごみ量は、2001年度から2005年度まではほぼ横ばいであったが、2006年度に大きく減少し、その後も減少している。

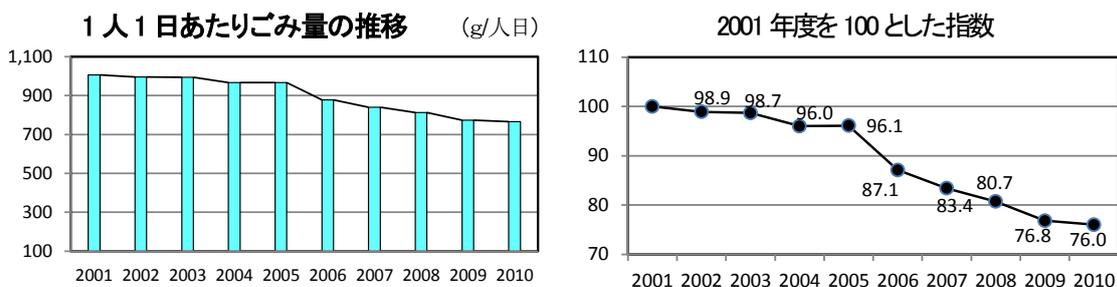
2001年度のごみ量は141,288トンで、2005年度は144,166トンまで増加しているが、翌2006年度は131,957トンまで減少している。ごみ量はその後も減少しており、2010年度は118,593トンまで減少している。2010年度のごみ量を2001年度と比較すると22,695トン減少しており、ピークであった2005年度と比較すると25,573トン減少している。

ごみ量の推移を、2001年度のごみ量を100とした指数で見ると、2005年度は102.0まで上昇したが、2006年度には93.4まで下降して、2010年度はさらに83.9まで下降している。2010年度は2001年度よりも16.1ポイント下落し、2005年度よりも18.1ポイント下落している。

2) 1人1日あたりごみ量の推移

2010年度の市の人口は424,669人で、2001年度の384,535人よりも40,134人増加している。増加人数は2001年度の人口の10.4%にあたり、市の人口はこの10年間で10%増えたことになる。

次のグラフは、上表のごみ量について人口と年間日数(365日)を加味した、1人1日あたりごみ量の推移を示したものである。



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

1人1日あたりごみ量は、2005年度までは緩やかに減少していたが、2006年度に大きく減少して、その後はまた緩やかに減少している。

2001年度の1人1日あたりごみ量は1,006.6g/人日で、2005年度は967.0g/人日まで減少している。ここまでの減少量は39.6g/人日であったが、2006年度は877.1g/人日となり、この1年間で89.9g/人日減っている。1人1日あたりごみ量はその後も減少しており、2010年度は765.0g/人日となっており、2001年度と比較すると241.6g/人日ほど減少している。

1人1日あたりごみ量の推移を、2001年度のごみ量を100とした指数でみると、2005年度は96.1で3.9ポイント下降しているが、2006年度は87.1となり、この一年間でさらに9.0ポイント下降している。2010年度は76.0まで下降し、2001年度より24.0ポイント下降している。

⑦ 家庭ごみの有料化

市のごみ量(及び1人1日あたりごみ量)は、2006年度に大きく減少しているが、これは、家庭ごみの有料化を実施した効果と考えられる。

家庭ごみの有料化は、ごみの排出者に排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担してもらう制度である。すべての自治体が導入している施策ではないが、近年導入する自治体が増えつつある。特に町田市をはじめとする多摩地域26市3町1村は導入率が高く、2010年度現在21の自治体が家庭ごみの有料化を実施している。

市は、2005年10月から家庭ごみの有料化を実施している。有料化は手数料徴収の媒体として指定袋を用いるケースが多いが、市も同様で、可燃ごみ、不燃ごみはそれぞれ、有料の燃やせるごみ袋・燃やせないごみ袋で出すこととされた。有料化実施当時の手数料(※)は、可・不燃ごみとも、指定袋1枚の価格が5リットル袋10円、10リットル袋20円、20リットル袋40円、40リットル袋80円であった。

※ 現在の手数料は、可・不燃ごみとも、指定袋1枚の価格は5リットル袋8円、10リットル袋16円、20リットル袋32円、40リットル袋64円である。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

⑧ 市のごみの種類別推移

ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに大別される。

次表は、市の2001年度から2010年度までのごみ発生量の種類別の推移である。

ごみ量の種類別推移

(単位:t)

区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
可燃	107,419	108,689	111,647	109,956	106,273
不燃	7,285	7,779	8,029	8,081	9,853
資源	20,134	20,169	19,833	19,715	22,024
粗大	6,217	5,750	5,360	4,864	5,759
有害	233	230	262	252	257
合計	141,288	142,617	145,131	142,868	144,166

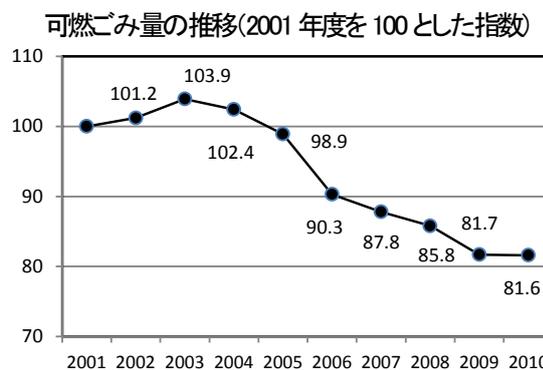
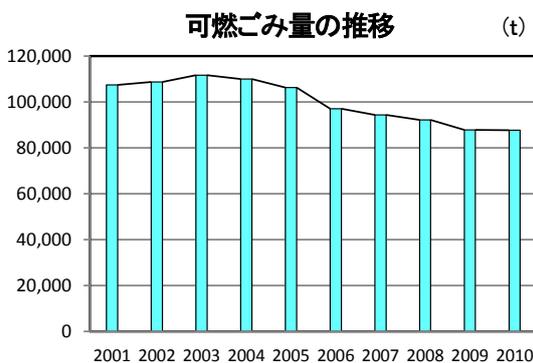
区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
可燃	96,979	94,359	92,177	87,767	87,680
不燃	6,500	5,846	5,811	5,853	6,524
資源	22,315	21,487	20,831	19,916	19,488
粗大	5,926	5,507	5,416	5,266	4,642
有害	237	246	246	266	259
合計	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593

(助東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成)

2010年度のごみ量の種類別内訳をみると、可燃ごみが87,680トンで最も多く、資源ごみ(19,488トン)、不燃ごみ(6,524トン)、粗大ごみ(4,642トン)、有害ごみ(259トン)と続いている。

2010年度のごみ量(118,593トン)は、2001年度のごみ量(141,288トン)よりも22,695トン減少しているが、この間、可燃ごみは107,419トン(2001年度)から87,680トン(2010年度)へと19,739トン減少している。ごみ量の減少は、可燃ごみの減少が主因といえる。

次の図は、ごみ量の中で最も大きな割合を占めている可燃ごみの2001年度から2010年度までの発生量の推移である。



(助東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成)

2001年度の可燃ごみの発生量を100とした指数で発生量の推移をみると、2006年度は90.3で前年度より9.7ポイントと大きく下落している。2010年度は81.6ポイントで2001年度よりも18.4ポイント下落している。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

⑨ 2001 年度と2010 年度のごみ量の種類別比較

次表は、2001 年度と2010 年度のごみの発生量を種類別に比較したものである。

区分	2001 年度	2010 年度	増減量	増減率
可燃	107,419	87,680	Δ 19,739	Δ18.4%
不燃	7,285	6,524	Δ 761	Δ10.4%
資源	20,134	19,488	Δ 646	Δ3.2%
粗大	6,217	4,642	Δ 1,575	Δ25.3%
有害	233	259	26	11.2%
合計	141,288	118,593	Δ 22,695	Δ16.1%

2010 年度のごみ量の種類別内訳をみると、可燃ごみが87,680トンで最も多く、資源ごみ(19,488トン)、不燃ごみ(6,524トン)、粗大ごみ(4,642トン)、有害ごみ(259トン)と続いている。

2010 年度のごみ量(118,593トン)は、2001 年度のごみ量(141,288トン)よりも22,695トン減少しているが、この間、可燃ごみは107,419トン(2001 年度)からの87,680トン(2010 年度)へと19,739トン減少している。2001 年度と比較したごみ量の減少は、可燃ごみの減少が大きな要因となっている。

ごみ量の中では可燃ごみの減少量が大きいが、粗大ごみも1,575トン減少しており、減少率は25.3%で可燃ごみの減少率よりも高い。不燃ごみ、資源ごみも減少しており、不燃ごみは761トンの減少で減少率は10.4%、資源ごみは646トンの減少で減少率は3.2%である。増加しているのは有害ごみだけで、26トン(増加率11.2%)増加している。

ごみ量に占める可燃ごみの発生量の割合は、2001 年度は76%であったが2010 年度は74%で、10 年間で2ポイントの減少に留まっている。

不燃ごみの割合は、2001 年度の5%から2010 年度は6%へと1ポイント上昇し、資源ごみは14%から16%と2ポイントの上昇、粗大ごみは5%から4%へと1ポイント減少している。

可燃ごみ以外のごみ(有害ごみは除く)も減少しているため、可燃ごみは、発生量は大きく減っているにもかかわらず、ごみ量に占める割合はほとんど変動していない。2010 年度のごみ量は、可燃ごみが全体の4分の3を占めているが、その割合は2001 年度から大きく変わっていない。

(2) 実施した監査手続

- (財)東京市町村協議会が毎年度公表している「多摩地域ごみ実態調査」より、市のごみ量の推移を作成して、傾向を分析した。
- 市のごみの発生量及び処分状況の概要等を市に質問した。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

2. 清掃費とごみ量の推移

(1) 概要

① 清掃費の推移

次の表は、市の2001年度から2010年度までの清掃費、及び清掃費を市の人口で除した市民1人あたり清掃費の推移である。

清掃費の推移

(単位:千円)

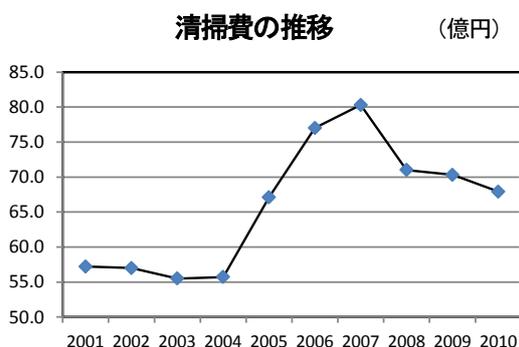
区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
清掃費(千円)	5,721,249	5,709,324	5,551,006	5,577,774	6,716,818
人口(人)	384,535	392,402	400,171	404,819	408,441
1人あたり清掃費(円/人)	14,878	14,549	13,871	13,778	16,445

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
清掃費(千円)	7,706,228	8,034,978	7,100,198	7,034,282	6,790,183
人口(人)	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1人あたり清掃費(円/人)	18,696	19,321	16,923	16,664	15,989

(清掃費は町田市決算書より抽出している)

1) 清掃費の推移

次のグラフは、上表より清掃費の推移を示したものである。



清掃費は、2001年度から2004年度まではほぼ横ばいであったが、2005年度から2007年度に大きく増加している。2008年度には大きく減少して、2009年度、2010年度と微減となっている。

2001年度の清掃費は5,721,249千円で、2007年度は8,034,978千円まで増加している。翌2008年度は7,100,198千円まで減少し、2010年度はさらに減少して6,790,183千円であった。2010年度の清掃費を2001年度と比較すると1,068,934千円増加しており、ピークであった2007年度と比較すると1,244,795千円減少している。

以上の動きを、2001年度の清掃費を100とした指数でみると、2004年度は97.5まで下がったが、その後上昇を続け、2007年度は140.4に達している。その後下降し、2010年度は118.7となったが、2001年度と比較すると18.7ポイント上昇している。

次表は、清掃費の内訳を目科目別に区分したものである。清掃費は清掃総務費、廃棄物処理費、リサイクル推進費及び廃棄物処理施設整備費に区分される。清掃費の目科目別の分析結果は、「3. 清掃費の目科目別・節科目別の状況」に記載している。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

清掃費の推移: 目科目別

(単位: 千円)

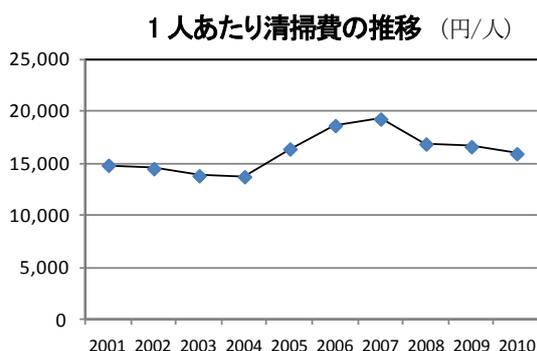
区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
清掃総務費	2,532,065	2,472,516	2,406,427	2,306,312	2,300,263
廃棄物処理費	2,369,702	2,375,629	2,276,079	2,443,289	2,766,476
リサイクル推進費	815,780	861,178	838,296	795,786	1,604,083
廃棄物処理施設整備費	3,701	—	30,203	32,387	45,994
合計	5,721,249	5,709,324	5,551,006	5,577,774	6,716,818

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
清掃総務費	2,141,213	2,086,087	2,036,053	1,802,936	1,621,240
廃棄物処理費	2,863,348	3,058,131	3,159,472	3,272,215	3,181,133
リサイクル推進費	2,160,098	1,833,233	1,749,852	1,871,771	1,663,989
廃棄物処理施設整備費	541,569	1,057,526	154,820	87,360	323,820
合計	7,706,228	8,034,978	7,100,198	7,034,282	6,790,183

(町田市決算書より)

2) 1人あたり清掃費の推移

次のグラフは、清掃費を人口で除した、1人あたり清掃費の推移である。



2001年度から2004年度までは、清掃費はほぼ横ばいであったが、人口が増加しているため1人あたり清掃費は減少している。その後は、清掃費の動きとほぼ同じで、2005年度から2007年度に大きく増加して2008年度に大きく減少し、2009年度、2010年度は微減となっている。

2001年度の1人1日あたり清掃費は14,878円/人で、2007年度は19,321円/人まで増加している。翌2008年度は16,923円/人まで減少し、2010年度はさらに減少して15,989円/人であった。

以上の動きを、2001年度の1人あたり清掃費を100とした指数で見ると、2004年度は92.6まで下がったが、その後上昇を続け、2007年度は129.8まで達している。その後下降し、2010年度は107.4となったが、2001年度と比較すると7.4ポイント上昇している。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

② 市のごみ処理事業にかかる収入額(清掃事業収入)の推移

市のごみ処理事業に関連する収入(以下「清掃事業収入」という。)の2001年度から2010年度の推移は次のとおりである。

清掃事業収入の推移

(単位:千円)

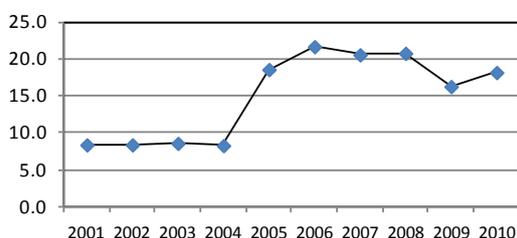
項目	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
廃棄物処理手数料	767,263	759,440	757,443	728,892	1,757,748
物品売払収入	59,872	64,987	83,258	78,796	98,485
余剰電力売払収入	14,773	19,499	24,457	22,362	10,283
資源化物売払配分金	0	0	0	0	0
清掃事業収入	841,910	843,926	865,160	830,051	1,866,518

項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
廃棄物処理手数料	1,997,301	1,816,262	1,716,066	1,475,620	1,471,993
物品売払収入	160,403	224,527	336,884	132,756	313,761
余剰電力売払収入	13,734	5,704	18,391	28,394	30,045
資源化物売払配分金	3,368	17,483	12,797	2,605	12,155
清掃事業収入	2,174,807	2,063,979	2,084,140	1,639,377	1,827,956

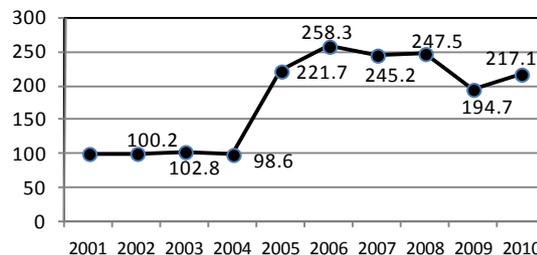
(町田市決算書より監査人が集計)

※ 清掃事業に係る収入は、上表のほかにもいくつかの項目がある。たとえば2010年度の場合、一般廃棄物処理業許可手数料(50千円)、隣接施設等の水道料・電気料(3,627千円)、廃棄物処理施設整備事業債(108,200千円)などの収入項目があるが、本報告書では清掃事業収入には含めていない。

清掃事業収入の推移 (億円)



2001年度を100とした指数



清掃事業収入は、2001年度から2004年度まではほぼ横ばいであったが、2005年度と2006年度に大きく増加している。2009年度は大きく減少しているが、2010年度は再び増加している。

2001年度の清掃事業収入は841,910千円であったが、2006年度には2,174,807千円に増加している。2009年度には1,639,377千円まで減少しているが、2010年度は再び増加して1,827,956千円となっている。2010年度の清掃事業収入は2001年度よりも986,045千円増加しており、ピークであった2006年度よりも346,851千円減少している。

以上の動きを、2001年度の清掃事業収入を100とした指数で見ると、2004年度は98.6まで下がったが、その後上昇を続け、2006年度は258.3に達している。その後下降し、2010年度は217.1となったが、2010年度は2001年度よりも117.1ポイント上昇している。

清掃事業収入が2005年度と2006年度に大きく増加しているのは、2005年10月からの家庭ごみの有料化に伴い、家庭廃棄物処理手数料が新たに市の収入として計上されていることが大きな要因である。また、清掃事業収入が2009年度に落ち込んだのは、資源化物売払代が大きく減少していることが主な要因である。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

※ ごみ処理事業の主な収入項目

項目		内容
廃棄物処理手数料	粗大ごみ処理手数料	市では、指定収集袋に入らないもの、または重さが 10 キログラムを超えるものを粗大ごみとしている。粗大ごみを排出する際には、粗大ごみ収集予約窓口へ予約した後、収集料金分の粗大ごみ処理券(シール)を取扱店で購入する。それに伴い、粗大ごみ処理手数料が市の収入となっている。
	持込ごみ処理手数料	商店、飲食店、事務所など事業活動から発生したごみ(生ごみ、紙くず等)は通常、廃棄物処理業の許可を持っている業者に収集、運搬、処理を委託して、清掃工場(町田リサイクル文化センター)に持ち込まれる。また、家庭ごみも清掃工場に直接持ち込まれることがあるが、その際に市は手数料を徴収している。これが持込ごみ処理手数料で、市の収入となっている。
	家庭ごみ処理手数料	市は 2005 年度より家庭ごみの有料化を実施している。家庭ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ)は、指定収集袋を購入して排出することになり、それに伴い、家庭廃棄物処理手数料が市の収入となっている。
	剪定枝処理手数料	市内から発生した剪定枝で、直径 30 センチ以内で長さが 2 メートル以内のものは、町田市剪定枝資源化センターに直接持ち込むことが可能であるが、その際に市は搬入処理手数料を徴収している。これが剪定枝処理手数料で、市の収入となっている。
資源化物売払代(物品売払収入)		古紙、ビン・カンなどの資源化物について、古紙及び古着、古布は業者に売却しており、ビン及びカンを選別して中間処理を行い、一部は業者に売却している。ペットボトルの一部や紙パックなども業者に売却している。このように、資源化物の売払代が市の収入となっている。
余剰電力売払収入(雑入)		清掃工場では、ごみを燃やしてできた熱を蒸気に変え、発電等を行っている。発電機で作った電気は町田リサイクル文化センターで利用するほか、余った電気を電力会社に売却している。

③ 清掃事業収入控除後の清掃費の推移

次の表は、清掃費から清掃事業収入を控除した、収入控除後の清掃費(以下「清掃費純額」という。)の推移を示したものである。

清掃費純額の推移

(単位:千円)

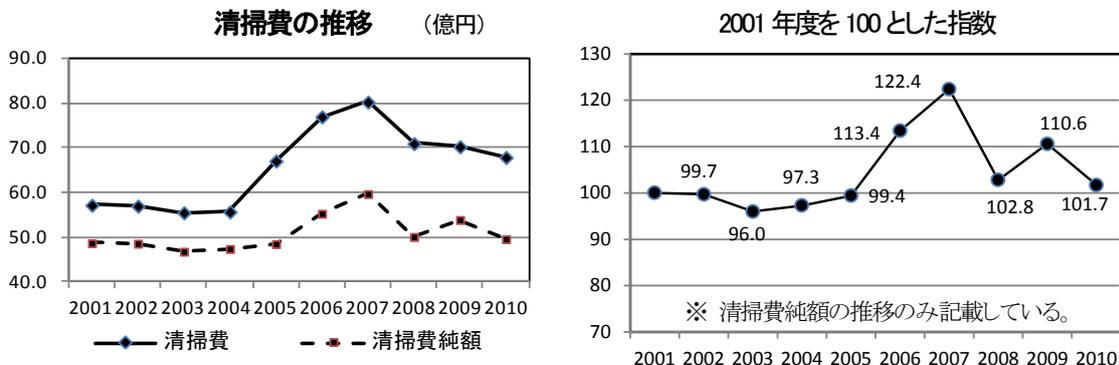
区分	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
清掃費	5,721,249	5,709,324	5,551,006	5,577,774	6,716,818
清掃事業収入	841,910	843,926	865,160	830,051	1,866,518
清掃費純額	4,879,339	4,865,398	4,685,846	4,747,723	4,850,300
人口(人)	384,535	392,402	400,171	404,819	408,441
1人あたり清掃費(円/人)	14,878	14,549	13,871	13,778	16,445
1人あたり清掃費純額(円/人)	12,688	12,399	11,709	11,728	11,875

区分	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
清掃費	7,706,228	8,034,978	7,100,198	7,034,282	6,790,183
清掃事業収入	2,174,807	2,063,979	2,084,140	1,639,377	1,827,956
清掃費純額	5,531,421	5,970,999	5,016,057	5,394,905	4,962,227
人口(人)	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1人あたり清掃費(円/人)	18,696	19,321	16,923	16,664	15,989
1人あたり清掃費純額(円/人)	13,419	14,358	11,955	12,780	11,684

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

1) 清掃費純額の推移

次の左側のグラフは、清掃費と清掃費純額の推移を示したものである。また、右側のグラフは、清掃費純額について、2001年度を100とした指数を示したものである。



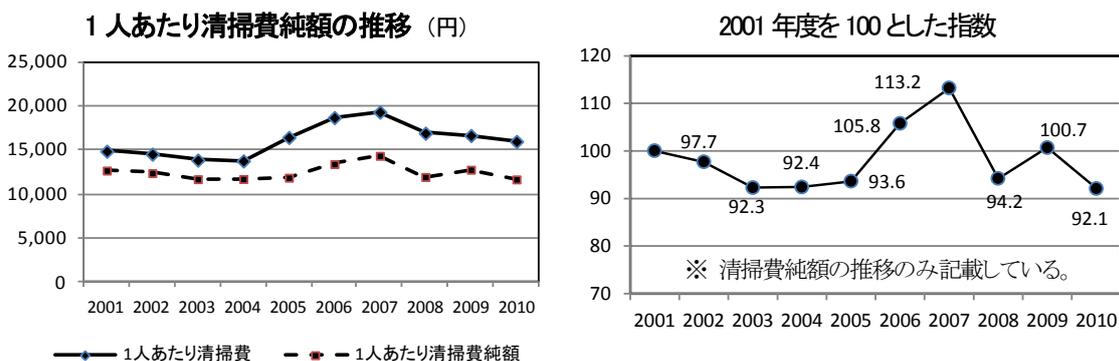
清掃費純額の推移をみると、2006年度と2007年度は大きく増加しているが、2008年度に大きく減少し、2010年度は2001年度とほとんど変わらない水準となっている。

2010年度の清掃費純額は4,962,227千円であるが、これは2001年度の4,879,339千円よりも82,888千円多いだけである。2001年度の金額を100とした指数でみると、2010年度は101.7で1.7ポイントの増加にとどまっている。

2010年度の状態をみると、清掃費は増加しているが、清掃事業収入も増加しているため、その差額である清掃費純額は10年前と大きく変わっていない。

2) 1人あたり清掃費純額の推移

次の左側のグラフは、1人あたり清掃費と清掃費純額の推移を、右側のグラフは、1人あたり清掃費純額について、2001年度を100とした指数を示したものである。



1人あたり清掃費純額は、2006年度と2007年度に大きく上昇しているが、2008年度に大きく下落し、2009年度に再び上昇して2010年度は再び下落している。2010年度の1人あたり清掃費純額は11,684円/人であるが、これは2001年度の12,688円/人を1,004円下回っている。2001年度を100とした指数でみると、2010年度は92.1となり、2001年度よりも7.9ポイント下落している。

④ ごみの発生量と清掃費純額

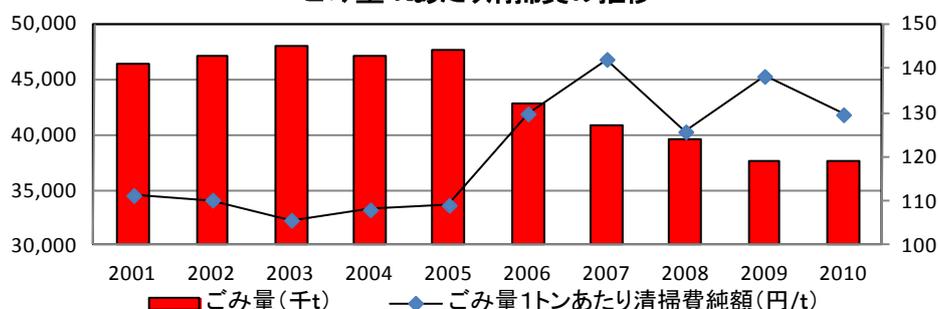
次の表及びグラフは、2001年度から2010年度までの市のごみ量1トンあたりの清掃費純額の推移を示したものである。

ごみ量1tあたりの清掃費純額の推移

区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
清掃費純額(千円)	4,879,339	4,865,398	4,685,846	4,747,723	4,850,300
ごみ量(t)	141,288	142,617	145,131	142,868	144,166
1tあたり清掃費(円/t)	34,535	34,115	32,287	33,232	33,644

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
清掃費純額(千円)	5,531,421	5,970,999	5,016,057	5,394,905	4,962,227
ごみ量(t)	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593
1tあたり清掃費(円/t)	41,918	46,852	40,296	45,309	41,842

ごみ量 1tあたり清掃費の推移



ごみ量は2005年度まではほぼ横ばいで推移していたが、2006年度以降は減少し続けている。ごみ量1トンあたり清掃費純額も2005年度まではほぼ横ばいであったが、2006年度と2007年度に大きく増加している。2008年度と2010年度は前年度より減少するなど、変動がみられるが、2010年度のごみ量1トンあたり清掃費純額(41,842円/t)は2001年度(34,535円/t)を上回っている。

2001年度のごみ量1トンあたり清掃費純額を100とした指数でみると、2010年度は121.2で2001年度より21.2ポイント増加している。ごみ量1トンあたり清掃費純額も2006年度以降、大きく増加している。

2001年度を100とした指数



第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

(2)実施した監査手続

- 市が毎年度作成している「町田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書」より、清掃費の科目の2001年度から2010年度までの推移を作成して、清掃費の傾向を分析した。
- (財)東京市町村協議会が毎年度公表している「多摩地域ごみ実態調査」より、市のごみ量の推移を作成して、ごみ発生量の傾向を分析した。

(3)監査の結果及び意見

① コスト情報の開示【意見】

市の2010年度のごみ量は、家庭ごみ有料化の影響もあり、10年前の2001年度より16.1%減少している。人口が増加している状況でごみ量が減少していることから、住民1人あたりごみ量の減少率はさらに高くなり、2001年度よりも24.0%減少している。

清掃費は2001年度よりも18.7%増加しているが、清掃事業収入も増加しているため、清掃費純額は2001年度とほぼ同水準となっている。このため、住民1人あたり清掃費純額は2001年度よりも減少している(7.9%の減少)。

一方、清掃費純額とごみ量を比較すると、2010年度のごみ量1トンあたり清掃費純額は2001年度よりも21.2%増加している。

このように、清掃費純額は、人口を指標とすると10年前から減少しているが、ごみ量を指標とするとむしろ増加している。

町田リサイクル文化センターの維持管理コストの中には、固定的に発生するものが含まれており、また、施設の老朽化が進んでいることにより、毎年度、様々な維持管理コストも発生している。このような維持管理コストは、ごみ量に直接関係しないで発生するものであり、このような支出が2010年度には、1,387百万円(廃棄物処理施設運営費)生じている。

市では、ごみの焼却処理を行った結果生じた焼却灰等を、東京都日の出町にある東京たま広域資源循環組合(以下「循環組合」という。)のエコセメント施設に搬入している。循環組合には、多摩地域30市町村のうち25市1町の焼却灰等が搬入されているが、循環組合で発生している処理費用は、町田市を含む25市1町がごみ搬入量に応じて費用負担をしている方式をとっていることに関連している。そのため、市が焼却灰等の搬入量を減らしても、他の市町も同様の割合で搬入量を減らせば、負担金の額はさほど変わらない可能性がある。市が2010年度に循環組合に支払った負担金は829百万円であるが、この支出もごみ量と完全には比例していない。(詳細は「3. 清掃費の目科目別・節科目別の状況」に記載している。

このように、清掃費純額の中には、ごみ量に直接的に比例せず、固定的に発生する支出が含まれている。そのため、ごみ量が減少している状況で、ごみ量1トンあたり清掃費純額が増加していることについてはやむを得ない面がある。ただし、この場合に重要なのは、現状において、そのような情報が十分に開示されていないことである。

清掃費や清掃事業収入は市が毎年度作成している市決算書で把握は可能である。ごみ量についても、「多摩地域ごみ実態調査」で把握できる。また、市は、「清掃事業概要」を毎年度作成、公表しており、これにもごみ量データが記載されている。しかしながら、清掃費、清掃事業収入と、ごみ量を結び付けるデータについては十分な開示がなされていない。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

「清掃事業概要」には、収集運搬、中間処理、最終処分のごみ処理過程別の経費が開示されているが、これは、「4. ごみ量の発生状況と行政コスト」で後述する、ごみ処理原価計算の結果を示したものである。市は毎年度ごみ処理原価計算を実施して、その結果を「清掃事業概要」に記載しているが、数値の記載のみで、その数値に関する説明がなされていない。

このような状況について、今後改善を進めるにあたっては、まず、情報を開示して、現状を知らしめることが重要である。

ごみ処理事業は市の事業の中でも重要な事業と考えるが、昨今の厳しい財政状況を踏まえると、経済性や効率性に対するより一層の配慮が必要であり、コストと成果のバランスをとりながら事業を進めていく必要がある。そのためには、コスト(清掃費や清掃事業収入)について、より詳細な分析と、その結果を開示していくことが望ましい。

例えば、「清掃事業概要」のごみ処理過程別の経費の記載に併せて、前年度からの変動要因などの分析結果を記載するなど、ごみ量とコストの関係について、より具体的な分析を行い、その結果を開示していくことが望ましい。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

3. 清掃費の目科目別・節科目別の状況

(1) 概要

ごみ量は減少を続けているが、清掃費純額はほとんど変化していないため、ごみ量1トンあたりの清掃費純額は2006年度以降、増加している。

以下は、ごみ量1トンあたりの清掃費純額が増加している原因を、目科目別・節科目別に分析した結果である。

① 清掃費、清掃事業収入、清掃費純額の推移(再掲)

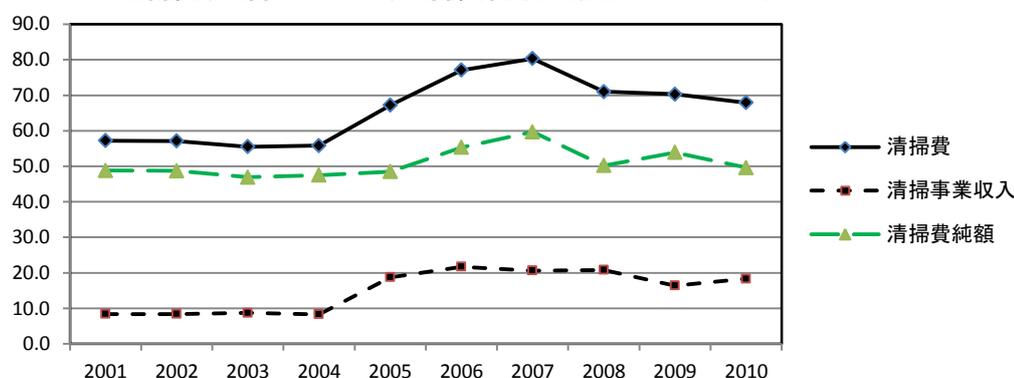
次の表及びグラフは、清掃費、清掃事業収入、清掃費純額の2001年度から2010年度までの推移である。

清掃費、清掃事業収入、清掃費純額の推移 (単位:千円)

区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
清掃費	5,721,249	5,709,324	5,551,006	5,577,774	6,716,818
清掃事業収入	841,910	843,926	865,160	830,051	1,866,518
清掃費純額	4,879,339	4,865,398	4,685,846	4,747,723	4,850,300

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
清掃費	7,706,228	8,034,978	7,100,198	7,034,282	6,790,183
清掃事業収入	2,174,807	2,063,979	2,084,140	1,639,377	1,827,956
清掃費純額	5,531,421	5,970,999	5,016,057	5,394,905	4,962,227

清掃費、清掃事業収入、清掃費純額の推移 (単位:億円)



清掃費は2005年度から2007年度に大きく増加し、清掃事業収入も2005年度と2006年度に大きく増加しているが、この間、清掃費の増加幅の方が大きかったため、清掃費純額は大きく増加している。2008年度は、清掃費が大きく減少し、清掃事業収入は微増だったため、清掃費純額が大きく減少している。2009年度は、清掃費は微減だったが清掃事業収入が大きく減少したため、清掃費純額は増加している。2010年度は、清掃費が減少して清掃事業収入が増加したため、清掃費純額は減少している。このように、清掃費と清掃事業収入の動きは必ずしも連動していないため、清掃費純額の動きも安定していない。

清掃費と清掃事業収入では、清掃事業収入の動きの方が比較的に安定していることから、ごみ量1トンあたりの清掃費純額の増加要因は、清掃費の動きに関連していると推測される。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

② 清掃費の目科目別の推移

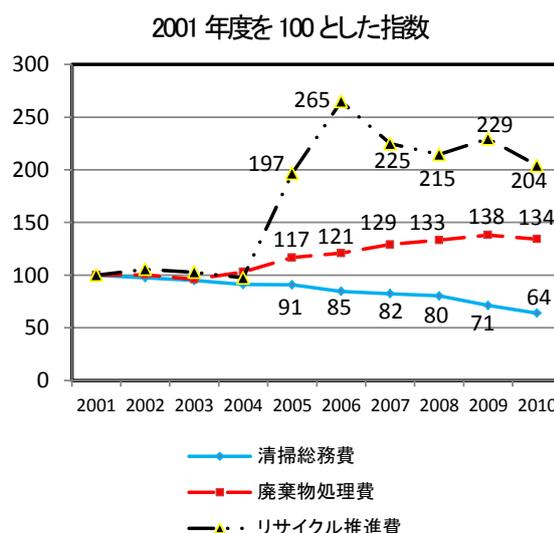
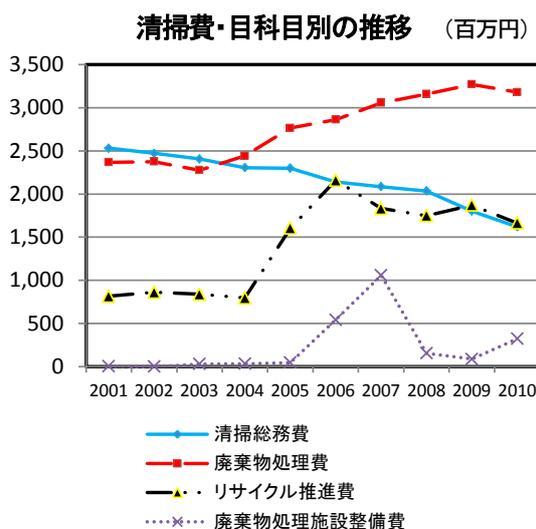
次の表及びグラフは、2001年度から2010年度までの清掃費を目科目に分類し、その推移を示したものである。

清掃費の推移: 目科目別(再掲)

(単位: 千円)

区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
清掃総務費	2,532,065	2,472,516	2,406,427	2,306,312	2,300,263
廃棄物処理費	2,369,702	2,375,629	2,276,079	2,443,289	2,766,476
リサイクル推進費	815,780	861,178	838,296	795,786	1,604,083
廃棄物処理施設整備費	3,701	—	30,203	32,387	45,994
合計	5,721,249	5,709,324	5,551,006	5,577,774	6,716,818

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
清掃総務費	2,141,213	2,086,087	2,036,053	1,802,936	1,621,240
廃棄物処理費	2,863,348	3,058,131	3,159,472	3,272,215	3,181,133
リサイクル推進費	2,160,098	1,833,233	1,749,852	1,871,771	1,663,989
廃棄物処理施設整備費	541,569	1,057,526	154,820	87,360	323,820
合計	7,706,228	8,034,978	7,100,198	7,034,282	6,790,183



(注1) 廃棄物処理施設整備費の記載は省略している。
(注2) 2004年度までの指数表示は省略している。

2001年度から2010年度までの推移をみると、清掃総務費は緩やかに減少しており、廃棄物処理費は2004年度以降増加している。リサイクル推進費は2005年度と2006年度に大きく増加しており、廃棄物処理施設整備費は2006年度と2007年度のみ多額に発生している。

2001年度の金額を100とした指数でみると、リサイクル推進費の増加率が高く、2010年の指数は204で104ポイントも上昇している。廃棄物処理費の2010年度の指数は134で34ポイントの上昇、清掃総務費は64で36ポイント下落している。

以上より、ごみ量1トンあたりの清掃費純額の増加は、廃棄物処理費とリサイクル推進費の動きに関連していると推測される。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

③ 廃棄物処理費の分析

市の清掃費は2004年度まではほぼ横ばいで推移していたが、2010年度の清掃費の中で最も大きな割合を占めている廃棄物処理費は、2004年度以降増加している。

次の表は、2002年度(※1)から2010年度までの廃棄物処理費を事業別(大事业別)に分類し、その推移を示したものである。

廃棄物処理費の推移

(単位:千円)

大事业	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
リサイクル文化センター管理費		140,134	89,006	116,661	86,970
廃棄物処理施設運営費		1,465,180	1,330,410	1,333,258	1,562,834
最終処分場費		4,770	8,772	17,935	3,397
廃棄物収集費		199,525	144,757	154,626	233,342
南収集事務所管理費		9,880	21,206	13,157	13,027
広域廃棄物処理費		556,138	681,925	807,649	866,904
合計	2,369,702	2,375,629	2,276,079	2,443,289	2,766,476

大事业	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
リサイクル文化センター管理費	101,137	92,465	120,047	138,000	102,283
廃棄物処理施設運営費	1,541,636	1,520,057	1,560,148	1,614,207	1,387,885
最終処分場費	38,055	32,713	49,244	60,680	108,035
廃棄物収集費	271,833	414,482	501,762	548,981	693,127
南収集事務所管理費	12,950	13,197	14,730	7,767	7,558
広域廃棄物処理費	897,735	985,214	913,539	902,578	882,242
合計	2,863,348	3,058,131	3,159,472	3,272,215	3,181,133

(町田市決算書より)

※ 2001年度の町田市決算書では大事业別の区分がされていないため、2001年度は記載を省略している。
(以下同じ)

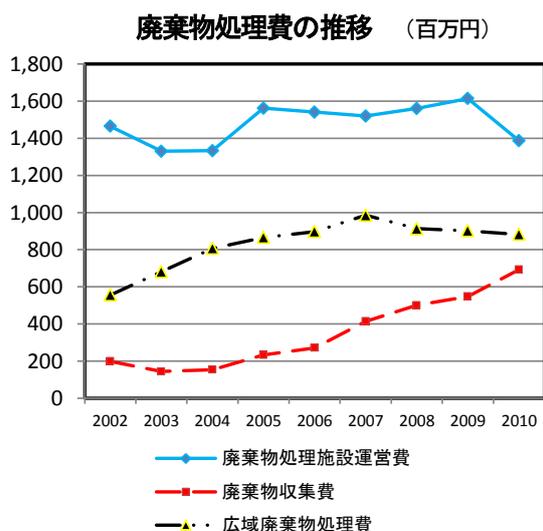
廃棄物処理費は、リサイクル文化センター管理費、廃棄物処理施設運営費、最終処分場費、廃棄物収集費、南収集事務所管理費、広域廃棄物処理費に区分される。なお、2007年度までは、廃棄物処理費は塵芥処理費、廃棄物処理施設運営費は塵芥処理施設運営費、廃棄物収集費は塵芥収集費、広域廃棄物処理費は広域塵芥処理費とされている。

2010年度の状況をみると、廃棄物処理施設運営費が最も大きく、広域廃棄物処理費、廃棄物収集費も比較的に金額が大きい。最終処分場費は2010年度の額が最も大きいですが、2010年度には最終処分場の覆土工事が行われ、その支出が65,419千円あり、最終処分場のモニタリング業務の委託料13,622千円が新たに生じている。

リサイクル文化センター管理費は、町田リサイクル文化センターの水道・排水・電気等の生活衛生上の設備などの保守点検・修繕・改修工事等に伴う支出が含まれている。2009年度の金額が大きいですが、2009年度には、工場棟エレベーター改修工事(26,040千円)が行われている。

次の左のグラフは、廃棄物処理施設運営費、広域廃棄物処理費、廃棄物収集費の推移を示したもので、右のグラフは、広域廃棄物処理費、廃棄物収集費について、2002年度の決算額を100として、それぞれの動きを示したものである。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析



(注) 廃棄物処理施設運営費、廃棄物収集費、広域廃棄物処理費を記載している。

(注) 廃棄物収集費と広域廃棄物処理費のみ記載している。

2002年度から2010年度の推移をみると、廃棄物処理施設運営費は2005年度から2009年度までほぼ横ばいで推移していたが、2010年度は大きく減少しており、広域廃棄物処理費は2007年度までは増加していたが、以降は微減している。廃棄物収集費は、2004年度から2010年度まで増加し続けている。

2002年度の決算額を100とした指数でみると、広域廃棄物処理費は2007年度に177まで上昇したが、2010年度は159まで下落している。廃棄物収集費は2004年度以降上昇し続けており、2010年度は347に達している。

④ 廃棄物処理施設運営費の分析

廃棄物処理費では、廃棄物処理施設運営費が大きな割合を占めている。

次の表は、2002年度から2010年度までの廃棄物処理施設運営費の内訳を事業別(中事業別)に分類し、その推移を示したものである。

廃棄物処理施設運営費の推移

(単位:千円)

中事業	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
清掃工場管理事務	—	—	54,862	7,686	8,376
塵芥処理共通事務	—	103,613	—	—	—
余熱利用事業	—	114,430	—	—	—
可燃ごみ処理事業	—	682,486	—	—	—
廃棄物処理事業	—	—	1,051,466	1,101,906	1,229,696
塵芥処理施設等整備事業	—	—	198,670	201,875	240,907
リレーセンターみなみ事業	—	20,032	16,591	21,790	23,373
不燃・粗大ごみ処理事業	—	62,628	—	—	—
処理困解体作業所事業	—	61,372	—	—	—
焼却施設整備事業	—	346,260	—	—	—
不燃物搬出事業	—	74,355	—	—	—
廃棄物処理事業(政)	—	—	—	—	—
塵芥処理施設等整備事業(実)	—	—	8,820	—	60,480
合計	—	1,465,180	1,330,410	1,333,258	1,562,834

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

中事業	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
清掃工場管理事務	8,773	10,222	11,692	11,990	6,266
塵芥処理共通事務	—	—	—	—	—
余熱利用事業	—	—	—	—	—
可燃ごみ処理事業	—	—	—	—	—
廃棄物処理事業	1,509,808	1,484,988	1,528,096	1,524,229	1,365,319
塵芥処理施設等整備事業	—	—	—	—	—
リレーセンターみなみ事業	23,054	24,846	20,359	16,564	16,299
不燃・粗大ごみ処理事業	—	—	—	—	—
処理困難解体作業所事業	—	—	—	—	—
焼却施設整備事業	—	—	—	—	—
不燃物搬出事業	—	—	—	—	—
廃棄物処理事業(政)	—	—	—	61,422	—
塵芥処理施設等整備事業(実)	—	—	—	—	—
合計	1,541,636	1,520,057	1,560,148	1,614,207	1,387,885

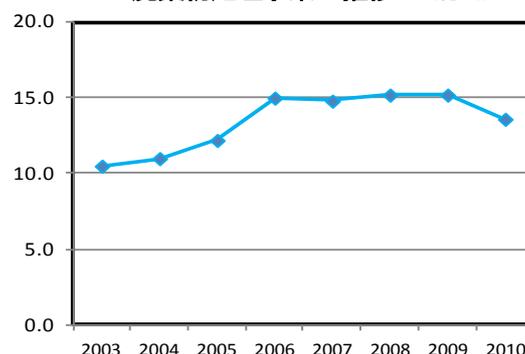
(町田市決算書より)

廃棄物処理施設運営費は、2002年度と2003年度以降では中事業の区分が異なり、比較が難しいため、2003年度以降の数値で推移を分析すると、2003年度以降の廃棄物処理施設運営費では、「廃棄物処理事業」が大きな割合を占めている。

廃棄物処理事業の概要は、「第2 2 (5)⑤2010年度清掃費の主な事業」に記載しているが、2010年度の主な事業は、町田リサイクル文化センターの廃棄物処理施設の総合保守点検業務委託(480百万円)、排水浄化センター運転等業務委託(126百万円)、清掃工場粗大破碎設備改修工事(82百万円)を始めとする施設の維持管理のための事業などである。

右のグラフは、「廃棄物処理事業」の2003年度以降の推移を示したものである。

廃棄物処理事業の推移 (億円)



「廃棄物処理事業」の支出額は、2006年度から2009年度までほぼ横ばいで推移していたが、2010年は減少している。

「廃棄物処理事業」の監査結果は、「第4 Ⅲ 3. 町田リサイクル文化センターの修繕維持費と工事契約」に記載している。

また、「リレーセンターみなみ事業」について、リレーセンターみなみとは、金森、つくし野等の市南地区の燃やせるごみを対象としたごみ中継施設である。当事業の監査結果は、「第4 Ⅲ 5. リレーセンターみなみ」に記載している。

⑤ 廃棄物収集費の分析

廃棄物処理費に含まれている事業の一つである廃棄物収集費は、2004年度以降増加し続けている。

次の表は、2002年度から2010年度までの廃棄物収集費の内訳を事業別(中事業別)に分類し、その推移を示したものである。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

廃棄物収集費の推移

(単位:千円)

中事業	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
清掃事務所管理事務		—	5,419	5,596	5,054
塵芥収集管理費		1,192	—	—	—
車両管理事務		143,856	103,176	126,979	128,678
廃棄物収集事業		9,058	14,992	8,310	7,532
塵芥収集対策事業		45,417	—	—	—
塵芥収集システム改善事業		—	11,403	12,216	86,153
不法投棄対策事業		—	9,765	1,524	5,923
ごみ収集業務委託事業		—	—	—	—
粗大ごみ等収集運搬業務委託		—	—	—	—
合計		199,525	144,757	154,626	233,342

中事業	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
清掃事務所管理事務	6,073	7,196	5,553	5,719	4,783
塵芥収集管理費	—	—	—	—	—
車両管理事務	142,426	91,427	77,764	61,822	55,566
廃棄物収集事業	101,779	309,513	9,164	6,772	6,702
塵芥収集対策事業	—	—	—	—	—
塵芥収集システム改善事業	14,870	—	—	—	—
不法投棄対策事業	6,683	6,345	6,331	6,199	3,430
ごみ収集業務委託事業	—	—	402,948	468,468	525,483
粗大ごみ等収集運搬業務委託	—	—	—	—	97,162
合計	271,833	414,482	501,762	548,981	693,127

(町田市決算書より)

廃棄物収集費の内訳を事業別にみると、2007 年度に「廃棄物収集事業」への支出が増加し、2008 年度からは「ごみ収集業務委託事業」への支出が増加している。これは、2007 年度から、家庭ごみ(可燃ごみと不燃ごみ)の収集運搬業務の委託を始めていることによるものである。家庭ごみの収集運搬業務について、2007 年度は「廃棄物収集事業」に区分していたが、2008 年度に「ごみ収集業務委託事業」という区分を新たに設けている。

市では、従来は、家庭ごみの収集は全て市の職員が行っていたが、収集業務の効率化を図るためとして委託化を順次進めている。廃棄物収集費(廃棄物処理費)が増加しているのは、家庭ごみの収集運搬業務の委託化が大きな要因となっている。一方、委託化を進めることによって廃棄物収集費(廃棄物処理費)は増加しているが、市職員の人件費(清掃総務費)は減少している。

「ごみ収集業務委託事業」の監査結果は、「第4 II 3. 可燃ごみ・不燃ごみの収集運搬業務の委託契約」に記載している。

上表の「粗大ごみ等収集運搬業務委託」は、2010 年度に初めて計上されているが、粗大ごみ等の収集運搬業務は 2009 年度以前から委託化されており、その委託料は 2009 年度まで、後述するリサイクル推進費に計上されている。当事業の監査結果は、「第4 II 11. 粗大ごみの収集、再生及び再資源化事業」に記載している。

上表の「車両管理事務」とは、塵芥車両・連絡車の購入、買換え、点検・整備を実施し、車両維持管理を行うものであるが、その監査結果は、「第4 II 2. 塵芥車両の管理」に記載している。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

⑥ 広域廃棄物処理費の分析

廃棄物処理費に含まれている事業の一つである広域廃棄物処理費は、2007 年度まで増加していたが、以降は微減している。

広域廃棄物処理費の内訳は、東京たま広域資源循環組合負担金(以下「循環組合負担金」という。)と、多摩ニュータウン環境組合負担金(以下「多摩ニュータウン負担金」という。)である。

次の表は、2002 年度から 2010 年度までの循環組合負担金及び多摩ニュータウン負担金の推移を示したものである。

広域廃棄物処理費の推移 (単位:千円)

中事業	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
循環組合負担金(※)		510,251	610,268	745,342	813,588
多摩ニュータウン負担金		45,887	71,657	62,307	53,316
合計		556,138	681,925	807,649	866,904

中事業	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
循環組合負担金	836,932	933,011	862,995	849,866	829,868
多摩ニュータウン負担金	60,803	52,203	50,544	52,712	52,374
合計	897,735	985,214	913,539	902,578	882,242

(町田市決算書より)

※ 2005 年度までの負担金名は東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金

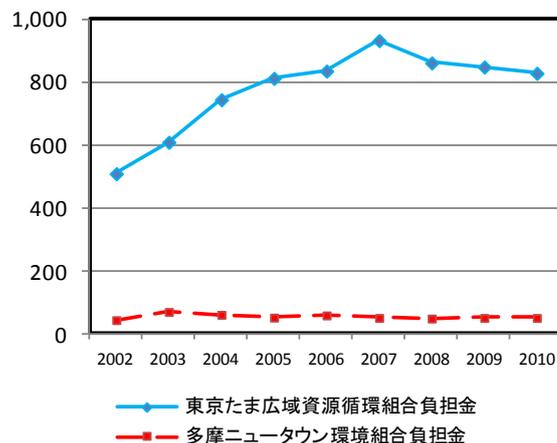
東京たま広域資源循環組合(以下「循環組合」という。)には、多摩地域 30 市町村のうち 25 市 1 町の焼却灰や不燃ごみ等が搬入されているが、循環組合で発生している処理費用は、町田市を含む 25 市1町がごみ搬入量に応じて費用負担をしている。

右のグラフは、循環組合負担金と多摩ニュータウン負担金の推移を示したものである。

多摩ニュータウン負担金は、ほぼ横ばいで推移しているが、循環組合負担金は 2007 年度まで増加していたが、以降は微減している。

なお、循環組合負担金と循環組合への焼却灰等の搬入量の関係について、「(3)監査の結果及び意見」に記載している。

負担金の推移 (単位:億円)



⑦ 廃棄物処理費の節科目別の分類

清掃費は、これまで記載してきた目科目別の分類のほか、節科目別に分類することができる。

次の表及びグラフは、2001 年度から 2010 年度までの廃棄物処理費の節科目別の推移を示したものである。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

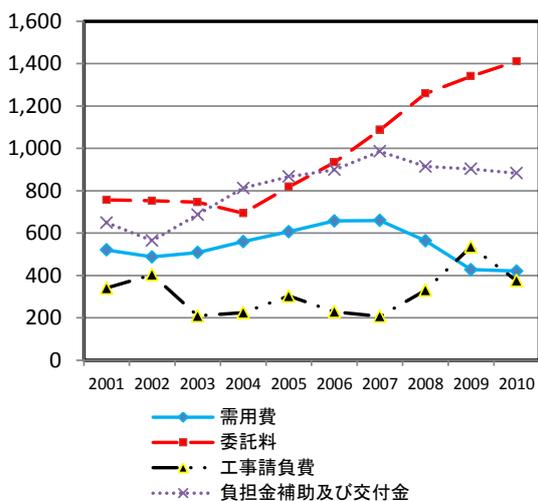
廃棄物処理費の推移: 節科目別

(単位: 千円)

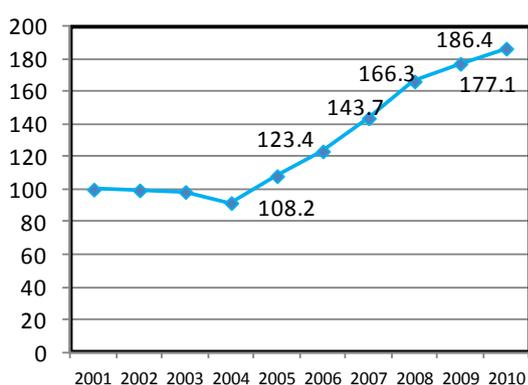
区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
人件費	65	109	98	217	2,153
需用費	521,431	488,129	509,854	560,021	607,175
委託料	757,186	753,576	746,052	694,882	819,689
工事請負費	341,258	404,554	210,304	225,134	303,597
負担金補助及び交付金	650,739	565,842	687,858	813,610	867,874
その他	99,021	163,417	121,912	149,421	165,986
合計	2,369,702	2,375,629	2,276,079	2,443,289	2,766,476

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
人件費	185	4,059	383	130	122
需用費	658,553	660,027	564,253	428,051	421,592
委託料	934,981	1,088,759	1,259,844	1,341,777	1,411,773
工事請負費	229,178	208,628	331,212	536,137	376,383
負担金補助及び交付金	899,000	986,438	915,007	903,477	883,502
その他	141,449	110,217	88,771	62,641	87,758
合計	2,863,348	3,058,131	3,159,472	3,272,215	3,181,133

廃棄物処理費・節科目別の推移 (百万円)



2001年度を100とした指数



(注1) 委託料のみ記載している。
(注2) 2004年度までの指数表示は省略している。

2010年度の廃棄物処理費は、委託料が半分近くの割合を占めており、負担金補助及び交付金、需用費、工事請負費と続いている。

委託料は、家庭ごみの収集運搬業務を委託化したことにより総額が増加しているが、そのほかには、町田リサイクル文化センター廃棄物処理施設総合保守点検業務(委託料:480,690千円)や、町田リサイクル文化センター排水浄化センター運転等業務(委託料:126,000千円)などがある。2001年度の委託料を100とした指数でみると、2010年度は186.4で、86.4ポイント上昇している。

需用費は2008年度以降減少傾向にあり、工事請負費は年度ごとに変動がみられる。

なお、負担金補助及び交付金の内訳は、循環組合負担金と多摩ニュータウン負担金である。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

⑧ リサイクル推進費の分析

清掃費に含まれる目科目の一つであるリサイクル推進費は、2005年度と2006年度に大きく増加しており、2010年度の状況をみると、清掃費の目科目の中で最も増加率が高い。

次の表は、2002年度から2010年度までのリサイクル推進費を事業別(大事業別)に分類し、その推移を示したものである。

リサイクル推進費の推移 (単位:千円)

大事業	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
ごみ減量対策費		850,270	824,993	781,759	1,589,324
ごみ減量再資源化推進費		—	—	—	—
あきかん等散乱対策費		10,907	13,302	14,026	14,758
合計		861,178	838,296	795,786	1,604,083

大事業	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
ごみ減量対策費	2,146,808	1,820,178	1,736,931	740,504	611,929
ごみ減量再資源化推進費	—	—	—	1,109,035	1,052,060
あきかん等散乱対策費	13,289	13,055	12,920	22,230	—
合計	2,160,098	1,833,233	1,749,852	1,871,771	1,663,989

(町田市決算書より)

リサイクル推進費は、ごみ減量対策費、ごみ減量再資源化推進費、あきかん等散乱対策費に区分される。

2010年度の状況をみると、ごみ減量再資源化推進費が最も大きい。ごみ減量再資源化推進費は2009年度に設けられているが、同時にごみ減量対策費が大きく減少しており、ごみ減量再資源化推進費の中には、2008年度までごみ減量対策費とされていた事業が含まれている。

⑨ ごみ減量対策費とごみ再資源化推進費の分析

次の表は、2002年度から2010年度までのごみ減量対策費とごみ減量再資源化推進費の内訳を事業別(中事業別)に分類し、その推移を示したものである。

なお、ごみ減量再資源化推進費の中には、2008年度までごみ減量対策費とされていた事業が含まれているため、両者を合わせて表示している。

ごみ減量対策費とごみ再資源化推進費の推移 (単位:千円)

中事業		2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
ごみ減量対策費	リサイクル事業・環境総務課		606,335	772,502	735,418	624,453
	リサイクル事業・ごみ減量課		—	—	—	148,741
	リサイクル事業(実)		24,490	36,639	35,780	113,517
	ごみ減量普及事業		—	4,709	3,313	7,231
	ごみ減量普及事業(実)		—	7,831	2,520	689,679
	ごみ減量普及事業(政)		—	—	—	—
	生ごみ減量対策事業		1,602	3,310	3,710	5,187
	生ごみ減量対策事業(実)		1,598	—	1,016	—
	廃プラスチック資源化事業		—	—	—	513
	容器包装プラスチック処理事業		—	—	—	—

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

中事業		2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
ごみ減量対策費	ごみ減量共通事務	/	392	—	—	—
	剪定枝資源化事業		397	—	—	—
	剪定枝資源化事業(実)		94,481	—	—	—
	地域資源化事業		114,342	—	—	—
	ごみ減量啓発事業		4,867	—	—	—
	ごみ減量啓発事業(実)		1,764	—	—	—
	合計		850,270	824,993	781,759	1,589,324

中事業		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
ごみ減量対策費	リサイクル事業・環境総務課(※1)	446,243	474,206	493,945	439,608	435,254
	リサイクル事業・ごみ減量課	328,163	430,212	458,954	266,529	137,801
	リサイクル事業(実)	132,001	—	—	—	—
	ごみ減量普及事業	7,321	857,888	724,747	31,346	36,885
	ごみ減量普及事業(実)	985,186	—	—	—	—
	ごみ減量普及事業(政)	—	54,888	55,732	—	—
	生ごみ減量対策事業	3,930	2,982	3,551	3,020	1,987
	生ごみ減量対策事業(実)	—	—	—	—	—
	廃プラスチック資源化事業	—	—	—	—	—
	容器包装プラスチック処理事業	243,961	—	—	—	—
	合計	2,146,808	1,820,178	1,736,931	740,504	611,929
ごみ減量再資源化推進費	一般廃棄物処理基本計画策定事業・環境総務課	—	—	—	4,120	18,183
	再資源化推進事業	—	—	—	255,084	148,801
	ごみ減量推進事業	—	—	—	765,086	677,589
	ごみ減量普及事業(政)	—	—	—	84,744	69,609
	再資源化推進事業	—	—	—	—	56,934
	再資源化推進事業	—	—	—	—	80,941
合計	—	—	—	1,109,035	1,052,060	
合計	2,146,808	1,820,178	1,736,931	1,849,540	1,663,989	

※1 2004年度から2007年度は「リサイクル事業・清掃総務課」(町田市決算書より)

1) 2010年度のごみ減量対策費の内訳

2010年度のごみ減量対策費(611,929千円)は、環境総務課が所管するリサイクル事業(435,254千円)とごみ減量課が所管するリサイクル事業(137,801千円)が大部分を占めている。

環境総務課が所管するリサイクル事業の主なものは、古紙等資源化物収集業務委託(102,433千円)と、ビン・カン・有害ごみ等資源化物収集運搬処理業務委託(332,023千円)である。ビン・カン・有害ごみ等資源化物収集運搬処理業務委託の監査結果は、「第4 II 5. ビン・カン・ペットボトル・有害ごみ等の収集(町田市資源協同組合との取引)」に記載している。

環境総務課が所管するリサイクル事業は、2006年度に支出額が大きく減少しているが、これは、2005年度まで含まれていた粗大ごみ等リサイクル事業業務委託が、2006年度に、ごみ減量課が所管するリサイクル事業に含まれることとなったためである。

ごみ減量課が所管するリサイクル事業の主な支出は、「地域資源回収」における奨励金

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

である。市では、市内の一般家庭から排出された資源物を地域で市民が自らの手で集団回収することを目的として、「地域資源回収」という制度を設けている。10 世帯以上で構成された市民団体が収集した資源物を、市の登録を受けた業者が引き受ける仕組みとなっており、市は、品目により、市民団体や業者に奨励金を支出している。2010 年度は、市民団体と回収業者に対して、合わせて105,002 千円の奨励金が支払われている。この「地域資源回収」の監査結果は「第4 V 1. 地域資源回収」に記載している。

ごみ減量化が所管するリサイクル事業は、2008 年度、2009 年度と支出額が大きく減っている。このことについて、2008 年度まで、ごみ減量課が所管するリサイクル事業(ごみ減量対策費)に含まれていたペットボトル収集運搬業務委託(2008年度 78,771 千円)や、剪定枝資源化センター管理運営等業務委託(2008年度 51,367 千円)などは、2009 年度には、再資源化推進事業(ごみ減量再資源化推進費)に移されている。また、2006 年度にごみ減量課に移管された粗大ごみ等リサイクル事業業務委託(2009 年度 154,365 千円)は、2010 年度には、上述したように廃棄物処理費に移されている。

2) 2010 年度のごみ減量再資源化推進費の内訳

次の表は、ごみ減量再資源化推進費の 2010 年度の内訳である。

ごみ減量再資源化推進費の内訳 (2010 年度)

(単位:千円)

事業名	金額	
ごみ減量推進事業		
一般廃棄物指定収集袋製造委託	246,293	677,589
一般廃棄物指定収集袋等の保管、配送及び一般廃棄物処理手数料収納管理業務委託	29,022	
一般廃棄物指定収集袋販売委託	75,611	
廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金(利子分)	645	
廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金	323,080	
その他	2,936	
再資源化推進事業(ごみ減量課)		
剪定枝資源化センター管理運営等業務委託	85,785	148,801
剪定枝資源化センター脱臭装置活性炭交換業務委託	5,460	
再資源化事業業務委託	22,874	
剪定枝資源化センター用地賃借料	29,376	
その他	5,306	
再資源化推進事業(環境総務課)		
ビン・カン・有害ごみ等資源化物収集運搬処理業務委託	80,941	80,941
再資源化推進事業(清掃工場)		56,934
ごみ減量普及事業		69,609
一般廃棄物資源化基本計画策定事業		18,183
合計		1,052,060

(町田市決算書より)

ごみ減量再資源化推進費では、ごみ減量推進事業が大きな割合を占めている。

ごみ減量推進事業は家庭ごみの有料化に伴って実施することとなった事業である。

可燃ごみ、不燃ごみはそれぞれ、市が指定する有料の燃やせるごみ袋・燃やせないごみ袋で出すこととされたが、一般廃棄物指定収集袋製造委託は、その指定袋の製造に関

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

する委託である。廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金も、家庭ごみの有料化に伴って設置された基金である。これらの事業は、2008 年度にはごみ減量普及事業(ごみ減量対策費)に含められていた。

一般廃棄物指定収集袋製造委託の監査結果は「第4 II 4. 指定収集袋作製に関する費用」に記載している。また、廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金の監査結果は「第4 II 9. 廃棄物減量再資源化等推進整備基金」に記載している。

再資源化推進事業の支出の主なものは、市が 2008 年度から操業を開始している剪定枝資源化センターに関連する支出である。このうち、剪定枝資源化センター管理運営等業務委託は、2008 年度にはごみ減量課が所管するリサイクル事業(ごみ減量対策費)に、剪定枝資源化センター用地賃借料は、2008 年度には、環境総務課が所管するリサイクル事業(ごみ減量対策費)に含められている。

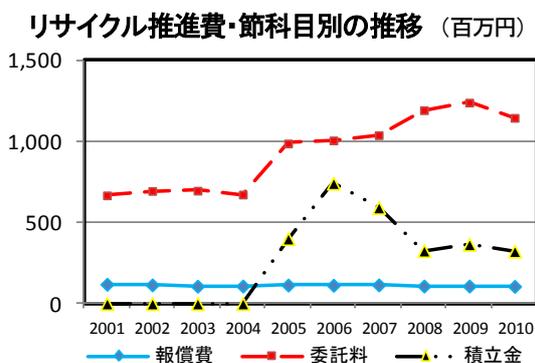
⑩ リサイクル推進費の節科目別の分類

次の表及びグラフは、2001 年度から 2010 年度までのリサイクル推進費の節科目別の推移を示したものである。

リサイクル推進費の推移:節科目別 (単位:千円)

区分	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
人件費	11,371	9,557	5,619	206	—
報償費	119,566	115,782	107,143	108,275	114,474
委託料	667,629	694,103	696,628	672,708	987,225
使用料及び賃借料	196	22,477	88	88	1,722
積立金	—	—	—	—	400,000
その他	17,016	19,258	28,816	14,507	100,660
合計	815,780	861,178	838,296	795,786	1,604,083

区分	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
人件費	—	—	—	8,227	2,936
報償費	113,159	115,619	108,738	108,084	106,275
委託料	1,006,057	1,038,201	1,192,178	1,239,036	1,145,511
使用料及び賃借料	29,877	31,033	34,406	38,164	42,001
積立金	742,378	592,530	326,874	365,028	323,725
その他	268,625	55,849	87,655	113,230	43,538
合計	2,160,098	1,833,233	1,749,852	1,871,771	1,663,989



第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

2010年度の廃棄物処理費は、委託料が大きな割合を占めており、積立金、報償費と続いている。

委託料は、家庭ごみの有料化に伴い一般廃棄物指定収集袋の製造委託を始めるなどにより総額が増加しているが、そのほかには、古紙等資源物収集業務(委託料:102,433千円)や、ビン・カン・有害ごみ等収集処理業務(委託料:332,023千円)なども委託されている。2001年度の委託料を100とした指数でみると、2010年度は171.6で、71.6ポイント上昇している。

⑪ 清掃費の節科目別推移

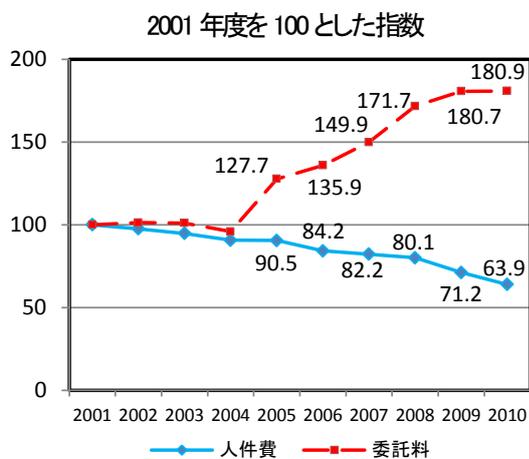
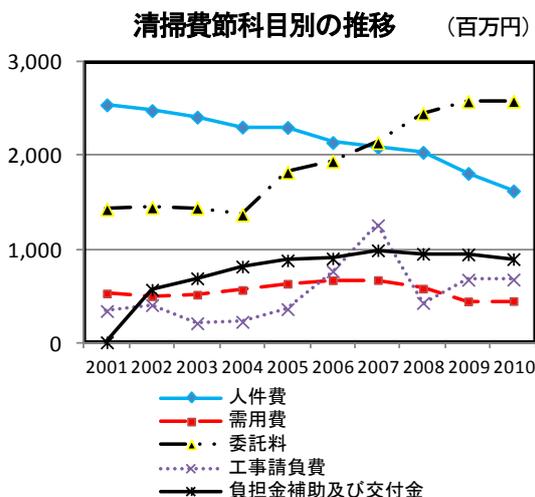
次の表及びグラフは、清掃総務費、廃棄物処理費、リサイクル推進費及び廃棄物処理施設整備費合計の2001年度から2010年度までの清掃費(節別)の推移である。

清掃費の推移:節別

(単位:千円)

区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
人件費	2,543,502	2,482,183	2,412,145	2,306,736	2,302,416
需用費	528,819	498,073	515,237	565,455	632,959
委託料	1,428,098	1,447,679	1,443,100	1,370,195	1,823,431
工事請負費	341,258	404,554	210,304	225,134	361,578
負担金補助及び交付金	6,018	568,816	690,559	816,683	881,612
その他	873,550	308,016	279,659	293,568	714,819
合計	5,721,249	5,709,324	5,551,006	5,577,774	6,716,818

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
人件費	2,141,398	2,090,147	2,036,436	1,811,294	1,624,299
需用費	669,113	671,544	580,413	444,820	447,030
委託料	1,941,038	2,140,201	2,452,023	2,580,813	2,583,115
工事請負費	765,917	1,257,114	427,084	675,445	677,477
負担金補助及び交付金	902,961	989,762	952,870	945,643	895,264
その他	1,285,799	886,207	651,370	576,264	562,995
合計	7,706,228	8,034,978	7,100,198	7,034,282	6,790,183



第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

清掃費は委託料と人件費が大きな割合を占めている。

委託料は2004年度までは横ばいで推移していたが、2005年度以降増加している。人件費は一貫して減少しており、2007年度に委託料が人件費を上回り、その後、両者の差額は拡大している。

⑫ 清掃総務費と廃棄物処理施設整備費

清掃費は、分析を実施した廃棄物処理費、リサイクル推進費と、清掃総務費、廃棄物処理施設整備費に分けられる。

清掃総務費は、給料、職員手当等、共済費から構成される市職員の人件費である。人件費は減少傾向にあるが、市職員の収集運搬業務に係る人員配置についての監査結果は、「第4 II 1. 家庭ごみの収集運搬(直営)」に記載している。

2010年度の廃棄物処理施設整備費は、廃棄物処理施設整備費(297,990千円)と資源化施設整備費(25,830千円)に分けられるが、廃棄物処理施設整備費の監査結果は「第4 III 3. 町田リサイクル文化センターの修繕維持費と工事契約」に記載している。

⑬ ごみ量に対して硬直的な支出

2010年度の状況を見ると、清掃費から清掃事業収入を控除した清掃費純額は10年前(2001年度)とほとんど変わっていないが、ごみ量は減少しているため、ごみ1トンあたりの清掃費純額は上昇している。

そのことについては、清掃費の中でも金額が大きい廃棄物処理施設運営費と広域廃棄物処理費の支出額が、ごみ量に対して硬直的であることが要因と考えられる。

次表は、2001年度から2010年度までの廃棄物処理施設運営費、ごみ量及びごみ量1トンあたりの廃棄物処理施設運営費(以下「1トンあたり運営費」という。)の推移を示したものである。

廃棄物処理施設運営費の推移 (単位:千円)

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
清掃工場管理事務	8,773	10,222	11,692	11,990	6,266
廃棄物処理事業	1,509,808	1,484,988	1,528,096	1,524,229	1,365,319
リレーセンターみなみ事業	23,054	24,846	20,359	16,564	16,299
廃棄物処理事業(政)	—	—	—	61,422	—
合計	1,541,636	1,520,057	1,560,148	1,614,207	1,387,885
ごみ量(t)	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593
ごみ量1tあたりの廃棄物処理施設運営費(円/t)	11,683	11,927	12,533	13,557	11,703

2010年度は廃棄物処理事業に係る支出が減少したため、1トンあたり運営費は減少しているが、廃棄物処理事業には施設の維持管理費が含まれており、支出額とごみ量が直接的には関連しない。2007年度から2009年度は、ごみ量は減少しているが1トンあたり運営費は増加している。

広域廃棄物処理費では循環組合負担金のごみ量に対して硬直的である。循環組合は、2006年7月よりエコセメント化施設を本格稼働させ、以後は可燃ごみの焼却灰の全量をエコセメント化している。次の表は、2006年度以降の循環組合への搬入量と、搬入量1トンあたりの循環組合負担金(以下「1トンあたり負担金」という。)の推移を示したものである。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

循環組合への搬入量と市の負担金の推移

(単位:t)

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
エコセメントの原料化	9,106	9,721	8,818	8,500	8,392
埋立処理(焼却灰)	1,756	0	0	0	0
埋立処理(不燃物)	5	5	6	6	4
計(※)	10,867	9,726	8,824	8,506	8,396
負担金(千円)	836,932	933,011	862,995	849,866	829,868
1トンあたり負担金(千円)	77	96	98	100	99

(※) 町田リサイクル文化センター分のほかに多摩ニュータウン環境組合分を含んでいる。

ごみ量の減少もあって、循環組合への搬入量は年々減少しているが、1トンあたり負担金は減少しておらず、2007年度などは搬入量が前年度よりも減少しているにもかかわらず1トンあたり負担金は増加している。

このことについては、循環組合で発生している処理費用は、町田市を含む25市1町がごみ搬入量に応じて費用負担をしている方式をとっていることに関連している。そのため、市がごみ搬入量を減らしても、他の自治体が搬入量を同じ様に減らしていれば、市の負担金は変わらない可能性がある。実際に多摩地区の自治体は総じてごみ量を減らしており、市のごみ減量化の努力が必ずしもダイレクトに循環組合負担金の減少につながらない面がある。

(2)実施した監査手続

- 市が毎年度作成している「町田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書」より、清掃費の科目の2001年度から2010年度までの推移を作成して、清掃費の傾向を分析した。
- (財)東京市町村協議会が毎年度公表している「多摩地域ごみ実態調査」より、市のごみ量の推移を作成して、ごみ発生量の傾向を分析した。

(3)監査の結果及び意見

① ごみ量と清掃費純額の状況【意見】

2010年度の状況をみると、清掃費から清掃事業収入を控除した清掃費純額は10年前(2001年度)とほとんど変わっていないが、ごみ量は減少しているため、ごみ1トンあたりの清掃費純額は上昇している。

清掃費及び清掃事業収入の推移を分析すると、清掃費の中には、ごみ量に直接的に比例せず、固定的に発生する支出が含まれている。その主なものは、廃棄物処理施設運営費と循環組合への負担金である。2010年度の両者の金額の合計は2,217百万円となり、清掃費合計(6,790百万円)の32.7%にあたる。両者の金額の大きさを考慮すれば、ごみ量が減少している状況で、ごみ量1トンあたり清掃費純額が増加していることについてはやむを得ない面があると感じられた。

そこで、清掃費純額から、廃棄物処理施設運営費と循環組合への負担金を控除して、改めて清掃費純額(再計)を算出してごみ量と比較すると、その結果は次表及び次のグラフのとおりとなった。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

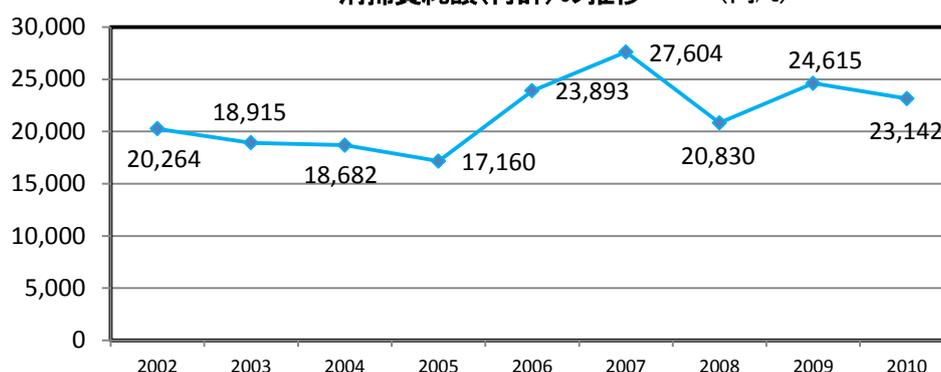
ごみ量1tあたり清掃費純額(再計)の推移

(単位:千円)

区分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
①清掃費純額		4,865,398	4,685,846	4,747,723	4,850,300
②廃棄物処理施設運営費		1,465,180	1,330,410	1,333,258	1,562,834
③循環組合負担金		510,251	610,268	745,342	813,588
差引(①-②-③)		2,889,966	2,745,167	2,669,122	2,473,877
ごみ量(t)		142,617	145,131	142,868	144,166
ごみ量1トンあたり清掃費(円/t)		20,264	18,915	18,682	17,160

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
①清掃費純額	5,531,421	5,970,999	5,016,057	5,394,905	4,962,227
②廃棄物処理施設運営費	1,541,636	1,520,057	1,560,148	1,614,207	1,387,885
③循環組合負担金	836,932	933,011	862,995	849,866	829,868
差引(①-②-③)	3,152,853	3,517,931	2,592,914	2,930,832	2,744,474
ごみ量(t)	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593
ごみ量1トンあたり清掃費(円/t)	23,893	27,604	20,830	24,615	23,142

清掃費純額(再計)の推移 (円/t)



2010年度の清掃費純額(再計)は2,744百万円で、これをごみ量118,593トンで除して、ごみ量1トンあたり清掃費純額(再計)(以下「単位あたりコスト」という。)を算出すると23,142円/トンとなり、2001年度の単位あたりコスト(20,264円/トン)よりも2,878円/トン(14.2%)増加している。ただし、グラフより、単位あたりコストは年度ごとに変動がみられ、必ずしも増加傾向にあるとはいえない。

清掃費純額の中には、廃棄物処理施設運営費や循環組合への負担金以外にも固定的な支出が含まれている可能性があり、上表の清掃費純額(再計)の金額がすべてごみ量に比例するとは限らないが、現状の分析では、単位あたりコストが上昇傾向にあるとはいえない状況であった。ただし、単位あたりコストが下落傾向にあるともいえない状況である。

今回の監査において個々の事業を検討した結果、特に収集運搬事業については、コスト削減を行う余地があると感じられた。このことについては、「II. 収集運搬」に記載しているが、市においては、清掃事業のコストについては、今後も留意していく必要があると考える。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

4. ごみ量の発生状況と行政コスト(発生主義ベース)

(1)概要

① 2010 年度の収集運搬量

次の表は、市の 2010 年度のごみ収集運搬量を示したものである。

収集運搬量

(単位:t)

区分		市収集			持込	合計
		直営	委託	小計		
可燃ごみ	町田	23,529	39,648	63,177	23,685	86,862
	多摩(※1)	—	818	818	—	818
	小計	23,529	40,466	63,995	23,685	87,680
不燃ごみ	町田	—	6,321	6,321	5	6,326
	多摩(※1)	—	198	198	—	198
	小計	—	6,519	6,519	5	6,524
資源ごみ	紙資源等	—	12,139	12,139	—	12,139
	拠点回収	—	416	416	—	416
	集積所回収	—	534	534	—	534
	剪定枝	743	—	743	1,290	2,033
	ビン	—	3,213	3,213	—	3,213
	カン	—	1,153	1,153	—	1,153
	小計	743	17,455	18,198	1,290	19,488
粗大ごみ	—	26	1,195	1,221	3,421	4,642
有害ごみ	—	—	259	259	—	259
合計		24,298	65,894	90,192	28,401	118,593

※多摩ニュータウン環境組合の収集量

(町田市資料より作成)

2010 年度のごみ量は 118,593 トンで、その内訳は、可燃ごみが 87,680 トン、不燃ごみが 6,524 トン、資源ごみが 19,488 トン、粗大ごみが 4,642 トン、有害ごみが 259 トンであった。

ごみ量は収集ごみ量と持込ごみ量に分けられる。収集ごみ量とは、市もしくは市が委託した事業者が収集して清掃工場に搬入されたごみ量であり、持込ごみ量とは、清掃工場に直接持ち込まれたごみ量である。一般的には、収集ごみは家庭ごみが、持込ごみは事業系ごみが大半を占めているといわれている。

2010 年度の町田の収集ごみ量は 90,192 トン、持込ごみ量は 28,401 トンであった。

市はごみ収集業務の一部を民間事業者へ委託している。2010 年度の収集ごみ量 90,192 トンのうち委託による収集量は 65,894 トン、直営による収集量は 24,298 トンであった。

市では、市域で排出されたごみの大部分は町田リサイクル文化センターに搬入され、同センター内の清掃工場で処理されるが、町田市小山ヶ丘地区のごみは、多摩ニュータウン環境組合が運営する多摩清掃工場へ持込んで処理をしている。多摩ニュータウン環境組合は、多摩市、八王子市、町田市の 3 市で構成されている一部事務組合で、多摩ニュータウン区域のごみを処理している。2010 年度に処理した市のごみは、可燃ごみ 818 トン、不燃ごみ 198 トンの合計 1,016 トンであった。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

② 2010 年度の間処理量と最終処分量

2010 年度は、ごみ量 118,593 トンのうち、紙資源等 12,139 トンを除いた 106,454 トンが中間処理の対象となっている。

中間処理されるごみの大部分は焼却処理されて減量化されている。焼却処理されたのちに生じた焼却灰や焼却残さが最終処分の対象となるが、2010 年度最終処分の対象となったのは 8,803 トンであった。

③ 2010 年度の清掃費の内訳

2010 年度の清掃費の内訳は次のとおりである。

2010 年度の清掃費の内訳(表1)

目	大事業名	2010 年度決算額		
清掃総務費	職員人件費	—	—	1,621,240
廃棄物処理費	リサイクル文化センター管理費	102,283	3,181,133	5,168,943
	廃棄物処理施設運営費	1,387,885		
	最終処分場費	108,035		
	廃棄物収集費	693,127		
	南収集事務所管理費	7,558		
	広域廃棄物処理費	882,242		
リサイクル推進費	ごみ減量対策費	611,929	1,663,989	
	ごみ減量再資源化推進費	1,052,060		
廃棄物処理施設整備費	廃棄物処理施設整備費	297,990	323,820	
	資源化施設整備費	25,830		
合計		—	—	6,790,183

(2010 年度町田市決算書より)

清掃費は、清掃総務費、廃棄物処理費、リサイクル推進費及び廃棄物処理施設整備費に分類される。このうち、清掃総務費は、総務部職員課が所管している支出で、廃棄物処理費、リサイクル推進費及び廃棄物処理施設整備費は環境資源部が所管している。

④ ごみ処理原価計算

上表の清掃費は目科目に分類され、それぞれの目科目は大事業に、大事業は中事業に区分される。事業別の区分でも、ごみ処理事業に要しているコストの総括的な発生状況は把握可能であるが、収集運搬、中間処理、最終処理の各段階において、それぞれの程度のコストが発生しているのかを把握することは難しい。ごみ処理にどれだけの費用をかけているのか、ということを確認するためには、原価計算を適切に行う必要がある。

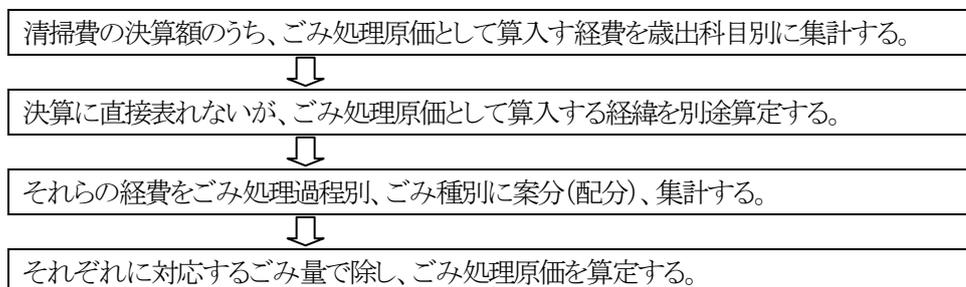
原価計算を行うためには、そのための基本的な考え方(ルール)を明確化しておく必要がある。多摩地域では、(財)東京市町村自治会が、「ごみ処理原価計算 ～多摩地域における基本的考え方～」(以下「原価計算基準」という。)を1996年8月に公表している。原価計算基準では、多摩地域で原価計算を行う際の基本的な考え方が整理されており、市もこの基準をベースとして、毎年度ごみ処理原価計算を行っている。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

⑤ ごみ処理原価計算の考え方

原価計算基準で示されているごみ処理原価計算の方法は、上述した清掃費を基本として、別途算定経費を足しこんでごみ処理原価を算出する。



1) 環境資源部が所管する支出の案分

前記の考え方をベースとして、表1の清掃費のうち、環境資源部が所管する廃棄物処理費、リサイクル推進費及び廃棄物処理施設整備費を原価計算単位で組み替えると次のとおりとなる。

清掃費支出(環境資源部の支出)の案分

(単位:千円)

区分	原価算入額					非原価算入額	決算額
	収集部門	中間処理部門	最終処分部門	発生抑制	小計		
リサイクル文化センター管理費	—	102,283	—	—	102,283	—	102,283
廃棄物処理施設運営費	16,299	1,182,422	166,167	—	1,364,890	22,995	1,387,885
最終処分場費	—	—	108,035	—	108,035	—	108,035
廃棄物収集費	675,692	—	—	—	675,692	17,434	693,127
南収集事務所管理費	7,558	—	—	—	7,558	—	7,558
広域廃棄物処理費	—	52,374	829,868	—	882,242	—	882,242
ごみ減量対策費 ごみ減量資源化等推進費	460,389	294,526	—	584,083	1,338,999	324,990	1,663,989
廃棄物処理施設整備費	—	297,990	—	—	297,990	—	297,990
資源化施設整備費	—	—	—	—	—	25,830	25,830
合計	1,159,940	1,929,597	1,104,071	584,083	4,777,692	391,250	5,168,943

2010年度において、環境資源部が所管した清掃費は5,168,943千円であった。これを原価計算目的に分類すると、収集部門のコストが1,159,940千円、中間処理部門のコストが1,929,597千円、最終処分部門のコストが1,104,071千円、発生抑制に係るコストが584,083千円、原価に算入されない額が391,250千円となる。

原価計算基準設定当時、多摩地域では、すべての市町村で、可燃、不燃、資源、粗大、有害ごみの5分別収集を行っており、全国に先駆けて積極的なリサイクルが行われていた。このことから、収集運搬、中間処理、最終処分に加え、ごみそのものの発生を抑制するための経費やリサイクルにかかわる経費についても、原価計算上明確に位置づける必要があるとして、発生抑制という区分を設けている。

非原価算入額には主に固定資産取得のための支出が計上されている。原価計算では、決算書に直接表れないが、ごみ処理原価として算入する経費を別途算定している。その一つが減価償却費であるが、固定資産取得のための支出は減価償却費として、当該固定資産の使用期間にわたって費用化される。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

2) 人件費の案分

ごみ処理事業にかかる人件費を原価計算単位で分類すると次のとおりとなる。

人件費の案分

(単位:千円)

区分	原価算入額					非原価算入額	合計	
	収集部門	中間処理部門	最終処分部門	発生抑制	小計			
人件費	環境総務課	—	136,529	—	—	136,529	—	136,529
	ごみ減量課	—	—	—	96,050	96,050	—	96,050
	清掃事務所	859,535	—	—	—	859,535	—	859,535
	清掃工場	36,057	649,322	—	—	685,380	—	685,380
	小計	895,592	785,852	—	96,050	1,777,495	—	1,777,495
退職手当	環境総務課	—	17,571	—	—	17,571	—	17,571
	ごみ減量課	—	—	—	12,361	12,361	—	12,361
	清掃事務所	88,208	—	—	—	88,208	—	88,208
	清掃工場	—	—	110,622	—	110,622	—	110,622
	小計	88,208	17,571	110,622	12,361	228,763	—	228,763
合計	983,801	803,423	110,622	108,412	2,006,259	—	2,006,259	

人件費については、2010年度町田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書では、清掃総務費として1,621,240千円が計上されているが、ごみ処理原価計算では1,777,495千円を各部門に案分している。

退職手当も、本来は人件費の一部であるとの考えから原価に算入している。ただし、退職手当の支給額はごみ処理事業そのものとは関係なく、その年度の退職者数により大きく増減するため、年度間の均衡を保つ必要から、平均的な退職金相当額を算出し、原価に算入している。2010年度は228,763千円を各部門に案分している。

以上より、人件費と退職手当の合計2,006,259千円を原価計算単位に案分している。

3) 減価償却費と公債利子の案分

ごみ処理原価計算では、減価償却費と公債利子も原価に算入している。

減価償却費と公債費利子の案分

(単位:千円)

区分	原価算入額					非原価算入額	合計
	収集部門	中間処理部門	最終処分部門	発生抑制	小計		
公債利子	470	2,394	—	—	2,865	1,134	4,000
減価償却費	39,077	420,936	9,328	379	469,722	0	469,722
合計	39,548	423,331	9,328	379	472,588	1,134	473,723

ごみ処理施設を建設する際には、その資金を調達するために公債(市債)を発行することが通常である。ごみ処理原価計算では、この公債(市債)にかかる利子もごみ処理原価に算入している。2010年度は4,000千円の公債利子を原価計算単位に案分している。

ごみ処理原価計算では、ごみ処理施設に係る減価償却費を別途算定してごみ処理原価に算入している。2010年度の減価償却費は469,722千円で、これを原価計算単位に案分している。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

4) 歳入額の案分

ごみ処理事業では、家庭ごみの処理手数料や、資源物の売払い代などの歳入が発生している。ごみ処理原価計算では、この歳入額も原価計算単位に分類している。

減価償却費と公債費利子の案分

(単位:千円)

区分	原価算入額					非原価算入額	決算額
	収集部門	中間処理部門	最終処分部門	発生抑制	小計		
歳入額	355,612	1,093,198	—	458,983	1,907,795	998,851	2,906,646

2010年度は、2,906,646千円の歳入額を各処理段階に案分している。

5) 原価計算基準をベースとした2010年度のごみ処理原価

前記1)～4)より、原価計算基準に基づく2010年度のごみ処理原価は次のとおりである。

2010年度のごみ処理過程別原価

区分	ごみ処理原価					非原価算入額	決算額
	収集部門	中間処理部門	最終処分部門	発生抑制	小計		
人件費(千円)	983,801	803,423	110,622	108,412	2,006,259	—	2,006,259
清掃費支出(千円)	1,159,940	1,929,597	1,104,071	584,083	4,777,692	391,250	5,168,943
公債費(千円)	470	2,394	—	—	2,865	1,134	4,000
減価償却費(千円)	39,077	420,936	9,328	379	469,722	—	469,722
ごみ処理原価(歳入控除前)(千円)	2,183,290	3,156,352	1,224,022	692,874	7,256,540	392,385	7,648,925
歳入額合計	355,612	1,093,198	—	458,983	1,907,795	998,851	2,906,646
ごみ処理原価(歳入控除後)(千円)	1,827,677	2,063,153	1,224,022	233,891	5,348,745	△606,465	4,742,279
ごみ量(t)	90,192	106,454	8,803		—		
1tあたりごみ処理原価(歳入控除前)(円/t)	24,207	29,650	139,046		61,189		
1tあたりごみ処理原価(歳入控除後)(円/t)	20,264	19,381	139,046		45,102		

※ 市が行っている原価計算では、し尿処理場管理費(36,450千円)を清掃費支出に含めているが、上表には含めていない。ただし、し尿処理場管理は非原価算入額とされているため、ごみ処理原価は相違していない。

2010年度のごみ処理原価(歳入控除前)は7,256,540千円であった。その内訳は、収集部門の原価が2,183,290千円、中間処理部門の原価が3,156,352千円、最終処分部門の原価が1,224,022千円、発生抑制部門の原価が692,874千円であった。

歳入控除後のごみ処理原価は5,348,745千円であった。その内訳は、収集部門の原価が1,827,677千円、中間処理部門の原価が2,063,153千円、最終処分部門の原価が1,224,022千円、発生抑制部門の原価が233,891千円であった。

ごみ処理原価をごみ量で除した1トンあたりごみ処理原価(歳入控除前)は、61,189円/tで、その内訳は、収集部門が24,207円/t、中間処理部門が29,650円/t、最終処分部門が139,046円/tであった。

1トンあたりごみ処理原価(歳入控除後)は、45,102円/tで、その内訳は、収集部門が20,264円/t、中間処理部門が19,381円/t、最終処分部門が139,046円/tであった。

⑥ ごみ処理原価の推移

次表は、原価計算基準に基づいて算定されたごみ処理原価について、家庭ごみの有料化が実施される前年度の2004年度から2010年度までのごみ処理原価の推移である。

ごみ処理原価の推移(歳入控除前)

区分	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
ごみ処理原価(千円)	6,296,028	7,084,974	7,148,678	7,754,195	7,547,733	7,512,328	7,256,540
ごみ量(t)	142,868	144,166	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593
1tあたりごみ処理原価(円/t)	44,069	49,145	54,174	60,843	60,634	63,093	61,189

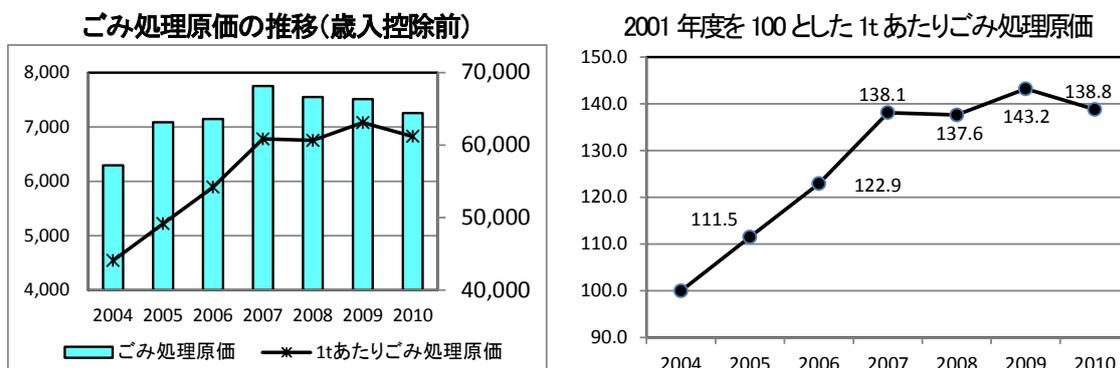
ごみ処理原価の推移(歳入控除後)

区分	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
ごみ処理原価(千円)	5,420,894	5,699,325	5,652,602	6,222,830	5,738,989	5,801,801	5,348,745
ごみ量(t)	142,868	144,166	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593
1tあたりごみ処理原価(円/t)	37,943	39,533	42,837	48,828	46,103	48,727	45,102

(町田市資料より)

1) ごみ処理原価の推移(歳入控除前)

次のグラフは、上表の歳入控除前のごみ処理原価の推移を示したものである。



ごみ処理原価(歳入控除前)は、2005年度から2007年度まで増加し続け、2008年度以降は減少している。

2004年度のごみ処理原価(歳入控除前)は6,296,028千円であったが、2007年度は7,754,195千円まで増加しており、以後は減少傾向となって、2010年度は7,256,540千円であった。2010年度のごみ処理原価(歳入控除前)を2004年度と比較すると960,511千円上回っており、ピークであった2007年度と比較すると497,655千円下回っている。

ごみ処理原価(歳入控除前)をごみ量で除したごみ量1トンあたりごみ処理原価は、2005年度から増加傾向にあり、2009年度がピークとなっている。

2004年度の1トンあたりごみ処理原価(歳入控除前)は44,069円/tであったが、2009年度は63,093円/tまで増加しており、2010年度は前年度を下回り61,189円/tであった。

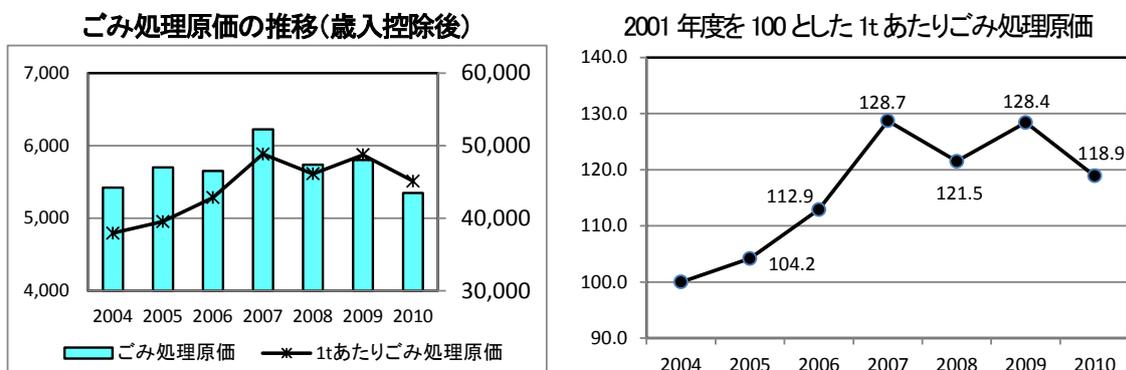
2004年度のあたりごみ処理原価(歳入控除前)を100とした指数でみると、2009年度は143.2まで上昇し、2010年度は138.8となっている。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

2) ごみ処理原価の推移（歳入控除後）

次のグラフは、上表の歳入控除後のごみ処理原価の推移を示したものである。



ごみ処理原価(歳入控除後)は、2005年度から2007年度まで増加し続けている。

2004年度のごみ処理原価(歳入控除後)は5,420,894千円であったが、2007年度は6,222,830千円まで増加しており、2010年度は5,348,745千円であった。2010年度のごみ処理原価(歳入控除後)を2004年度と比較すると72,149千円下回っており、ピークであった2007年度と比較すると874,084千円下回っている。

ごみ処理原価(歳入控除後)をごみ量で除したごみ量1トンあたりごみ処理原価は、2005年度から増加傾向にあり、2007年度がピークとなっている。

2004年度の1トンあたりごみ処理原価(歳入控除後)は37,943円/tであったが、2007年度は48,828円/tまで増加しており、2010年度は45,102円/tであった。

2004年度の1トンあたりごみ処理原価(歳入控除後)を100とした指数でみると、2007年度は128.7まで上昇し、2010年度は118.9となっている。

ごみ処理原価(歳入控除後)は、発生額そのものは減少しているが、ごみ量の減少率のほうが高いため、1トンあたりのごみ処理原価は上昇している。

⑦ 収集原価、中間処理原価、最終処分原価、発生抑制経費の推移

上述したごみ処理原価は、収集原価、中間処理原価、最終処分原価及び発生抑制経費に区分される。次の表は、ごみ処理原価(歳入控除後)の内訳の推移である。

ごみ処理原価(歳入控除後)の推移

(単位:千円)

区分	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
収集原価	2,065,999	2,159,966	2,090,535	2,550,648	2,136,179	2,061,417	1,827,677
中間処理原価	2,048,396	2,153,381	2,128,735	2,152,197	2,234,153	2,256,778	2,063,153
最終処分原価	1,096,233	1,152,756	1,204,570	1,297,833	1,186,105	1,235,362	1,224,022
発生抑制経費	210,264	233,222	228,760	222,151	182,551	248,242	233,891
ごみ処理原価	5,420,894	5,699,325	5,652,602	6,222,830	5,738,989	5,801,801	5,348,745

(町田市資料より監査人が作成)

1) 収集原価の推移

次の表及びグラフは、収集原価の2004年度から2010年度までの推移である。

収集原価(歳入控除後)の推移

区分	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
収集原価(千円)	2,065,999	2,159,966	2,090,535	2,550,648	2,136,179	2,061,417	1,827,677
ごみ収集量(t)	106,562	105,356	94,886	93,319	92,117	90,563	90,192
1tあたり収集原価(円/t)	19,388	20,502	22,032	27,333	23,190	22,762	20,264

※ ごみ量は、発生量ではなく市の収集量を用いている



ごみ量1トンあたりの収集原価は、2007年度まで上昇し続け、以降は下降している。2004年度の数値を100とした指数で見ると、2007年度は141.0まで上昇したが2010年度は104.5まで下降し、2004年度に近い水準になっている。

市の資料で分析すると、ごみ量1トンあたりの収集原価の動きは、人件費と清掃費支出の動きに関連している。

2007年度までは、人件費は減少しているが、それを上回るペースで清掃費支出が増加しているため、ごみ量1トンあたりの収集原価は上昇している。特に2007年度は、リレーセンターみなみの機械設備更新工事346,080千円を収集原価に含めている。この支出は、清掃費の目録目の一つである廃棄物処理施設整備費(2007年度は塵芥処理施設整備費)に含まれるものだが、2004年度から2010年度の間で収集原価とされた廃棄物処理施設整備費は、2007年度のリレーセンターみなみの機械設備更新工事だけである。この結果、2007年度のごみ量1トンあたりの収集原価は最も高くなっている。

2008年度以降は人件費の減少率が高くなったため、ごみ量1トンあたりの収集原価は下降している。このことについては、2007年度から開始された家庭ごみの収集運搬業務の委託化の影響とも推測される。

なお、公債費と減価償却費はそれほど大きくなく、ごみ量1トンあたりの収集原価に与える影響も小さい。

市では、2005年10月から家庭ごみの有料化を実施しているが、その際に収集方法も見直されている。従来はステーション方式であったが、これを「戸別収集」に切り替えている。

「戸別収集」は、排出者責任を明確化するために他の自治体でも有料化と同時に実施されるケースが見受けられる。「戸別収集」は、ステーション方式よりも収集コストが増加することが懸念されるが、以上の状況をみると、家庭ごみの有料化は、ごみ量1トンあたりの収集原価に直接的な影響は与えていない。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

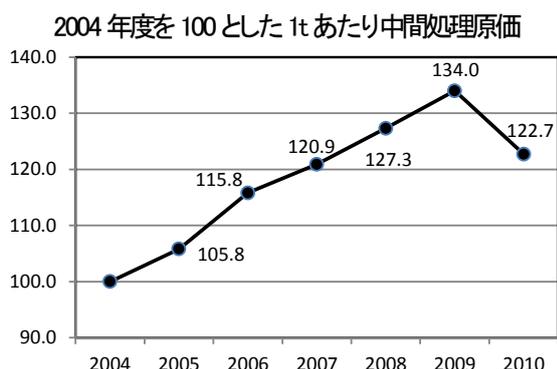
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

2) 中間処理原価の推移

次の表及びグラフは、中間処理原価の2004年度から2010年度までの推移である。

中間処理原価(歳入控除後)の推移

区分	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
中間処理原価(千円)	2,048,396	2,153,381	2,128,735	2,152,197	2,234,153	2,256,778	2,063,153
ごみ中間処理量(t)	129,704	128,836	116,446	112,683	111,144	106,631	106,454
1tあたり中間処理原価(円/t)	15,793	16,714	18,281	19,100	20,101	21,164	19,381



ごみ量1トンあたりの中間処理原価は、2009年度まで上昇し続け、2010年度は下降している。2004年度の数値を100とした指数で見ると、2009年度は134.0まで上昇して、2010年度は122.7まで下降している。

市の資料で分析すると、ごみ量1トンあたりの中間処理原価の動きは、清掃費支出の動きに関連している。

人件費は、750百万円前後で推移しており、ほとんど変化しておらず、減価償却費は、2004年度351百万円、2010年度420百万円で、毎年度若干増加しているが、いずれもごみ量1トンあたりの中間処理原価には大きな影響を与えていない。

公債費は、2004年度121百万円だったものが、2010年度は2百万円まで減少しているが、清掃費支出の増加が公債費の減少を上回っているため、ごみ量1トンあたりの中間処理原価は上昇している。

清掃費支出では、廃棄物処理施設運営費が増加している。その増加要因を特定することは難しいが、廃棄物処理施設運営費には施設の維持管理経費が含まれているため、施設の老朽化に伴い、維持管理経費が増加しているのではないかと推測される。ただし、2010年度に中間処理原価とされた廃棄物処理施設運営費は1,182百万円で、前年度(1,364百万円)よりも減少している。

また、清掃費支出では、ごみ減量再資源化等推進費も前年度より減少している。2010年度に中間処理原価とされたごみ減量再資源化等推進費は294百万円で、前年度(427百万円)よりも減少しているが、これは、粗大ごみに関連する支出の取り扱いの変更によるものである。粗大ごみ等リサイクル事業業務委託(2009年度154,365千円)については、2010年度は廃棄物処理費とされ、同事業の委託料は収集原価に含まれている。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

3) 最終処分原価の推移

次の表及びグラフは、最終処分原価の2004年度から2010年度までの推移である。

最終処分原価(歳入控除後)の推移

区分	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
最終処分原価(千円)	1,096,233	1,152,756	1,204,570	1,297,833	1,186,105	1,235,362	1,224,022
ごみ量(t)	13,700	13,587	11,444	10,286	9,155	8,933	8,803
1tあたり最終処分原価(円/t)	80,017	84,843	105,258	126,175	129,558	138,292	139,046



ごみ量1トンあたりの最終処分原価については、上表より、ごみ量は減っているが、最終処分原価は増加しているため、2010年度まで上昇を続けている。2004年度の数値を100とした指数でみると、2010年度は173.8まで上昇している。

市の資料によると、最終処分原価は清掃費支出が大きな割合を占めている。2010年度の清掃費支出の内訳は、循環組合負担金829百万円、最終処分場費108百万円、廃棄物処理施設運営費166百万円である。2010年度までの推移では、これら項目はそれぞれ増減がみられ、一定の動き方はしていない。ごみ量は年々減少しているが、増加傾向、減少傾向のどちらともいえない状況である。

最終処分場費は、町田市最終処分場に係る経費であるが、当処分場はすでに埋立を終了しており、現在は閉鎖に向けて、廃棄物処理法に基づいた対応が行われており、2010年度は覆土工事が実施されている。

4) 発生抑制経費の推移

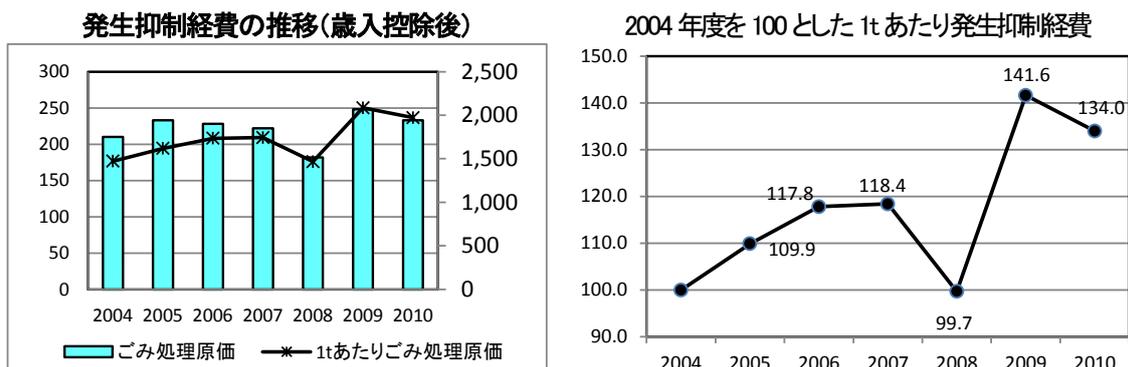
次の表及びグラフは、発生抑制経費の2004年度から2010年度までの推移である。

発生抑制経費(歳入控除後)の推移

区分	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
発生抑制経費(千円)	210,264	233,222	228,760	222,151	182,551	248,242	233,891
ごみ量(t)	142,868	144,166	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593
1tあたり発生抑制経費(円/t)	1,472	1,618	1,734	1,743	1,467	2,085	1,972

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析



ごみ量1トンあたりの発生抑制経費は、比較的大きな動きをみせている。これは、収集原価などと比べて金額そのものが小さいため、金額が増減した場合、ごみ量1トンあたりの数値に影響を与えやすいことと、費用と収入に大きな差がないため、費用だけではなく、収入の動きにも影響されやすいことが原因と推定される。

2008年度は、費用の増加以上に収入が増加したため、ごみ量1トンあたりの発生抑制経費は大きく下落している。2009年度は反対に、収入は微増だったが費用が大きく増加したため、ごみ量1トンあたりの発生抑制経費が大きく上昇している。2010年度は費用、収入とも減少しているが、費用の減少幅の方が大きかったため、ごみ量1トンあたりの発生抑制経費は減少している。

費用の大部分はリサイクル推進費である。市決算書におけるリサイクル推進費は、基本的には発生抑制経費であるが、収集部門や中間処理部門に振り替える支出も含まれている。発生抑制経費とされているリサイクル推進費は、それらを控除して算出されたものとなっている。

(2)実施した監査手続

- 原価計算基準を入手して、その内容を検討した。
- 市は、原価計算基準をベースとして毎年度ごみ処理原価を計算している。市が行っているごみ処理原価計算について、2004年度から2010年度までのごみ処理原価計算に関する資料を入手して、ごみ処理原価の発生状況を分析した。
- 市が行っているごみ処理原価計算の活用状況を検討した。

(3)監査の結果及び意見

① ごみ処理原価計算の分析結果の開示【意見】

「I. 2. 清掃費とごみ量の推移」に記載したとおり、市が行っているごみ処理原価計算については、収集運搬、中間処理、最終処分、発生抑制のごみ処理過程別の経費の開示だけではなく、その分析結果も併せて開示することが望ましい。

5. 環境省一般廃棄物会計基準

(1) 概要

現在市では、「ごみ処理原価計算～多摩地域における基本的考え方～」（以下「原価計算基準」という。）（財）東京市町村自治調査会（1996年3月）に基づいて、ごみ処理原価を計算している。

この原価計算基準は、東京都多摩地区の30市町村を対象とした基準であるが、一方で、2007年6月28日に環境省より一般廃棄物会計基準が公表されている。

環境省から公表された一般廃棄物会計基準（抜粋）

廃棄物処理法基本方針（2005年5月改正）において、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、国の役割として、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示すこととしました。これを踏まえて検討を進め、2007年6月に市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインのひとつとして「一般廃棄物会計基準」をとりまとめ、公表しました。

「一般廃棄物会計基準」では、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めており、以下の3つの財務書類を作成します。

- ・原価計算書
- ・行政コスト計算書
- ・資産・負債一覧表

この「一般廃棄物会計基準」を使うことで、各市町村がそれぞれ行ってきた原価計算等を統一的方法で行うことができるため、一般廃棄物処理事業に係る会計について客観的に把握することが可能となり、さらに以下の用途に活用できます。

- ・一般廃棄物処理事業の原価内訳等の説明
- ・一般廃棄物処理事業の運営のあり方の検討
- ・一般廃棄物処理施策に関する費用対効果の検証

環境省の一般廃棄物会計基準でも原価計算書の作成についてふれており、原価計算書の対象とする費用やその把握方法が示されている。原価計算を行うにあたって、減価償却の方法や対象等については、新地方公会計制度研究会がとりまとめた「新地方公会計制度研究会報告書」（2006年5月）に基本的に準拠するとされている（一般廃棄物会計基準より）。

一般廃棄物会計基準の導入時期についてであるが、一般廃棄物処理は自治事務とされているため、一般廃棄物処理に関する財務書類についても、市町村が自らの判断と責任で作成されるものであるとされており、環境省から財務書類の作成を求める文書を出す予定はないとされている。（環境省ホームページより）

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

I. ごみ量とその処理にかかる行政コストの分析

一般廃棄物会計基準の普及及び改良に関する調査業務報告書(環境省ホームページより)

Q1 (全般)導入時期はいつになるか?(例えば、平成〇〇年度から)また、導入時期が近くなれば環境省からは作成等に関する文書は出るか?

A1 一般廃棄物処理は自治事務とされているため、一般廃棄物処理に関する財務書類についても、市町村が自らの判断と責任で作成されるものです(一般廃棄物会計基準は地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言という位置づけ)。なお、環境省から財務書類の作成を求める文書を出す予定はありません。

(2)実施した監査手続

- 市が行っているごみ処理原価計算の現状を把握検討した。
- ごみ処理原価計算の今後の留意点について検討した。

(3)監査の結果及び意見

① 一般廃棄物会計基準への対応【意見】

現在、市が行っているごみ処理原価計算は、東京都多摩地区の30市町村を対象とした原価計算基準を用いて行われており、東京都多摩地区の各自治体間の比較可能性は担保されている。

環境省が公表している一般廃棄物会計基準は、各自治体間の比較可能性の確保を目標の一つとしている。この比較可能性は、東京都多摩地区内では担保されており、一定の効果はあげられていると評価できる。

環境省から公表された一般廃棄物会計基準は、新地方公会計制度に基本的に準拠している。そのため、今後、新地方公会計制度対応の進捗に合わせて、ごみ処理の原価計算のあり方も見直される可能性が考えられる。多摩地区の各自治体との連携も踏まえつつ、制度や基準への対応等、今後の変化に留意することが望ましい。

II. 収集運搬

1. 家庭ごみの収集運搬(直営)

(1) 概要

① 分別して回収するものとした一般廃棄物の区分と収集方法等

廃棄物処理条例では、市長は、一般廃棄物の処理について、規則で定めるところにより一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものと定めている(廃棄物処理条例第31条第1項)。そして、市長は、一般廃棄物処理計画に従い家庭廃棄物を処理しなければならないと定めている(同条例第32条第1項)。また、廃棄物処理条例施行規則は、一般廃棄物処理計画には、「分別して回収するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」を定めるとしている(廃棄物処理規則第14条)。

これらの定めを受けて2009年度一般廃棄物処理実施計画では、分別して回収する一般廃棄物(家庭ごみ)の区分及び収集方法等を次のように定めている。

分別して回収するものとした一般廃棄物の区分と収集方法等

区分		収集方法	収集回数等
1)	燃やせるごみ	戸別収集	週2回収集(収集日は地域ごとに指定)
2)	燃やせないごみ	戸別収集	2週1回収集(収集日は地域ごとに指定)
3)	落ち葉・草・剪定くず		燃やせるごみの収集日
4)	有害ごみ(注1)	集積所回収	月2回収集(収集日は地域ごとに指定)
5)	剪定枝		月2回収集(収集日は地域ごとに指定)
6)	ビン及びカン	集積所回収	週1回収集で収集日は地域ごとに指定する。
7)	古紙(注2)、古着、古布		
8)	白色発泡トレイ	拠点回収	回収拠点(リサイクル推進店、市役所、市民センター等)に設置された回収ボックスから随時収集する。ただし、リサイクル推進店が独自に処理をするものを除く。
9)	紙パック	集積所回収と	
10)	ペットボトル(注3)	拠点回収を併用	
11)	金属類	拠点回収	回収拠点で、毎週木・金・土曜日に回収する。
12)	陶磁器		
13)	廃食油		
14)	その他資源化可能物		

注1 乾電池、スプレー缶、蛍光管、水銀体温計、ライター

注2 新聞、書籍・雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック

注3 飲料用、酒類、しょう油、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料

② 家庭ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)の収集

市の家庭ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)の収集方法は建物ごとの戸別収集である。排出者は道路に面した自宅敷地内にごみを排出するが、地形等で戸別収集が困難な場合は集積所または専用の場所での収集としている。

可燃ごみは週2回収集され、収集日は地域ごとに指定されている。排出にあたっては、市指定専用袋(燃やせるごみ専用袋)を使用する。

不燃ごみは2週に1回収集され、収集日は地域ごとに指定されている。なお、小山ヶ丘

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

II. 収集運搬

地域は週1回の収集となっている。排出にあたっては、市指定専用袋(燃やせないごみ専用袋)を使用する。

従来、家庭ごみの収集は全て市の直営で行っていたが、2007年度から順次委託化を進めている。ただし、市に収集のノウハウがなくなることを防止すると共に、危機管理として不測の事態に対応するために、全ての収集業務を委託化するのではなく、可燃ごみの収集の30%は直営で行うとしている。

③ 収集運搬業務に対する人員配置

ごみの収集・集積所管理は、環境資源部清掃事務所が所掌している。

2009年5月1日時点の清掃事務所の常勤職員は107名であるが、これは、清掃事務所のほか、環境総務課、環境保全課、ごみ減量課、清掃工場で構成される環境資源部の中では最も多い人数である。また、常勤職員のほかに再雇用・再任用が22名、嘱託・臨時職員が13名在籍しており、合すると142名となる。

2009年度の清掃事務所の人数は142名であったが、収集業務の委託により2010年度は25名減の117名となっている。この25名のうち19名は常勤職員である。

清掃事務所は、複数の係に分かれている。2009年度から2010年度にかけての人員の増減内容及び各係の構成は、以下のとおりである。

清掃事務所の人員配置

区分	常勤職員	再雇用・再任用	嘱託・臨時職員	計
2009年度人数	107人	22人	13人	142人
増減	19人減	2人増	8人減	25人減
2010年度計	88人	24人	5人	117人
指導係・指導班	13人	0人	0人	13人
指導係・剪定枝班	5人	12人	0人	17人
指導係・剪定枝班・アームロール担当	0人	4人	0人	4人
収集第一係	31人	3人	2人	36人
収集第二係	30人	4人	2人	36人
管理係(管理職を含む)	9人	1人	1人	11人
2011年度人数	79人	22人	1人	102人
増減	9人減	2人減	4人減	15人減

各係の業務内容

区分	摘要
指導係・指導班	ごみ収集ルール違反者に対する指導や、ごみの出し方等にかかわる出前講座等の啓発活動の企画を担当する者で構成されている。
指導係・剪定枝班	塵芥車(ごみ収集車)により、剪定枝の収集を行っている。
指導係・剪定枝班・アームロール担当	中継地となっているリレーセンターみなみのごみを町田リサイクル文化センターまで運搬している。
収集第一係・収集第二係	ごみ収集車による収集を担当する。1台あたり2名が乗車している。
管理係	清掃事務所の管理事務の他、車両の簡易修繕を行う車両維持管理担当者2名がいる。

2009年度から2010年度にかけて削減された19名の常勤職員の異動先等は以下のとおりである。

常勤職員の異動先

区分		人数
退職		6人
人事異動	一般事務職への職種変更	4人
	技能労務系職内での再配置	1人
	環境資源部内再配置	8人
他部への再配置		9人
合計		19人

収集担当作業員の稼働状況

必要人員の計算		
A)塵芥車両の年間稼働日数	7,618日	
B)1か月あたり稼働日数	635日	A÷12
C)1台あたり必要作業員数	2人	
D)必要とされる作業員数	1,270人日	B×C
職員の勤務日数(注)		
E)1か月あたり勤務日数合計	1,352人日	
一般常勤職員 62名	20日	1,240人日
再雇用・再任用 7名	16日	112人日
職員の稼働状況		
F)収集担当作業員の稼働率	93.9%	D÷E

※ この他に一般常勤職員、再雇用・再認証職員の他に嘱託職員臨時職員が4名いる。

④ 直営と委託による収集運搬コストの比較

次表は、市が2010年度において、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの収集運搬に直接要したコストを収集量で除して算出した、ごみ量1トンあたりの収集運搬費を示したものである。

区分	収集量(t)	割合(%)	廃棄物収集費(千円)	人件費(千円)(※1)	合計	1tあたり収集費(円)
可燃ごみ	63,995	89.2	524,842	842,363	1,367,205	21,364
不燃ごみ	6,519	9.1	53,456	85,798	139,255	21,361
粗大ごみ	1,221	1.7	97,394	1,535	98,929	81,023
合計(平均)	71,735	100.0	675,692	929,696	1,605,389	22,379

※1 人件費は退職金を含む。

直営と委託によるごみ量1tあたりの収集運搬コストの違いは以下のとおりである。

区分	収集量(t)	割合(%)	収集運搬費(千円)	1tあたり収集運搬費
直営	23,555	32.8	981,579	41,672
委託(一般競争入札)	46,985	65.5	525,483	11,184
委託(特命随意契約)(※1)	1,195	1.7	98,327	82,282
合計(平均)	71,735	100.0	1,605,389	22,379

※1 特命随意契約による委託契約は、市の外郭団体が行っている粗大ごみの収集運搬費である。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

ごみ量1トンあたりの収集運搬費をみると、一般競争入札による委託は直営の約4分の1で、最も効率的に収集運搬業務を行っていることになる。特命随意契約による委託のごみ量1トンあたりの収集運搬費は、一般競争入札による委託の約8倍であり、直営と比べても約2倍となっている。

(2)実施した監査手続

- 2009年度から2011年度までの清掃事務所の職員の職務分担別の人数表等を入手し、必要に応じて担当者に質問を行い、余剰人員が生じていないかどうかを確かめた。
- 収集業務の委託化により余剰となった人員が人事異動等により、適切な配置換えがなされているかどうかを確かめた。
- 収集業務の委託計画と職員の削減計画について、担当者に質問を行い、職員の削減計画が適切に実行されているか確かめた。

(3)監査の結果及び意見

① 長期的な視点からの塵芥車両作業員の人員配置の必要性【意見】

市では、収集運搬業務の委託化に伴い、余剰になった人員を定期人事異動によって再配置している。また、市は塵芥車両の作業員等の技能労務職の新規採用を行っていないことから、塵芥車両担当の職員はこれからも減少傾向にあると考えられる。一方で、収集運搬業務の委託化は2011年度で終了し、今後も可燃ごみの30%は直営による収集が継続される。このため、担当職員の高齢化や定年退職により、効果的な収集運搬のノウハウを蓄積することが困難になる可能性がある。

市は、塵芥車両の作業員の確保とノウハウの維持のため、長期的な視点からの人員配置を検討する必要があると考える。

2. 塵芥車両の管理

(1) 概要

① 車両管理事務の概要

市では、塵芥車両等の購入、買換え、点検・整備等の車両維持管理を行っている。
車両維持管理のための2010年度の支出額は55,566千円である。

目	大事業名	中事業名	2010年度決算額	所管課
廃棄物処理費	廃棄物収集費	車両管理事務	55,566千円	清掃事務所

② 塵芥車両の保有状況

次表は、市の保有する塵芥車両の台数とその内訳、待機率の2008年度から2011年度までの推移を示したものである。

各年度の塵芥車両の保有状況 (単位:台、%)

年度	保有台数	定期車両	待機車両	待機車両/ 保有台数
2008	56	41	15	26.79
2009	47	33	14	29.79
2010	36	25	11	30.56
2011	30	20	10	33.33

市直営塵芥車両基地



ここで、定期車両とは収集業務に使用される塵芥車両をいい、待機車両とは、定期車両の車検や修繕に備えて待機させている他、必要に応じて清掃工場や他の所管部門へ貸し出される塵芥車両をいう。なお、待機車両のうち3台は災害時用として保有し、1台は啓発車両として利用されている。

塵芥車両は通常、8年から10年程、定期車両として使用され、それ以降は待機車両とされている。劣化した待機車両や、収集業務の民間委託により余剰となった待機車両は、複数の販売会社に対して見積もり合わせを行ったうえ、10万円から30万円で売却されるか、あるいは買替時の下取り車として処分されている。

塵芥車両の稼働率 (2010年度)

区分	定期車両	待機車両
A)保有台数	25台	11台
B)年間稼働日数	6,695日	923日
C)1台あたり平均稼働日数(B÷A)	268日	84日
D)稼働率(C÷年間収集日数(※1)309日)	86.7%	27.2%
E)年間稼働回数	24,517回	2,461回
F)1台あたり平均稼働回数(E÷A)	981回	224回
一日あたり平均稼働回数(F÷年間収集日数309日)	3.2回	0.7回

※1 年間収集日数は週6日、年末年始12月31日から1月3日までを除く309日とする。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

(2)実施した監査手続

- 車両管理台帳、運行前点検表・自動車運転日報及び事故報告書をレビューし、必要に応じて担当部署に質問を行った。
- 2011年11月15日現在保有する塵芥車両について、全車両の状況を検証し、確認できなかった車両についてはその理由を確かめた。
- 塵芥車両の種類別内訳を入手し、稼働率及び配車の効率性を分析した。

(3)監査の結果及び意見

① 塵芥車両の購入方法の見直しの必要性【意見】

市は2009年度に塵芥車両を1台7,318千円で、2010年度に2台を14,616千円(1台あたり平均7,308千円)で購入している。一方で、市の収集業務を行う委託業者は5,000千円から7,000千円で塵芥車両を購入している。市の車両購入価格が委託業者よりも割高となっている理由は、委託業者は市販の塵芥車両を購入しているのに対して、市は委託業者とは異なる仕様の塵芥車両を購入しているためとのことである。委託業者の使用する塵芥車両に問題がないのであれば、市も市販の塵芥車両の購入を検討する必要があると考える。

② 塵芥車両の一括購入と一元管理の検討の必要性【意見】

現状において、市の収集事業に係る塵芥車両の購入、保険、修繕、車検、下取り及び販売等の業務手続は、市の直営ないし委託業務でそれぞれ個別に実施され、一貫した業務管理手続となっていない。塵芥車両の台数は、直営分が30台、委託分が50台であるが、これらの車両について、仕様、購入手続、保険・メンテナンスの方針、待機車両の利用目的、下取りと販売の方針等について、考え方や手続が統一されておらず、個別の管理手続に委ねられている。したがって、ごみ処理の川上に位置するごみの収集と運搬という重要業務が一元管理下に置かれておらず、また、現在のシステムの経済性、有効性及び効率性の評価が十分行われているとは言い難い状況である。

そこで、塵芥車両の一元管理をより有効的に進めるため、かつ、経済性、有効性及び効率性を高めるため、以下の方法を検討することを提案する。

なお、塵芥車両のリース購入方式を導入しない場合でも、一括購入と一元管理の検討は必要であると考ええる。

- ア) 塵芥車両を市が一括購入し、委託業者には業務範囲に応じて適宜貸与する。
- イ) 購入方法については、現金購入方式に変えて、資金負担の平準化に配慮すべくリース購入方式を導入する。
- ウ) 塵芥車両の仕様については、エコに配慮した統一仕様とする。
- エ) 保険、車検、修繕、下取り等はリース会社の管理業務となり、塵芥車両に係る市の業務の効率化を図る。
- オ) 委託業者には、統一的な塵芥車両の利用及び管理マニュアルを配布し、一元管理を図る。

3. 可燃ごみ・不燃ごみの収集運搬業務の委託契約

(1) 概要

① 可燃物・不燃物の収集運搬業務の委託

市は、2007 年度から順次可燃物(可燃ごみ)及び不燃物(不燃ごみ)の収集業務の委託化を進めている。不燃ごみの収集業務は完全委託化されており、可燃ごみの収集業務は、2011 年度まで段階的に委託化を進めている。なお、可燃ごみの収集業務は完全委託化せず、一部業務は直営とする方向である。

目	大事業名	中事業名	2010 年度決算額	所管課
廃棄物処理費	廃棄物収集費	ごみ収集業務委託事業	525,483 千円	清掃事務所

② 可燃物・不燃物収集運搬業務の委託契約

委託契約の締結方法は参加制限入札となっている。また、契約初年度は入札を行うが、翌年度からの4年間は当初入札額による特命随意契約となっている。これは、塵芥車両の償却期間が5年であることから、5年間は同一の事業者と契約することが効率的であるためである。

2010 年度の委託業者の収集車両の保有状況は以下のとおりである。ここで、登録台数とは、委託業者が市の収集業務のために専用車両として用意した車両台数である。

委託業者の収集車両の保有状況

(単位: 台、%)

区分	委託業者	専用 塵芥車	軽トラック	登録 台数	使用 台数	使用台数/ 登録台数
可燃ごみ	(株)三凌商事	6	1	7	5	71.4
	(株)環境システムサービス	9	1	10	6	60.0
	加藤商事(株)	7	1	8	4	50.0
	(株)町田清掃社	6	2	8	4	50.0
不燃ごみ	多摩興運(株)	8	1	9	6	66.7
	(有)調布清掃	6	2	8	5	62.5

※ 登録台数は、委託業者が市の収集業務のために専用で用意した車両の台数である。

(2) 実施した監査手続

- 収集運搬業務の委託化の経緯について、担当者に質問を行い、概要を把握した。
- 委託業者別・地域別・月別の収集量の分析を行い、異常な変動の有無を確かめた。
- 可燃物・不燃物収集運搬業務の委託契約の委託契約書、仕様書及び関連書類を閲覧した。
- 2010 年度に新たに開始した委託契約について、担当者に質問し、委託業者の選定方法、設計価格及び予定価格調書を閲覧して内容を検討した。
- 委託業者からの月例報告書、日報及び事故報告書等を閲覧し、過積載の有無や収集時間等の委託業務の履行状況を確認した。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

II. 収集運搬

(3) 監査の結果及び意見

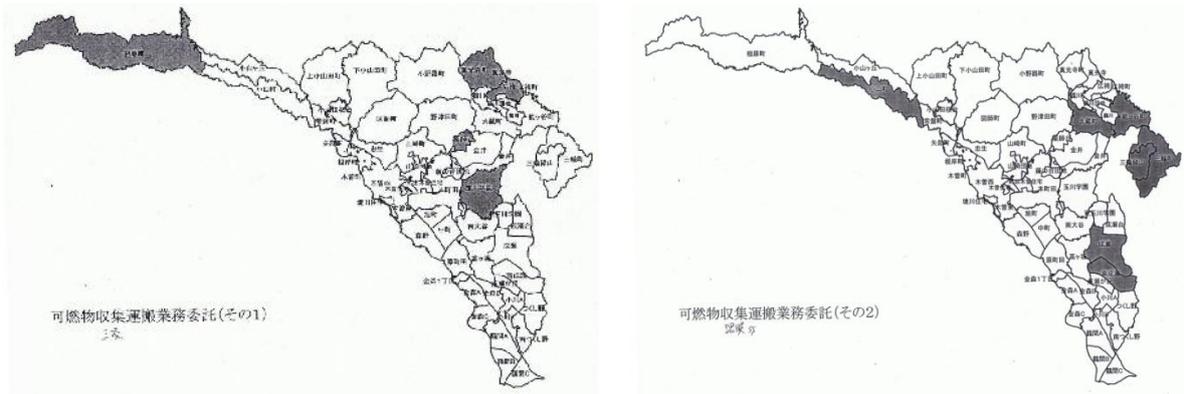
① 委託業務単位の収集地域の非効率性【意見】

市は、現在可燃ごみの収集運搬業務を4業者に、不燃ごみの収集運搬業務を2業者に委託している。可燃物・不燃物収集運搬業務委託契約では、委託業者ごとに収集地域を定めている。

委託業者が効率的にごみ収集を行うためには、担当する地域の区割りにも配慮する必要がある。しかしながら、下図で明らかなように、可燃物収集運搬業務委託(その1)は、市北西部の相原町、北東部の真光寺町、玉川学園等と、収集運搬を担当する地域が分散している。また、(その2)は、市北西部の小山町と西部の三輪町、成瀬地区といった市内の東部と西部を一つの契約としている。このため、委託業者は市内のどこに車両基地を置いても、車両基地から収集場所までの距離が長いことになり、収集効率が悪い。一方、(その3)は、収集地区が1か所にまとまっているため、委託業者は自らの判断で最も効率的な場所に車両基地を置くことが可能である。

委託による収集をより効率的に行うためには、委託する収集地区を分散させることなく、極力まとめて、委託契約を締結する必要があると考える。

収集地区が分散しており、効率的な業務遂行は困難な委託契約



収集地区がまとまっており、効率的に業務を行うことができる委託契約



② 合理的な設計価格の計算の必要性【意見】

2010年度は、新たに1社と可燃物収集運搬委託業務契約を締結している。

当該委託契約は、契約初年度であるため入札を実施している。入札にあたって市が積算した設計価格は、153,572千円であったが、落札額は57,015千円であった。設計価格と落札額の差額は96,557千円で、落札率は37%となっている。

市の積算と落札額等との差

(単位:千円)

区分	市の積算	落札額等	差額
人件費	9,599	8,947	652
消耗品費	222	105	116
車両経費	7,940	2,151	5,789
諸経費	3,662	2,370	1,292
小計	21,426	13,575	7,851
消費税等	713	678	34
合計(A)	22,139	14,253	7,885
必要とする台数(B)	7台	4台	3台
年間契約額(A×B)	153,572	57,015	96,557

市の積算と落札額の差が最も大きいのは車両経費(差額5,789千円)であるが、その内容を調査したところ、以下のとおりであった。

車両経費の差異

(単位:千円)

区分	市の積算	落札額等	差額	説明
減価償却費	1,400	1,160	240	市は車両購入費を1台7,000千円と見積もったが、委託業者は1台5,800千円で購入していた。
燃料費	5,431	585	4,846	市は一日あたり平均走行距離を255kmとしていたが、委託業者は60km~70kmで計算していた。
金利	91	0	91	市は車両購入のための借入金利を16%として計算している。
その他	1,018	406	612	
計	7,940	2,151	5,789	

車両経費の差額のうち、最も多額なものは燃料費の4,846千円である。

市は、燃料費の積算の際には一日あたり平均走行距離を255kmとして計算を行っているが、入札にあたり業者が市に対して行った当該数値についての質問に対し、市は60から70kmとして回答していた。そのため、委託業者は当該回答の数値を用いて見積を行ったことからこのような大きな差が生じたと考えられる。積算に使用する数値は実態に相応したものである必要がある。

次に、減価償却費の差額240千円は、車両購入価額の差額である。市は過去3回にわたり同様の入札を行っているのであるから、直近の塵芥車両の購入価額は把握可能であり、それを反映する必要があった。

さらに、金利の差額91千円については、2009年度に契約した委託業者は3.16%で借り入れを行っていた実績がある。また、昨今の金利の状況から、16%の金利で積算を行うことは適切ではない。

市は、設計価格の算定にあたっては、過去の趨勢や実績等に基づき、合理的な価額で

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

計算する必要がある、設計価格の算定にあたり、前提条件の数値化や計算過程に誤りがないかなど、モニタリングを強化する必要があると考える。

③ 委託業者の選定方法【意見】

委託業者は、収集業務の履行にあたり、必要とする塵芥車両の他に専用の待機車両や軽トラックを保有して業務を遂行している。一方で、委託業者がどれだけの塵芥車両を保有し、そのうち何台を稼働させ、何台を待機車両とするかについては、各委託業者の判断に委ねられている。そのため、「(1)概要 ② 可燃物・不燃物収集運搬業務の委託契約 委託業者の収集車両の保有状況」にあるとおり、保有する塵芥車両のうち、何台を使用しているかについては、71.4%から50.0%までとばらつきがある。

このことは、委託業者の選定にあたり、市は、業務の条件や必要最低限の情報を提供し、その他の事項については委託業者のノウハウに委ねているためである。しかしながら、実際の委託業者の決定方法は一般競争入札により最も安い値をつけた業者となり、各業者のノウハウを十分に評価しているとはいえない状況である。

市のごみ収集の実態を踏まえて、委託業者のノウハウを評価し、その上で価格競争を行うためには、委託業者の選定方法として総合評価方式の導入を検討することが望ましい。

④ 報告書の適切な作成を求める必要性【結果】

委託業者は午前8時30分に始業し、午後4時30分までに清掃工場に収集した可燃ごみ及び不燃ごみを搬入することになっている。

委託業者は、塵芥車両の運転手・作業員名、走行距離などを記録した日報及び月例報告書を作成し、市に提出することが求められている。しかしながら、月例報告書については、6委託業者のうち2業者は始業・終業時間(搬入時)が年間を通して全て同じであることや、月次の集計等がなされていないため市職員が自ら集計している事案が存在した。そのため、委託業者の業務遂行状況の把握が困難な状況にある。

市は、委託業者の業務遂行状況をモニタリングするために、委託業者に対して、報告書の適切な作成を求める必要がある。

4. 指定収集袋作製に関する費用

(1) 概要

① 家庭ごみの有料化

市は、2005年10月から家庭ごみの有料化を実施している。有料化は手数料徴収の媒体として指定収集袋を用いるケースが多いが、市も同様で、可燃ごみ、不燃ごみはそれぞれ、有料の燃やせるごみ袋・燃やせないごみ袋で出すこととされた。

有料化実施当時の手数料は、可・不燃ごみとも、指定袋1枚の価格が5リットル袋10円、10リットル袋20円、20リットル袋40円、40リットル袋80円であった。

② 指定収集袋作製費

指定収集袋は、以下のとおり、家庭廃棄物指定収集袋と事業指定収集袋、おむつ等専用袋、ボランティア袋、事業系ごみ専用袋に分けられる。

指定収集袋の種類		容量
家庭廃棄物指定収集袋	可燃ごみ専用袋	ミニ袋・小袋・中袋・大袋
	不燃ごみ専用袋	同上
おむつ等の指定収集袋		200相当
廃棄物の指定収集袋		ボランティア袋
少量排出事業者指定収集袋		事業ごみ専用袋

指定収集袋は業者に作製を委託している。指定収集袋作製委託は2005年に指名競争入札により委託業者が選定され、2007年9月まで当該委託業者と特命随意契約を締結している。

その後、可燃ごみ専用ごみ袋について、委託業者が開発した、波長を利用したガラス対策用特殊素材配合高密度ポリエチレンの袋に変更することとしたが、それまでの委託業者がごみ袋の作製をグループ会社に再委託していることが判明したため、2007年10月以降は、実際にごみ袋を作製している当該グループ会社と特命随意契約を締結している。2005年度以降のごみ袋作製委託料は以下のとおりである。

指定収集袋作製委託料の推移

区分	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度 (推定)
委託料(千円)	165,087	127,472	154,166	274,334	284,597	246,293	239,031
作製枚数(千枚)	35,039	21,005	19,742	30,088	30,681	25,253	23,628

2008年度のごみ袋作製枚数の大幅な増加は、70歳以上配付用のごみ袋を2008年度分と2009年度分の2年分を作製したことによる。また、2009年度は、ごみ袋の値下げに伴って在庫の入れ替えを行ったことから、作製枚数が増加している。

③ 手数料収入事務費

手数料収入事務費とは、指定収集袋の取扱店に対して市が支払う手数料であり、2010年度の手数料収入事務費は75,611千円となっている。

手数料収入事務費は、家庭ごみを指定収集袋の販売価格の10%、事業ごみを14%に

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

設定している。したがって、取扱店は家庭ごみを販売価格の 90%、事業ごみを 86%で買い取り、市の指定する価格で市民に販売している。

④ ごみ減量推進事業

指定収集袋の作製に関する支出や手数料収入事務費は、ごみ減量課が所管するごみ減量推進事業に含まれている。

指定収集袋の作製委託等のほか、ごみ減量推進事業には指定収集袋の保管、家庭ごみ処理手数料収納管理委託などが含まれている。

目	大事業名	中事業名	2010 年度決算額	所管課
リサイクル 推進費	ごみ減量再資源化 推進費	ごみ減量推進事業	677,589 千円	ごみ減量課

(2)実施した監査手続

- 委託契約の方法と経緯について担当者に質問し、契約書等を閲覧した。
- 委託業者に対する委託業務の範囲を把握し、モニタリング方法を担当者に質問した。

(3)監査の結果及び意見

① 指定収集袋作製委託契約(特命随意契約)のあり方【意見】

市は、指定収集袋作製委託契約にあたり、2005 年に指名競争入札により委託業者を選定しており、2006 年度以降は委託業者と特命随意契約を締結している。

2006 年度以降の委託料は、委託業者からの見積額をそのまま契約金額としている。以下は、2005 年度からの委託料及び指定収集袋 1 枚あたりの費用、対前年度比の値上り額である。

ごみ袋作製委託料の推移

区分	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度 (推定)
委託料(千円)	165,087	127,472	154,166	274,334	284,597	246,293	239,031
作製枚数(千枚)	35,039	21,005	19,742	30,088	30,681	25,253	23,628
1 枚あたり単価(円)	4.71	6.07	7.81	9.12	9.28	9.75	10.12
1 枚あたり値上額 対前年度比(円)	—	1.36	1.74	1.31	0.16	0.48	0.36
契約方法	指名競争入札	特命随意契約					
特命随意契約の理由	安定供給		カラス対策袋の直販				

ごみ袋の作製費用は年々値上がりが続いている。2006 年度から 2007 年度にかけての値上がりは、可燃ごみの袋についてカラス対策用の袋を導入したためとのことであるが、指名競争入札による契約年度は 1 枚あたり 4.71 円であったものの、特命随意契約へ変更後した翌年度は 6.07 円と 1.3 倍近く値上がりしている。また、2011 年度のごみ袋の値上がり理由は、中東情勢による原料価格の高騰とのことであるが、2010 年度の値上がり程大きくはない。また、市は、当該委託業者と特命随意契約を締結する理由の一つに、同社が可燃ご

み用のカラス対策袋を作製していることを挙げている。そうであるならば、不燃ごみ等のそれ以外の指定収集袋については他の業者に委託することも考えられる。

市は、ごみ袋作製委託契約の方法及び委託料のあり方を見直す必要があると考える。

② 指定収集袋出入庫管理事務等委託契約(特命随意契約)のあり方【意見】

市は、指定収集袋の保管・配送及び手数料の収納管理事務を外部委託している。当該委託業務は、主に指定収集袋等の出入庫管理業務、指定収集袋の配送業務及び一般廃棄物処理手数料の収納管理業務等である。

委託契約は初年度が指名競争入札であり、その後も定期的に入札を行っているが、1社応募により同一の業者が落札している。2010年度の指定収集袋の管理に関わる委託費は以下のとおりである。

指定収集袋の管理にわたる委託費の明細

委託費内訳	区分	単位	単位あたり委託料	金額(千円)
システム開発費等	固定費用	12か月	1,093,900円	13,126
指定収集袋等配送費用	流動費用	69,111箱	210円	14,513
			小計	27,640
			消費税	1,382
			合計	29,022

委託契約は、ごみ収集袋出入庫管理に必要な電算システムの構築を含み、その経費の算出は、当初契約より3年間の減価償却を前提にしている。

2010年度の指定収集袋出入庫管理事務等委託契約の仕様書では、「電算システムの初期構築経費の回収期間はおおむね3年をめどに償還する。」とされている。しかし、当該委託業者と契約を開始したのは2005年であるから既にシステムを保有しており、2010年度の契約にあたっては電算システムの構築費用は不要であった。また、指定収集袋は品目や取扱店が限られていることから、市販の在庫管理システムによっても適切な管理可能である。このため、委託業者に対し電算システムの構築を求めると委託料が割高となり、委託業者が変更される都度、電算システムの構築が必要になるため、仮に入札を行っても既にシステムを開発済みの現委託業者が有利となり、適切な入札を行うことが困難となる。

指定収集袋出入庫管理事務等委託契約の締結にあたっては、電算システムを市の所有とし、委託業者に対して当該システムを貸与する形式とすることが望ましい。その上で、委託業務の内容や過去の受払実績等を十分に開示したうえで、入札により委託業者を決定することが望ましい。

③ ごみ収集袋のたな卸し方法等の把握の必要性【意見】

市は、委託業者に対し、日々入手出庫を管理し、定期的に在庫表を提出するように求めている。さらに、市は、1年に1度、委託業者の倉庫へ出向き、担当者にごみ収集袋の保管状況について質問し、自ら在庫量を確認している。

しかしながら、市は委託業者がどのような実地たな卸しをしているか把握しておらず、実地たな卸しの結果や実際有高と帳簿残高の比較等に関する報告を受けていない。市は委託業者のたな卸しの方法や手続を確認すると共に、実地たな卸しの結果や差異原因等の報告を求める必要があると考える。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

5. ビン・カン・ペットボトル・有害ごみ等の収集(町田市資源協同組合との取引)

(1) 概要

① ビン・カン・有害ごみ・ペットボトルの収集方法

市におけるビン及びカンの収集方法は資源集積所回収である。週1回の収集で、収集日は地域ごとに指定されている。収集当日の午前8時30分までに、所定の集積所にビン及びカンを排出する。

有害ごみとは、乾電池、スプレー缶、蛍光灯、水銀体温計、ライターなどを指す。収集方法は資源集積所回収で、月2回収集、収集日は地域ごとに指定される。

ペットボトルは、拠点回収と資源集積所回収を併用している。拠点回収は、リサイクル推進店、市役所、市民センター等の回収拠点に設置された回収ボックスから随時収集する。ただし、リサイクル推進店が独自に処理をするものは除いている。資源集積所回収は2週に1回、地域ごとに指定された資源集積所で回収するものである。

② ビン・カン・有害ごみの収集業務の委託

市は、ビン・カン・有害ごみの収集を町田市資源協同組合(以下「組合」という。)に委託している。組合とはビン・カン・有害ごみ等収集処理業務委託(以下「ビン・カン等収集委託」という。)契約を結んでおり、同契約によって組合は、資源集積所に置かれたビン・カン・有害ごみ等を収集し、それぞれ種類ごとに選別を行って、別の業者に引き渡せる状態にする。収集日の前日には収集用かごを資源集積所に設置する必要があるため、この設置も行っている。

2010年度のビン・カン等収集委託料は、332,023千円である。

③ ペットボトルの収集業務の委託

市は、ペットボトルの収集も組合に委託している。組合とはペットボトル収集運搬業務委託(以下「ペットボトル収集委託」という。)契約を結んでおり、同契約によって組合は、資源集積所に置かれたペットボトルを収集し、清掃工場敷地内まで運搬している。収集日の前日には収集用ネットを資源集積所に設置する必要があるが、この設置も行っている。

2010年度のペットボトル収集委託料は、80,941千円である。

なお、清掃工場に運搬されたペットボトルは圧縮結束されるが、同業務は町田市リサイクル公社に委託している。

④ 町田市資源協同組合とは

組合は、以前から子供会・町内会の資源回収を主に行っていた町田地区鋼鉄商組合を母体として1983年7月に設立されている。設立には市の要請があったとされている。

市は1980年頃から収集を依頼しはじめ、現在はビン・カン・有害ごみ等・ペットボトルの収集業務等を委託している。

組合と市との間で、貸付金や出資等、資金的なつながりはない。また、組合の事務所は、清掃工場に隣接する建設部道路補修課が所管する建物の中に所在しており、組合の作業場は清掃工場に隣接する市有地に設置されている。

組合の経緯は次のとおりである。

組合の経緯

年月	内容
1958年	町田地区鋼鉄商組合設立。主な活動は子供会・町内会の資源回収。
1980年頃	市の人口が急激に増加し、ごみ処理が追いつかない状態となり、ごみ減量を図るため市から同組合に収集依頼。
1981年11月	町田地区鋼鉄商組合により市内の一部区域でビン・カン回収処理の実験を開始。
1982年2月	町田市資源組合(任意)の創設。 同 市内全域でビン・カンの分別収集開始。
1983年7月	町田市資源組合が町田市資源協同組合に改組。
1998年7月	蛍光管等の有害ごみについて、回収と破碎処理を依頼。
1999年4月	同業務委託契約締結。
2005年10月	ペットボトル収集業務委託契約締結。

⑤ 組合と市の契約

ビン・カン等収集委託及びペットボトル収集委託を含め、2006年度から2010年度において組合と市との間で締結されている契約は、以下のとおりである。

組合と市との間で締結されている契約

(単位:千円)

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
ビン・カン等収集委託	325,815	330,960	339,220	332,430	332,023
ペットボトル収集委託	79,170	81,690	78,771	78,812	80,941
資源化物運搬選別業務委託(※1)		14,868	14,868	14,847	14,852
焼却炉分離鉄・破碎分離鉄 資源化業務	16,445	4,569	4,601	4,421	4,538
合計	421,430	432,087	437,461	430,511	432,355

上の表に示されている資源化物運搬選別業務委託(※1)とは、清掃工場から発生する資源化物を含む残さ及び自転車などの選別された鉄類を、指定の敷地(清掃工場に隣接する資源協同組合が使用している市有地)まで運搬し、資源化物と資源化不適物との選別作業を行う業務委託契約(総価契約)である。

焼却炉分離鉄・破碎分離鉄資源化業務とは、2006年度以前は(※1)の業務に加えて相模原市に所在する鉄買取業者までの運搬も加えた業務全体をさしていたが、(※1)の業務が別途委託契約に移行したため、運搬業務のみを行うこととなったものである。

組合との契約は特命随意契約とされている。特命随意契約とする際に作成される環境資源部契約事務適正化委員会付議資料の記載には、「当組合が市の政策的な判断に基づき設立されたものであり、競争入札に適さないので、当組合と随意契約いたしたい。」とある。

(2)実施した監査手続

- ビン・カン等収集委託及びペットボトル収集委託について、2006年度から2010年度契約の見積書入手して比較検討した。
- 各業務委託契約につき、業務委託金額の算定状況、業務実態の把握状況、契約方法について契約書及び内部資料等入手し検討した。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

- 組合と業務委託契約が締結されているビン・カン等収集委託とペットボトル収集委託について、その運搬業務の合理性を確認するため、市の他のごみ収集業務委託契約との比較を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① ビン・カン等収集委託及びペットボトル収集委託【結果】

ビン・カン等収集委託及びペットボトル収集委託の概要は以下のとおりである。

ビン・カン等収集委託及びペットボトル収集委託の概要 (2010 年度)

科目	金額(千円)	摘要
人件費	289,850	収集車運転手・作業員合計 48 人・構内選別員 16 人 構内運転手 5 人 上記 69 人全員が年間収集日 310 日稼働
物件費	36,323	ビン・カン・有害ごみ等収集車両 20 台 ペットボトル収集車両 12 台 フォークリフト等特殊車両 5 台 全ての車両に毎年車両点検量整備修繕料が 250 千円から 690 千円
施設経費	9,608	水道光熱費備品購入費消耗品費など 作業着 2,500 千円 回収用コンテナ 1,000 個 1,900 千円 回収用ネット 750 個 300 千円 光熱水費 2,250 千円
一般管理費	57,960	東京都市建設行政協会一般管理費等率(2009/4/1)
小計	393,742	
消費税等	19,391	
合計	413,133	

合計額の 案分計算	ビン・カン・有害ごみ等	332,159	80.4%	(※)
	ペットボトル	80,974	19.6%	
	合計	413,133	100.0%	

※ ビン・カン等収集委託及びペットボトル収集委託は前記のように一体として見積が行われているが、過去にはそれぞれの委託についての市の担当課が異なっていたこともあり、市の予算処理上の取り扱いが異なっていた。現在も市の予算計上等の内部処理は区分して行われている。このため、見積は一体として行われるものの、算出された合計額を、過年度実績を踏まえた比率により案分した金額を用いて契約事務が進められている。このため本報告書でも市の内部処理で用いられる金額を必要に応じて使用する。

現在のビン・カン等収集委託及びペットボトル収集委託に関する委託料は、見積の根拠となる基礎数値が実際業務と整合しているか否かの確認が不十分である。

後述する消耗品の購入にも見られるように、購入に関する状況把握が不十分であり、また、市の施設を使用していることに対する配慮が行われていないこともあり、委託料は全体として算定根拠が不十分である。さらに、実際の業務内容の把握も不十分である。

当該委託業務については、管理状況を改善し、委託料の見積りについても精度を向上させる必要がある。

ビン・カン等収集委託及びペットボトル収集委託契約の具体的な問題点は以下のとおりである。

ビン・カン等収集委託及びペットボトル収集委託契約の具体的な問題点

科目	問題点																														
人件費	収集車運転手・収集作業員 48 人、構内選別員 16 人の作業実績が確認されていない。また、実動人数について、作業を 310 日間行っていることを執務日誌等で確認された実績はない。																														
物件費	<p>ビン・カン・有害ごみ等収集車両が 20 台、ペットボトル収集車両が 12 台とされているが、当該車両が、実際に 310 日稼働しているのかは確認されていない。</p> <p>なお、収集車両の保有状況については、陸運局の車両登録番号、登録年月日と 2009 年度現在の使用年数を把握した車両台帳は紙面で入手し確認されている。</p> <p>燃費計算は、1 日 50km を毎日走ることを前提として計算されている。この走行距離は、2008 年 11 月に、市が古紙収集業務を委託する際に使用された車両の走行距離実績 15,500km から算出されたものであるが、ビン・カン・有害ごみ等の収集業務にも整合するのかが不明確である。</p> <p>なお走行距離実績については、実際には市は資源協同組合から収集車ごとの走行距離実績及び燃費を、業者見積の添付根拠資料として入手していたことが今回調査で明らかとなった。2009 年度分について同資料を確認したところ、走行距離実績は平均で 15,032 km と概ね整合していることが確認できたことを付記する。</p>																														
施設経費	<p>施設経費には消耗品が含まれており、2010 年度は作業着 2,500 千円、回収用コンテナ 1,000 個 1,900 千円、回収用ネット 750 個 300 千円が見積計上されている。</p> <p>これらの購入は過去 4 年間では行われておらず、その影響からか、蛍光管用ドラム缶の購入量が変動していた(下表参照)。</p> <p>この購入量の変動についてその原因の把握を試みたが、消耗品の消耗状況、購入実績状況についての現状把握が行われておらず、不明確となっている。</p> <p>施設経費の推移 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="background-color: #00FF00;">2006 年度</th> <th style="background-color: #00FF00;">2007 年度</th> <th style="background-color: #00FF00;">2008 年度</th> <th style="background-color: #00FF00;">2009 年度</th> <th style="background-color: #00FF00;">2010 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業着</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>回収用コンテナ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>回収用ネット</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>蛍光管用ドラム缶</td> <td>1,152</td> <td>1,152</td> <td>1,920</td> <td>1,152</td> <td>660</td> </tr> </tbody> </table>		2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	作業着	—	—	—	—	2,500	回収用コンテナ	—	—	—	—	1,900	回収用ネット	—	—	—	—	300	蛍光管用ドラム缶	1,152	1,152	1,920	1,152	660
	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度																										
作業着	—	—	—	—	2,500																										
回収用コンテナ	—	—	—	—	1,900																										
回収用ネット	—	—	—	—	300																										
蛍光管用ドラム缶	1,152	1,152	1,920	1,152	660																										
一般管理費	<p>一般管理費については、東京都市建設行政協会の一般管理費等率(2009/4/1)を使用して見積もられているが、たとえば、組合事務所は建設部道路補修課が所管する建物の中に使用料は全額免除で入居している等、考慮すべき事項があると考えられるが特段の考慮は行われていない。</p> <p>このため、単純に一般管理費等率を使用して見積られた現状の一般管理費は実態と乖離していることが考えられる。</p>																														
業務実績報告書	市は組合に対して、月次で業務実績報告書を作成し提出することを求めており、同報告書の作成と市への提出が行われている。																														

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

科目	問題点
	<p>しかしながら同報告書の記載内容は毎日のごみ収集実績量と分別等処理実績量を月次で取りまとめたものであり、例えば収集車の稼働実績、作業人員実績は記載されておらず、同報告書では業務の実態を把握するには限界がある状況となっている。</p> <p>市の他のごみ収集業務委託である可燃ごみ収集業務での業務実績報告書では、下記の事項が業務実績報告対象とされており、書類上でもある程度の業務実態が把握できることと比較しても、差が生じている状況にある。</p> <p>可燃ごみ収集業務での業務実績報告書記載事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><日報>(毎日報告)</p> <p>車両別の始業時刻・終業時刻・走行距離・収集量 担当者(作業者と運転者の別) 消費したガソリンの量 収集忘れ・クレーム対応</p> <p><月報>(月末後10日以内に報告)</p> <p>日次の各車両別の始業時刻・終業時刻・走行距離・収集量を集計したもの</p> </div>

② 市の他のごみ収集業務委託契約との比較【意見】

市の他のごみ収集業務である可燃ごみと不燃ごみの収集運搬業務は、それぞれ入札(可燃ごみは毎年入札、不燃ごみは5年前に入札実績あり)により委託者が決定されており、可燃ごみは4者、不燃ごみは2者と委託契約を締結している。粗大ごみの収集運搬業務は、町田市リサイクル公社との随意契約となっている。

収集運搬業務の委託比率は、可燃ごみは約70%委託(残り30%は市の直営収集)、その他のごみは100%委託により収集されている。収集日は、頻度は異なるものの年間310日とされている。収集車両数は、委託者合計では可燃ごみ21台、不燃ごみ11台である。

ごみ収集業務委託契約 (2010年度)

(単位:台、千円)

区分	契約者数	委託比率	収集日	収集車合計	委託契約額合計
可燃物収集運搬業務委託	4者	約70%	310日(週2日)	21	306,243
不燃物収集運搬業務委託	2者	100%	310日(隔週)	11	219,240
粗大ごみ等収集運搬業務委託	1者	100%	適宜	—	97,162
ビン・カン等収集委託	1者	100%	310日(週1日)	20	332,023
ペットボトル収集委託	1者	100%	310日(隔週)	12	80,941

1) 収集車台数について

まず、収集車台数について比較を行った。

ここで、可燃ごみ収集運搬業務については約70%の収集業務しか委託していないことを考慮する必要があり、比較を容易にするために便宜上、100%委託していたとして補正を行うと、収集車は30台と推計される(21台÷70%=30台)。これを次表の「収集車合計(補正)」に反映した。

ごみ収集業務委託契約（2010年度）台数比較 （単位：台）

契約	収集日	収集車合計	収集車合計（補正）
可燃ごみ収集運搬業務委託	310日（週2日）	21	30
不燃ごみ収集運搬業務委託	310日（隔週）	11	同左
ビン・カン等収集委託	310日（週1日）	20	同左
ペットボトル収集委託	310日（隔週）	12	同左

可燃ごみの収集頻度は週2日、ビン・カン等の収集頻度は週1日であることを考慮すれば、可燃ごみ収集の台数30台（補正值）と比べて、ビン・カン等の収集台数が20台となっていることから、ややビン・カン等の収集台数が多い。ビン・カン等は、収集用ケースが一定のスペースを占有することや、他のごみに比べて重量に対する容積が大きいこと、収集日の前日に収集用かごを資源集積所に設置する必要があることなど、単純には比較できないが、収集頻度に比して収集台数が多いことは確認できる。

不燃ごみとペットボトルの収集台数は、それぞれ11台と12台となっており、ほぼ同じ台数となっている。しかしながら、収集頻度は隔週であり、週2日を30台（補正值）で収集している可燃ごみと比べて収集台数が多いことが確認できる。

それぞれ収集する物品の性質や形状が異なることや、収集頻度も異なることから単純な比較は行えないものの、可燃ごみ以外は、可燃ごみに比べて比較的多めの台数で収集が行われている。可燃ごみ以外については、収集ルートや積載量等を可燃ごみと比較することで、改善すべき点が見出せると考えられる。収集車台数についてより詳細に比較検討を行い、業務効率の向上を図ることが望ましい。

2) 委託契約金額について

次に、委託契約金額について、収集車1台あたりの金額（以下、「単価」という。）を算出して比較した。

ビン・カン等収集委託には、収集運搬業務に加えて、種類ごとに選別を行い別の業者に引き渡せる状態にする業務が加えられている。ここでは収集運搬業務のみを比較したいため、比較の便宜上、収集関連作業員48人、選別関連作業員21人の人数案分により、収集運搬業務は概ね7割程度の業務量であろうと推計し、単価を70%に補正し、これを次表の「1台あたりの金額（補正）」に反映した。

ごみ収集業務委託契約（2010年度）1台あたりの金額比較 （単位：台、千円）

契約	収集日	収集車合計(A)	委託契約金額(B)	1台あたりの金額(B/A)	1台あたりの金額（補正）
可燃ごみ収集運搬業務委託	310日（週2日）	21	306,243	14,583	同左
不燃ごみ収集運搬業務委託	310日（隔週）	11	219,240	19,931	同左
ビン・カン等収集委託	310日（週1日）	20	332,023	16,601	11,621
ペットボトル収集委託	310日（隔週）	12	80,941	6,745	同左

可燃ごみと不燃ごみの収集運搬業務は、それぞれ入札（可燃ごみは毎年入札、不燃ごみは5年前に入札実績あり。）により委託者が決定されており、それぞれ4者、2者と契約が行われている。このため契約金額には競争性が反映されており、一定の裏付けがあるものとここでは考える。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

II. 収集運搬

可燃ごみの収集頻度は週2日、ビン・カン等の収集頻度は週1日であることを考慮すれば、可燃ごみ収集の単価 14,583 千円と比べて、ビン・カン等の単価 11,621 千円は収集頻度に比して高い。

その一方で、隔週で収集が行われる不燃ごみの単価は 19,931 千円となっていることから、これに比べれば、週1日のビン・カン・有害ごみ等の単価 11,621 千円及び隔週のペットボトル収集単価 6,745 千円は安いといえる。

単価面での比較では、それぞれ収集する物品や、収集頻度、業者間の受注競争が反映するため単純な比較は行えないものの、可燃ごみ収集に比べて他の収集業務が割高となっていることは今回の分析でも把握できる。比較的高額の単価で行われている可燃ごみ以外の収集運搬業務については、収集ルートや積載量等を可燃ごみ収集と比較することで改善すべき点が見出せると考えられる。前述の収集車台数比較とともに、単価面での検討も行い、契約金額は業務実態を適切に反映しているのかという点についても検討することが望ましい。

③ 資源化物運搬選別業務委託【結果】

資源化物運搬選別業務委託料の 2007 年度から 2010 年度までの推移は以下のとおりである。

資源化物運搬選別業務委託

(単位: 千円)

区分	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
人件費	3,962	3,962	8,720	9,152
法定福利費	587	587	1,320	1,420
燃料費	648	648	1,580	1,092
車両購入費	7,118	7,118	—	—
車両維持費	1,141	1,141	1,650	1,615
その他	701	701	870	866
計	14,160	14,160	14,140	14,145
消費税	708	708	707	707
合計	14,868	14,868	14,847	14,852
担当人数	2 名	2 名	4 名	4 名

2007 年度と 2008 年度は全く同一の金額、内訳となっている。このことについては、2006 年度の単価契約から 2007 年度に総価契約に改められたため、費目に分けての見積に不慣れであったとのことであった。

2008 年度と 2009 年度の対比を行ったところ、車両購入費 7,118 千円が 2008 年度には計上されているものの 2009 年度では計上されていないことから、2009 年度は合計額で 7,000 千円程度安くなると期待されるところ、実際にはほとんど同額となっている。これは、人件費が 4,757 千円増、法定福利費が 732 千円増、燃料費が 932 千円増と、それぞれ前年に比べ 2 倍以上の額に増額されていることによるものである。

人件費、法定福利費及び燃料費が増額された理由は、人員を 2 名から 4 名に増員したことと、仕事量が増加したためとのことであるが、実際の業務内容や人員配置がそれに見合ったものであることの確認が不十分である。また、車両購入は 5 年間にわたりダンプ車 3 台、重機 2 台を買い替えるとのことで見積もられていたが、2007 年度、2008 年度までで見積計

上は打ち切られ、その後の見積計上はなく、実際に車両が購入されたか否かが不明確な状況にある。車両の購入に関しては、業務を行う上で必要であることは理解できるものの、不要不急の購入は行うべきではなく、購入に関する未定は把握しておく必要がある。

以上を総合して評価すれば、現在の資源化物運搬選別業務委託に関する委託料は実際業務と整合しているかの確認が不十分であり、また車両購入にみられるような高額物品の購入に関する確認が不十分である。委託業務の管理状況を改善し、委託料の見積もりについても業務実態を反映するよう精度を向上させる必要がある。

④ 組合事務所の入居状況について【結果】

組合事務所は、建設部道路補修課が所管する建物の中に置かれている。当該建物が建設されて以来、同地に所在しており、行政財産の目的外使用許可を受けて、使用料は全額免除となっている。

本来、行政財産の目的外使用は短期間で解消すべきものであり、その期間は通常1年以内とされているところ、毎年度更新を繰り返すことで使用が継続されている。実務上、使用許可が必要であるならば、財産種別を普通財産に変更する必要がある。また、使用料を全額減免していることについては、委託料の検討の際に考慮すべき事項であることに留意する必要がある。

⑤ 組合との契約について【意見】

組合は、市がごみ処理行政の一翼を担わせるために育成してきたことが設立の経緯からもわかる。また、現在も清掃工場に隣接する市有地や市有地内の建物を減免(無償)で使用させており、あたかも市の組織の一部となっている状況にある。

現在、業務委託契約は特命随意契約で締結されており、競争性は損なわれていることから、その契約金額の妥当性については当該業務の実態の把握と管理につきることになるが、前述のように、現状行われている実態の把握と管理は不十分であり、入手した資料でも不明瞭な点が多い。

まずは、業務の実態の把握を行い、また、市の他の類似の委託業務との比較から当該業務内容について検証し、委託料の見積根拠を確認していくことが必要である。

また、設立以来の経緯等から組合の市への貢献については理解できるが、既に約30年の契約期間となることから、設立以来の組合の市への貢献についてはこれまでの契約で既に報いてきた面もあるのではないかと考えられる。このため、今後の契約のあり方については市の他の類似の委託業務との比較から検討する必要があると考える。

中長期的な検討課題として、入札による競争性の確保も想定し、既に入札とされている他の類似の委託業務との比較を行いつつ、現状の特命随意契約による組合との委託業務契約に関し、当該業務の実態の把握とその契約金額の見積事務をより向上させることが必要であると考ええる。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

6. 事業系ごみを家庭ごみとして処理する問題(便利屋・リフォーム業者等)

(1) 概要

家庭から出たごみの回収・運搬を行うためには、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第33条により、市長の委託を受けなければならないことが定められている。つまり、入札等を通じて決められたルート・日時・方法によってでなければ、家庭ごみの回収は行うことができない。また、一般廃棄物処理業の許可を得たとしても、取り扱えるのは事業系ごみのうち指定6品目(※)に限られており、また産業廃棄物処理業の許可を得たとしても家庭から出たごみを取り扱えるわけではない。

その一方で、便利屋・リフォーム業者等が実質的なごみの回収・運搬を一部で行っていることは広く知られるところとなっており、2011年に町田駅界隈を舞台にした「まほろ駅前多田便利軒」という第135回直木賞を受賞した三浦しをんの小説が映画化されるなど、便利屋が注目を集めたこともある。

(※) 指定6品目とは、産業廃棄物以外の紙くず(資源化できない紙に限る)、厨芥類、木くず、繊維くず、畳(1日1回6枚まで)及び剪定枝資源化センターで受け入れできない樹木(ただし、直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもの)である(2010年度一般廃棄物処理実施計画第7アより)。

(2) 実施した監査手続

- インターネット等からリストアップした市内に住所を構える便利屋・リフォーム等の事業者が取り扱う事業系のごみの処理方法の妥当性を検討した。
- 本来取り扱うことができない家庭ごみを事業者が取り扱った場合の、市としての対応状況を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

① 事業系ごみを家庭ごみとして処理する問題【意見】

インターネットで市に住所を構える便利屋を検索し、該当する業者のホームページ上、家庭で出たごみの回収・運搬を行っているか調べたところ、以下のような記述があった。

「便利屋」の現状

	所在地	ホームページ上の記述	補足	登録※
1	森野	粗大ごみ不用品	片付け一覧の項目の中にあり	なし
2	野津田町	不用品回収(家具、家電製品、自転車など)、単品粗大ごみ、おまとめ処分	トップページと料金表に記載あり	なし
3	玉川学園	不用品処分	トップ画面に記載あり	なし
4	野津田町	作業前の一般ごみ、資源ごみの分別作業は一切不要です！安心して私達にお任せ下さい。(現地で分別、又は自社で適正に分別処分します。)	会社案内、サービスのご案内のページに記載あり	なし
5	小川	粗大ごみの処理	トップ画面に記載あり	なし

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
II. 収集運搬

	所在地	ホームページ上の記述	補足	登録※
6	高ヶ坂	不用品回収・粗大ごみ・部屋片づけ・ごみ処分	トップ画面に記載あり	なし
7	大蔵町	不用品回収・処分	ホーム画面に記載あり	なし

※ 一般廃棄物処理業者の登録

以上のように、市長の許可を得ずに家庭で出たごみの回収・運搬を行っている業者が散見されるのが現実である。

この家庭ごみの回収行為は事業として行われているものである。この場合に、回収したごみは事業系ごみに該当すると解釈したとしても、どの業者も調査当日に一般廃棄物の処理業者の名簿に記載がなかったため、事業系の指定6品目のごみの回収はできないはずである。

事業により発生したごみは、家庭ごみとは別に処理しなければならない。しかしながら、町田リサイクル文化センターには、しばしばトラックの荷台に大量のごみを載せた市民と称する方(中には業者の車両・作業服姿の方もいる)がごみを持参することがあるが、ごみの出どころの申告については本人のモラルに任されている。ごみを持参した市民が「これは自分の家で出たごみです」として一般家庭が行う「一般廃棄物処理依頼書」を提出すると、それ以上真偽を追及できないため、やむを得ず業者と思われる人物のごみを受け入れている状況である。

このことは便利屋に限らず、リフォーム業者を例にしても同様の問題があげられる。リフォームの業務で発生した廃棄物は本来、事業者が自ら処理するか、産業廃棄物処理業者に処理を依頼しなければならないが、クロスの貼替えを終えたリフォーム業者が、業務用のトラックで古いクロスを町田リサイクル文化センターに持参することがある。その際、「これは自宅のクロスの貼替えをしたときのごみです。」と言われると、やむを得ず一般家庭ごみとして受け入れている状況である。

市としては、便利屋やリフォーム業者などに対して個別に連絡をし、事業としてごみの回収・運搬を行う権限はない旨を連絡・確認・戒告等する余地があるものと思われる。

家庭ごみの処理を便利屋に依頼する主なパターンとしては、以下のものが考えられる。

パターン	利用する理由(一例)
ごみを指定日に集積所に持ち出せない	高齢等の身体的な原因
	生活パターン等の個人的な理由
粗大ごみを玄関先まで持ち運べない	身体的な問題。ベッド等、物によっては健常者でも持ち出しが困難なものもある
遺族が故人の荷物を処分できない	故人に対する心情

このうち、高齢等が原因で一般ごみを出すことが困難である場合は「ふれあい収集」という制度があり、玄関先での収集を行っている。また、粗大ごみの持ち運びの問題については、問い合わせがあった場合、町田市リサイクル公社が、粗大ごみの回収料金とは別料金で粗大ごみ持ち出しサービスを行っている。これらのサービスをより大々的にアピールし、便利屋を凌ぐサービスを提供していけば市民サービスの向上と違法な業者の排除が同時に行えるものと期待できる。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

7. 商業地におけるビン・カン集積所の見直しについて

(1) 概要

町田市原町田4丁目4番地・5番地は、仲見世商店街などがあり、町田駅周辺の繁華街の中心部の一つである。

2011年10月時点におけるこの地区の建物の用途は、以下のように区分されている。

町田市原町田4丁目4番地・5番地地区の建物の用途

区分	数(軒、棟)
事業所	67
集合住宅	6
戸建住宅	1
合計	74

同地区の戸建て住宅は1軒のみである。また、集合住宅に分類される6棟の建物も、1階の使用用途が飲食店となっているものが3棟あり、その他の建物も1階部分はパチンコ屋・ブティック・ゲームセンターという商業施設が入っている。また、この6棟は、いずれも2階以降の階にも飲食店等の事業施設が入っている。

このような状況から、この周辺からは家庭ごみが多く排出されることは想定されないが、この一角には、家庭ごみの収集が目的となる集積所(ビン・カン、古紙・古着・剪定枝のみの取り扱い)が9か所もあるという過密状態となっている。

ごみ集積所が集中している経緯は、この周辺は、かつては店子(たなこ)が多く居住していたため、家庭用ごみが出ている時期があったことと、かつては事業系ごみも市で回収していたため、その名残であるとのことである。この点、戸別回収を開始した2005年10月に集積所の見直しを行ったが、同地区の集積所は廃止・統合の対象とされていない。

この周辺は繁華街であるため、プラスチックの集積箱を置くと、通行の妨げになる危険があること等の理由により、市民には任意の袋にごみを入れてもらい、その袋を集積所に置き、収集車がごみを回収する仕組みとなっている。

町田市原町田4丁目4番地・5番地周辺の集積所の状況



(2)実施した監査手続

- ビン・カンの収集日である2011年11月18日午前8時から9時頃、前記の9か所の集積所を視察した。

(3)監査の結果及び意見

① 集積所の見直し【意見】

前記9か所の集積所のうち、4か所でビン・カンが出されていた。その4か所のうちの1か所では、家庭で使うとはとても思われない大きさの業務用トマトケチャップの罐が捨てられていた。また、別の集積所では、1つのごみ袋に、鍋料理などに使うカセットコンロが6・7個ほど捨てられていた。これらは飲食店で利用したものと考えた方が自然な量・大きさのものである。

業務用のトマトケチャップの罐



大量のカセットコンロ



原町田4丁目4番地・5番地は、過去の経緯からごみの集積所が密集しているが、徐々に居住スタイルが変わっており、現に9か所のうち、半分以上はビン・カンが全く出されていない。一義的には繁華街市街地について、実情に合わせて集積所の廃止・統合を行う余地がある。さらに、委託業者が中身を見ないで収集していることについては、委託先を指導する必要があると考える。

ビン・カンの中身についても、商業地区という特徴から、事業系ごみの疑いの余地のあるものが含まれているため、回収の対象から外すなど、排出者に対して注意を喚起するなどの対応を図る必要があると考える。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

8. 手数料収入等

(1) 概要

① 2010年度の諸収入

2010年度の環境資源部の諸収入は以下のとおりである。

最も多いのは、ごみ袋手数料収入の749,486千円で、廃棄物処理手数料(持込ごみ処理手数料)の663,797千円、資源化物売払代(紙類)179,399千円と続いている。

2010年度の諸収入

所管	金額(千円)
清掃工場	703,202
廃棄物処理手数料(持込ごみ処理手数料)	663,797
余剰電力売払収入	30,045
資源化物売払代(アルミ等)	5,557
花の家水道料・組合事務所電気代	3,627
マニフェスト伝票売却金	174
環境総務課	322,659
資源化物売払代(紙類)	179,399
資源化物売払代(ビン・カン)	96,850
粗大ごみ処理手数料(公社)	46,360
一般廃棄物処理業許可手数料	50
清掃事務所	2,766
廃棄物収集車売払い代	2,044
土地建物貸付収入	585
光熱水費使用料	137
ごみ減量課	802,090
ごみ袋手数料収入	749,486
資源化物売払代(自主ルート)	25,981
資源化物売払代(容リ協会)	12,155
剪定枝処理手数料	10,822
土壌改良材売払代	2,942
資源売却金(紙パック、廃食用油他)	702
合計	1,830,719

② 清掃工場における収入と収納管理

工場で生じる主な収入は、家庭から排出される持込ごみの手数料と、ごみの処理過程で生じる分離鉄や家電製品、部品等の他、ごみの焼却過程で生成される熱エネルギーにより発電した余剰電力の売却による収入である。持込ごみの手数料は一般会計の使用料手数料に、その他は財産収入として計上されている。

持込ごみの処理手数料は、東京都19市のごみ処理手数料の相場を参考にして10kgあたり250円としている。清掃工場での焼却炉分離鉄・破碎分離鉄等については、定期的に鉄鋼等の相場を見ながら、これらを参考にして買取業者と売却代金を合意している。

一般市民及び事業者の持込ごみ手数料は現金により収受している。清掃工場では、持込ごみ処理手数料収納金日報と当日の現金を突き合わせることで現金の残高を照合している。その後、当該日報に基づき仮預金預かり証を作成し、現金とともに金庫に保管し、金融機関に預け入れている。また、清掃工場では定期的に納付書兼領収書を起票し、収納金額を仮預金預かり証と共に歳入科目に振替えている。

許可業者及び大口業者に対して、清掃工場では計量システムを基に納入通知書を発送して、料金後納によって手数料を収受している。

なお、過去において持込ごみ手数料の滞納が生じた例はない。

③ ごみ減量課の収入と収納管理

ごみ減量課における収入は、ごみ袋の販売による収入である。販売価格は、2005年度ごみ袋有料化制度の導入当時は多摩地区の先行導入している他自治体の平均額を参考に、家庭ごみの指定収集袋を1リットルあたり2.0円、事業系ごみの指定収集袋を同10円とした。その後2008年に再度見直しを行い、市におけるごみ排出量の推移を考慮して2009年に家庭ごみの指定収集袋を1リットルあたり1.6円、事業系ごみの指定収集袋を同6円とした。なお70歳以上の高齢者及び生活保護世帯に対しては、個別にごみの指定収集袋を配布している。

ごみ袋の販売・保管に関しては業務を委託している。ごみ袋は、委託業者が一旦市から必要量を買って取ってから、さらに取扱店へ転売する方式としていることもあり、ごみ袋販売による市の未収金は発生していない。

また、ごみ袋の販売による収入は、2004年3月の町田市廃棄物減量等推進審議会答申「家庭ごみ等の費用負担のあり方(ごみの有料化)について」に基づき、有料化に伴う経費を差し引いた額を基金として積み立てることとしている。

2010年度のごみ袋処理手数料収入の内訳は以下のとおりである。

2010年度のごみ袋手数料収入

項目	金額(千円)
家庭用指定収集袋収入	732,943
事業用指定収集袋収入	16,794
小計	749,737
取扱店廃止による還付	△250
合計	749,486

(2) 実施した監査手続

- 契約価額の決定方法、見積方法及び手数料収入の収受方法の妥当性を検討した。
- 収入額及び支出額の推移を分析し、異常な変動の有無を確かめた。
- 現金納付による持込ごみの手数料収入のうち、2010年度の任意の1か月について、持込ごみ処理手数料収納金日報、仮預金預り証等を照合した。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

9. 廃棄物減量再資源化等推進整備基金

(1) 概要

① 廃棄物減量再資源化等推進整備基金の目的

市では、廃棄物の減量、再資源化を図ることにより、資源の有効活用を促進し、もって循環型社会の形成に寄与するため、廃棄物減量再資源化等推進整備基金条例に基づき、町田市廃棄物減量再資源化等推進整備基金(以下「基金」という。)を設置している。

当基金は、家庭用・事業用指定収集袋収入(以下「指定収集袋収入」という。)から必要経費を差し引いた額を基金として積み立て、金融機関等で運用するものである。

基金は以下の目的のためにのみ全部または一部を処分することができる。

- (1) 廃棄物の発生を抑制し、又は循環的な利用を推進すること。
- (2) 廃棄物の再使用、再利用等に必要な処理施設を整備すること。

② 基金の取り扱い

ごみ袋手数料収入(ごみ袋の販売による収入)の取り扱いは、町田市廃棄物減量等推進審議会答申 2004 年 3 月「家庭ごみ等の費用負担のあり方(ごみの有料化)について」(以下「答申」という。)において、以下のように定められている。

(4) 手数料収入の運用方法

手数料収入の運用に当たっては、収支の状況や使途が市民にとって理解しやすい方法を採用する必要がある。

また、有料化の目的が「ごみの減量化・リサイクル推進」であることを踏まえると、手数料収入はこの分野における施策の経費として使用されることが適当である。

上記の条件を満たす方法として、手数料収入のうち有料化に伴う経費を除いた分を基金として積み立て、ごみ減量・リサイクルに係るソフト施策や、リサイクル施設整備の経費として用いることが適当である。

なお、有料化に伴う経費としては、指定袋の製造費・配送費・販売手数料等のほか、有料化と併せた収集方法の変更(戸別収集化)による経費増加分についても見込むことが適当である。

答申は、ごみ袋手数料収入から「有料化に伴う経費」を除いた分を基金として積み立て、ごみ減量・リサイクルに係るソフト施策や、リサイクル施設整備の経費として用いることが適当であるとしている。現在は、指定収集袋作製費、保管・配送費及び手数料収納事務費が「有料化に伴う経費」とされ、ペットボトル収集費用や剪定枝資源化センターでの支出などが、ごみ減量・リサイクルに係るソフト施策や、リサイクル施設整備の経費とされている。

ごみ袋手数料収入は一般会計の歳入とされ、「有料化に伴う経費」も一般会計の歳出とされており、ごみ袋手数料収入から「有料化に伴う経費」を控除した額を基金に積み立てている。ペットボトル収集費用なども一般会計から支出を行い、その後、その支出分を基金から一般会計へ繰り入れている。

③ 基金の内容

1) 基金残高の推移

基金創設以来の各年度残高は以下のとおり、2008 年度以降は 10 億円前後で推移している。出納整理期間後の各年度の基金残高の推移は以下のとおりである。

基金の推移

(単位:千円)

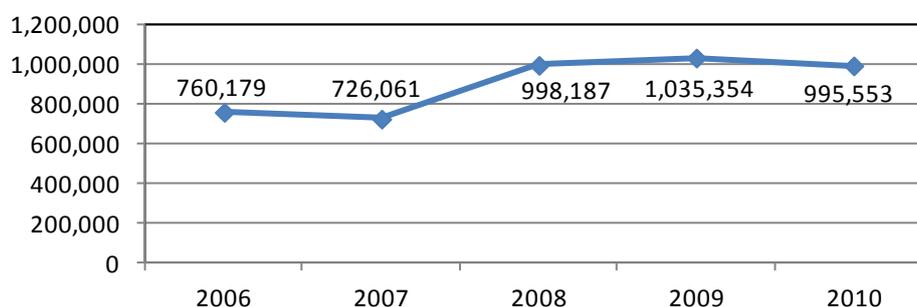
区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
期首残高	400,000	760,179	726,061	998,187	1,035,354
積立額	742,379	592,530	326,874	365,028	323,726
取崩額	382,200	626,648	54,748	327,860	363,527
期末残高	760,179	726,061	998,187	1,035,354	995,553

(「町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び町田市各基金の運用状況審査意見書 第3 決算の概況 1 各会計の総括 (2)純計決算 イ 将来にわたる財政負担 (エ)基金積立金」より)

(注) 積立額には、運用利息を含む。

基金残高の推移

(単位:千円)



2006年度及び2007年度の取崩額は全て剪定枝資源化センター工事費用に充当するための取崩である。また、2007年度から2008年度にかけて基金残高が増加しているのは、取崩額が剪定枝資源化センターで使用する機械設備や工事の支出などに限定され、取崩額が少なかったことによるものである。

2) 財産に関する調書における基金残高(預金残高)の推移

基金には出納整理期間がないため、一般会計の出納整理期間中に行われた基金への積み立ては翌年度に基金の預金口座に入金される。このため、実際の預金残高と基金の残高とは異なる。以下は同基金の預金残高の推移である。

基金残高(預金残高)の推移

(単位:千円)

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
期首残高	—	760,179	246,822	671,313	1,106,943
積立純額(取崩純額△)	760,179	△ 513,357	424,491	435,630	△ 70,601
期末残高	760,179	246,822	671,313	1,106,943	1,036,342

(「町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び町田市各基金の運用状況審査意見書 第3 決算の概況 5. 財産に関する調書 (8)基金」より)

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬



3) 基金の積み立てと使途

市では、ごみ袋手数料収入から経費を差し引いた額を基金の積立対象額として、その一部を年度中に基金に積み立て、その後出納整理期間を経て積立対象額を確定させ、残額を翌年度の補正予算で基金に積み立てている。

2010年度のごみ袋手数料収入額は749,486千円であり、それに伴う経費は、350,927千円である。そのため、同基金への積立対象額は、749,486千円から350,927千円を控除した398,559千円となり、そのうちの299,168千円を2010年度中に積み立てている。398,559千円から299,168千円を控除した99,390千円は、2011年9月期の補正予算で同基金に積み立てている。同様に2010年度9月の補正予算で2009年度の基金の積立対象額の23,912千円を積み立てている。

2010年度の基金の積立対象額の内訳

区分		金額(千円)
収入	指定収集袋(ごみ処理手数料)収入額	749,737
	取扱店廃止による還付額	△250
収入合計		749,486
経費	指定収集袋作製費	246,293
	指定収集袋保管・配送・手数料収納管理費	29,022
	手数料収納事務費	75,611
必要経費合計		350,927
差引 基金積立対象額(注)		398,559

(注) 前年度積立残額231千円を含む。また翌年度積立額は61千円である。

2010年度の基金増減

項目		金額(千円)	
期首残高			1,035,354
増加額	受取利息(注)	646	
	2010年度積立額	299,168	
	2009年度積み残し分	23,912	323,726
減少額	目的取崩	352,607	
	2009年度繰越明許費	10,920	363,527
期末残高			995,553

(注) 定期預金等により平均利回り0.0460%で運用している。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
II. 収集運搬

また、2009年度及び2010年度における基金の目的取崩額は以下のとおりである。

目的取崩額の内訳

(単位:千円)

項目	2009年度	2010年度
【再資源化推進事業】	237,068	272,912
ペットボトル収集委託及びペットボトル圧縮結束委託	101,160	103,815
剪定枝資源化センター管理運営委託費及び用地使用料	89,433	107,171
剪定枝資源化センター設備・備品等工事修繕費	46,475	4,992
清掃工場廃棄物再資源化業務委託	—	56,934
【その他】	90,792	90,615
リサイクル広場、生ごみ処理機普及関連事業他	84,731	69,494
廃棄物減量等推進審議会委員報酬	1,941	2,936
プラスチック資源化調査事業(2009年度繰越明許費)	—	10,920
環境総務課・一般廃棄物資源化処理基本計画策定事業	4,120	7,263
合計	327,860	363,527

指定収集袋収入と支出の基金創設時から2010年度までの累計

区分	金額(千円)	
収入	指定収集袋収入額	5,294,334
	基金預金利子	6,805
	収入合計	5,301,139
支出 (必要経費及び基金取崩額)	指定収集袋関連費	(1,833,614)
	指定収集袋作製費	1,251,950
	指定収集袋保管・配送・手数料収納管理費	184,876
	手数料収納事務費	384,325
	ごみ袋値下関連費用	12,463
	ごみ減量啓発費	(311,692)
	啓発パンフレット関連費用	66,106
	生ごみ処理機普及事業	245,586
	ごみゼロ市民会議関連費用	(23,336)
	ごみゼロ市民会議委員謝礼	5,565
	ごみゼロ市民会議運営支援委託	6,199
	ごみゼロ市民会議資源化委託	11,572
	剪定枝資源化センター関連費	(1,375,586)
	剪定枝資源化センター運営関連委託費	201,769
	剪定枝資源化センター用地賃借料	58,754
	機械装置及び車両の購入	54,747
	剪定枝資源化センター工事費用、備品費用	51,468
	剪定枝資源化センター建設費用	1,008,848
	その他	(673,716)
廃棄物減量等推進審議会委員報酬	4,878	
資源物再資源化委託経費	56,935	
プラスチック資源化調査事業	10,920	
ペットボトル収集処理費	560,473	

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

区分		金額(千円)
	ごみ収集関連費	20,254
	市民意識調査他	1,896
	一般廃棄物資源化処理基本計画コンサルタント委託	16,844
	レンタカー借上料	1,516
	支出合計	4,217,944
	収支差額	1,083,195

(2)実施した監査手続

- 基金設立の経緯について担当者に質問し、答申や関係条例等を入手して基金の取り扱いに関する規程の整備状況を確認した。
- 基金の積立額及び取崩額の明細を入手して増減分析を実施し、答申や関係条例等との目的適合性を確認した。
- 基金の運用方法について関係条例との合規性を確認し、市場金利と比較して運用の効率性について検討した。

(3)監査の結果及び意見

① 基金に関する規程の整備の必要性【意見】

町田市廃棄物減量再資源化等推進整備基金条例では、当該基金の運用と処分に関する基本方針を定め、「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。」としている。しかし、当該条例の運用方法に関する規則や要領等が定められていない。また、市は2008年度にごみの有料化に伴う経費の範囲を変更しているが、これに関する意思決定の過程が残されていない。

よって、市は当該条例の運用方法に関する規則や要領等を定め、基金の運用や取り崩し等に関する意思決定の過程を明らかにする必要があると考える。

② 基金の用途について【意見】

基金は、本来一定の目的のために積み立てられるべき性質のものである。しかし、条例の規定が抽象的であるため、解釈が拡大されることにより、通常であれば一般財源で負担すべき経常経費の支出に充当するために取り崩されている。たとえば、2010年度には、従来清掃工場の一般財源として支出されていた清掃工場の廃棄物再資源化業務委託費56,934千円が新たに基金から充当されている。これは、条例において基金の用途目的が具体的に定められていないことにより、用途を拡大して解釈することができるためであるが、その結果、基金としての独自性がみられなくなっている。

また、答申では、手数料収入のうち有料化に伴う経費を除いた分を基金としているが、現状では積み立てた額と同額あるいはそれ以上の額が毎年経常経費として取り崩されている。したがって、基金の残高が増えず、廃棄物の再資源化・再利用等に必要な処理施設の整備のための資金を十分に確保することが困難である。

市は、基金の趣旨に則り、用途目的を明確に定め、廃棄物の減量・再資源化推進のため

の特別な支出や、施設の増改築や補修など特別な支出に備えるために、基金の積み立てを行う必要があると考える。

③ 基金の運用管理の必要性【意見】

現在、市は基金を定期預金等により平均利回り 0.0460%で運用している。一方で、2010年度の市場平均利回りは基金の運用利回りを上回っている。

町田市公金管理運用基準では、「第4 基金に属する現金の管理及び運用」において、「各種基金に属する現金は、資金計画を策定した上で、その基金の性質に応じた適切かつ安全な金融商品を選択し、1年以下の定期性預貯金で運用することができる。ただし、利回りの比較、期間、金額等により、債券での運用が安全かつ有利と判断される場合には、5年以下の債券での運用ができるものとする」としている。

ごみ処理手数料収入・必要経費の額が安定的に推移しており、ある程度の予測が可能であるから、資金計画を策定するなどして、基金について、より効率的な運用を図ることが望ましい。

なお、2010年度の短期金利、1年以内の定期性預金及び3年以内の国債の市場利回りは以下のとおりである。

種類	期間	利率
短期金利 有担コール翌日物	-	0.0652
定期預金/預入金額 1千万円以上	1か月	0.0439
	1年	0.0698
譲渡性預金<新規発行分>(都銀等)	30日未満	0.0794
	30日~60日未満	0.0993
	60日~90日未満	0.1204
固定利付国債	1年	0.1370
	2年	0.1651
	3年	0.2224

(短期金利は企業年金基金ホームページ、定期預金及び譲渡性預金は日本銀行ホームページ、固定利付国債は財務省ホームページより)

※ 町田市では、債券は「町田市債券運用指針」に基づき運用している。同指針では、債券の購入について、「債券は、原則として債券額面と同じ又は債券額面未満で購入できるものを選択する。」という条件が付されている。したがって、現状では金利の高い固定利付国債などは購入できないことになる。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

10. 南収集事務所

(1) 概要

① 南収集事務所

横浜線以南地域での可燃ごみの収集運搬効率を高める目的で、1999年度にリレーセンターみなみの近隣に南収集事務所を設置し、2003年10月から本格稼働している。

2009年度からは、この地区が民間委託となり、現在は車両基地に係る施設として、収集委託業者が使用している。

施設概要

項目	内容
所在地	町田市鶴間 591-11
敷地面積	557.55 m ²
造成面積	1階 290.40 m ² 2階 258.70 m ²
着工・竣工年月	1998年6月～1999年3月
工事費	144百万円

② 南収集事務所の概要

南収集事務所の管理に関する支出として、南収集事務所総合管理委託、南収集事務所火災報知設備等保守点検委託など、2010年度は7,558千円の支出がある。

目	大事業名	中事業名	2010年度決算額	所管課
廃棄物処理費	南収集事務所 管理費	南収集事務所 管理事務	7,558千円	清掃事務所

(2) 実施した監査手続

- 施設の設置目的について市担当者に質問を実施した。
- 関連資料を入手し支出内容の検討を行った。
- 2011年9月13日に施設を視察し施設概況を把握した。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

11. 粗大ごみ等の収集、再生及び再資源化事業

(1) 概要

市においては、粗大ごみ等の収集運搬事業、再生販売等事業、再資源化事業という以下の一連の業務は、町田市リサイクル公社が一義的、一元的に管理をしている。

① 粗大ごみ等収集運搬事業

粗大ごみ(※1)の出し方としては、①粗大ごみ収集予約窓口へ電話にて、品目・大きさ・数量を連絡し収集料金を確認したうえで収集日時予約②収集料金分の粗大ごみ処理券(シール)を最寄りの取扱店で購入③粗大ごみごとにそれぞれ料金分のシールを貼り、収集日の朝8時30分までに指定場所へ出す、という流れとなる。

なお、粗大ごみは品目別に料金が定められており、粗大ごみ処理券(シール)は特定の取扱店にて販売されている。なお、粗大ごみにシールが貼られていない場合またはシール枚数が不足している場合には、規定のシール枚数を貼ってから粗大ごみを出すこととされている。

※1 40リットの燃やせないごみの指定収集袋(緑色)に入りきらない物で、重さが10キログラムを超える物。
例として、家具、電気製品(ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは除く)、自転車、ベット、カーペット、ふとんなど

② 粗大ごみ等再生販売等事業

収集された粗大ごみ等の中には、利用可能な品物が多くあるため、町田市リサイクル公社では、これらを清掃・修理して市民に販売することにより、リユースを推進している。

町田市リサイクル公社では、タンス、ベッド、机などの家具から小物まで多様な品物を安価で販売しており、営業時間は午前9時から午後4時30分まで、定休日は日曜日、祝日、年末年始となっている。また、2010年4月から修理・販売を社団法人町田市シルバー人材センターに委託している。

粗大ごみ等再生品の過去5年間の販売点数、販売重量、販売額の推移は次のとおりである。

粗大ごみ等の推移

年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
販売点数	12,820	11,798	10,614	12,419	11,396
販売重量(単位:t)	151	123	116	109	93
販売額(単位:千円)	22,048	21,778	21,285	20,050	18,274

③ 再資源化事業(資源物の拠点回収)

資源物の拠点回収とは、市内のスーパー等52店舗(協力店)及び公共施設21ヶ所の拠点へ市民が持参し、業者が回収した、白色発泡トレイ、牛乳パック、ペットボトルの3品目を、町田市リサイクル公社が分別のうえ再資源化ルートに乗せているものである。

市のペットボトル回収は、拠点から回収したもの、地域の資源集積所から回収したものがあり、町田市リサイクル公社ではこの全てを分別、圧縮・梱包して再資源化するための中間処理を行っている。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

資源物排出量の過去5年間の内容別推移は次のとおりである。

資源物排出量の推移

(単位:t)

年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
ペットボトル	873	934	902	867	901
発泡トレイ	5.4	5.9	6.2	6.1	4.9
牛乳パック	16.9	16.3	14.7	12.8	11.8

(2)実施した監査手続

- 町田市リサイクル公社のホームページによる公表情報を確認した。
- 町田市リサイクル公社及び町田市担当部署より入手した関連資料を閲覧し、内容を確認した。
- 町田市リサイクル公社及び町田市担当部署に対し、各種の質問を行った。
- 町田市リサイクル公社の現場視察を実施した。
- 公共的業務を実施する主体の運営のあり方に係る行政学の考え方を整理・検討した。

(3)監査の結果及び意見

① 財団法人の「粗大ごみ収集運搬業務」のあり方【意見】

粗大ごみ等の収集運搬事業、再生販売等事業及び再資源化事業を行っている町田市リサイクル公社は任意団体(人格なき社団)であるが、現在、社会的信用を高めることにより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)意識の普及等の啓発事業等を拡大し、市の環境施策の推進に寄与するためとして、財団法人化が検討されている(「Ⅵ. 1. 町田市リサイクル公社の法人化」参照)。

新法人における運営に際しては、「コスト削減という業務効率化」と「リユース進展という公共的・社会的使命の実現」との間のトレードオフの問題をどのように考えるかという点を検討する必要がある。考え方のステップは次のとおりである。

1) 「粗大ごみ収集運搬業務」と「リユース業務」を区分するか否か

これらの業務を区分して考える場合には、粗大ごみのリユースの可能性の判断は排出者に依拠することになる。

また、これらの業務を区分せずに一体として考える場合(即ち、粗大ごみを収集する町田市リサイクル公社がリユースの可能性を判断する場合)には、粗大ごみを排出する市民に意図(市では粗大ごみ処理券にリユース可否を問うチェック欄が設けられている)を確認したうえで、町田市リサイクル公社の収集員がリユースの可能性の判断をすることになる。

2) 両者の方法の論点整理

現状では、市においては後者の方法を選択しているが、両者の方法の論点等をあらためて整理してみると次のようになる。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
II. 収集運搬

業務区分の考え方	論 点
両業務を区分して考える場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 粗大ごみの中でリユースできる可能性のあるものが単なる「ごみ」として処理され、リユース率が低下する可能性がある。 ● リユースの判断は排出者がすることになるため、「粗大ごみ収集運搬業務」は一定の単純作業の業務となるため、相対的にアウトソーシングがしやすくなり、業務効率化が進展する可能性がある。
両業務を一体として考える場合	<ul style="list-style-type: none"> ● リユースの可能性の判断はヒアリングの結果では、かなり専門的・経験的要素が強くなるため、そのような専門性を有する特別の収集員が必要となる。 ● リユース率の向上により、環境に対する負荷の軽減や資源の有効活用に対する貢献度が高まる。 ● また、リユース率が向上することにより、一定の修理・販売業務が確保され、高齢者を活用した修理・販売業務の実施により、高齢者雇用にも貢献ができる。

3) 市におけるこれまでの業務実施方法の変遷

市における「粗大ごみ収集運搬事業」と「粗大ごみ再生販売等事業」のこれまでの業務実施方法の変遷をみると次のようになる。

当初

区分	市が直接実施	公社委託	社団法人委託	民間企業委託
粗大ごみ収集運搬事業	○	—	—	—
粗大ごみ再生販売等事業	—	—	—	—

町田市リサイクル公社の設立（1994年度～）

区分	市が直接実施	公社委託	社団法人委託	民間企業委託
粗大ごみ収集運搬事業	—	○	—	—
粗大ごみ再生販売等事業	—	○	—	—

粗大ごみ再生販売等事業の委託（2010年度～現在）

区分	市が直接実施	公社委託	社団法人委託	民間企業委託
粗大ごみ収集運搬事業	—	○	—	—
粗大ごみ再生販売等事業	—	—	○	—

4) 検討の方向性

このような議論の検討課題の所在としては「粗大ごみの収集運搬業務を民間に委託した場合、リユースの可否判断は本当にできないのか」という点にある。

ここで、前記で検討した論点を踏まえるならば、次のような選択肢が考えられる。

(選択肢1) NPM(新公共経営:New Public Management)的な発想によるもの

区分	市が直接実施	公社委託	社団法人委託	民間企業委託
粗大ごみ収集運搬事業	—	—	—	○
粗大ごみ再生販売等事業	—	—	—	○

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅱ. 収集運搬

民間リユース業者等に双方の業務を完全に包括委託をすることにより、徹底的な業務効率化を優先的に考える方向、あるいは、町田市リサイクル公社と民間リユース業者等と競争させるような、いわゆる“市場化テスト”的な手法の検討を目指す方向性を検討するものである。

なお、その場合には、以下の課題が生じることになる。

- そもそも民間リユース業者ベースとして当該事業が成立するか否か
- 公共的業務を実施するための民間リユース業者の信頼性が十分に確保されているか否か
- リユース製品のトレーサビリティが確保されているか否か
- 現状社団法人町田市シルバー人材センターに業務委託をしている修理・販売に係る高齢者雇用の確保の問題をどのように考えるか

(選択肢2) PPP(官民連携: Public Private Partnership) 的な発想によるもの

区分	市が直接実施	公社委託	社団法人委託	民間企業委託
粗大ごみ収集運搬事業	—	○	—	○
粗大ごみ再生販売等事業	—	—	○	○

PPP の発想のもとでの公社・社団法人・民間リユース業者等との連携により、市民の利便性を高めることを目指す方向である。

例えば、次のような民間リユース業者との協業等もその一案と考えられる。

- 市民が粗大ごみを排出する際意思決定に有用な情報について、情報へのアクセスの容易性、市民への情報開示の度合い
- 町田市リサイクル公社が有すると主張する「リユースできるかどうかの見極め」「再生品の販売価格の設定」「修理・再生の程度の見込み」などの具体的ノウハウに係る民間リユース業者との情報交換
- 対象外の品目の民間リユース業者への引き取りの情報提供
- リユース事業者間の取引の場である市場（オークション）の活用の可能性
- 粗大ごみ収集運搬事業の民間リユース事業者への部分的委託の実効可能性の検討

なお、この場合には「財団法人化」の趣旨との関連において、町田市リサイクル公社が実施すべき、本当に「公益性」のある業務はどこにあるのかという点を十分に斟酌することが要請されるものと考ええる。

② ペットボトル圧縮結束業務【意見】

ペットボトル圧縮結束業務は、現状でも町田市リサイクル公社が実施している。

当該業務については、町田市リサイクル公社の財団法人化後における事業構造、町田市リサイクル公社職員の雇用問題等を総合的に勘案したうえで、民間企業への委託などを含めたコスト削減策を再度検討する必要があると考える。

Ⅲ. ごみ処理施設

1. 町田リサイクル文化センターの現状

(1) 概要

① 町田リサイクル文化センターとは

町田リサイクル文化センターは、ごみの焼却及びリサイクル品を展示・販売する施設である。資源のリサイクルと余熱利用を図りながら、市民参加によるリサイクル運動を推進させ、環境先進都市の創造を目指すとしている。

町田リサイクル文化センターの清掃工場では、市民が排出したごみのうち燃やせるごみを焼却炉で焼却処理している。また、燃やせないごみや粗大ごみは、破碎機でこまかく砕いて鉄などを取り出し資源化している。町田リサイクル文化センターの施設概要及び清掃工場の概要は次のとおりである。

施設概要

項目	内容
所在地	町田市下小山田町 3160 番地
敷地面積	81.620 m ²
造成面積	44.292 m ²
着工・竣工年月	1979年7月28日～1982年3月20日(1、2、3号炉、粗大破碎設備) 1991年12月3日～1994年8月31日(4号炉)
焼却炉	IHI 流動床式焼却炉(1号炉～4号炉) なお1号炉は休止中(2002年11月1日届) 150t/日×3基(1号炉～3号炉) 176t/日×1基(4号炉)
不燃・粗大破碎機	70t/日(5時間)
施工業者	(株)IHI、(株)竹中工務店

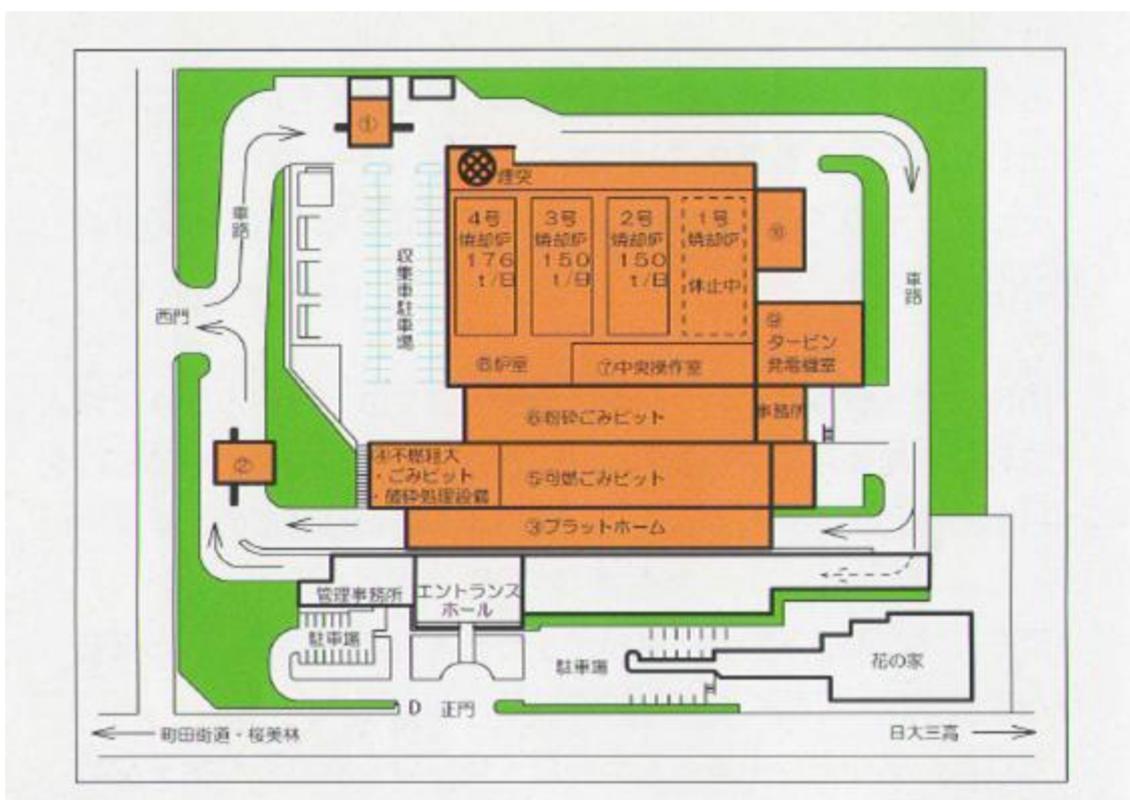
工場概要

項目	内容
受入供給設備	プラットフォーム、可燃ごみピット、可燃供給クレーン、ごみ粉碎機、粉碎ごみピット、粉碎ごみ供給クレーン
焼却設備	流動床式焼却炉、助燃バーナー、熱風発生炉
冷却設備燃焼ガス	自然循環式ボイラ
排ガス処理設備	バグフィルター、乾式 HCL 除去装置、活性炭供給装置
排水処理設備	工場排水は、既設排水浄化センターへ送り処理する
余熱利用設備	蒸気タービン、発電機
灰出設備	磁選機磁場選別機、貯留ホッパ
灰処理施設	ダスト貯槽、固化用薬剤貯槽、固化機、固化品ストックバンカー、乾灰搬出装置
粗大ごみ破碎設備	粗大ごみピット、粗大ごみ供給クレーン、破碎機、磁選機、貯留ホッパ

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
 III. ごみ処理施設



煙突から清掃工場を望む



町田リサイクル文化センター配置図

② 町田リサイクル文化センターの処理量の推移

町田リサイクル文化センターの焼却炉は1号炉から4号炉までであるが、1号炉は休止中(2002年11月に届出)なので、現在は2号炉から4号炉の3基が稼働している。

2号炉、3号炉の処理能力は150t/日、4号炉の処理能力は176t/日である。

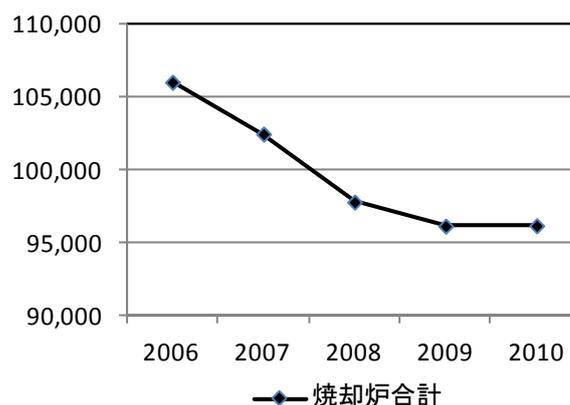
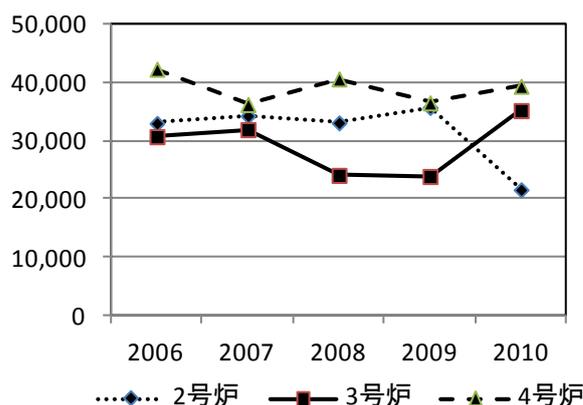
旧厚生省が出した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」に対応するため、2号炉と3号炉は排ガス高度処理等の施設の改修工事を行っており、1999年3月に3号炉、2000年3月に2号炉の改修工事を実施している。4号炉は改修工事の必要がなく、1号炉は改修工事を実施していない。

3つの焼却炉の処理量の推移は次のとおりである。

清掃工場の炉別処理量推移

(単位:t)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
2号炉	32,996.7	34,288.9	33,088.2	35,734.8	21,587.1
3号炉	30,712.1	31,929.5	24,062.5	23,875.8	35,196.5
4号炉	42,317.9	36,247.7	40,638.4	36,525.8	39,379.8
合計	106,026.8	102,466.2	97,789.2	96,136.5	96,163.5



上図のとおり、町田リサイクル文化センターの年間処理量は減少傾向にある。これは、市において、ごみの減量化、資源化がある程度成果としてあらわれた結果と考えられる。それぞれの焼却炉の現状は次のとおりである。

③ 焼却炉の現状

町田リサイクル文化センターの年間処理量は前述のとおり年々減少しているが、市としては、当面は焼却炉運転計画及びごみ処理計画に沿って、2号炉、3号炉、4号炉をそれぞれ稼働させるとしている。一方、1号炉は、ガイドラインに対応していないので今後も稼働する予定はない。なお、1号炉休止に伴う維持経費としては、水道代、薬品代などで年間約32万円を要している。

次に、2号炉、3号炉、4号炉の年間の処理能力を試算すると次のとおりとなる。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅲ. ごみ処理施設

各焼却炉の処理能力試算

	停止日数(日)			年間稼働日数(日)	処理能力(日)	処理能力(年)
	電気設備点検	年末年始	整備期間			
2号炉	4	4	60	297	150t	44,550t
3号炉	4	4	60	297	150t	44,550t
4号炉	4	4	60	297	176t	52,272t
合計	—	—	—	—	476t	141,372t

2号炉、3号炉及び4号炉の処理能力の合計は141千トン／年であるのに対し、実際の処理量は2010年度で96千トンで、全体の稼働率は68%である。また、個別の稼働率は2号炉が48%、3号炉が79%、4号炉が75%である。2号炉の稼働率は著しく低い。これは、ごみ処理量が年々低下傾向にあるためと考えられる。しかしながら、現有の焼却炉のキャパシティでは、3つの焼却炉を稼働させざるを得ない状況である。

稼働率の状況をさらに詳しく確認するために、過去10年間(2001年度～2010年度)の2号炉、3号炉及び4号炉のそれぞれの焼却量の平均値と処理能力の関係を比較すると、次のとおりである。

各焼却炉の焼却量の平均値と処理能力の関係

	平均処理量(A) (過去10年平均)	処理能力(B)	稼働率(A/B)
2号炉	34,260 t	44,550 t	76.90%
3号炉	32,552 t	44,550 t	73.06%
4号炉	42,117 t	52,272 t	80.57%

④ 焼却炉の故障履歴

上表が示すとおり、3つの炉はいずれも70%から80%の間の稼働率となっている。これは、電気設備点検や定期整備のため、稼働を止める期間が必要になるほか、想定外の故障による場合も考えられる。現在稼働している3つの焼却炉の過去5年間の故障履歴(24時間以上連続して停止)は次のとおりである。

各焼却炉の故障歴

焼却炉	履歴
2号炉の履歴	2006年度～2008年度…(24時間以上連続した停止はなし) 2009年度…3月5日から10日の6日間(液面計の故障) 2010年度…(24時間以上連続した停止はなし)
3号炉の履歴	2006年度…(24時間以上連続した停止はなし) 2007年度…3月8日から10日の3日間(熱電対フランジ交換) 2008年度～2010年度…(24時間以上連続した停止はなし)
4号炉の履歴	2006年度…4月5日から7日の3日間(砂排出機詰まり) 7月11日から13日の3日間(一次送風機異音) 9月30日から10月4日の5日間(ボイラ下シュート詰まり) 1月31日から2月2日の3日間(流動砂流出) 3月7日から9日の3日間(砂排出機上部詰まり)

焼却炉	履歴
	2007年度・・・5月26日から29日の4日間(砂排出機上部詰まり) 11月21日から23日の3日間(砂排出機上部詰まり)
	2008年度・・・(24時間以上連続した停止はなし)
	2009年度・・・8月22日から24日の3日間(スネコン 401 故障) 1月7日から14日の8日間(散気管不具合) 2月12日から16日の5日間(給塵機改修)
	2010年度・・・(24時間以上連続した停止はなし)

これらの故障が、通常と比較して多いかどうかの判断は難しい。ただし、今後老朽化が進むにしたがって、故障の頻度が増していくことは確実に予想されることである。

このような状況において、経済性、効率性の観点から焼却炉の更新が喫緊の課題であることは確かであるが、ごみ処理量が年々減少傾向にある中で、更新を検討する際には、今後も3つの炉を稼働させるのかどうかも含め総合的に判断する必要がある。

(2)実施した監査手続

- 町田リサイクル文化センターを視察し、施設の概況を把握した(視察日:2011年7月4日)。
- 2006年度から2010年度までの炉別処理量及び処理能力に関するデータを入手して、内容を検討した。
- 各炉の過去10年間の平均処理量と処理能力を比較して、炉の稼働率を把握した。
- 現在稼働している炉について、過去5年間の故障履歴を調査した。
- 清掃工場を視察した(視察日:2011年11月17日)。

(3)監査の結果及び意見

① 焼却量と焼却炉の稼働数について【意見】

前述のとおり、2010年度の処理量は96,163.5tのため、3つの焼却炉の処理能力の合計141,372t以内であるばかりでなく、2号炉または3号炉のどちらかを休止した場合の処理能力の合計96,822t(44,550t+52,272t)でも対応可能となっている。

ただし、この数値はあくまで理論上の数値である。2010年度における、3号炉と4号炉の年間処理量は、それぞれ35,196.5tと39,379.8tなので、仮に2つの焼却炉のみで対応した場合の年間焼却量合計は74,576.3tとなる。

町田リサイクル文化センターでの処理量が年々減少している状況において、年間処理量がどの程度まで減少したら2つの焼却炉で対応した方が良いかどうかについて、今まで検討はしていない。しかしながら、いかに効率的にごみを焼却するかについての検討の一つとして、いくつの焼却炉で焼却を行うかの検討は必要と考える。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅲ. ごみ処理施設

2. 町田リサイクル文化センターの老朽化

(1) 概要

① 増加傾向にある施設維持費

町田リサイクル文化センターの施設維持費は増加傾向にある。これは、焼却炉が稼働後30年を経過していることもあり、年々修繕や設備の交換が必要となる箇所が増加しているためである。

次表に示すとおり、現状の設備を維持するための支出額は近年10億円程度を必要としており、今後もこの傾向が続くと予想されている。

施設維持に関する支出額

(千円)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
修繕料	87,231	58,576	71,950	119,799	131,893
工事請負費	302,694	346,261	198,671	201,875	301,388
保守点検業務委託料	454,440	443,100	415,800	378,000	439,916
合計	844,365	847,937	686,420	699,674	873,197

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
修繕料	187,646	165,880	96,566	42,570	35,877
工事請負費	378,938	290,618	420,851	543,525	596,715
保守点検業務委託料	460,950	457,128	462,168	521,955	480,690
合計	1,027,534	913,626	979,584	1,108,050	1,113,282

(※)保守点検業務委託料についても、保守業務において部品の交換等が行われ相当の部品代等が含まれているため、施設維持費に含めて記載した。



② 焼却炉の耐用年数、他の自治体との比較

町田リサイクル文化センターで現在稼働している焼却炉は流動床式焼却炉であり、1982年に設置されたものが2炉、1994年に設置されたものが1炉の合計3炉が稼働している。

焼却炉の耐用年数について特に定められたものはないが、他の自治体の例を見ると概ね30年から40年程度で新設炉に移行しているようである。全国にある1,933焼却施設のうち、市と同じ流動床式焼却炉が設置されている施設は239施設、焼却炉数は443炉であった。最も古い流動床式焼却炉は、1980年に稼働した3施設4炉で、このうち2炉は

現在休止されている。また、1981年から1985年に設置された流動床式焼却炉は19施設36炉であった(うち9炉は廃止)。この中に市で現在稼働している焼却炉が含まれている。このため、市で稼働している焼却炉は全国的にみて稼働年数が長いといえる。

設置年度別の流動床式焼却炉が設置されている施設数・焼却炉数・休止廃止の状況

設置年度	施設数	焼却炉数	休止・廃止炉数
1980年以前	3	4	2
1981～1985	19	36	9
1986～1990	38	78	10
1991～1992	21	45	7
全体数(前記含む)	239	443	37

(社団法人全国都市清掃会議のホームページ(<http://www.jwma-tokyo.or.jp>)より)

(2) 実施した監査手続

- 社団法人全国都市清掃会議のホームページ(<http://www.jwma-tokyo.or.jp>)で全国の焼却施設の状況を調査し、市の状況と比較した(調査日 2011/12/9)。
- 清掃工場の施設維持費の傾向と、他の自治体との対比から、現時点の課題と今後の課題について検討した。

(3) 監査の結果及び意見

① 焼却炉の長期使用による影響への対応【意見】

他の自治体の例と比較すると、市で稼働している焼却炉は、全国的にみて稼働年数が長いといえる。現状において、焼却炉は、消耗する部品、例えば配管、炉の内壁、可動部品、機械等は、適宜点検と補修を行い、必要に応じて交換を行っている。通常交換が必要とされるものは取り外し交換可能な設計となっており、適宜交換が行われているため、全体としては一定の新しさを保っている。

しかし、これまでは問題がなかった箇所が、経年劣化により交換が必要となることや、今まで点検していなかった箇所を点検範囲に含める必要性も高まると考えられる。また、一般的な使用年数では問題がないものとして点検範囲から除かれている箇所についても、故障等の発生リスクを考慮する必要性がより高まることも考えられることから、施設維持費は一層増加していく可能性が高い。

現状の焼却炉を維持した場合の施設維持費と、新設炉初期投資額・維持費とを比較して、より有利な選択をしていく必要がある。特に、現状の焼却炉を長期間使用する場合には、今後、予想していなかった事象が生じるリスクもあり、そのようなリスクを考慮するならば、新焼却炉の建設に向けての検討は重要といえる。

現状において、2020年に新焼却炉を稼働させることを目標に、新設炉の建設も含めたごみ処理施設建設に向けての検討が進められている。

清掃工場は、少なくとも2020年までは現在の焼却炉を適切に維持管理する必要があることから、交換が必要となる箇所の増加や、点検範囲の拡大等リスクへの対応の検討に加えて、増加する施設維持費を抑制していく必要があると考える。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅲ. ごみ処理施設

3. 町田リサイクル文化センターの修繕維持費と工事契約

(1) 概要

① 清掃工場の支出の事業別分類

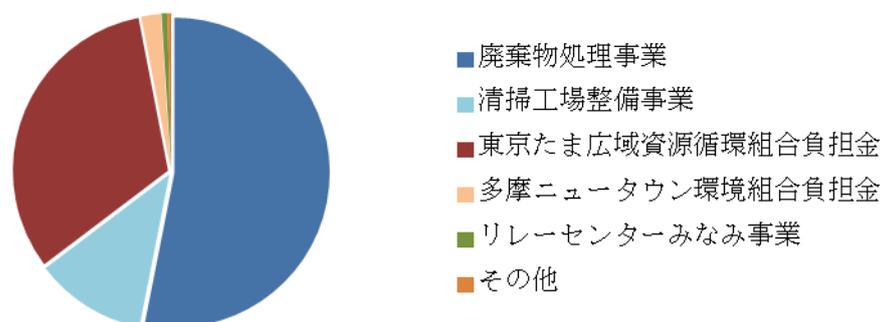
次表は、清掃工場の2010年度の支出額明細を入手して事業別に分類したものである。

清掃工場の支出の事業別分類(2010年度)

(単位:千円)

事業	支出額	比率	摘要
廃棄物処理事業	1,365,319	53%	清掃工場施設の運転、維持等
清掃工場整備事業	297,990	12%	清掃工場施設工事費
東京たま広域資源循環組合負担金	829,868	32%	清掃工場で生じた焼却灰等を日の出町最終処分場でエコセメント化等の最終処分をしてもらうための負担金
多摩ニュータウン環境組合負担金	52,374	2%	多摩市に隣接する小山ヶ丘地区の可燃・不燃ごみを多摩ニュータウン環境組合で処理してもらうための負担金
リレーセンターみなみ事業	16,299	1%	リレーセンターみなみ運営費
その他	9,752	0%	清掃工場の管理等
合計	2,571,604	100%	

清掃工場の支出の事業別分類(2010年度)



清掃工場の支出を事業別にみると、1) 廃棄物処理事業(清掃工場施設の運転、維持等)、2) 清掃工場整備事業、3) 東京たま広域資源循環組合負担金に大別される。

このうち、3) 東京たま広域資源循環組合負担金は、東京都多摩地域の25市1町で構成される一部事務組合運営に係る負担金であり、同組合への焼却灰等搬入量に応じた負担が求められるものである。

本項目では、1) 廃棄物処理事業と、2) 清掃工場整備事業について検討した。

1) 廃棄物処理事業

廃棄物処理事業の内訳は次のとおりである。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
Ⅲ. ごみ処理施設

廃棄物処理事業の費目別分類(2010年度) (単位:千円)

項目	金額
消耗品費	351,079
委託料	682,098
工事請負費	298,725
備品購入費	23,832
その他	9,583
合計	1,365,319

前記の費目別分類では、具体的な支出内容が不明確であるため、支出相手別に集計して、当該相手業者の主な業務内容を把握することで支出内容を把握することとした。

廃棄物処理事業の相手先別分類(2010年度) (単位:千円)

支出相手先	金額	主な業務内容
㈱IHI環境エンジニアリング	932,544	廃棄物処理施設総合保守点検業務委託 焼却炉設備改修工事・焼却設備用部品購入等
㈱町田清掃社	153,550	排水浄化センター運転等業務委託
東京都知事	35,384	水道料金
フタバ産業㈱	27,488	消石灰等消耗品購入等
IHI運搬機械㈱	20,671	可燃ごみクレーン部品購入等
丸紅㈱	18,898	電気需給契約
㈱エネット	16,559	電気需給契約
㈱市川環境エンジニアリング	19,397	家庭系持込ごみ等受取り選別業務委託
(有)小峯電業社	12,600	清掃工場航空障害灯更新工事
㈱大運	9,324	清掃工場エコセメント用焼却灰等運搬業務委託
JFEエンジニアリング㈱	8,032	資源化施設部品購入等
㈱平野屋金物店	7,138	鋼管購入等
町田市石油類販売組合	5,813	灯油購入等
町田市資源協同組合	4,538	焼却炉分離鉄・破碎分離鉄資源化業務(単価契約)
その他	93,378	
合計	1,365,319	

廃棄物処理事業の内訳を支出相手先別にみると、㈱IHI 環境エンジニアリングに対する支出が 932,544 千円あり、廃棄物処理事業の中で大きな割合を占めている。なお、㈱IHI 環境エンジニアリングに対する支出は、次表に示すとおり、廃棄物処理施設総合保守点検業務委託、焼却炉設備改修工事、焼却設備用部品購入等であった。

廃棄物処理事業支出 (㈱IHI環境エンジニアリング分) (2010年度) (単位:千円)

項目	金額
廃棄物処理施設総合保守点検業務委託	480,690
焼却炉設備改修工事	286,125
焼却設備用部品購入等	165,729
合計	932,544

同社に対する支払が多い理由は、現在の清掃工場焼却炉施設は、㈱IHI により設計施工されたものであり、その後の総合保守点検業務は、関係会社である㈱IHI 環境エンジニアリングが担当していることや、焼却炉設備改修工事や焼却設備用部品購入についても、

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅲ. ごみ処理施設

主として同社と取引することが多いためである。

同社との契約は、随意契約となっている。市では、契約を締結する前の手続として、町田市契約事務適正化委員会を開いているが、清掃工場から同委員会に提出された書類によると、随意契約を行う理由は次のように説明されている。

随意契約を行う理由（町田市契約事務適正化委員会への提出書類記載内容）

この業務の対象施設は、建設したプラントメーカーである(株)IHI が性能に関する責任保証を付しており、稼働当初から同社に保守点検業務を行わせてきた。
その後、(株)IHI が性能保証を担ったまま関係会社である(株)IHI 環境エンジニアリングを吸収分割承継会社とし保守点検業務の承継がなされた。焼却プラントはその性能を継続的に発揮するためには、システム全体の一体的な機能が確保されなければならない。
したがって、施設の構造や機能を十分に理解している(株)IHI 環境エンジニアリングに本件業務を行わせる必要がある。

この、「性能に関する責任保証」とは、町田リサイクル文化センター建設工事契約仕様書の16. 保証(3) 性能保証として記載されている焼却炉の性能に関する保証である。

市と(株)IHI 及び(株)IHI 環境エンジニアリングは、施設完成後も同保証が継続的に適用されることを前提として、契約及び日常保守点検業務、工事等を行っている。

町田リサイクル文化センター建設工事契約仕様書（1979年7月）

16. 保証
- (1) (省略)
 - (2) (省略)
 - (3) 性能保証 流動床式焼却炉施設に関して、次の事項の優れた性能を明記し、その履行保証条件を確定すること。これらの諸条件については、当該施設の全体的な性能発揮に重要な要素であり、極力設計段階において諸条件を明らかにするとともに施設の保全、アフターサービス等についても考慮するものとする。
 1. 150T/日 3系列のうち2系列の常時安定操業
 2. 余熱利用による発電計画での電力自給率
 3. 乾式ガス処理施設の性能
 4. 環境モニタリングシステムによる操炉制御技術の性能
 5. 自動制御による合理的人員配置計画これらの諸条件については、当該施設の全体的な性能発揮に重要な要素であり、極力設計段階において諸条件を明らかにするとともに施設の保全、アフターサービス等についても考慮するものとする。

(株)IHI 環境エンジニアリングに支払われている廃棄物処理施設総合保守点検業務委託料(以下「総合保守点検業務委託料」という。)の経年推移は、次のとおりである。

総合保守点検業務委託料の推移

(単位:千円)

2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
454,440	443,100	415,800	378,000	439,916
2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
460,950	457,128	462,168	521,955	480,690

総合保守点検業務委託料は、概ね460百万円程度で推移している。2009年度が他の年度より増加しているのは、粗大ごみクレーン走行キャプタイヤ交換、粉碎ごみクレーン巻上二次抵抗器交換、可燃・粉碎ごみクレーンセンターピン穴補修整備及び可燃ごみクレーンブレイキ本体交換など、設備交換による支出が生じたためである。このように、総合

保守点検業務委託料には、点検の結果生じる設備交換支出が含まれている。

総合保守点検業務委託の業務委託仕様書によると、点検結果報告書は、点検（検査）記録、交換部品の品名、規格、数量等を明記し、点検前・点検中・点検後及び点検消耗部品（新・旧）の写真を添付するよう求めている。また庁内で作成している委託設計書にも、交換用部品の見積が示されている。

このように、総合保守点検業務委託料には、点検の結果生じる設備交換に伴う支出が相当程度含まれている。

2) 清掃工場整備事業

清掃工場整備事業は、次の2件の工事契約で構成されている。

清掃工場整備事業の内訳(2010年度)

(単位:千円)

支出相手先	金額	主な業務内容
㈱IHI環境エンジニアリング	166,950	清掃工場2号焼却炉廃熱ボイラ水管改修工事
㈱IHI環境エンジニアリング	131,040	清掃工場1号、2号タービン交流発電機更新工事
合計	297,990	

ここまでの分析結果から、清掃工場焼却炉施設には、かなりの割合で㈱IHI環境エンジニアリングが関係していることがわかる。

② 清掃工場の支出の契約方法

次に、焼却炉の仕様が既定のものであることによる、現在の契約方法に与える影響について調査を行った。

廃棄物処理事業と清掃工場整備事業の2010年度の支出のうち、1契約あたり5百万円を超えるものについて契約方法を調査したところ、その結果は次のとおりであった。

廃棄物処理事業と清掃工場整備事業に関する契約の内訳(1契約あたり5百万円を超えるもの)

1) 随意契約

(単位:千円)

件名	支払済額	氏名・名称	随意契約の場合の理由
町田リサイクル文化センター廃棄物処理施設総合保守点検業務委託	480,690	㈱IHI環境エンジニアリング	焼却プラントはその性能を継続的に発揮するためにはシステム全体の一体的な機能が確保されなければならないので、施設の構造や機能を十分に理解している者であるため
清掃工場2号焼却炉廃熱ボイラ水管改修工事	166,950		焼却プラントの性能保証が担保される者であるため
清掃工場1号、2号タービン交流発電機更新工事	131,040		
町田リサイクル文化センター排水浄化センター運転等業務委託	126,000	㈱町田清掃社	し尿収集業務減少に伴う覚書による
清掃工場2号焼却炉設備改修工事	112,350	㈱IHI環境エンジニアリング	焼却プラントの性能保証が担保される者であるため
清掃工場粗大破碎設備改修工事	82,845		
清掃工場4号焼却炉設備改修工事	34,755		
清掃工場3号焼却炉設備改修工事	31,815		
清掃工場焼却施設共通機器改修工事	24,360		

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅲ. ごみ処理施設

件名	支払済額	氏名・名称	随意契約の場合の理由
清掃工場4号焼却炉1次送風機外修繕	23,310		
清掃工場焼却設備用部品(ろ布)購入	19,624		
清掃工場焼却設備用部品(散気管)購入	17,850		
清掃工場焼却残さ等運搬業務委託	17,062	(株)町田清掃社	し尿収集業務減少に伴う覚書による
清掃工場粉碎クレーン油圧グラブバケット購入	14,385	II重機幾幾株	
清掃工場焼却設備用部品(ろ布)購入	15,699	(株)IHI環境エンジニアリング	焼却プラントの性能保証が担保される者であるため
清掃工場粗大破碎設備用部品	11,529		
清掃工場粗大破碎設備用部品(油圧ポンプ)購入	10,815		
清掃工場粗大破碎設備用部品(油圧ポンプ)購入その2	10,815		
清掃工場焼却残さ等運搬用コンテナ購入	8,610	新明和工業(株)	現在使用している新明和製アームロール車両に適合するコンテナ製作が可能な者であるため
カン資源化施設アルミ選別機マグネットローター部品購入	7,140	(株)JFEエンジニアリング	本部品(受注生産品)は他者では製作できないため
清掃工場計装設備用部品(分電ユニット外11品)購入	5,775	(株)IHI環境エンジニアリング	焼却プラントの性能保証が担保される者であるため
清掃工場焼却設備用部品(パイロットバルブ外5品)購入	5,670		
合計	1,359,090		

2) 入札

(単位:千円)

件名	支払済額	氏名・名称
町田リサイクル文化センター家庭系持込ごみ等受取り選別業務委託	19,397	(株)市川環境エンジニアリング
清掃工場航空障害灯更新工事	12,600	(株)小峯電業社
清掃工場エコセメント用焼却灰等運搬業務委託	9,324	(株)大運
清掃工場脱臭用活性炭購入	6,405	済生堂岡田薬品
町田リサイクル文化センター排ガス等分析業務委託	5,953	(株)むさしの計測
合計	53,679	

3) 公共料金

(単位:千円)

件名	支払済額	氏名・名称
町田リサイクル文化センター水道料金	35,079	東京都知事

(注) これらは1契約あたり5百万円を超えるもののみを抽出しているため、前掲の「廃棄物処理事業の相手先別分類(2010年度)」とは単純には整合しない。

調査対象となった金額の合計は1,447,849千円であり、廃棄物処理事業と清掃工場整備事業の合計額1,663,309千円の87%であった。調査対象のうち、入札とされていた金額は53,679千円(4%)であり、公共料金を除く随意契約額は1,359,090千円(94%)となっていた。このように、随意契約の割合がかなり高いといえる。

廃棄物処理事業と清掃工場整備事業の契約方法別集計 (単位:千円)

契約方法	金額	比率
随意契約	1,359,090	94%
公共料金(随意契約)	35,079	2%
入札	53,679	4%
調査対象合計	1,447,849	100%
(参考)廃棄物処理事業と清掃工場整備事業の合計	1,663,309	

※1 契約あたり5百万円を超えるものについて契約方法を調査した

(2)実施した監査手続

清掃工場の支出の状況を把握するため、以下の監査手続を実施し、支出の傾向と概要を把握した。把握した結果は概要に記載したとおりである。

- 清掃工場の2010年度の支出データを入手し、事業別分類を行った。
- 廃棄物処理事業と清掃工場整備事業の支出について、費目別分類、相手先別分類を行い、実際の具体的な業務内容を調査した。
- 総合保守点検業務委託料について経年推移を調査した。
- 廃棄物処理事業及び清掃工場整備事業の支出の契約方法について、1契約あたり5百万円を超えるものを調査した。

(3)監査の結果及び意見

清掃工場での事業別支出のうち、廃棄物処理事業と清掃工場整備事業に関する支出は、負担金や公共料金と異なり支出のコントロールが行いやすい部分であると考えられるが、大半が焼却炉設備等に関する随意契約で構成されており、支出内容、支出相手先ともに固定化している。

2010年度の支出1契約あたり5百万円を超えるものについて契約方法を調査したところ、随意契約額は調査対象額の94%であった。

現在の清掃工場焼却炉施設が(株)IHIにより設計施工されたことに伴って、(株)IHI及び(株)IHI環境エンジニアリング等のグループ会社との取引が多くなることは実務上やむを得ない面もあるが、事業費の大半が随意契約であり、その相手先が固定化している現状に鑑み、以下の事項について検討することが望ましい。

① 廃棄物処理施設総合保守点検業務の内容別集計【意見】

総合保守点検業務は、委託料として一括で計上されているが、当該業務には点検の結果、計画的に生じる設備交換支出が含まれている。そのため、修繕や物品購入の性質を持つ支出が相当程度含まれていることになる。

現状においては、保守点検業務の人件費部分と維持修繕業務に係る修繕費部分が混在しているため、業務内容の個別把握が困難となっている。

総合保守点検業務は、毎年460百万円程度で推移している大口支出である。点検作業が効率的に行われているか、修繕は効率的に行われているかといった評価を行うことは重

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅲ. ごみ処理施設

要である。評価を行う際には、他の類似業務と比較を行うことも考えられるが、現状このような比較は困難となっている。また、清掃事業全体の修繕費、工事請負費、備品購入費の費目別金額の把握にも支障があると考ええる。

本件委託業務に限らず、委託契約の中で多額の修繕や工事、物品購入が行われるものについては、比較可能性の確保の観点及び、費目分類による事業の実態把握の観点から、内容別の集計を行うことが望ましい。

② 保守点検業務委託料の見積【意見】

総合保守点検業務委託料の見積は、業者から入手した参考単価を使用して、業者の報告を参考としながら必要と思われる数量を入力する形で行われている。

例年行われる保守点検業務に加えて、定期的な部品交換、あるいは検査の結果、部品等の交換が必要となることがあるため、必要と思われる数量は3年程度をならしてみれば概ね想定される数量となる。このため、業者が期待する保守点検業務金額合計と、それほどには差がない金額が結果として支払われることになる。

保守点検業務は、一般に広く行われている自動車の車検に似ている。一般的に車検は車の所有者が車検業者に自動車の点検を依頼し、法定点検等通常行われる点検を行い、その結果すぐに交換すべき部品、できれば交換したほうがよい部品をリストアップし、所有者に結果を連絡し、所有者が車検業者の意見を参考にしながらリストの中から必要と思われるものを選択して交換を行う。

清掃工場には永年勤務している技術職員も多数在籍している。交換する部品は、頻度等も含め、過去の経験を踏まえて必要と思われるものを抽出しているとのことである。しかしながら、必ずしも施設の状況を直接把握したうえで部品交換を行っているわけではなく、また、部品単価を他の事例と比較するのも実務上困難である。

このため、類似する焼却炉を使用している他の自治体の保守点検業務委託料と比較する等、見積金額の全体的な確かさを確認することが望ましい。

③ 汎用性のある部分の切り分けによる入札の導入【意見】

随意契約により現在行われている維持管理や修繕工事のうち、たとえば、破碎施設やクレーンについては、焼却炉本体との直接的な関連性は比較的低いと考えられる。

当該部分に限らず、比較的汎用性があると考えられる部分については、当該業務を切り分けただうえで、維持管理や修繕工事等について入札を実施し、その効果の有無を検証することが望ましい。

④ 今後焼却施設を新設する際の留意事項【意見】

今後焼却施設を新設する際には、施設全体を一体の設計とする場合と、発電施設、余熱利用施設、破碎施設等、切り分けが可能と思われるものを別設計とする場合で、その後の維持管理や修繕工事でどの程度の差が出るのかを検討することが望ましい。

焼却炉は一体として考えるとしても、付随する発電機やクレーン装置等は汎用性を持たせることができることも考えられるため、ある程度の汎用性、競争性を確保し、その後の保守点検業務委託についても、業者間比較や競争性が確保できるように設計段階から考慮することが望ましい。

4. 町田リサイクル文化センターの備品管理

(1) 概要

① 備品管理

備品は、2003年度に導入された備品システムにより管理されている。

同システムからは備品一覧表という帳票を出力することが可能で、画面上、あるいは必要な場合に同帳票を紙面出力し、内容を確認することができる。また、清掃工場では、備品システム導入時に実地たな卸しを実施しており、その後は随時実地たな卸しを行っている。

(2) 実施した監査手続

- 環境資源部が所管している備品について備品一覧表を入手し、受入年度が古いものを上位50件(受入年月日1975年09月08日～1985年05月24日が該当)抽出して現状を確認した。
- 備品一覧表と現存備品との整合性を確認する作業である実地たな卸しの実施状況について調査した。

(3) 監査の結果及び意見

① 備品一覧表の整備状況【結果】

環境資源部が所管している備品についての備品一覧表を入手し、受入年度が古いものを上位50件抽出して現状を確認したところ、現品を確認できないものが存在した。

清掃工場は、町田市物品管理規則を踏まえて物品管理事務を行わなければならない、物品のうち備品にあっては、備品一覧表を使用して管理することとなっている。

備品一覧表に記載されている備品について今回サンプル調査した結果、現品を確認できない物品が存在することから、備品一覧表の整備状況は不十分であるといえる。備品一覧表は適切に整備を行う必要がある。

なお、これとあわせて重要物品(取得価格100万円以上)を抽出(19件)して、現在の使用状況を確認したところ、特段の事項は検出されなかった。

② 備品の実地たな卸し【意見】

備品の実地たな卸しは、現品が適切に使用されていることが確認できることから、一般に広く行われている手続である。

清掃工場では、備品システム移行時の2003年度に実地たな卸しを実施し、その後は随時行っているとのことであるが、上述のように、現品が確認できないものが備品一覧表に記載されている等、その実施内容は不十分であったといえる。また、随時行われているたな卸し作業については実施記録が残されていないことから、どの備品がどの時点で確認できたのかが不明確である。

備品の適正な管理記録を行う事務を補完する作業として、備品の実地たな卸しを定期的に行い、その結果を保存しておく必要がある。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅲ. ごみ処理施設

5. リレーセンターみなみ

(1) 概要

① リレーセンターみなみとは

リレーセンターみなみは 1985 年に完成したごみ中継施設である。町田市南地区(金森、小川、鶴間、つくし野、南つくし野、成瀬が丘)の燃やせるごみを対象として収集車によりリレーセンターみなみに搬入し、そこで圧縮の上アーム・ロールコンテナ車に詰め替え、町田リサイクル文化センターに搬入している。(対象範囲は次頁の地図を参照)

施設は民間分譲の藤和マンションの1階及び地階の一部に敷設され、住居と一体化している。施設部分は住民との区分所有となっている。

なお、これまで、マンション住民や近隣住民などからの収集車、アームロールの出入りや臭気などの苦情は起きていないとのことである。

リレーセンターみなみ



施設概要

項目	内容
所在地	町田市鶴間 467-5
敷地面積	1,024.4 m ²
着工・竣工年月	1984年3月～1985年2月
処理能力	100t/日
工事費	748 百万円

主要設備

項目	内容
ホッパー	容量約 100 m ³ 1 基 ごみ検知装置 薬剤散布装置
コンパクター	処理能力 50t/h
コンテナ	容量 18 m ³ × 7 台 ごみ積載量 6.7t
コンテナ横移動装置	スラットコンベア式 2 基

一日の搬入量

(単位:t)

	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
年間	9,169	10,770	10,485	10,376
月平均	764	897	873	864

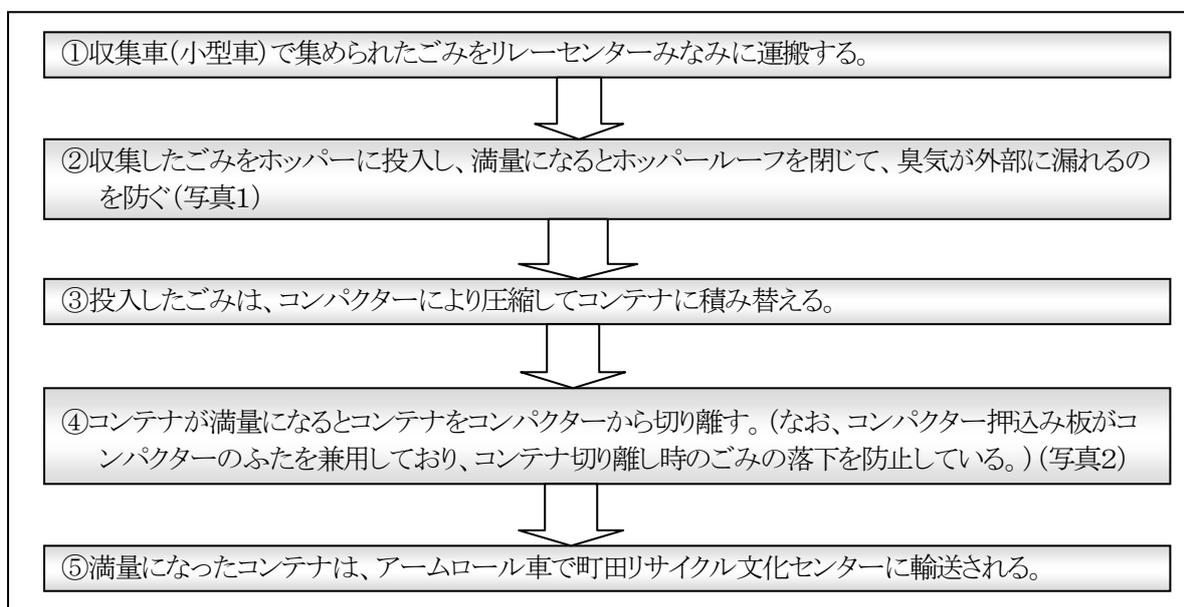
第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅲ. ごみ処理施設

(3) 監査の結果及び意見

① リレーセンターみなみの存在意義について【意見】

リレーセンターみなみの業務の流れは次のとおりである。



(写真1)



(写真2)

リレーセンターみなみは、人口急増地域であり、町田リサイクル文化センターから遠距離にあった町田市南地区のごみの収集運搬について、前記の方法により能率化を図るべく建設された施設である。能率化とは、具体的には収集車が長距離を走らずに済むため、ごみの収集効率が上がることや、輸送路の混雑緩和と車両から出る排ガスの低減などである。特に、ごみの収集効率は、直接的にコスト低減につながることから重要である。

一方で、このような意義のもと建設された施設ではあるが、本当に効率的なのかについての十分な分析は過去に行われていなかった。特に、リレーセンターみなみの存在意義でもある、収集効率の向上に伴ってコスト低減が図られているのかを実証する意味においても、中継基地がない場合との経費比較や、どのような収集範囲が最も効率的かなどの分析は行う必要がある。

どのような経緯でリレーセンターみなみが建設されたにしても、現在の施設の存在意義を検証する必要があると考える。

② 具体的なコスト分析【意見】

以下においては、リレーセンターみなみの現状の経費と、リレーセンターみなみがなかった場合に費やしたであろう経費を試算して比較する。

《現状のコスト試算(日)》

- ① 収集車関連の燃料代
考え方...3t車5台で1日4回→1台1日あたりの走行距離平均35km、
収集車の燃費2.5km/ℓ、軽油を使用→132円/ℓ
 $(35\text{ km} \times 5\text{ 台}) / 2.5\text{ km} \times 132\text{ 円} = 9,240\text{ 円/日}$
- ② アームロール車関連の燃料代
考え方...通常2台(繁忙期3台)でリレーセンターみなみと町田リサイクル文化センター(距離11km)を1日2往復
→1台1日あたりの走行距離66km
アームロール車の燃費2.2km/ℓ、軽油を使用→132円/ℓ
 $(66\text{ km} \times 2.5\text{ 台}) / 2.2\text{ km} \times 132\text{ 円} = 9,900\text{ 円/日}$
- ③ リレーセンターみなみの人件費
考え方...現状の職階別の人員数→正職員2人、再任用1人、嘱託2名→23,940,000円
 $23,940,000\text{ 円} / 365\text{ 日} = 65,589\text{ 円/日}$
- ④ リレーセンター維持のための主な委託経費(2009年度の実績より)
考え方...機械保守点検業務等の主な委託経費合計→16,565,000円
 $16,565,000\text{ 円} / 365\text{ 日} = 45,383\text{ 円/日}$
- 計 130,112 円/日

《リレーセンターみなみがなかった場合に想定されるコスト》

- ① 収集車関連の燃料代
考え方...3t車5台で、リレーセンターみなみと処理場(距離11km)を1日4往復
→1台1日あたりの走行距離123km($(11\text{ km} \times 2 \times 4\text{ 回}) + 35\text{ km}$)
 $(123\text{ km} \times 5\text{ 台}) / 2.5\text{ km} \times 132\text{ 円} = 32,472\text{ 円}$
- ② 運搬業務委託
考え方...収集運搬業務委託として年間65,520,000円支出している。リレーセンターみなみと町田リサイクル文化センターとの往復により業務委託料が1.5倍になると仮定する。
追加支出額 $65,520,000\text{ 円} \times 0.5 / 365\text{ 日} = 89,753\text{ 円/日}$
- ※ 今回の分析では、業務委託料が1.5倍になると仮定しているが、今後さらに詳細な分析においては、業者から見積もりを入手するなどを行って、より正確な情報に基づく分析が望まれる。
- 計 122,225 円/日

今回の試算では、リレーセンターみなみを使わない場合のほうが、日々の経費は若干少ない結果となった。どちらが効率的かについては、輸送路の混雑緩和の問題や、排ガス低減といった定性的な視点での検討も必要であるが、定量的な分析も必要であり、今後、このような分析を行うことが望ましい。

6. 剪定枝資源化センター

(1) 概要

① 剪定枝資源化センターの事業費

市では、家庭や造園業者等が排出して清掃工場等で焼却している剪定枝を、燃やさずに土壌改良材としてリサイクルすることで、清掃工場の設備の負担軽減や焼却ごみの減量を図る剪定枝資源化業務を実施している。

2007年度までは剪定枝資源化業務を民間事業者へ委託していたが、2008年度より市独自の施設である剪定枝資源化センターを操業して、その管理運営を委託している。

剪定枝資源化業務の委託費の推移は、以下のとおりである。

剪定枝資源化業務に関する委託費の推移

(単位:千円)

区分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
剪定枝資源化業務委託	32,040	32,000	—	—	—
剪定枝資源化センター 管理運営等業務委託費	—	—	51,367	77,280	85,785
剪定枝資源化センター 用地賃借料	—	—	29,377	29,376	29,376
その他工事費用				46,110	5,460
事業費合計	32,040	32,000	80,744	152,766	120,621
剪定枝資源化量(t)	1,121	1,222	2,080	2,153	2,033
1tあたり処理費用(円)	28,582	26,187	38,819	70,955	59,332

剪定枝資源化センターの管理運営業務の委託契約は2008年4月からであるが、収集車両による収集開始時期や土壌改良材の販売開始時期が異なるため、他の年度よりも委託費用が少ない。また、2010年度は委託業者が行う設備等の修繕維持費が含まれるため、委託費が増加している。

剪定枝資源化センターでの業務委託に移行した後、剪定枝資源化量1tあたりの処理費用は増加しているが、一方で、資源化量も2倍近く増加している。

② 剪定枝資源化センター管理・運営等業務委託契約

剪定枝資源化センターの管理運営を行う委託業者は、操業開始にあたりプロポーザル方式により選定され、その後の2年間は当該業者と特命随意契約を締結している。

市では、剪定枝資源化センターを良好に維持管理し、市民が利用しやすい施設にするだけでなく、処理生成物である土壌改良材または堆肥の品質を高めるためには、将来的には入札により委託業者を選定し、長期契約によって安定運営を図る必要があるとしている。そのため、市は契約方法の見直しを検討するために、現受託者の研究の成果や提案を参考に、仕様書や作業手順書の作り込みを行っている。

③ 剪定枝資源化センター用地賃貸契約

剪定枝資源化センターは、産業廃棄物処理施設の跡地に建設されており、その用地は民間から賃借している。

市は、2002年7月から2022年3月までの20年間の契約で剪定枝資源化センター用地6,773.34㎡を賃借し、2011年3月までに250,718千円を支払っている。同センターの工事の着工が2006年であることから、用地の賃借契約から工事の着工まで3年経過している。これは、事業資金の見通しが確実でない状況で用地の賃貸契約を締結したことにより、その後、経費削減のため基本設計、実施設計をやり直す必要が生じ、工事の着工が遅れたためである。

なお、賃借料は3年ごとに鑑定評価を行って見直している。

④ 剪定枝処理手数料と土壌改良材の販売

市民等が剪定枝資源化センターに剪定枝を持ち込んだ際には、10kgあたり150円の剪定枝処理手数料を市に支払う。また、剪定枝より生成された土壌改良材は、市内の農家または市民に販売されており、販売価格は農家向けが10kg10円、市民向けが10kg30円となっている。これらの販売価格は2008年当時の培養土の原料として流通している額を参考に決定している。

2008年度以降の剪定枝処理手数料及び土壌改良材の売払収入は以下のとおりである。

区分	2008年度	2009年度	2010年度
剪定枝処理手数料	14,995	14,244	10,822
土壌改良材売払収入	2,150	3,772	2,943

⑤ 販売代金及び在庫の管理

剪定枝資源化センターで収受した剪定枝処理手数料と土壌改良材売払収入は、委託業者がその都度記録して日ごとに集計し、市に報告したのち、市に納付する。また、市内の農家や市民が購入した後に売れ残った土壌改良材は、委託業者が買い取っているため、滞留在庫は生じていない。

(2) 実施した監査手続

- 剪定枝資源化センターの管理運営費及び地代に関する契約書、仕様書及び契約方法決定書を閲覧し、各契約の経緯について担当者に質問した。
- 収入及び支出の増減を分析し、異常な変動の有無を確かめた。

(3) 監査の結果及び意見

① 剪定枝資源化センターの用地取得【意見】

剪定枝資源化センターの用地は、地権者との契約で2022年3月まで賃借により使用することとなっている。しかしながら、2022年度以降も同施設を使用するのであれば、施設が存在する限り年間30百万円近い賃料を恒久的に支払い続けることになり、経済的に合理的ではない。

用地を長期的に使用することが見込まれるのであれば、同用地の取得を検討することが望ましい。2022年度以降の剪定枝資源化センターの施設のあり方について、費用と効果の面から検討する必要があると考える。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅲ. ごみ処理施設

7. 遊休地の状況

(1) 概要

清掃事業を行うためには、用地が一定程度必要となるが、当初必要とされた土地、あるいは必要と見込まれた土地が、事業を進めていく中でその必要性が乏しくなる、あるいは必要性がなくなる場合がある。

環境資源部が所管する土地に関し、現在の使用状況を調査した。

(2) 実施した監査手続

- 環境資源部が所管している行政財産とされている土地のうち、取得価格が 20 百万円を超える土地について調査を行った。
- 環境資源部が所管する普通財産とされている土地について調査を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① 下小山田町 1458-1 他(旧竜谷事業場)【意見】

最終処分場として利用する目的で取得したが、1983 年から 1994 年まで廃乾電池の保管場所として利用された以外、ほとんど利用されることなく現在に至っている。町田市清掃事業場条例の一部改正により、2008 年 4 月に清掃事業場としては廃止されている。

市は、ごみの最終処分地として日の出町の最終処分場を使用していることから、旧竜谷事業場を最終処分場として利用することは現時点では考えられていない。

現在検討が進められている清掃工場の新設、更新等に伴い、清掃事業の機能の一部を移転することも考えられるが、当該地は傾斜地であることから、建物の建設を伴う利用は限定的となる。

公園として利用することも検討されているとのことであるが、設置することの効果など、具体的な検討は現時点では行われていない。

今後の活用方法については、財務部管財課が主体となって組織された市有財産活用検討委員会において現在検討中である。

最終処分場として利用する目的で取得した旧竜谷事業場は、当初の目的に沿った使用が行われないことが明らかとなっている。現在検討が進められている清掃工場の新設、更新等に伴う清掃事業の機能の一部移転の可能性も踏まえながら、売却も含めて、速やかに今後の措置を決定する必要がある。

下小山田町 1458-1 他(旧竜谷事業場)

事業目及び区分	町丁目名	地番	取得年月日	面積(m ²)	取得価格(千円)
旧竜谷事業場	下小山田町	1458-1 外	1971.6.16 外	19,264.00	45,588

② 金井 2 丁目 6-2(リサイクル文化センター関連用地)【意見】

この土地は、将来新たなごみ中継基地を建設するために、区画整理の際に金井土地区画整理組合から取得した土地である。

取得以来、環境資源部所管の行政財産として管理してきたが、ごみ中継基地の建設は具体化することなく現在に至っている。

2010年9月には、この用地を管財課に所管変更した後、将来民間に売却することが町田市市有財産活用検討委員会で決定された。

この決定を受けて、本件の行政財産としての用途を廃止する方向で事務を進めている。

区画整理の際に購入された土地であったと考えられるが、取得後既に20年以上が経過しているにも関わらず未利用となっている。他の用途への転用、あるいは売却も含めた検討を行う必要があると考える。

金井2丁目6-2(リサイクル文化センター関連用地)

事業目及び区分	町丁目名	地番	取得年月日	面積(m ²)	取得価格(千円)
リサイクル文化センター関連用地	金井2丁目	6-2	1989.3.14	1,350.0	256,500

③ 常盤町3466-3(廃道敷)【意見】

この土地は、地元対策事業の交換用地として、管財課から環境資源部環境総務課(当時はリサイクル推進課)に所管換えされた土地である。しかしながら、現在、環境総務課では利用の予定はなく、普通財産として未使用となっている。

この土地については、環境総務課で管理する必要性は低い。管財課へ所管換えして売却するか、売却しないで市有地として有効利用を図るのか、あるいは将来的には売却するが短中期的には市有地として有効活用を図るのか等を、財務部管財課主導で検討する必要がある。

常盤町3466-3(廃道敷)

事業目及び区分	町丁目名	地番	取得年月日	面積(m ²)	取得価格
廃道敷	常盤町	3466-3 外	1997.4.18	159.93	国からの譲与

IV. 最終処分

1. 最終処分場

(1) 概要

市は、町田リサイクル文化センターに隣接する用地に最終処分場(池の辺、峠谷)を有している。

最終処分場はすでにその役割を終了しており、現在は覆土処理を行っている。現在までの状況は次のとおりである。

最終処分場

エリア	埋立年次	埋立物
旧埋立地	1966 年以前	混合物
	1967 年以降	焼却灰、汚泥、不燃物等
本処分場(峠谷)	1980 年～1996 年	不燃物、焼却灰(下段) 焼却灰(上段)
本処分場(池の辺)	1982 年～2003 年	焼却灰



(写真奥が池の辺、手前右が雨水調整池、手前左が峠谷)

(2) 実施した監査手続

- 最終処分場を視察した。(2011 年 9 月 29 日)
- 文書及び面談により関係者への質問を行い、回答を検討した。
- 関係資料を入手し、内容を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

2. 焼却灰の処理

(1) 概要

① 焼却灰と残さの取り扱い

町田リサイクル文化センターで出た焼却灰(※1)や残さ(※2)は、ほぼ全量を東京たま広域資源循環組合(以下「循環組合」という。)へ搬入している。(一部、循環組合で受け入れ制限された場合に民間委託により溶融処理される焼却灰がある。)

循環組合は、1980年11月1日、地方自治法第284条第2項に基づき一般廃棄物広域処分場の設置及び管理を事業目的として設立された一部事務組合で、多摩地域における25市1町の自治体(組織団体)によって構成・運営されている。

循環組合は、エコセメント事業を実施している。エコセメント事業とは、多摩地域(25市1町)のごみ焼却施設から排出される焼却灰や残さを安全に処理し、土木建設資材である「エコセメント」に再生するエコセメント施設を整備・運営する事業である。

※1 焼却炉で燃えて出たものである。乾燥灰(飛灰:焼却炉から直接出る塵)と固化灰(固化材を混ぜ成型された灰)で構成される。

※2 焼却炉で燃やされた後の燃え殻等である。

② 循環組合に対する負担金の推移

2006年度から2010年度までの循環組合への搬入量と市の負担金の推移は次のとおりである。

循環組合への搬入量と市の負担金の推移

(単位:t)

年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
町田分(※1)	10,774	9,633	8,649	8,406	8,288
多摩分(※2)	93	93	175	100	108
搬入量合計	10,867	9,726	8,824	8,506	8,396
負担金(千円)	836,932	933,011	862,995	849,866	829,868
1トンあたり負担金(千円)	77	96	98	100	99

(※1) 町田リサイクル文化センター分

(※2) 多摩ニュータウン環境組合分

③ 清掃工場焼却残さ等運搬業務委託

循環組合のエコセメント施設は日の出町にあるため、焼却灰等は町田リサイクル文化センターから日の出町まで運搬しなければならない。市では、その運搬業務を外部業者に委託している。過去4年間における外部業者への委託の状況(業者別の搬入量の推移)は次のとおりである。

委託業者別の搬入量の推移

(単位:t)

年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
町田清掃社	2,610	3,317	3,299	3,280
大運	—	4,824	—	4,810
アクト	—	—	4,795	—
三凌商事	7,021	500	309	198
計	9,631	8,641	8,403	8,287

※ 本表と「循環組合への搬入量と市の負担金の推移」の搬入量合計との差は端数処理の差

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

IV. 最終処分

焼却灰等の運搬について、専用車両(バルクコンテナ)を使用する乾燥灰(飛灰)は、市所有 11tトラック 1 台(2010 年度は大運が使用)と、町田清掃社所有 6tトラック 1 台で対応している。通常のトラックで対応可能な固化灰と残さは、市所有 10tトラック 1 台と、町田清掃社所有 10tトラック 1 台及び三菱商事所有 10tトラック 3 台で対応している。

(2)実施した監査手続

- 焼却灰と残さの処理方法等について市に質問した。
- 2006 年度から 2010 年度までの循環組合への焼却灰及び残さの搬入量と負担金のデータを入手して分析した。
- 清掃工場焼却残さ等運搬業務委託契約の契約書を入手して、委託契約の内容を検討し、契約締結の経緯、契約方法について市に質問した。
- 各委託業者の実績と契約額を分析した。

(3)監査の結果及び意見

① 清掃工場焼却残さ等運搬業務委託契約について【意見】

清掃工場焼却残さ等運搬業務委託について、2010 年度における各業者との契約関係は以下のとおりである。

清掃工場焼却残さ等運搬業務委託契約の内訳

	契約額①	実績②	単価①/②
町田清掃社 (随意契約:総価)	17,062,500 円	乾燥灰 1,196t	5,202 円
		残さ 2,084t	
		計 3,280t	
大運 (入札:総価)	9,324,000 円	乾燥灰 4,620t	1,938 円
		残さ 190t	
		計 4,810t	
三菱商事 (随意契約:単価) (注)	764,400 円	固化灰 95t	3,861 円
		残さ 103t	
		計 198t	

(注) 三菱商事とは、残さ、固化灰運搬について1日1台2往復での単価契約となっている。

市では、上表のとおり、3 社と契約して焼却灰等の運搬に対応している。ただし、三菱商事は、繁忙期において 2 社では対応できないときのための業者であり、実質的には町田清掃社と大運の 2 社で対応している。

上表に表示されているように、3 社の実績に基づく単価は、かなりばらつきがあることがわかる。三菱商事は、繁忙域に対応するための業者であり、単価が高いのはある程度仕方ない面もあるが、町田清掃社と大運との 2 社間でも単価に 2 倍以上の差があることがわかる。

町田清掃社は、自社所有の車両を使用していることよりその償却負担も発生している

ため、その負担は契約額において考慮されている。町田清掃社の単価に関して、自社所有の車両の減価償却分を考慮すると次のとおりとなる。

清掃工場焼却残さ等運搬業務委託契約の内訳

	契約額 ①	実績 ②	単価 ①/②
町田清掃社 (随意契約:総価)	17,062,500 円	乾燥灰 1,196t	3,677 円
	-5,000,000 円(注)	残さ 2,084t	
	=12,062,500 円	計 3,280t	
大運 (入札:総価)	9,324,000 円	乾燥灰 4,620t	1,938 円
		残さ 190t	
		計 4,810t	
三菱商事 (随意契約:単価)	764,400 円	固化灰 95t	3,861 円
		残さ 103t	
		計 198t	

(注) 他の業者と比較するため、減価償却相当分を減額する。減価償却分は、一台あたりの購入費が2,500万円÷5年償却=500万円とする。(実際は2台所有しているが、1日2回の運搬を1台ずつ使い分けしていると仮定して1台分の償却を計算した。)

焼却灰等の運搬については、前述のとおり、原則、町田清掃社+1社の2社体制で運用し、状況に応じて三菱商事を使っている。

町田清掃社とは随意契約により契約を締結しているが、契約額は2007年度から2009年度までが17,430千円で同額、2010年度は17,062千円となっており、近年はほぼ同額で推移している。一方、もう1社は、各年度入札によって業者を決定している。その結果、上表のとおり、2社の単価は大きな差が生じている。これは、町田清掃社所有の車両に関する減価償却費を考慮しても同様であった。

町田清掃社とは、以前に「し尿収集業務減少に伴う措置に関する覚書」を交わしており、当委託業務は、し尿処理業務減少に伴う減車対策に充当するとなっている。しかしながら、このとおり2社の単価に大きな差が生じている事実があり、この単価の差を埋めるための対応が必要である。具体的には、町田清掃社と随意契約を取り交わす場合においても、単価契約とするなどの対応が考えられる。単価契約とした場合には、前年度のもう1社の実績単価を参考とするなどの検討も必要と考える。

② 「し尿収集業務減少に伴う措置に関する覚書」への対応について【意見】

町田清掃社と取り交わしている「し尿収集業務減少に伴う措置に関する覚書」は、有効期限について何ら取り決めがなされていない。覚書の有効期限の確認とその交渉を行う必要があると考える。

V. ごみ減量化・資源化・啓発事業

1. 地域資源回収

(1) 概要

市では、市内の一般家庭から排出された資源物を地域で市民が自らの手で集団回収することを目的として、「地域資源回収」という制度を設けている。これは10世帯以上で構成された市民団体が収集した資源物を、市の登録を受けた業者が引き受ける仕組みとなっている。

市は、品目により、市民団体や業者に奨励金を支出している。以下の表の単価で奨励金が出されているほか、市民団体と業者の間でも任意で金銭等の授受がなされている。

2010年度の奨励金の支出額は、市民団体に対するものが68,783千円、回収業者に対するものが36,218千円で、合せて105,002千円であった。

市民団体や業者への奨励金の支出

品目	市民団体への奨励金の単価	回収業者への奨励金の単価
新聞・雑誌・雑紙・ダンボール 紙パック・古着	1kgにつき6円	1kgにつき3円
ビン・カン(食品用に限る)	1kgにつき6円(生きビンは 1本につき4円)	1kgにつき3円(生きビンは 1本につき2円)

(2) 実施した監査手続

- 2011年8月11日現在のホームページ上の広報データや2008年度清掃事業概要等入手して閲覧・分析を行い、必要な質問等を行った。
- 町田市地域資源化推進要綱を入手して閲覧し、奨励金の支給が当該要綱の趣旨である「地域内のコミュニティーづくりの活性化」という点と合致しているかを検討するために質問等を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① 地域資源回収における奨励金の設定について【意見】

地域資源回収制度は町田市地域資源化推進要綱にその定めがある。当該要綱の「第一 目的」には、「(前略)地域内のコミュニティーづくりの活性化に資することを目的とする。」と記載されている。このことから、市民団体に対して市が奨励金を支払うことは、当該目的に適っていると考えられる。

回収した資源は問屋(業者)に売却されるが、その売却金額は、市場の影響を受けて単価が乱高下するとされている。そのため、業者の事業の安定化を図ることを目的として、奨励金が業者にも支払われている。

市民団体と業者間で授受される金銭等は、市民団体の規模・一回の収集量・資源の整理清掃状況・交渉過程等により一概に決められるものではないかもしれないが、以下のよう大きくばらつきがあるのが現状である。市民団体が回収業者から金銭を授受している

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
 V. ごみ減量化・資源化・啓発事業

ケースもあれば、一切金銭の授受のないケース、さらには、市民団体が業者に金銭を支払っているケースまで見受けられる。

2011年1月～3月の間の市民団体と業者間の金銭授受を行った際の単価は下表のとおりである。

市民団体と業者間の金銭授受を行った際の単価（2011年1月～3月）（単位：円/kg）

区分	新聞	雑誌・雑紙	ダンボール	紙パック	古着	アル缶
平均金額	1.5	1.1	1.7	3.0	0.5	20.1
最高金額	9.5	6.7	8.0	12.0	2.0	60.0
最低金額	△2.5	△2.5	△2.5	△2.5	△2.5	△2.5

＋：業者が団体に支払う

－：団体が業者に支払う

市が業者に対して奨励金を支払う場合、市民団体と業者の2者に奨励金支払手続きが必要となるため、その分、事務処理が発生することとなる。また、業者は、資源の市場価格の変動にかかわらず、市から奨励金を安定的に受け取ることができるため、自由競争が妨げられているとともに、相対的に業者が市民団体よりも立場が強くなる可能性もある。

当面の対応としては、業者に支払っている補助金の単価を資源の市場価格に見合った金額に適宜見直していく必要があり、将来的には、奨励金の支給のあり方も検討の余地がある。たとえば、市から業者に支払う奨励金を廃止する代わりに市民団体に上乘せ支給し、業者は自由競争の下、市民団体から報酬を得る方法に改めるなども一つの方法である。

2. 生ごみ処理機の補助金制度等

(1) 概要

市では、家庭から排出される燃やせるごみの重量割合で約40%を占める生ごみを減量し、また、たい肥として活用されるように、「生ごみ処理機等の購入費の一部補助」及び「大型生ごみ処理機の貸出し」を行っている。

1) 生ごみ処理機の補助金制度

市では、生ごみ資源化活動支援制度の一環として、生ごみ処理機の購入に際して20,000円(もしくは購入金額の3/4)を限度として補助金を支給している。

補助金支給の条件は、①家庭から排出される生ごみの減量及び資源化に努めること、②生ごみ処理機を5年以上継続使用すること、③市からのアンケート等に協力することの3点である。

2) 大型生ごみ処理機の貸出し

町田市内で住戸の数が10戸以上で構成されている団体(町内会・自治会・団地アパート等)で、居住者が居住地区内に大型生ごみ処理機の設置場所(無償で借り受けられる場所に限る。)を確保できる場合、市は大型生ごみ機を貸し出している。

貸与期間は5年間以上で、大型生ごみ処理機の設置工事、リース・メンテナンス料金及び電気代は市が負担している。貸出しの条件は、①団体等で協力し、家庭から排出される生ごみの減量及び資源化に努めること、②大型生ごみ処理機から取り出した一次生成物(たい肥のもと)を、地域で使用すること。③町田市からの利用アンケート等に協力することの3点である。

(2) 実施した監査手続

- 生ごみ処理機等の制度の概要を記載したチラシ、及び実際に使っている交付申請書及び記入前の補助金交付請求書用紙の記入前の見本を入手し、て閲覧を行うとともに、必要な質問等を行い、申請手続きを把握した。
- 生ごみ処理機等補助金交付件数及び購入種類内訳を入手し、1998年度から2010年度までの推移を比較し、異常な増減の有無を確かめた。
- 制度の概要を記した町田市環境資源部ごみ減量課発行の広報用チラシより、補助金交付の条件を確認し、この条件が満たされていることを2008年度・2009年度のアンケート結果及びその集計書類から確かめた。
- 広報まちだの掲載記事や2008年度・2009年度のアンケート結果及びその集計書類から、制度実施の効果を検討した。なお、アンケートは、大型ごみ処理機は利用者全員に対して、家庭用生ごみ処理機はその年度の補助金交付者に対して行われている。
- 市が大型生ごみ処理機を購入する際の購入先の選定方法や、購入後の大型生ごみ処理機のたな卸しなどの在庫管理方法について質問等を行い、大型生ごみ処理機貸出業務の適正性・合規性等を確かめた。

(3) 監査の結果及び意見

① 生ごみ処理機の購入補助金【意見】

生ごみ処理機の購入補助金支給にあたり、支給条件が満たされているかについて、以下の点については検討の余地がある。

- 2009 年度におけるアンケートの回答率は次表のとおりであり、必ずしも補助の条件であるアンケートの回答が 100%守られているわけではない。

区分		回答率	対象者	回答数
大型生ごみ処理機	貸与	74.3%	304 人	226 人
	市営住宅	60.8%	250 人	152 人
家庭用生ごみ処理機	個人	90.2%	51 人	46 人
	グループ	75.3%	595 人	448 人
合計		72.6%	1,200 人	872 人

- アンケートは無記名式であり、どの利用者がアンケートに回答したかを把握できていない。
- アンケートの項目で「使う頻度は？」という質問があり、「①毎日」、「②時々」、「③ほとんど使わない」、の3項目からいずれか1つを選択する方式になっている。「全く使用していない」という項目がないので、全く使用していない回答者は、最も実情に近いものとして、「③ほとんど使わない」を選択しているのではないかと推測される。
- アンケートの中には、「いまだ処理物を出していない」(2008年グループアンケート)や、「まだ何も使っていない」(2009年グループアンケート)、「(前略)今は使用していない。」(2008年個人アンケート)などの回答が見受けられ、補助金支給の条件である生ごみ処理機を5年以上継続使用すること、という条件を守っていないと思われる補助金受領者が見受けられる。

以上のように市では、補助金を交付した利用者が継続使用の条件を満たしているかを正確に把握できていないのが実情である。一度支給した補助金の返還を受けた実績は、利用者からの自己申告により返納を受け入れたケースだけで、市の調査で判明した案件はない。そのため、以下のような方策が必要になると考える。

- アンケートを記名式にするか連番管理を行う。なお、他の自治体で、生ごみ処理機について補助金を出す際にアンケートを求めているところがある。必ずしも強制的にアンケートの回答を求めているわけではないが、他の自治体も参考にして、より有効に機能するように検討する必要がある。

自治体名	アンケートに関する文言
世田谷区	区のごみ減量・リサイクル事業に協力することができる方 (ご意見・ご感想を伺う場合があります)
足立区	機器の使用状況について、報告書を提出できること
荒川区	生ごみ処理機等の購入後の調査に協力してくださる方
豊島区	処理機の使用状況などについて、区からのアンケートなどにご協力いただける方
府中市	補助金の交付決定後、アンケート等にご協力いただく場合があります

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

V. ごみ減量化・資源化・啓発事業

- アンケートの使用頻度の質問項目に④全く使用していない、⑤その他という項目を追加し、状況を正確に伝えてもらう。また、全く使用していない場合には、その理由も記載してもらうと有効である。なお、別掲の「② 生ごみ処理機の有効利用」の項で述べるが、購入者が継続的に利用できる体制づくりを同時に行っていくことが必須条件となると考える。
- アンケートは補助金受領者に対して行われており、継続利用者についての意見を聞く機会がない。アンケートの対象者を広げる余地がある。
- 2010年4月付の広報用チラシにおいては、市からのアンケート等に協力することについての記載があるが、補助金交付申請書にはアンケートについての記載がない。当該申請書にも明記することが望ましい。

② 生ごみ処理機の有効利用【意見】

市が実施している生ごみ処理機に関するアンケート結果を閲覧したところ、概括的には、以下のように意見が集約できると考える。すなわち、生ごみ処理機は、水分を含んだスイカなど、生ごみであっても投入してはいけないものがあることや、小さく切り刻まないといけないなど、利用方法が難しい部分があるようである。

うまく使いこなしている利用者からの意見では、(今まで燃やせるごみは週に2回しか回収されなかったが、いつでも生ごみを処理できるので)臭いがしなくなった、虫が出なくなった、ごみが減ったという直接的なメリットや、生ごみ処理機をきっかけとして、家族でゴミ問題を考えるようになった、というような付随的なメリットまで出ている。かたや、うまく使いこなしていない利用者からは、(生ごみ処理機が)臭い、虫が出たなど、真逆のアンケート結果が出ている点が気になるところである。

この点、市では当該アンケート結果を踏まえ、新たに出張説明会の開催や、ごみ処理機のチラシの文言を利用者の視点を意識したものに改良するなど多くの工夫を行っている。しかしながら、2009年、2010年の新規補助金申請率(≒普及率)は、下表のように目標値を下回る実績となっており、まだ改善の余地が見受けられる。

	2009年度	2010年度
目標値	1,700世帯	750世帯
実績値	1,535世帯	577世帯
達成率	90.20%	76.90%

生ごみ処理機自体や補助金の存在を知らない市民、導入を検討中の市民に対しては、生ごみ処理機を使うことのメリットを周知するとともに、導入後の利用者にも引き続きフォローアップを行い、生ごみ処理機のメリットを活かせる状況を保持することが重要な課題であると考えられる。具体的には生ごみ処理機を導入していない市民から「なぜ導入しないのか」というアンケートを実施できると有効である。

③ 生ごみ処理機の実情に応じた設置と利用の促進【意見】

生ごみ処理機は、庭付きの戸建て住宅では生ごみ処理機で生成されたたい肥を自宅の庭で肥料として使えるので、ごみの減量と肥料の獲得という一石二鳥の有りがたい商品である。一方、集合住宅での個人利用者の中には、生ごみからたい肥ができたものの、この全部または一部を結局「燃やせるごみ」として処分している家庭もあり、家庭の実情に応じた設置と利用の促進が必要と考える。

④ 大型生ごみ処理機の普及について【意見】

集合住宅に貸与される大型生ごみ処理機については、2020年度まで毎年10台ずつの導入を目指しているが、2007年から2010年までの導入状況は以下のとおりである。

大型生ごみ処理機の導入状況

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
台数(台)	6	2	9	6

大型生ごみ処理機の貸出し台数は、2011年11月時点で30台にとどまっており、毎年10台の導入は実現していない状況である。

大型生ごみ処理機については、地域一括による集合住宅での生ごみ処理・収集回数実験分科会による実証実験で多くの問題点が掲げられている。例えば、分譲集合住宅では土地等の権利関係や利害関係から、設置場所等についての合意がとりづらい現実がある。賃貸集合住宅であっても地主等の意向などにより、やはり権利関係や利害関係の問題が浮上しており、設置後の日常の管理・電気代の負担等の阻害要因も見受けられる。

ごみのたい肥化については前向きな市民であっても、共有のスペースに共有のものを置いて管理し続けるということにはコンセンサスがとりづらい現実がある。とはいえ、このように足踏みをしている状況では、目標台数との比較による進捗管理以前に、大型生ごみ処理機メーカーからも見離されかねない懸念がある。

大型生ごみ処理機に関しては、土地等の所有者や実際の利用者である市民が安心・納得できる仕組みを構築する必要があると考える。

土地等の権利者に対しては、将来もしも撤去することとなったときの権利・義務関係をあらかじめ契約時に明確化しておく必要がある。また、権利者からの申し出による撤去の可否、権利者自身に変更された場合の権利義務の承継等も導入の際に明確化しておくなど、問題が生じた場合に速やかに解決が図れる仕組みを構築する必要がある。

利用者である市民に対しては、日常の管理の役割分担や、メンバーが変更になった場合の権利義務関係、引き継ぎの実施義務など、導入に際して生じる問題に対して、その対処方法が目に見える仕組みを構築する必要があると考える。

3. イベントごみ減量の支援制度

(1) 概要

市では、イベントごみ減量の支援制度を2009年から設けている。これは、市内で行われるさくらまつりや盆踊りなどのイベントの際に、リユース食器(カップや皿)をあっせんすることや、分別ステーションの貸し出しを行い、アドバイザーが対面式でごみの分別と資源回収を行うなど、イベントにおけるごみ減量の取り組みを支援することで、イベント参加者に対してごみ減量・資源化意識の普及拡大を目指すものである。

2009年は45件のイベントで利用され、2010年は63件と順調に利用数を増やしている。2011年はイベント自粛等の影響もあり、件数自体は減少する可能性があるが、市としては、広報まちだ、ごみナクナーレ、推進員等を通じた周知活動を行っている。

イベントごみ減量の支援制度を採用したイベントの開催団体を2009年と2010年で比較すると、2009年の45件のうち、翌年の2010年も引き続き利用したイベント数は、19件だけである。2009年の45件のイベントで必ずしも翌年開催されていないイベントもあると思われる。

(2) 実施した監査手続

- イベントごみ減量の支援制度について概況を把握するとともに、2009年度、2010年度のイベントごみ実績表を入手し、活動状況を閲覧した。
- 開催イベントの一覧を入手し、適用しているイベントの状況、2年連続利用イベントの多寡・傾向等を把握するとともに、制度の有効性・運営の効率性を確かめた。
- イベントごみの実績表を入手し、閲覧・分析によりリユース食器破損紛失数の推移を把握するとともに、市の負担状況を確かめた。

(3) 監査の結果及び意見

① イベントごみ減量の支援制度の周知方法【意見】

現在の周知活動は、各廃棄物減量等推進員の自主的な周知活動を除けば、市としては広報まちだ等に案内を載せて、連絡を待っているのが中心とのことである。

多くの市民が集まるイベントの場でのごみ減量活動は、ごみ減量・分別への理解を深めるよい機会であるため、このイベントごみ減量の支援制度を積極的に周知していくことが望ましい。

具体的には、過去に開催したイベントについては開催時期等を把握しているため、イベントの開催時期合わせて制度の再利用を促すことが考えられる。また、2009年の利用実績に幼稚園のバザーが1件含まれていたことから、他の幼稚園でも同様の需要があることが予想できるため、他の幼稚園等への呼びかけや園長会、幼稚園協会などの場で周知することが考えられる。また、小学校に対する個別周知、校長会等での周知、市の補助事業イベントへの周知活動を進めることも考えられる。このように周知の方法には工夫の余地が多いと考える。

4. 防護ネットの管理

(1) 概要

集合住宅等の集積所等のカラス対策などのために、市は、防護ネットを無償で貸し出している。

防護ネットのたな卸しは、新しく業者に発注する際に不定期に、年に1~2回行っている。直近では2011年9月1日にたな卸しを行っているが、その結果は以下のとおりであり、一部品目で数量差異が生じている。

防護ネットたな卸しの状況（2011年9月1日実施分）（単位：枚）

品目(単位:m)	理論値	実在数	差異
粗目3×4	39	38	△1
粗目3×3	32	32	0
粗目3×2	24	25	+1
粗目2.5×2.5	35	35	0
粗目2.5×2	27	27	0
粗目1.8×1.8	26	26	0
細目3×3	38	35	△3
細目3×2	31	32	+1
細目2×2	34	34	0

(2) 実施した監査手続

- 清掃事務所の担当者から、防護ネットの貸与にあたって提出される防護ネット貸与申請書と、2011年4月1日から2011年9月5日までに提出された防護ネット管理確約書全36件を閲覧するとともに、担当者に質問を行った。
- 防護ネットのたな卸しの状況について質問を行った。
- 防護ネットの一部についてサンプルでたな卸しを行った。

(3) 監査の結果及び意見

① 防護ネットの管理事務の見直し【意見】

上表において、粗目3×4が1つ不足している一方で、粗目3×2が一つ超過していることから、払出しの際に記入する持ち出し状況表について、その記載を誤ったのではないかと考え調査を行ったが、該当する事実は見当たらなかった。期首時点の在庫数の相違も考えられるが、追跡が不可能な状況であった。

また、持ち出し状況表には、払い出し日付が4月5日 ⇒ 6月8日 ⇒ 5月23日のように日付が前後している箇所が見受けられた。これは持ち出し状況表を実際の払い出しの都度に記載していないことを示すものと考えられる

カラス対策で使用する防護ネットについては、たな卸しの際の数量過不足の報告がなされていないことや、数量過不足の原因が特定できない事例がある。また、記録簿への記載を払出しの都度には行っていない事例があり、管理事務を見直す必要があると考える。

5. 「資源とごみの出し方」(冊子)

(1) 概要

市では、新しく住民登録した市民等に対して、市のごみ分別方法をまとめた「資源とごみの出し方」という冊子を配布している。この冊子は、市での資源とごみ等の分別方法を写真や図表を使って説明しており、末尾の50音別分別ガイドもごみを出す市民視点の案内となっており、随所に工夫が見受けられる。

(2) 実施した監査手続

- 市民に対する広報の方法について、担当者に質問等を行った。
- 市民に無料で配布される「資源とごみの出し方」という冊子と「町田市資源とごみの収集カレンダー」を入手し、広報手続き・方法の有効性や効率性等を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

① 冊子の記載方法について【意見】

「資源とごみの出し方」は、ごみを出す市民視点のわかりやすい内容になっており、ごみの分別方法を理解するためには優れた資料であると思われる。しかしながら、そもそもなぜ正確に分別しないといけないのか、分別しないとどのような問題が生じるのかという点が触れられていないため、単に「市の分別方法を守りなさい」というルールブックとしか思われかねない懸念がある。この冊子の裏表紙には「不法投棄は犯罪です」と違反した場合の罰則を記載してあり、いささか強制的な色彩も否めない。

「資源とごみの出し方」はごみの分別・減量意識が比較的高くない市民等でも目を通す機会がある重要な冊子であるため、たとえば、使い切っていないスプレー缶を「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」として出すと、収集の際にごみ収集車が発火することや、焼却施設内で爆発が起きることがあること、ボーリングの球を「燃やせないごみ」として出すと、破碎機が故障し、修理に膨大なコストがかかるなどの重要な事項について、より注意を引く記載方法を工夫することが望ましい。



町田リサイクル文化センターでの消火活動の様子

なお、必ずしもごみの分別誤りが原因とも言い切れないが、今回の監査で町田リサイクル文化センターを往査した際、焼却施設内で火災が発生し、消防車による消火活動が行われた状況を目にしたことを付記する。

6. 使用済みカートリッジの回収

(1) 概要

市では、2010年11月から、プリンターメーカー6社と提携し、市内15か所に回収箱を設置して、各家庭で使用されたパソコンプリンター用のインクカートリッジを回収している。

回収したインクカートリッジは、各プリンターメーカーが、再生インクカートリッジやボールペンなどにリユース・リサイクルする。

初年度の2010年度は、半年足らずの期間であったが160キログラムを回収し、杉の木約188本分のCo2(約2.6トン)を削減したとしている。

(2) 実施した監査手続

- ホームページの広報情報を閲覧し、制度の概要を把握した。
- 担当者へのヒアリングを実施し、広報の方法の妥当性を検討した。
- カートリッジ回収箱の視察を実施し、広報の方法の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

① なぜリサイクルを行うのか【意見】

使用済みカートリッジの回収には一定の成果が見受けられる。市民がインクカートリッジの回収に協力しているのは、これまでリサイクルの重要性を目にしてきた効果であると思われる。

回収箱には「インクカートリッジ里帰りプロジェクト 回収箱」と大きな字で記載されてあるものの、インクカートリッジを回収するとどのような効果があるかまでは記載されていない。世の中に多くのプラスチック製品が存在する中で、なぜインクカートリッジを取り上げて回収しているのかがわからず、インクカートリッジの回収は、プリンターメーカーの経費削減や、安価なリサイクルトナーの排除になるだけと考えている市民等がいる可能性もある。

インクカートリッジの回収により、前記のようなCO2削減効果があることを回収箱に記載するなど、協力者が効果を把握できるような仕組作りが必要と考える。なお、このインクカートリッジはあくまで一例であり、ごみ減量の啓発にあたっては、①ごみの減量を行うことの目的・必要性、もしくは本人の利益の明確化、②ごみ減量方法の提示、③ごみ減量効果の測定・開示、という3段階を示していくことが必要であると考えている。

7. 出前講座・施設見学

(1) 概要

① 小学生への啓発について

市では、小学生に対するごみ減量啓発活動として、町田リサイクル文化センターに社会科学見学として小学生を受け入れている。また、「ハチドリ教室」という出前講座を行い、ごみ減量についての紙芝居やリサイクル体験など、子ども向けの啓発が数多く行われている。

(2) 実施した監査手続

- ホームページの広報情報を閲覧し、制度の概要を把握した。
- 関連資料を入手し、制度の運用状況を検討した。
- 担当者へのヒアリングを実施し、制度の運用状況を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

① 中学生・高校生への啓発について【意見】

市では、前記の「ハチドリ教室」のように小学生に対して社会・道徳教育の一環としてごみ減量・分別を意識させる啓発活動が行っている一方で、中学生・高校生に対しては、市側からごみ問題を意識させる機会が乏しく、2008年度に行われた出前講座8件、2009年度に行われた20件の出前講座のうち、中学生・高校生を対象とした出前講座は1件もなかった。

中学生や高校生も、家庭の手伝いの機会の増加、自分自身のごみの量、分別機会も増加しているものと思われるので、中学生や高校生ならではのアプローチにより改めて啓発を行い、ごみ問題の対処を習慣化させることが重要ではないかと考える。

ごみの減量問題は、将来的には自分達の身に降りかかる自分自身の問題であることを今から伝える必要があるのではないかと考える。別掲のイベントごみの支援制度を市内の中学校や高校の文化祭等で行い、併せてごみ問題を意識させるブースの設置などを足がかりに啓発するなど、検討の余地があると思われる。

8. 市民の声の反映

(1) 概要

① 市のホームページ

市のホームページでは、各ページに「より良いホームページにするために皆様のご意見をお聞かせ下さい」という欄があり、役に立ったか、見つけやすかったかなどをラジオボタンで選択する機能のほか、自由に意見を記入して頂く欄がある。

環境総務課及びごみ減量課では自由記載欄について、以下のような対応をしている。

- ・ ホームページへの投稿は、全件政策経営部広報課が受ける。
- ・ 政策経営部広報課から環境総務課とごみ減量課あてにそれぞれメールが来る。
- ・ メールで到着した意見の全件を一覧表にして紙に打ち出し、担当課の全員に対して回覧に回す。回覧書類に誰が対応すべきか記載しており、担当者は、回覧書が回ってきた時点でしかるべき対応を行い、次の人に回す。

なお、必ずしもすべての意見に対応できるものではなく、中には回覧するだけのものもある。その他、ホームページ以外の投書等があった場合も回覧を行っている。

② 市民の声

環境総務課及びごみ減量課ともに、ホームページから問い合わせのあった意見について検討を行い、対応すべき意見については、速やかに対応しているという心証を得られた。

例えば、2011年5月5日に以下のような投稿があった。

ページに関してのご意見:「ここを見る前に『町田市資源とごみの収集カレンダー』にて剪定枝の出し方を見ると、燃やせるごみでも出せるよう誤解が生じた。剪定枝の出し方の頁を見てもどちらでも出せる様に思える。そこで当ホームページでようやく剪定枝の中でも堆肥に適するものとそうでないものの区分があることを理解した。この点をカレンダーに解り易く書くべきだ。」(以上、実際の投稿どおりに記述)

これについては、当該投稿を参考にして次号(2011年10月～2012年9月版)の収集カレンダーで燃やせるごみと剪定枝を並べて対比できるように同じページでの記載に変更しており、また、剪定枝の頁に「剪定枝として出せない植物→燃やせるごみ」と明記するなど、工夫が凝らされている。この点は、市民目線のごみの分別のしやすさを心掛けている点が伺える。

また、ホームページではないが、感謝の手紙も届いているので、参考までに原文を掲載する。

今月1日の出来事に感激しお便りした次第です。

午前10時頃、いつものように、ゴミ収集車が自宅前のゴミ袋を収集していきました。

その10分後、母親と歯の治療のため出掛ようとしたところ、母親の口元が先月30日に出来上った入れ歯が入っているようには見えませんでした。

私とその所在を聞きまして、古い入れ歯と勘違いをしてゴミに捨てたと言いました。我家にとっては高額であったため、一瞬言葉を失いました。そこで外に飛び出し、収集車を追いかけてきました。幸い収集車に追つき事情を話したところ、私の顔付きから対応してくれた職員の方は私の心中を察したの

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

V. ごみ減量化・資源化・啓発事業

でしょう、清掃工場でゴミを調べましようと言ってくれました。かなりの量のゴミであることは私も推測できましたのでためらいましたが、お願いをしました。

工場に着き、10名近くの職員の方々が作業中の貴重な時間を割いて、入れ歯捜索が始まりました。目指す袋を見つけて中味を調べましたが、その中に入れ歯はありませんでした。

私は申し訳ない気持ちと恥かしさで一杯でしたが、家内と二人で職員の方々にお詫びをし工場を後にしました。

自宅に帰り1時間程家の中を探した結果、入れ歯が見つかりました。洋服ダンスの奥の小さなハンドバックにハンカチに包まれて入っておりました。見つかった時の90才になる母親の顔に私は胸の奥に熱いものが込み上げました。

4月1日はエイプリルフールですが、これは本当にあった事です。

ありがとうございました。日頃から市役所全体で市民のために働く事の大切さを考えているからこそ即座に今回のような対応になったのでしょう。深く深く感謝いたします。

屋外で作業する皆様、体調に気を付けて市民のため頑張ってください。重ねてお礼申し上げます。ありがとうございました。

本町田一住人より

(2)実施した監査手続

- 2011年4月1日から2011年8月11日までの間に政策経営部広報課から環境総務課とごみ減量課のそれぞれに到着した意見をまとめた一覧表(コンテンツ評価機能の結果)を入手し、閲覧を行うとともに、対応状況等を担当者に質問した。

(3)監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

VI. 町田市リサイクル公社

1. 町田市リサイクル公社の法人化

(1) 概要

① 町田市リサイクル公社の概要

市は、市民と共にごみ減量とリサイクルを進めてきているが、ごみの質的な変化や処理経費の増加など各種の問題・複雑さの増加に伴い、その解決のためにごみにする前の発生抑制とリサイクルの推進が不可欠となっている。

このような背景のもと、町田市リサイクル公社は、修理・再生可能な物が数多く含まれている粗大ごみと発泡トレイ・牛乳パック等資源ごみの収集資源化を实践してごみ減量・リサイクルを推進し、「リサイクル文化都市」の創造に寄与するために設立されたものである。

- 設 立 1994年4月1日
- 設立者 町田市
- 所在地 町田市下小山田町3160番地町田リサイクル文化センター内3階

町田市リサイクル公社の組織

職位	人数	摘 要
理事長	1名	元清掃事業部長
理事	6名	政策経営部長、総務部長、市民部長、いきいき健康部長、経済観光部長、学校教育部長の現職市職員
監事	2名	上下水道部長、会計管理者の現職市職員
事務局長	1名	元市職員
係長	2名	管理係長(元市職員)、収集係長
主任	4名	管理部門3名、収集部門1名
職員	20名	管理部門4名、収集部門16名
一般職員	1名	管理部門1名
嘱託職員	4名	収集部門4名
計	41名	
臨時職員	17～28名	アルバイト(季節変動あり)管理部門13～23名、収集部門4～5名

職員	1 町田市、他の官公署及び一般企業を定年又は勸奨で退職し雇用された者 2 その他特殊業務に従事するために雇用された者
一般職員	上記職員以外の職員で一般に雇用された者
嘱託員	粗大ごみ申し込み電話受付等をする者

(「町田市リサイクル公社就業規程」第2条 より)

町田市リサイクル公社では、粗大ごみ等の収集運搬事業、再生販売等事業、再資源化事業以外に、ごみ減量とリサイクルの市民への普及等のために、次のような業務が実施されている。

1) 政策的ごみ減量普及事業：リサイクル広場管理運營業務

この事業は、多くの市民が参加した「ごみゼロ市民会議」で実証実験を行い、2008年7月から市が実施している事業である。今までごみとして処理していた物の中から再資源化できる下記の品目を市が指定し、リサイクル広場まで市民が無料で持ち込み、市が資源化することにより、ごみ減量を推進するものである。

また、リサイクル広場ではトイレトーパーと交換できるポイントカードの発行や、くるくるコーナーでのリユース品の展示なども実施している。



(町田市リサイクル公社ホームページ <http://www.m-recyclekosha.jp/hiroba.htm> より)

項目	内容
常設リサイクル広場 (町田市リサイクル文化センター隣接地)	(開設曜日) 毎週の月曜日から土曜日まで(祝日、年末年始を除く) ※年末年始は、12月30日から1月3日 (開設時間) 午前8時30分～午後4時まで
移動リサイクル広場 (市内5ヶ所)	(開設日) 毎月第1土曜日 成瀬クリーンセンター 毎月第2土曜日 鶴川市民センター 毎月第3土曜日 境川クリーンセンター 毎月第4土曜日 相原中央公園 毎月第4土曜日 鶴川団地センター名店街広場 (開設時間) 各会場 午前10時～午後3時

2) 政策的ごみ減量普及事業：イベントごみ減量支援業務

この事業は、各種イベントをエコとごみの減量に配慮した方法で行うよう主催者を支援する事業である。支援対象者は市内で開催されるイベント等の主催者(町内会、自治会等)であり、支援制度の利用の流れは次のとおりである。

項目	内容
イベント等の主催者からの問い合わせ	「イベントをエコに」する場合に、町田市リサイクル公社へ問い合わせる(相談希望の10日前までに連絡)
支援の説明・相談	分別ステーションの導入やエコ食器の導入について、町田市リサイクル公社の職員が説明、相談を行う

項目	内容
イベント等主催者からの申し込み	必要な支援が決まったら、町田市リサイクル公社へ申し込む(イベントの20日前まで)
イベント等開催	申し込みのあったエコ容器や分別ステーションの貸出備品類を直接イベント会場まで配送する(その際にリユース食器の使用料を徴収)
イベント等終了	貸し出したリユース食器と備品類の返却を受け、同時に報告書を依頼。返却されたリユース食器の数量を確認して、後日精算を実施

3) 政策的ごみ減量普及事業：生ごみ処理機等普及事業業務

家庭用生ごみ処理機及び大型生ごみ処理機の出張説明、利用案内、保守点検等の普及支援業務を実施する事業である。

4) ごみ減量普及事業

高齢者向けの指定収集袋の無料配布制度の支援業務、ごみ減量のための普及啓発事業(リサイクル講座・教室の開催、エコフェスタ実行委員会の事務局業務等)、啓発用トレットペーパー(牛乳パックのリサイクル品)等の販売を行う事業である。

5) リサイクル事業

市内リサイクル推進店制度(スーパーマーケット等における牛乳パックや発泡トレイ等の回収等の制度)支援業務、地域資源回収制度(町内会、PTA等により再資源の回収等の制度)支援業務を実施する事業である。

② 町田市リサイクル公社の内規等の整備状況

現状で整備されている内規等の一覧は次のとおりである。

町田市リサイクル公社の内規等

	規程	規則等	要綱等
基本規程	町田市リサイクル公社定款	町田市リサイクル公社役員の費用弁償等について	—
職員就業関係	町田市リサイクル公社就業規程	町田市リサイクル公社夏季厚生休暇について	—
組織及び事務分掌、事務決裁、文書、公印等	町田市リサイクル公社庶務規程	—	—
給与関係	町田市リサイクル公社給与規程	町田市リサイクル公社職員の賞与の支給について、一般職員の給料の額について、一般職員の時間外手当の額について、通勤手当の支給等について	—
財務・会計	町田市リサイクル公社財務規程	雑部金の整理方法について	—
資産	町田市リサイクル公社被服貸与規程		—

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

VI. 町田市リサイクル公社

	規程	規則等	要綱等
旅費	町田市リサイクル公社旅費規程	町田市管理の駐車場の駐車料金の徴収及び駐車場使用に関する要領について	—
リサイクル料金	町田市リサイクル公社粗大ごみ持ち出し料金規程	町田市リサイクル公社粗大ごみ持ち出し料金及び条件について	—
個人情報保護	町田市リサイクル公社個人情報保護規程	町田市リサイクル公社個人情報保護規程施行規則	町田市リサイクル公社個人情報等開示事務取扱基準
情報公開	町田市リサイクル公社情報公開規程	町田市リサイクル公社情報公開規程施行規則	町田市リサイクル公社情報公開事務取扱要綱

③ 町田市リサイクル公社の法人化について

1) 人格なき社団としての「町田市リサイクル公社」の設立趣旨

ごみ量の増加に加えて質的な変化、処理経費の増加など問題は複雑さを増しております。…(中略)…市民との係わりを強化して、市民参加を活性化すると共に、自主的活動を誘導し、全市的な運動としての定着が目指せるような効果的なリサイクル事業を執行できる体制が必要になっております。既存の制度や行政の枠を越えた新しい視点からの取り組みが必要であります。以上の認識にたつて、本市と一体となって活動できる「町田市リサイクル公社」を設立して、ごみの減量を図るために、リサイクルを推進し、もって資源の有効な活用と環境の保護並びにリサイクル文化の創造に寄与しようとするものであります。

2) 「町田市リサイクル公社」の財団法人化の趣旨

町田市経営会議資料(2011年4月11日)によれば次のとおりである。

○財団法人化の意図

任意団体である本団体を法人化して、社会的信用を高めることにより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)意識の普及等の啓発事業等を拡大し、市の環境施策の推進に寄与することにある。

○財団法人化の背景及び経過

- 1994年4月に市が設立した町田市リサイクル公社は、粗大ごみの修理再生販売等、ごみ減量意識の普及に向けた事業を長年行い、市民から一定程度の信用を得る組織に成長してきた。
- 町田市リサイクル公社は、財団法人となることを目指して設立され、当時、財団法人に必要とされていた3億円を目処に、市からの出えん金を積み立て、現在の基本財産は1億300万円となっている。
- 町田市リサイクル公社は、現在任意団体であり、権利義務の主体となることができない。
- 以上を総合的に勘案し、町田市中期経営計画行政経営改革プラン「監理団体の適正化」に基づいて法人化する。

○財団法人化の基本的考え方

「本団体は、法人化し社会的信用を高めることで、法人設立趣旨に沿った、市民の環

境意識啓発につながる事業を積極的に展開する」とされており、また、法人化によって、「市からの委託事業や市の施策に寄与する事業が安定的に継続して実施しやすくなることから、市としても、良好な住民サービス水準を維持しつつ、更なる環境施策の推進を図ることが可能となる」とされている。

○財団法人化により予想される課題

自主事業の展開による財政的自立と、設立趣旨に賛同する団体等からの役員就任による経営的自立を図り、将来の公益認定の可能性について検討していく必要があるものとされている。

○町田市外郭団体監理委員会の答申

リサイクルの推進には、市民のリサイクル・環境に対する意識の啓発が第一であり、町田市リサイクル公社はそうした団体が変わるべきであるとされている。答申内容は次のとおりである。

I 答申内容

例えばボランティアへの呼びかけ、環境問題に関心のある団体との連携・協力、街中でのリサイクル品の展示などが考えられる。現状のままであれば、財政負担の必要性は薄いと考えられ、町田市リサイクル公社の存在意義は感じられない。市は、この団体の必要性や、団体がやらなければならないことの議論を存続も含めて行うべきで、公益法人に関する議論はその後になる。

公益法人化については「リサイクルの推進」という目的であれば問題ない。ただし、会計面の透明性（複式簿記、公益法人会計基準）、役職員の問題（町田市職員が全役員の3分の1超であると公益認定がとれない）など改善が必要である。なお、この団体に関しては、NPO法人も選択肢の一つとして検討すべきである。

高齢者の勤労、就労支援に関しては、別の団体等で進めていくべきで、高齢者雇用と環境保全の二兎は追うべきではない。

II 答申を受けての検討・取り組み

- 1 現状はリサイクルを前提とした粗大ごみの収集・修理・再生・展示・販売及び資源ごみの拠点回収を業務としているが、市民のリサイクル・環境に対する意識の啓発について更なる取り組みが必要である。粗大ごみ、資源ごみの収集業務については切り離し、粗大ごみの修理・展示・販売及び新たにごみ減量やリサイクルに関する市民向けの講座等を行う啓発事業を充実する方向を検討した。
- 2 法人化については、今後の事業内容の検討結果を踏まえ、公益法人またはNPO法人も視野に入れて、複式簿記導入、法人化に必要な役員構成の検討をした。
- 3 町田市リサイクル公社の業務について、公社がやらなければいけない事業と民間事業者ができる事業の2つに仕分けした。

(1)『リサイクル公社がやらなければいけない事業』

「環境に対する啓発事業」の6事業で、①市民に5Rの啓発を行いごみの減量を推進する事業②粗大ゴミの修理販売③リサイクル広場の運営④生ごみの減量普及啓発⑤5Rに関する講座等の実施⑥リサイクル関連施設及び工場見学の対応である。

※5Rとは、リデュース(Reduce:削減すること)、リユース(Reuse:形状を変えずに再度使用すること)、リサイクル(Recycle:形状を変え再度使用すること)、リペア(Repair:修理・修繕しながら使用する

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

VI. 町田市リサイクル公社

こと)、リフューズ(Refuse: 不必要なものを使用しないこと)

(2)『リサイクル公社ではなくても、民間の事業者でも十分にできる事業』

「収集事業及びペットボトル圧縮結束業務」で、粗大ごみ等のリサイクル業務及びペットボトル圧縮結束業務である。

4 「収集事業及びペットボトル圧縮結束業務」は、必ずしもリサイクル公社ではなく、一般の運搬・修理業者でも十分でき、広く民間からも募集し、競争により事業者を選ぶ方向で検討しており、具体的な事業の中身については整理中であるが、公社の事業が、「環境に関する啓発事業」のみとなった場合、現状の職員体制は維持できず、公社職員の雇用対策が大きな課題となる。

5 「環境に関する啓発事業」も、環境団体・環境を目標としたNPO法人等でもできる可能性があるため、プロポーザル、あるいは競争方式で契約することを検討しているが、コスト等の面で公社が競争に勝てる見込みは低く、仮に受注できなければ、公社の存続そのものが問題となる。

公社に対する随意契約が可能ということになれば、公社が法人格を取得して対応することもあるが、その方法が望ましいか、現在検討中である。

III 委員会からの評価・助言

団体の方向性について、市は方針決定を早急に行い、公社は方針を受けて迅速に対応するようにお願いしたい。

町田市としては、「収集事業及びペットボトル圧縮結束業務」の民間競争を 2009 年度に決める意向であり、リサイクル公社でなくとも事業実施が可能となる。また、「環境に関する啓発事業」も市の方針が確定しておらず、公社としては今の状態での参加は難しく、また、参加しても負ける可能性が高いと判断している。結果的に公社の事業が無くなるか、あるいは、少なくとも現状維持は不可能な状態になると考えられる。今後は、市は方針決定を早急に行い、公社は方針を受けて迅速に対応するようにお願いしたい。

なお、「収集事業及びペットボトル圧縮結束業務」は民間競争で良いが、「環境に関する啓発事業」は、役割を担う団体、指導・指揮を執ることができる団体が必要である。リサイクル公社でなくとも、市が直接実施する方法もあり、また、委託料を出さずに質の高さを維持することが可能であれば、NPO法人やボランティアなどを総動員する手法も良いと考える。環境分野はNPO法人が一番得意とする分野であり、多摩地区には優秀な環境NPO法人が多い。それらの団体の力を借りて町田市として市民への啓発を進めるということも良い方法であると考えられる。

3) 法人化準備の現状

町田市リサイクル公社については、2012 年 4 月を目途に一般財団法人として法人登記をする以下の実務が進捗している。

○法人化スケジュール及び準備作業等の概要

新法人においては、自主事業として家具等の再生販売等、受託事業として粗大ごみの受付回収、ペットボトルの圧縮梱包、イベントごみ減量等奨励事業などの事業の実施を想定している。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
VI. 町田市リサイクル公社

組織体制は次のとおりである。

役職	会議体	役割	当初構成
評議員 (任期4年)	評議員会 (年1回以上開催)	理事・監事の選任解任、定款の変更、事業の譲渡、理事の責任の免除の決定等	市職員5名(部長級)
理事 (任期2年)	理事会 (最低年2回開催)	理事:基本財産の維持、理事会:業務執行の決定、評議員会の招集、理事の職務執行の監督	常勤理事3名(現公社幹部職員)+市職員5名(課長級)
監事 (任期4年)	—	業務監査、会計監査	学識者等1名+市職員1名(会計管理者)
事務局	—	法人事務の実施	35名程度

収支構造は次のとおりであり、自主事業を拡大する方向にある。

収入	支出	
公共事業受託収入	受託事業	町田市からの受託事業 (粗大ごみ受付回収、ペットボトル圧縮梱包、イベントごみ減量等奨励事業)
自主事業収入	公益事業	自主事業(家具等の再生販売等)
	収益事業	※検討中

一般財団法人としての法人登記のスケジュールは、次のとおりである。

(2011/7 現在)

	町田市議会	町田市	新法人準備団体	町田市リサイクル公社
2011/4		経営会議付議	公社内に設置	
2011/5			定款検討	
2011/6		公社使用備品類金額算定		定款変更
2011/7		事業計画・経営計画の確認	事業計画・経営計画の策定	
2011/8		予算概算要求		
2011/9	行政報告			
2011/10		予算要求	定款案決定	
2011/11		新法人定款内容確認		
2011/12				
2012/1			現公社から準備金借入	準備団体へ設立準備金貸付
2012/2				
2012/3			設立手続(定款の認証・出資金証明)	
2012/4~		委託契約締結/基本財産等必要経費支出/物品売却	法人登記/受託契約締結/物品購入	基本財産返還/解散(2012/10頃を予定)

※新法人設立後、町田市リサイクル公社は、基本財産(103,000千円)全額を町田市に返還し解散

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

VI. 町田市リサイクル公社

○ 財団法人に対する市からの支援（予定）の概要

新規に設立される法人に対する市から支援は、次の予定である。

項目	内容
財政的支援	<ul style="list-style-type: none">○ 法定の最低基本財産金額の 3,000 千円を出えん金として支出○ 委託事業費に加え、安定経営に必要な金額を補助 (14,300 千円:常勤理事(3 名)人件費 12,800 千円、備品等購入費 1,500 千円)○ 補助は3年間とし、経営状況をみながら見直しを検討○ 市から町田市リサイクル公社に貸与している物品を新法人へ売却○ 公共的な自主事業を展開させるため、事業計画案を精査し、補助の必要性と金額を検討
人的支援	<ul style="list-style-type: none">○ 初年度は、新法人の役員のうち、評議員 5 名・理事 5 名・監事1名を市管理職が務め、経営と業務執行の安定化を図る○ 自律的な経営を目指して、段階的に役員中の市職員の比率を引き下げる
運営支援	<ul style="list-style-type: none">○ 環境資源部が、新法人の安定的な事業実施と運営の安定化に向けて助言相談等を実施

(2) 実施した監査手続

- 町田市リサイクル公社の設立の経緯、沿革についての資料を入手し、業務内容と組織の概要を把握した。
- 町田市リサイクル公社の規定を入手し、規定の整備状況を調査した。
- 町田市リサイクル公社のホームページでの公表情報を入手し、業務内容を検討した。
- 町田市リサイクル公社の現場視察を実施した。
- 町田市リサイクル公社の法人化のスケジュールと進捗状況について検討した。

(3) 監査の結果及び意見

① 複数年契約による契約事務の効率化【意見】

町田市リサイクル公社は 2012 年度から法人化され、直接的には地方自治法の適用がなされない主体となる予定である。そのため、法人化された場合には、単年度予算の制約や債務負担行為などの会計的手続が不要となる。

契約事務及び契約金額の効率化の観点から、一定の制約条件を有するような契約を除き、単年度契約ではなく、複数年契約により契約金額の引き下げや契約事務の効率化を行うことを積極的に検討する必要があると考える。

② 財団法人の運営に係るチェック機能のための仕組みの検討【意見】

新法人の早急な自律的経営の確保のため、事業計画の適切な遂行状況、役員の業績、自主事業の拡大(特に収益事業の獲得等)の進捗状況等を評価する第三者による評価機能の設置を検討するなど、適切な法人管理がなされる組織の構築を検討する必要があると考える。

③ リサイクル事業の周知方法の工夫【意見】

現状において、粗大ごみ等のリサイクル品の販売事業は町田リサイクル文化センター内で実施されており、リサイクル品の購入に訪れた市民が、廃棄物処理の実態を間近に感じることにより、ごみの減量・資源化に向けた意識普及効果が期待できるものと考えられている。また、収集した粗大ごみ等は、ほとんどが廃棄せざるを得ないものであるため、修理再生できるものを選別したうえで、一時保管し、修理作業を実施するコストを抑制するという観点から、町田リサイクル文化センター内で本事業を実施している。

しかしながら、市民が修理再生品を購入することだけでもごみの減量・資源化に関心を持つきっかけとなることが期待できるため、多くの市民が手軽に購入できる環境を整えることは、課題の1つであると所管部署では考えている。

現状では、リサイクル販売に関する展示場を町田リサイクル文化センターという市内中心街から離れた相対的に交通の便が十分ではない場所に設置しているが、より幅広く市民に周知ができ、また、市民の利便性が確保される市内中心地などに販売場所を設置することなどを検討することが望ましい。

スペースの確保やリサイクル品の移送に要するコスト等の問題はあるものの、例えば、市内中心街における公共施設での出張販売や、市内の民間リサイクルショップへの販売委託の活用などを検討し、市民に広く周知をする手法などを検討する必要があると考える。

Ⅶ. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討

1. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討

(1) 概要

地方公共団体は公的主体であることから、法令順守に基づく行動は当然の前提として考えられている。しかしながら、「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～(2009年3月 総務省 地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会)」が公表されているように、地方公共団体における内部統制の一環として、法令順守・コンプライアンス体制の整備という視点が再度求められている。

このような環境を踏まえたうえで、今般の包括外部監査の対象となっている環境資源部を対象として、同部において2010年度から実施している環境関連法令の順守状況を確認するため、①法令順守に係る全般的な内部統制の整備・運用状況の確認②市において自ら実施している個別法令の順守状況のチェックの十分性及び正確性について、監査を実施した。

(2) 実施した監査手続

- 法令順守に係る全般的な内部統制の整備・運用状況を確認するため、環境資源部を対象として、法令順守の状況に係る内部統制について、その整備・運用状況を書面にて質問し、回答検討した。
- 確認内容としては、「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～(2009年3月 総務省 地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会)」に記載された内部統制の基本的要素別の項目とした。
- 各項目の質問内容は、同報告書における内部統制の確認ポイントを参考として作成したものである。
- 個別法令の順守状況のチェックの十分性及び正確性を確認するため、関連部署で最も広範に関連する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を対象として、次のような方法により、法令順守状況のチェック方法の十分性を確認した。
- 市が2010年度に実施した、ごみ処理に係る法令・規則等の順守状況の結果についての要約表を入手した。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係るISO14000の認定等の際に参考とされる一般的なチェックリストを入手し、チェック項目を検討した。
- 当該チェックリストと市で作成している順守状況確認書とを対比した。
- チェック項目の過不足の有無及び過不足原因等についてヒアリングを実施した。
- 法令順守状況のチェックに係る正確性を確認するため、市で実施されている順守状況確認書の各チェック項目について、実際のチェックの状況や方法をチェック担当者に詳細なヒアリングを実施することにより検討を行った。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
VII. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討

(3) 監査の結果及び意見

① 法令順守に係る内部統制の一部欠如について【意見】

環境資源部に対して実施した質問及び入手した回答結果は以下のとおりである。

【統制環境】	
確認事項	市における対応
環境資源部としての、法令等の遵守に関わる基本方針・原則等を設定状況	市役所では市が環境保全のためにどう取り組んでいくのかを、市長が市役所の内外に示すために「環境方針」を策定。「環境方針」の中の行動指針で環境法令等の順守について定めあり。
法令等の遵守に関わる方針等について、部門内に適切な運用を図ることができる仕組み	「町田市環境マネジメントシステム」において、課ごとに業務に関連する法令等の遵守について、具体的な取組内容を定め、実施。
法令及び規程等を遵守することの重要性について、環境資源部の各職員の注意を喚起する方策または仕組み	「町田市環境マネジメントシステム」において、年に2回各課に法規制等の遵守状況確認書を作成し、法令等の遵守状況を確認。その結果、法令等の遵守が不十分である場合は、改善していくという仕組みあり。
【情報と伝達】	
確認事項	市における対応
環境資源部長の法令遵守に係る方針や指示が、全ての職員に適切に伝達される体制の整備状況	「環境方針」は各課内の職員が見やすいところに掲示して常時注意喚起を実施。
法令等に対する違反あるいは違反の恐れなどの重要な情報につき、環境資源部長及び適切な管理職に伝達される体制の整備状況	環境資源部内会議で法令違反等あるいは違反等の恐れ周知・伝達・報告を実施。
住民・関係団体・国の機関・その他の外部者からもたらされた法令違反等の情報に対し、内容に応じ環境資源部長や管理職に適切に伝達するための仕組み	「町田市公益通報に関する規則」により、具体的な伝達方法等が定めあり。
実施されている「法規制等の順守状況確認書」に記載されている順守状況の情報について、関連する業務プロセスから法令遵守状況に関する情報が、情報システム体系あるいは事務業務フローとして適切に伝達され、権限のある者が適切に承認及び利用可能となるような体制の整備状況	「法規制等の順守状況確認書」は年に2回集約し、順守状況について、環境資源部長に報告を実施。また、毎年5月下旬から6月上旬にかけて、法規制等の順守状況について、市長に対する直接報告を実施。
【モニタリング】	
確認事項	市における対応
環境資源部内の組織あるいは環境資源部外の組織の業務活動としてのモニタリングの状況	1年に一度(1月に)ISO適用対象課を対象に内部監査を実施。監査員は庁内の別の課から選任し、監査では法令の順守状況等のチェックを実施。
モニタリングによって得られた法令等の遵守の不備に関する情報についての管理者への報告体制	法令の順守状況が適切でない場合は、監査員が指摘。指摘事項は政策組織運営部長と監査員全員及び事務局で構成する「内部環境監査委員会」で協議し、指摘事項となった案件は被監査対象課及び環境資源部長に報告。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

VII. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討

モニタリングの結果の適時の受領及びそれに対する適切な検討・対応の実施状況	受領した「指摘事項」は被監査課で順守できていない原因を分析し、適切に順守できる仕組みを検討の上で是正。是正した内容は監査員に報告し、適切と判断した場合に被監査課にその旨連絡するとともに、環境資源部長に報告。
【リスクの評価と対応】	
確認事項	市における対応
環境資源部に関連する法令の「法令遵守に係るリスク」に係る具体的な評価	(回答なし)
評価された「法令遵守に係るリスク」について、適切な対応を行う仕組みの有無	(回答なし)
社会情勢の変化や組織の変更等の要因を踏まえ、「法令遵守に係るリスク」の見直しの実施状況	(回答なし)
【統制活動】	
確認事項	市における対応
環境資源部の各現場での業務実施過程における職務の分掌及び権限・職責の分担等について、法令遵守の観点からの制度設計の状況	(回答なし)
「法令遵守に係るリスク」に対処して、これを十分に軽減する統制活動を確保するための方針と手続の定めの有無	(回答なし)
前記の取組について、その実施状況を踏まえた必要な改善の実施状況	(回答なし)
【その他】	
確認事項	市における対応
法令等の遵守状況に係る行政評価(事務事業評価・施策評価)の実施状況	(回答なし)
法令等の遵守状況に係る行政評価の結果について、環境資源部長への適切な報告及び公表状況	(回答なし)
法令等の遵守状況に係る行政評価の結果を踏まえた翌年度の業務執行への反映状況	(回答なし)

環境資源部としては、市全体の法令順守体系のなかで、「統制環境」・「モニタリング」・「情報と伝達」という観点からの仕組みはできているものと考えられる。

しかしながら、行政を取り巻く諸課題の変動に対応すべく、法令違反等のリスクをあらかじめ洗い出し、評価・特定したうえで、日常業務の中での統制活動としての対応策を講じることによって、法令違反等の発生を未然に防止することは、今後より一層重要となるものと考えられる。

そのため、地方公務員として「できて当たり前」とされている合法性や合規性について、再度認識を新たにして、「法令遵守に係るリスクの事前の統制」という観点から、法令違反リスクの洗い出し・分析・対応を検討すべきであると考えられる。

なお、地方公共団体では「信頼される行政の実現」という観点から、例えば、法令遵守に係る事務処理ミス、住民に対する情報提供の不備など、故意ではなく過失による地方公共団体の信用失墜に関わるリスクなどの観点が重要であるものと考えられる。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
 VII. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討

② 個別法令の順守状況のチェックの十分性及び正確性の確認【意見】

市が 2010 年度に実施した、ごみ処理に係る法令・規則等の順守状況の結果は、以下の表のとおりである。

2010 年度 環境法規制等の順守状況評価結果

部課名	中事業名	規制法令等名	順守状況
環境総務課	環境総務課管理事務	廃棄物処理法	A
		廃棄物処理条例	A
	リサイクル文化センター施設管理事務	消防法	A
		浄化槽法	A
		ビル管理法	A
		高圧ガス取締法	A
	一般廃棄物処理基本計画策定事業	廃棄物処理法	A
災害廃棄物処理計画策定事業	該当なし	A	
清掃工場	清掃工場管理事務	廃棄物処理法	A
	廃棄物処理事業	廃棄物処理法	A
		毒物及び劇物取締法	A
		大気汚染防止法	A
		悪臭防止法	A
		騒音振動規正法	A
		航空法	A
		計量法	A
		水道法	A
		高圧ガス取締法	A
		公害被害関係法	A
		消防法	A
		電気事業法	A
		労働安全衛生法	A
		土壌汚染対策法	A
		水質汚濁防止法	A
東京都環境確保条例	A		
清掃工場	廃棄物処理事業	PRTR法	A
		ダイオキシン類対策特別措置法	A
清掃工場	リレーセンターみなみ事業	環境基本法	A
		廃棄物処理法	A
		毒物及び劇物取締法	A
		大気汚染防止法	A
		悪臭防止法	A
		騒音振動規正法	A
		航空法	A
		計量法	A
		水道法	A
		高圧ガス取締法	A
		公害被害関係法	A
		消防法	A
		電気事業法	A
	廃棄物処理事業(政)	労働安全衛生法	A
廃棄物処理法		A	

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

VII. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討

部課名	中事業名	規制法令等名	順守状況
	最終処分事業管理事業事務	計量法	A
		廃棄物処理法	A
		悪臭防止法	A
環境総務課	最終処分事業管理事務(政)	水質汚濁防止法	A
		廃棄物処理法施行規則第5条の10 (市町村の設置に係る最終処分場に 係る埋立処分終了の届出)	A
清掃事務所	清掃事務所管理事務	廃棄物処理法	A
	車両管理事務	容器包装リサイクル法(※1)	A
		道路交通法	A
	廃棄物収集事業	都民と健康と安全を確保する環境に 関する条例	A
		廃棄物処理法	A
		容器包装リサイクル法(※1)	A
		町田市ごみ集積所設置等に関する指 導基準	A
	不法投棄対策事業	町田市ごみ集積所防護ネット貸与基準	A
		廃棄物処理法	A
	ごみ収集業務委託事業	町田市廃棄物処理条例	A
		廃棄物処理法	A
	南収集事務所管理業務	容器包装リサイクル法(※1)	A
		廃棄物処理法	A
		容器包装リサイクル法(※1)	A
		労働安全衛生法	A
町田市清掃事業場条例		A	
町田市廃棄物処理条例施行規則		A	
清掃工場	広域廃棄物処理事業	消防法	A
		地方自治法第284条第2項(組合の 種類及び設置)	A
		東京たま広域資源循環組合規約(第15条)	A
環境総務課	リサイクル事業:環境総務	多摩ニュータウン環境組合規約(第13条)	A
		循環型社会形成推進基本法	A
環境総務課	リサイクル事業:環境総務	廃棄物処理法	A
		資源の有効な利用の促進に関する法律	A
		容器包装リサイクル法(※1)	A
		地域資源化推進要綱	A
ごみ減量課	リサイクル事業:ごみ減量	地域資源化特別指定団体推進要綱	A
		地域資源化推進要綱	A
		地域資源化特別指定団体推進要綱	A
	ごみ減量普及事業	町田市リサイクル推進店制度実施要 綱	A
		廃棄物処理法	A
		町田市廃棄物処理条例	A
		一定規模以上の事業用建築物の再 利用保管場所設置基準	A
		廃棄物減量等推進員要綱	A

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
VII. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討

部課名	中事業名	規制法令等名	順守状況
部課名	中事業名	規制法令等名	順守状況
	生ごみ減量対策事業	町田ごみフェスタ補助金交付要綱	A
環境総務課	一般廃棄物資源化基本計画策定事業	廃棄物処理法	A
ごみ減量課	再資源化推進事業	該当なし	—
	ごみ減量推進事業	該当なし	—
	ごみ減量普及事業(政)	廃棄物処理法	A
		町田市廃棄物処理条例	A
	町田市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱	A	
環境保全課	あきかん等散乱対策事業	町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例	A
	路上喫煙規制指導	町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例	A

※1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(注) 順守状況の A, B, C 判定は、A:完全順守、B:ほぼ順守、C:部分順守を目安とし、B 及び C 判定の場合は、課題ないし留意事項を記載する。

前記の表に記載のとおり、2010 年度の法令規則等順守状況は、全分野、領域について完全遵守の A とされており、特段の課題・留意事項はないとの回答を一時的に入手した。これらについて、チェック実施状況の実態を確認するため、ヒアリングを実施した。

なお、すべての法令順守のチェック状況を確認することは、時間的制約等の観点から困難であるため、前記「(2)実施した監査手続②個別法令の順守状況のチェックの十分性及び正確性の確認」に記載したように、関連部署で最も広範に関連する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を対象としている。

○各法律のチェック項目の網羅性

環境総務課において、チェックリストの基本様式の作成及び取りまとめを実施しており、個別具体的なチェック項目の作成は、関係部署が作成している。なお、具体的なチェック項目が当該法律の順守に必要な項目をすべて網羅しているか否かについては、ISO14000 認定のための導入コンサルタントに確認を依頼することで担保されている。

○各チェック項目のチェック方法の実効性

各チェック項目について、その性質に基づいた分類をすると次のようになる。

		客観性 低	高
事務負担 高 ↑ ↓ 低	現場作業時の立会等によるチェックが必要な項目	業務実施者のセルフチェックに依拠 (ア)	業務実施者とは異なる事務担当者によるチェック (イ)
	事後的に書面によるチェックが可能な項目	(ウ)	(エ)

第4 外部監査の「結果」及び「意見」

Ⅶ. 環境資源部に係る法令順守のチェック状況の検討

	前記区分のチェック項目の具体例
(ア)	「ごみ処理施設の維持管理の技術上の基準を遵守しているか」
(イ)	「産業廃棄物の搬出時に臭気の漏洩や廃棄物の飛散はなかったか」
(ウ)	「処理を委託する施設の現地確認は実施したか」
(エ)	「産業廃棄物委託契約に許可証のコピーは添付されているか」

現状入手した「2010年度 環境法規制等の順守状況評価結果」ではすべてがA判定となっている。しかしながら、チェック方法により各項目を分類すると、事務負担が高いか、あるいは、客観性の低い項目(ただし事後的に書面確認ができるものは除く)、つまり前記表中の(ア)(イ)に属するようなチェック項目については、A判定と判断した点について疑義が生じる可能性がある。

また、市では、2011年11月7日の経営会議において、従来のISO14001規格に基づいて構築した現行の環境マネジメントシステムから、温暖化対策の諸制度、第二次環境マスタープラン、各課の環境配慮に関する取り組みを総合的に管理するための市役所独自の環境マネジメントシステムに発展的に転換することが決議されている。このような転換の趣旨としては次のとおりである。

町田市では本庁舎やその周辺庁舎等を対象にISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを運用し、省エネ・省資源など環境負担低減に一定の成果をあげてきた。しかし、法律の改正や施行により、これまでの環境マネジメントシステムの適用範囲外となる組織・施設でもエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の管理が求められるなど、更なる温暖化対策の強化が必要となっている。

そのため、ISO14001規格に基づいて構築した現行の環境マネジメントシステムを見直し、独自の環境マネジメントシステムに転換することで、町田市役所として環境負荷低減の効果を高める。また、事務負担の軽減や審査費用等の経費削減を図りつつ、客観性を担保し透明性を高めるために、外部審査登録機関に代わる市民等で構成した評価委員会による審査を実施する。

以上から、今般のヒアリングにより判明したように、法令順守状況確認書の作成に実効性がなく形骸化する可能性のあるような項目については、ISO14001規格による環境マネジメントシステムの見直しの流れのなかで、再度検討のうえ、意味のある法令順守状況の確認を実施できるような仕組みを準備・検討をする必要があると考える。

Ⅷ. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題

1. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題

(1) 概要

前章までで記述したところであるが、市は2011年4月に「一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「基本計画」という。)を公表している。その概要は以下のとおりである。

① 基本計画の概要

(2011年5月17日開催の町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会配布資料より)

～今後10年間で、ごみとして処理する量を40%削減します。～

この基本計画は、これからの町田市のごみの資源化や減量化についての考え方をまとめ、市民・事業者・行政の協働のもと、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指した計画で、今後の町田市の一般廃棄物処理の基本となるものです。

1. 基本理念

町田市43万市民は、地域や地球の環境を守るために、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、徹底したごみ減量、資源化を図りつつ持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

2. 基本方針 基本理念を実現するために、5つの基本方針を掲げました。

☆ 基本方針1 家庭から出る生ごみの100%の資源化を推進します。

- ・資源化方法として、家庭での処理を優先し、肥料などとして利用します。
- ・家庭で利用しきれない生ごみ処理物を集めて肥料化します。
- ・肥料としての資源化に適さない生ごみを集めてバイオガス化します。

☆ 基本方針2 プラスチックごみの減量・資源化を推進します。

- ・プラスチックごみの発生抑制を図ります。
- ・容器包装プラスチックごみは、安全性に配慮しながら容器包装リサイクル法に則って資源化します。
- ・その他のプラスチックごみ(製品等)も資源化率を拡充します。

☆ 基本方針3 市民、事業者、行政の協働を進めます。

- ・計画を推進するために市民・事業者・行政の責任を明確にし、協働の場づくりをします。
- ・リサイクル広場の増設等ごみ減量の取り組みを協働で進めます。
- ・環境学習や普及啓発活動を協働で進めます。

☆ 基本方針4 次世代型のリサイクル施設を整備し、ごみ処理の円滑な運営を進めます。

- ・生ごみ・プラスチックごみ等を安全に処理し、温暖化防止のためエネルギー回収を進めます。
- ・ビン・カンや金属、ガラス等を分別し、資源化するための総合資源化施設を整備します。
- ・近隣市との協力を進めるとともに、広域連携を図ります。

☆ 基本方針5 ごみの発生抑制と排出抑制の取り組みを進めます。

- ・事業系ごみの減量・資源化を推進します。
- ・拡大生産者責任の考え方から製造・流通事業者にごみの発生抑制を働きかけます。
- ・家庭から出る生ごみやプラスチック以外のごみの減量・資源化を推進します。
- ・事業者の自主的なごみ減量・資源化の取り組みを促す制度を設けます。

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
 Ⅷ. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題

この基本計画を実施に移すために、学識経験者、関係団体、事業者、公募市民を構成員とする「町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)が組織され2011年5月より活動を開始した。検討委員会には後日2つの専門部会が下部組織として設けられ、具体的な施設整備の検討と建設候補地の検討が行われている。

② 検討委員会及び専門部会の概要

検討委員会及び専門部会の概要は、次のとおりである。

項目	内容															
委員会名	町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会															
構成人数	19人															
目的	<p>2011年3月に策定された基本計画に課題として記載されている施設整備についての今後の計画を具体化した「資源循環型施設整備基本計画」を策定するため、2013年3月31まで2年間をかけて整備の基本的な考え方をまとめ、さらに用地も含めて検討する。</p> <p>基本計画に記載された施設整備についての課題</p> <p>第3章 町田市の現状と課題 課題5 施設整備方針の確立</p> <p>焼却施設や不燃ごみ破碎処理施設など、竣工後既に30年近くを経過しています。このまま継続して使用するには修繕費等が高額になることも想定されます。今後、どのように施設の整備を進めていくのか等、施設整備方針を確立することが課題となります。</p> <p>また、新規に資源化を検討する品目として生ごみとプラスチックがあります。これらを資源化するための中間処理施設が必要となります。市外の民間業者に委託する方法も考えられますが、それも含めてどのような施設で処理をするのかを明確にすることが課題となります。</p>															
開催日 (各回2時間程度)	第1回 2011年5月17日 第2回 2011年6月30日 第3回 2011年7月29日 第4回 2011年8月29日 以降はいったん専門部会に移行															
専門部会	<p>開催は第4回目までで一旦区切れ、その後は全19人の委員が「施設整備基本計画専門部会」と「建設候補地選定専門部会」にそれぞれ10人と9人に分かれて検討を行っている。最終的には再度委員会として意見をまとめ公表することとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設整備基本計画専門部会</th> <th>建設候補地選定専門部会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>2011年9月29日</td> <td>2011年9月28日</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2011年10月31日</td> <td>2011年10月24日</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>2011年12月8日</td> <td>2011年11月25日</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>2012年1月19日</td> <td>2011年12月14日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2011年12月末時点判明分を記載した。第5回以降も引き続き開催される予定となっている)</p>		施設整備基本計画専門部会	建設候補地選定専門部会	第1回	2011年9月29日	2011年9月28日	第2回	2011年10月31日	2011年10月24日	第3回	2011年12月8日	2011年11月25日	第4回	2012年1月19日	2011年12月14日
	施設整備基本計画専門部会	建設候補地選定専門部会														
第1回	2011年9月29日	2011年9月28日														
第2回	2011年10月31日	2011年10月24日														
第3回	2011年12月8日	2011年11月25日														
第4回	2012年1月19日	2011年12月14日														
会議録及び会議の進行方法	<p>委員会及び専門部会の会議録は市のホームページに公表されており、委員会及び専門部会には一般傍聴者も参加可能とされているなど、市民に開示された形で議事が進められている。</p> <p>2つの専門部会はそれぞれ並行して進行し、各委員は担当の専門部会に加えて他方の専門部会にも出席することができる。委員全員の検討会も随時行われる予定である。</p>															

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
VIII. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題

③ 検討委員会及び専門部会の目的と業務

検討委員会及び専門部会の目的と業務は以下のとおりである。

組織	検討委員会	専門部会	
		施設整備基本計画専門部会	建設候補地選定専門部会
目的	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画を受けて、施設整備基本計画策定の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源化のための対象施設の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内建設候補地の選定と、周辺環境の調査項目抽出、必要な方策等の検討を行う。
業務	<ul style="list-style-type: none"> 各部会からの検討結果を受け、必要な処理及び資源化施設の検討を行う。 建設候補地を決定する。 検討内容等の状況や結果を市民に説明する。 施設の管理運営方法の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源化施設の種類、規模等の調査検討を行う。 他の施設の稼働状況等を調査する。 廃棄物施設整備計画や、施設建設工事、施工監理等について経験者等と技術的な調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 候補地の法的規制や現地調査(地質、地形等)を実施する。 検討対象地から建設候補地として絞り込むための比較項目の検討、評価を行う。 周辺環境の調査項目抽出、必要な方策等の検討を行う。 将来的な施設の改造、建替え等への対応の可能性をアドバイスを受け検討する。

④ 検討委員会及び専門部会の全体スケジュール

検討委員会及び専門部会のスケジュールは以下のとおりである(2011年12月末時点)。

組織	検討委員会	専門部会	
		施設整備基本計画専門部会	建設候補地選定専門部会
2011年8月～10月	<ul style="list-style-type: none"> 整備する施設で資源化・処理するごみ量を決定する。 資源化・処理する施設での施設規模を決定する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 選定ルールの検討を行う。
2011年10月～2012年2月	—	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー回収推進施設の整備基本計画を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1次選定を行い、候補地域を選定する。 2次選定を行い、候補地を数箇所選定する。 候補地の現地調査を行う。
2012年3月～5月	—	<ul style="list-style-type: none"> 資源化施設の整備基本計画を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 候補地を決定する。
2012年5月～9月	—	<ul style="list-style-type: none"> ごみメタン化施設の整備基本計画を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境への配慮・方策。
2012年10月～12月	—	<ul style="list-style-type: none"> 運営計画を決定する。 施設整備基本計画素案を作成する。 	同上
2012年12月～2013年2月	—	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備基本計画最終案を決定する。 	同上
2013年3月	<ul style="list-style-type: none"> 委員会として施設整備基本計画最終案を決定する。 	—	—

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
 Ⅷ. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題

⑤ 基本計画の展望

市が2011年4月に公表した基本計画に基づき、検討委員会及び専門部会におけるこれまでの審議内容を反映した、2020年度に向けた基本計画の展望を要約すると、以下のとおりである。

基本計画の展望

全体目標/基本方針	施策	具体的施策	2009/2010年度現況	2020年度までの目標
全体目標	ごみ減量・資源化の推進	下記基本方針1-5参照	・全ごみ量 13.1万トン/年 ・資源化量 3.6万トン/年 ・資源化率 27%	・全ごみ量 12.3万トン/年 ・資源化量 6.6万トン/年 ・資源化率 54% (2009年度比200%)
	ごみ処理量の削減	下記基本方針1-5参照	2009年度ごみ処理量 9.9万トン	2015年度: 2009年度比10%(9千トン)削減、ごみ処理量 9.0万トン 2020年度: 2009年度比40%(3万トン)削減、ごみ処理量 6万トン
	温室効果ガスの削減	焼却量の減少及び容器包装プラスチックの資源化促進	2009年度温室効果ガス 3万4,000トン	2020年度温室効果ガス 1万7,000トン (2009年度比50%以上削減)
基本方針1. 家庭生ごみの100%資源化の推進	家庭での処理優先と肥料としての利用	家庭用生ごみ処理機器の普及	2010年度世帯普及率 4.6% (補助金交付台数 8,137台)	2020年度世帯普及率 10%に倍増
		集合住宅や地域への大型生ごみ処理機の導入	2009年末現在、大型生ごみ処理機 23台導入済み	町内会、管理組合等への働きかけにより普及を図る
		自家処理モデル地域での生ごみ資源化 実験の実施	未実施	今後の検討事項
		市民農園等の利用者への普及	未実施	今後の検討事項
	家庭で利用しきれない生ごみ処理物の収集と肥料化	生ごみ処理物の肥料化 (「地域のリサイクル広場等を回収場所とする」)	2008年より常設のリサイクル広場、移動式のリサイクル広場開始	・肥料化施設(ストックヤード)の整備 ・農地利用の促進
		市内農家での生ごみ肥料の利用普及	未実施(農家と交渉しているが、家庭生ごみ処理物には何が入っているか分からないため、農家の同意を得る事が難しい)	農家、農協等と実験、交渉をさらに推進し、その過程で普及を図る
肥料としての資源化不適の生ごみの収集とバイオガス化	バイオガス化技術の調査・研究	検討課題	専門部会による調査、研究	
	バイオガス化の実施	検討課題	・バイオガス化施設の建設 ・バイオガス化施設による生ごみの処理によるエネルギーの回収	
基本方針2. プラスチックごみの減量・資源化の推進	プラスチックごみの発生抑制	・過剰包装抑制の働きかけ ・レジ袋削減の働きかけ	HPで流通業者等への働きかけ	更なる普及促進
	容器包装プラスチックごみの資源化	容器包装プラスチックごみの分別収集	2010年度ペットボトル933トン、トレイ5万トンの資源化	・プラスチックごみ専用袋による戸別回収(2014-2015年度目処に開始予定) ・プラスチックごみ発生1万トン、資源化率70%(6,700万トン資源化)
		容器包装プラスチックごみの圧縮梱包	未実施	下記参照
	その他のプラスチックごみ(製品等)の資源化ルートの拡充		2010年度粗大プラスチック 134トン資源化	製品プラスチック回収の促進

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
VIII. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題

全体目標 /基本方針	施 策	具 体 的 施 策	2009/2010 年度現況	2020 年度までの目標	
基本方針 3. 市民、事業者、行政の 協働の推進	市民・事業者・行政の責任の明確化と協働の場づくり	HP を利用した誰もが意見を言える「(仮) ごみの広場」を展開	市民・市民団体・事業者野取り組みを紹介した広報紙「ごみナクナーレ」発行	更なる普及促進	
		啓発・PR の強化 (広報誌の発行、町内会・自治会単位での勉強会等の支援)	未実施	環境広報紙発行(年 4 回)	
		ごみ減量に関する市民提案制度・発表会開催	未実施	今後の検討事項	
		レジ袋の削減方法を考える連絡会	未実施	今後の検討事項	
	ごみ減量の取り組みの協働 (リサイクル広場の増設等)	イベントにおけるごみの減量 (リユース食器の利用、分別ステーションの設定等)	2010 年度よりリユース食器等の斡旋、分別ステーションの貸し出し、2010 年度は 63 のイベントで、延べ 139,808 名が利用	更なる普及促進	
		地域リサイクル広場 (「リサイクル広場まちだ」の利用推進)	地域リサイクル広場運営事業支援要綱の設定	更なる普及促進	
		古紙等有価物の一括処理の推進	未実施	今後の検討事項	
	環境学習や普及啓発活動の協働	市民・事業者向けへのごみ排出抑制の普及	・事業所への訪問指導 ・早朝キャンペーン	更なる普及促進	
		環境に関する情報の共有	様々な媒体での情報発信	更なる普及促進	
		小学校での環境学習の推進	・施設見学の実施 ・副読本の編集協力	全小学生に施設見学や出前講座でごみについて学ぶ機会を提供	
		出前講座の充実 「廃棄物減量等推進員」制度の拡充 (すでに地域ごとに任命、活動している推進員を事業者にも設ける)	・2009 年度推進員委嘱数 296 名 ・未実施	大規模事業所 250 箇所を対象 (ごみ処理の報告書が提出されている事業所への働きかけ)	
	基本方針 4. 次世代型のリサイクル施設の整備とごみ処理の円滑な運営	生ごみ・プラスチックごみ等の安全処理と、温暖化防止のためのエネルギー回収の促進	エネルギー回収推進施設の建設 (環境に配慮した清掃工場建替え)	未実施 ・1982 年設置の流動床式焼却炉 2 炉、1994 年設置の流動床式焼却炉 1 炉が稼働中、(他に休止焼却炉 1 炉)	・2011 年中:候補地の第 1 次スクリーニング ・2012 年 3 月:候補地の決定 ・2012 年 11 月:施設基本計画決定 ・2017 年:建設工事 ・焼却処理量: 58,428 トン/年(施設規模 218 トン/日)
			バイオガス化施設 (ごみメタン化施設) の建設	未実施	・メタン発酵によるガス利用、発酵残渣の堆肥化・焼却処理 ・2012 年 11 月:基本計画決定 ・2017 年:建設工事 ・機械選別処理量 67,119 トン/年 ・バイオガス化処理量 20,464 トン/年(施設規模 58 トン/日)
回収した生ごみ処理物を肥料化するための施設の建設 (実証施設の整備から開始)		未実施	生ごみ処理機の普及状況や実施結果により、必要があれば建設		
環境に配慮したプラスチック圧縮施設の建設		未実施	資源ごみ処理施設の一環として建設(2014-2015 年を目処に具体化の方向。下記参照)		

第4 外部監査の「結果」及び「意見」
 Ⅳ. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題

全体目標/基本方針	施策	具体的施策	2009/2010年度現況	2020年度までの目標
基本方針4. 次世代型のリサイクル施設の整備とごみ処理の円滑な運営	資源化するための総合資源化施設の整備 (ビン・カン、金属、ガラス等を分別)	マテリアルリサイクル推進施設(資源ごみ処理施設)の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ビン選別施設(手選別) ・カン選別施設(磁選機、圧縮・梱包) ・ペットボトル、白色トレイ、紙パック分別作業所(異物除去、圧縮・梱包) 2010年度資源化量: ビン 3,213 トン カン 1,153 トン ペットボトル 874 トン 白色トレイ・紙パック 19 トン	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック圧縮・減容ライン(施設規模 51.2 トン/日、資源化量 8,823 トン/年) ・ビン選別ライン(施設規模 19.0 トン/日、資源化量 3,342 トン/年) ・カン選別・圧縮ライン(施設規模 6.4 トン/日、資源化量 1,192 トン/年) ・ペットボトル圧縮・減容ライン(施設規模 5.6 トン/日、資源化量 961 トン/年) ・トレイ・紙パック選別ライン(施設規模 0.1 トン/日、トレイ・紙パック資源化量 24 トン/年) ・不燃・粗大ライン(施設規模 50.1 トン/日 処理量 9,502 トン/年) ・有害ごみライン
	近隣市との協力及び広域連携	多摩ニュータウン環境組合との連携	応援協定の締結	連携を維持継続
		多摩地域の市町村との広域連携	応援協定の締結	連携を維持継続
基本方針5. ごみの発生抑制と排出抑制の取り組みの推進	事業系ごみの減量・資源化の推進	大・中規模事業者での減量・リサイクルの推進 (大規模事業者に対しては(「減量計画書」作成義務の継続、製造・販売事業者に対する資源として再利用できる材料を使った製品の開発、商品の販売を指導)	ビンカン等資源化できるごみと持ち込み不適合物合わせて、約30%混入。2009年より適正なごみの搬入と資源化の誘導推進のため、「組成調査を日常業務の中で実施するための検査設備」を導入	2022年度:事業系ごみの排出抑制(3,000トン) 事業系燃えるごみ:紙類35.1%、生ごみ38.6%
		個人情報が入った古紙の共同処理推進	未実施	同上
		食品リサイクルの推進	未実施	同上
		小規模事業者の資源回収促進の仕組みづくり	未実施	同上
	製造・流通事業者に対するごみの発生抑制の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装抑制の働きかけ ・レジ袋削減の働きかけ 	未実施	促進と拡大
	家庭系生ごみ・プラスチック以外のごみの減量・資源化の推進	個人の取り組みを促す仕組みの導入	未実施	生ごみ発生抑制 (5,000トン) 生ごみ処理機による処理 (3,000トン) 人口増加に伴うごみ増加分の発生抑制 (3,000トン)
		生ごみの水切りの徹底 地域資源回収の推進	広報紙等での働きかけ	生ごみ発生抑制 (5,000トン)に含む
		紙類の資源化の推進	2010年度340団体11,355トン	紙類の再資源化 2,000トン(機械選別による回収率 30%、選別残渣 70%)
	事業者の自主的な減量・資源化の取り組みを促す制度の発足	優良事業者の表彰・社名公表制度制定	未実施	エコ宣言制度の確立
事業者ごみ処理手数料の検討		未実施	減量状況を見ながら必要に応じて実施	

(2)実施した監査手続

- 焼却炉等の建て替えを検討する中で、基本計画は大きな位置を占めている。そのため、基本計画に対する担当課の関わりの中での担当課の事務のあり方について検討した。
- 検討に際しては、基本計画、及び、2011年12月末までに市のホームページで公開された検討委員会及び専門部会の会議録と資料を入手し検討するとともに、市担当者へのヒアリングを実施した。

(3)監査の結果及び意見

① 基本計画全体の建設コストの規模と資金計画の展望の必要性【意見】

基本計画を実行に移すにあたり必要となる、資金計画における歳入と歳出の見通し、特に資源循環型施設建設に係る資金の規模等については、基本計画では言及されておらず、具体的な検討は今後、検討委員会等において順次行われる予定となっている。

このことについて環境資源部は、施設建設等のコストの積算は、2012年の後半に検討委員会等の結論を受けてから着手すると説明している。監査人が他の自治体の事例を調査したところ、数百億円程度は必要になるものと思われる。これに関する歳入については国からの3分の1(一部については2分の1)の交付金の受給、残額については市債の発行に依存することを想定している。

基本計画に盛り込まれている資源循環型施設の建設は、環境に配慮した資源化の促進に欠かせない市民のための設備投資といえ、市民の十分な理解とごみ処理行政への協力が必要となることから、当該建設にかかるコストについては、できるだけ早く市民にその情報を提供する必要があると考える。

例えば、基本計画の実現に向けて、現在の清掃工場をリニューアルする場合、新しい場所に清掃工場を移設の上建設する場合、あるいは、施設を分散して建設する場合等の選択肢に分けて、投資額のおおよその見込額並びに市債発行額の規模、国庫補助の割合等について、現段階で公表することが望ましい。

財政難の折、おそらく設備投資の3分の1は国からの交付金の受給が見込まれるとしても、大きな部分が起債、すなわち市民の将来負担に依存せざるを得ないのであれば、現時点で市民の喚起を求め、検討委員会の結論ができるだけ市民の意思と関心を反映したものとなる配慮を求めたい。

② 検討委員会の活動に対する市担当課の充実したサポート【意見】

2020年を目標とした市の基本計画には、資源循環型施設の建設として、以下のものが予定されている。

- ・焼却施設、不燃ごみ破碎処理施設の建替え
- ・生ごみ資源化のための中間処理施設、バイオガス化施設
- ・プラスチック資源化のための中間処理施設
- ・ビン・カンや金属、ガラス等を資源化するための総合資源化施設

市は、環境に配慮した資源化を促進するためにこれらの諸施設を建設することを基本計画の骨子としている。現在、前述した、2011年5月より活動を開始した検討委員会及び

第4 外部監査の「結果」及び「意見」 Ⅷ. 一般廃棄物資源化基本計画の展望と課題

専門部会が鋭意審議を重ね、2013年3月までに最終案を決定する予定である。検討委員会及び専門部会には、市民代表も含まれ、また、審議内容は全て公表され透明性のある運営が行われていることは歓迎すべきである。

検討委員会の予定では、2012年3月から5月までに建設予定地を決定するとされている。また、施設整備には多額の事業費が予想され、町田市にとって国費の導入は必要不可欠であると考えられる。施設整備の国庫補助を2分の1得るための申請期限は2012年12月であり、それを過ぎると補助割合は3分の1に下がり、市民の負担が増加することになるため、市としてはこの期限を守りたい意向である。このことが検討委員会における検討時間の制約要因となっている。

このようなタイトなスケジュールの中で、検討委員会としては、1) 建設予定地の合理性と市民合意との関係、2) 基本計画に盛り込まれている諸施設の費用対効果の検討、3) 現在の清掃工場周辺にある清掃工場関連施設(室内プール、花の家等)と、その他の市の施設(ふれあい桜館等)への影響等についての検討が行われるものと考えられる。

費用対効果の検討として、例えば、基本計画で新しく導入を計画しているバイオガス化施設についての具体的な検討は検討委員会、専門部会での議論においての検討に委ねられているため、抽出したバイオガスを発電用資源として使用することの費用対効果、抽出したバイオガスをガスとして使用することの費用対効果についての検討が行われるものと考えられる。また、プラスチックごみについては、現在行われているペットボトル、白色発泡トレイの分別回収、圧縮梱包業務に加えて、その他の包装容器プラスチックについても戸別収集を行い、これらを併せて処理するために圧縮施設の建設が基本計画で計画されているが、プラスチックごみの戸別収集及び施設運営に係る費用面の検討や、容器包装リサイクル法で認められているプラスチックごみの焼却によるサーマルリサイクル方式との比較検討による費用対効果の検討、熱量の高いプラスチックごみの減少に伴う焼却炉運転への影響の検討も行われるものと考えられる。

このように多岐にわたる検討を、検討委員会の約2年の活動期間内で検討し、結論を得るためには、検討委員会をサポートする市担当課としては、検討委員会への適宜適切な資料の提供と、諸課題に関して将来予想される影響について日常的に行政に関わる市職員ならではの助言や資料提供を行うことを要望する。

タイトなスケジュールで行われている検討委員会の審議が充実したものとなり、審議の結論が町田市民にとって有益なものとなるよう、市担当課に、検討委員会への充実したサポートを要望する。

(参考) 町田市のごみ・資源の発生状況と処分状況

1. 町田市のごみの発生状況の分析

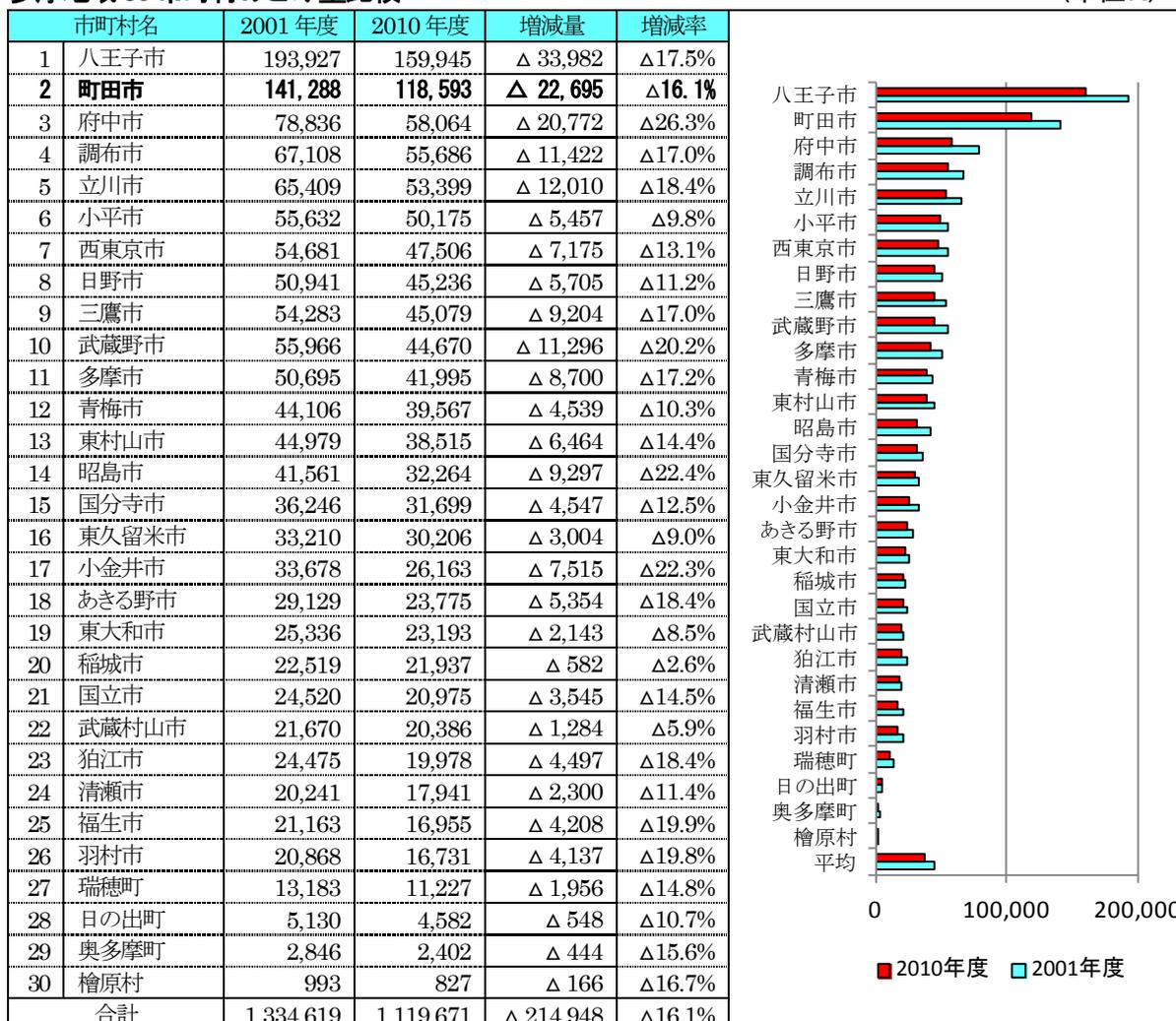
(1) ごみ量の発生状況

① ごみ量の多摩地域市町村比較

次表及び次図は、多摩地域30市町村の2001年度と2010年度のごみ量の比較である。

多摩地域30市町村のごみ量比較

(単位:t)



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

多摩地域30市町村の中で2010年度のごみ量が最も多いのは八王子市で、町田市は八王子市に次いでいる。

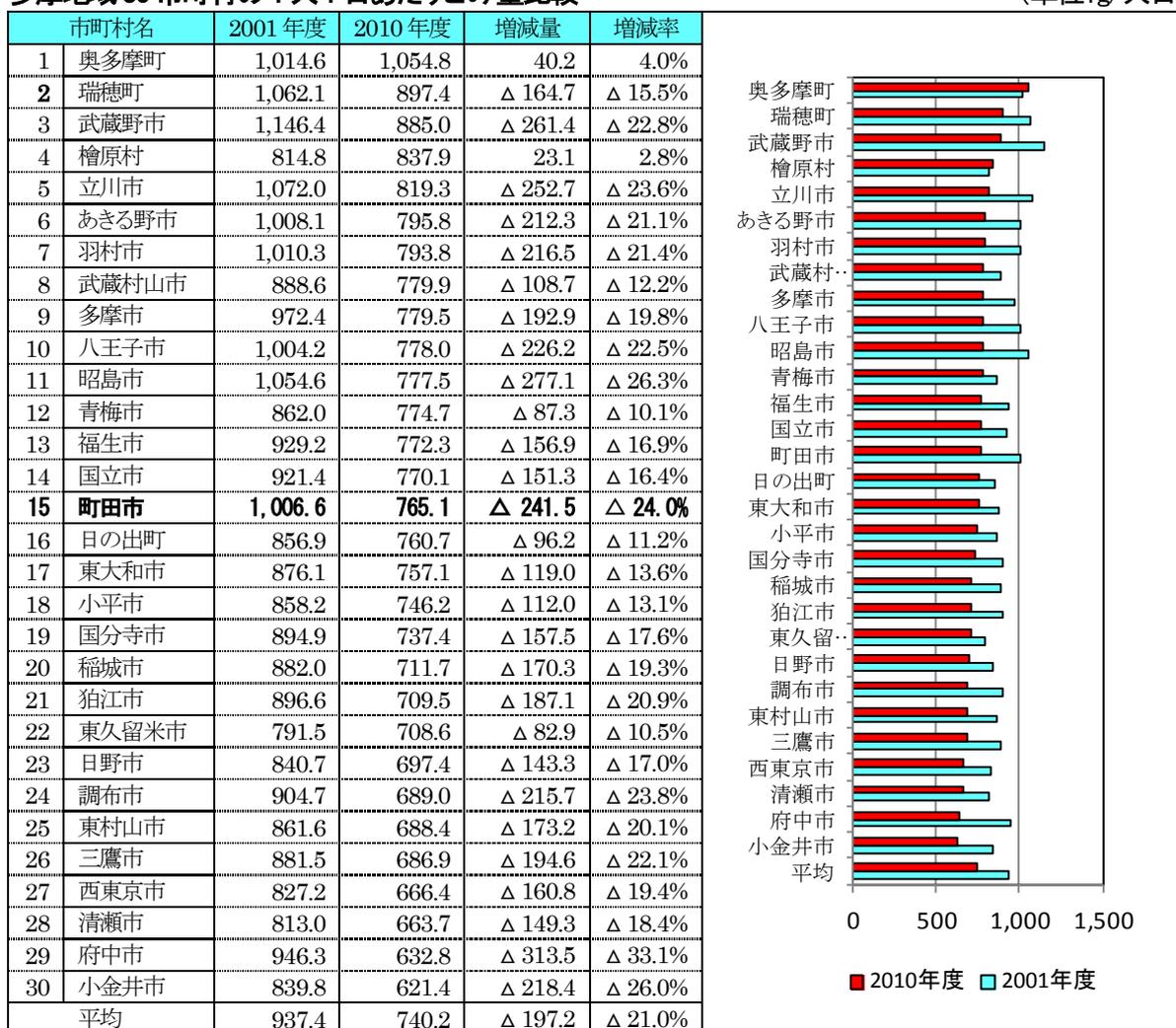
2010年度の多摩地域のごみ量は1,119,671トンで、2001年度に比べ16.1% (214,948トン)減少している。また、町田市を含め多摩地域のすべての市町村の2010年度のごみ量は2001年度より減少している。

② 1人1日あたりごみ量の多摩地域市町村比較

次表及び次図は、多摩地域30市町村の2001年度と2010年度の1人1日あたりごみ量の比較である。

多摩地域30市町村の1人1日あたりごみ量比較

(単位:g/人日)



(助東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成)

多摩地域30市町村の中で2010年度の1人1日あたりごみ量が最も多いのは奥多摩町(1054.8g/人日)で、町田市(765.1g/人日)は15番目である。

2010年度の多摩地域の1人1日あたりごみ量の平均値は740.2g/人日で、2001年度に比べ21.0%(197.2g/人日)減少している。また、奥多摩町と檜原村だけが2001年度より数値が上昇しており、他の市町村は数値が下落(1人1日あたりごみ量が減少)している。

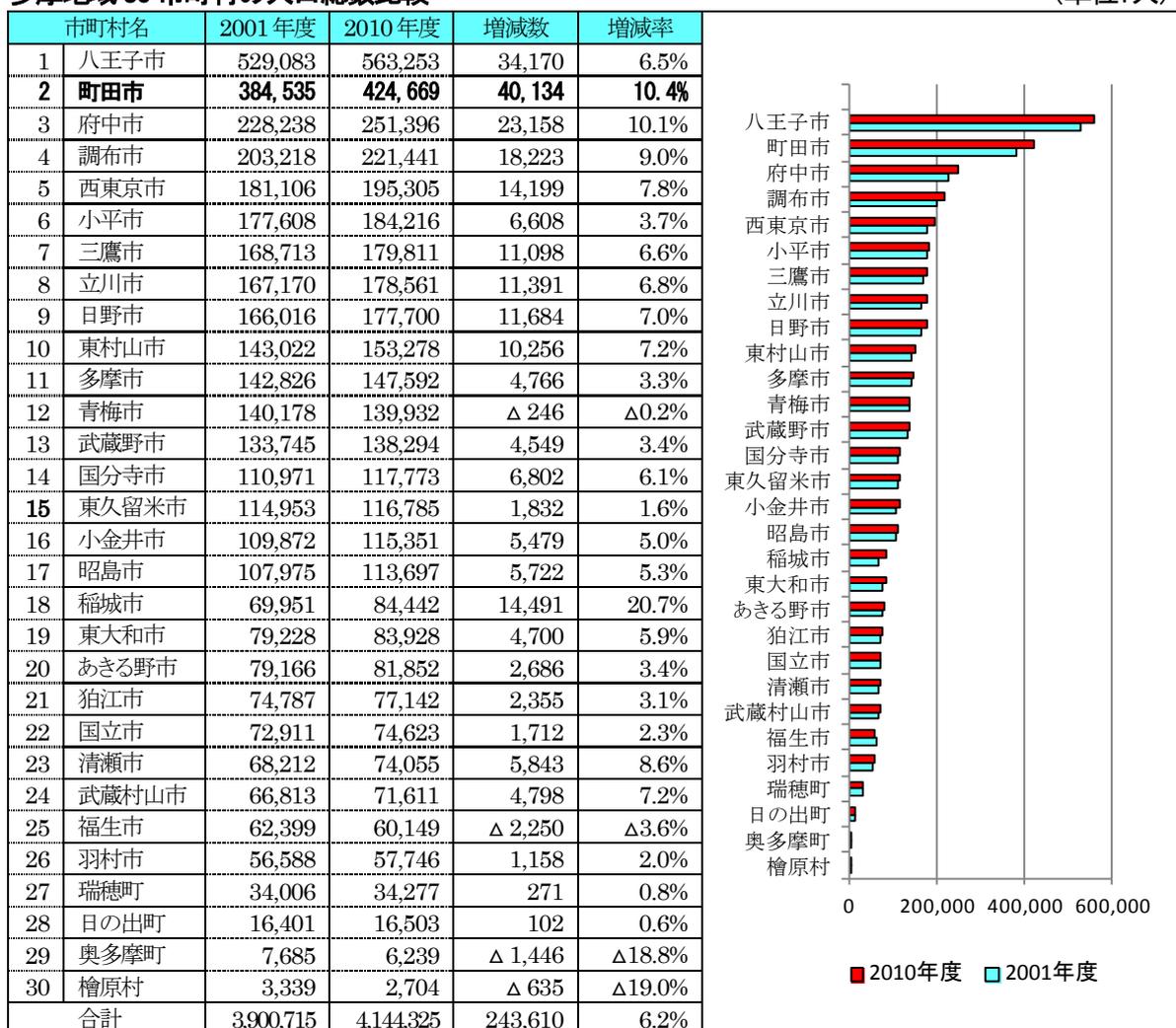
町田市の1人1日あたりごみ量の減少率は24.0%で、多摩地域平均(21.0%)以上に減少しているが、1人1日あたりごみ量の数値そのものは、多摩地域平均(740.2g/人日)を上回っている。

※ 1人あたりの量算出に用いた人口

1人1日あたりの量算出の基礎となる人口データについて「多摩地域ごみ実態調査」は、東京都総務局統計部「住民基本台帳による世帯と人口」を使用しており、2001年度については2001年10月1日現在の人口総数を、2010年度については、2010年10月1日現在の人口総数を用いている。

多摩地域 30 市町村の人口総数比較

(単位:人)



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成)

多摩地域 30 市町村の中で 2010 年度の人口総数が最も多いのは八王子市で、町田市は八王子市に次いでいる。

2010 年度の多摩地域の人口総数は 4,144,325 人で、2001 年度に比べ 6.2% (243,610 人) 増加している。人口増加率は稲城市が 20.7% で最も高いが、町田市の人口増加率は 10.4% で稲城市に次いでいる。

③ ごみ量の種類別の多摩地域市町村比較

1) ごみ量の種類別内訳の比較

次表は、多摩地域 30 市町村の 2010 年度のごみ量の種類別内訳の割合を、可燃ごみの割合が大きい順に並べて比較したもので、グラフはごみ量に占める可燃ごみの比率を比較したものである。

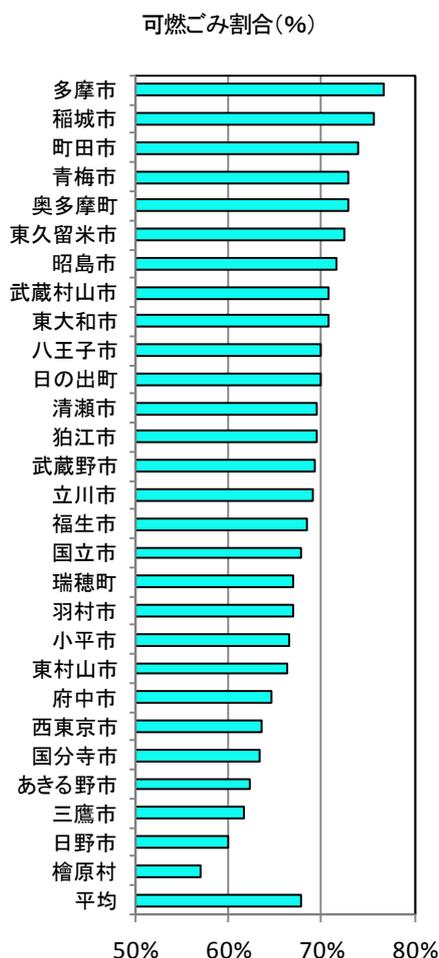
多摩地域の可燃ごみ比率の 2010 年度の平均値は 67.8%で、町田市(74.0%)はこれを上回っており、多摩地域全体でも多摩市、稲城市に次ぐ高い数値となっている。

多摩地域の資源ごみ比率の 2010 年度の平均値は 22.3%で、町田市(16.4%)はこれを下回っており、日の出町(10.1%)、青梅市(15.6%)、稲城市(16.3%)に次いで低い数値となっている。

町田市は多摩地域の中では、可燃ごみの比率が高く、資源ごみ比率が低いといえる。

多摩地域 30 市町村のごみの種類別内訳の比較 (2010 年度)

市町村名	可燃	不燃	資源	粗大	有害
1 多摩市	76.6%	4.0%	16.5%	2.8%	0.1%
2 稲城市	75.6%	6.4%	16.3%	1.6%	0.1%
3 町田市	74.0%	5.5%	16.4%	3.9%	0.2%
4 青梅市	72.9%	8.0%	15.6%	3.3%	0.2%
5 奥多摩町	72.8%	6.5%	19.2%	1.2%	0.3%
6 東久留米市	72.4%	7.5%	19.5%	0.5%	0.1%
7 昭島市	71.5%	5.4%	22.0%	0.9%	0.2%
8 東大和市	70.7%	4.6%	22.7%	1.9%	0.1%
9 武蔵村山市	70.7%	5.3%	22.1%	1.8%	0.1%
10 八王子市	70.0%	10.4%	18.2%	1.3%	0.1%
11 日の出町	69.9%	15.4%	10.1%	4.4%	0.2%
12 狛江市	69.5%	4.9%	23.6%	1.9%	0.1%
13 清瀬市	69.5%	8.0%	22.0%	0.3%	0.2%
14 武蔵野市	69.2%	6.2%	22.0%	2.6%	0.1%
15 立川市	69.1%	2.8%	24.7%	3.1%	0.2%
16 福生市	68.4%	4.8%	23.6%	3.0%	0.2%
17 国立市	67.7%	8.0%	21.3%	2.9%	0.1%
18 羽村市	67.0%	2.3%	27.1%	3.4%	0.2%
19 瑞穂町	67.0%	2.9%	25.6%	4.3%	0.2%
20 小平市	66.6%	11.2%	20.2%	1.8%	0.2%
21 東村山市	66.3%	5.4%	24.7%	3.4%	0.2%
22 府中市	64.7%	4.8%	27.0%	3.3%	0.2%
23 西東京市	63.6%	7.2%	28.6%	0.5%	0.1%
24 国分寺市	63.3%	8.4%	25.8%	2.3%	0.2%
25 あきる野市	62.3%	14.0%	20.6%	2.9%	0.2%
26 三鷹市	61.7%	4.4%	29.9%	3.9%	0.1%
27 日野市	60.0%	13.1%	22.8%	3.9%	0.2%
28 檜原村	56.9%	12.6%	23.3%	7.1%	0.1%
29 調布市	55.3%	7.2%	35.1%	2.2%	0.2%
30 小金井市	54.0%	14.1%	28.6%	3.1%	0.2%
平均	67.8%	7.3%	22.3%	2.5%	0.1%



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

2) 1人1日あたり可燃ごみ量の比較

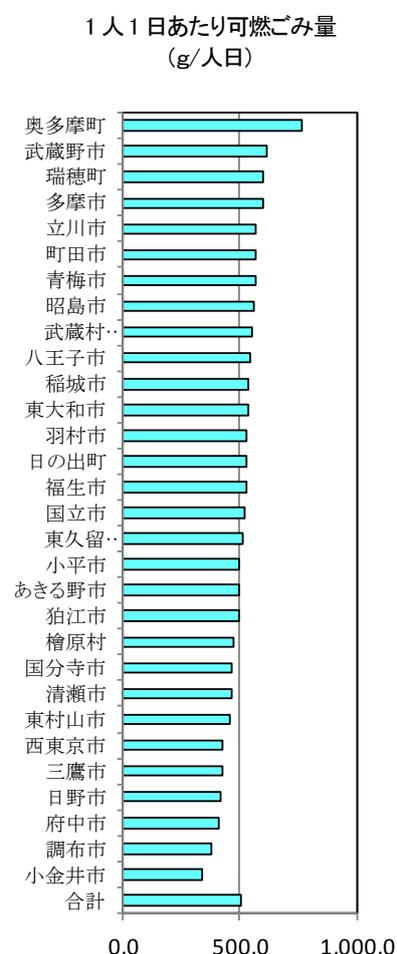
次の表及びグラフは、多摩地域30市町村の2010年度の1人1日あたり可燃ごみ量を比較したものである。

1人1日あたり可燃ごみ量が最も多いのは奥多摩町で、2010年度の実績は768.0g/人日であった。町田市は565.7g/人日で、多摩地域の中で7番目に1人1日あたり可燃ごみ量が多い。1人1日あたり可燃ごみ量が最も少ないのは小金井市で、2010年度の実績は335.8g/人日であった。小金井市のほかには調布市(381.3g/人日)、府中市(409.5g/人日)なども低い数値である。

1人1日あたり可燃ごみ量の多摩地域市町の平均値は501.6g/人日で、町田市はこれを64.1g/人日上回っている。

多摩地域30市町村の1人1日あたり可燃ごみ量の種類別内訳の比較 (2010年度)

市町村名	可燃ごみ量 (t)	人口(人)	1人1日あたり可燃ごみ量(g/人日)
1 奥多摩町	1,749	6,239	768.0
2 武蔵野市	30,894	138,294	612.0
3 瑞穂町	7,520	34,277	601.1
4 多摩市	32,164	147,592	597.1
5 立川市	36,936	178,561	566.7
6 町田市	87,680	424,669	565.7
7 青梅市	28,868	139,932	565.2
8 昭島市	23,072	113,697	556.0
9 武蔵村山市	14,402	71,611	551.0
10 八王子市	111,976	563,253	544.7
11 稲城市	16,576	84,442	537.8
12 東大和市	16,375	83,928	534.5
13 羽村市	11,214	57,746	532.0
14 日の出町	3,203	16,503	531.7
15 福生市	11,606	60,149	528.6
16 国立市	14,202	74,623	521.4
17 東久留米市	21,874	116,785	513.2
18 小平市	33,401	184,216	496.8
19 あきる野市	14,818	81,852	496.0
20 狛江市	13,905	77,142	493.8
21 檜原村	470	2,704	476.2
22 国分寺市	20,085	117,773	467.2
23 清瀬市	12,478	74,055	461.6
24 東村山市	25,555	153,278	456.8
25 西東京市	30,217	195,305	423.9
26 三鷹市	27,792	179,811	423.5
27 日野市	27,196	177,700	419.3
28 府中市	37,580	251,396	409.5
29 調布市	30,820	221,441	381.3
30 小金井市	14,139	115,351	335.8
合計	758,767	4,144,325	501.6



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

(2) 可燃ごみの発生状況

可燃ごみは町田市のごみ量の4分の3を占めている。以下は、その可燃ごみの分析結果である。

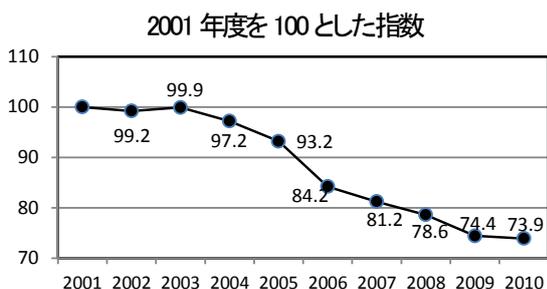
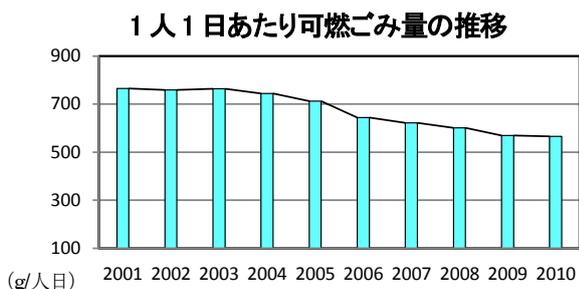
① 可燃ごみ量の推移

次の表及びグラフは、町田市の2001年度から2010年度までの可燃ごみ量、及び1人1日あたり可燃ごみ量の推移である。

可燃ごみ量の発生量推移

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
可燃ごみ(t)	107,419	108,689	111,647	109,956	106,273
人口(人)	384,535	392,402	400,171	404,819	408,441
1人1日あたり可燃ごみ量(g/人日)	765.3	758.9	764.4	744.2	712.9

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
可燃ごみ量(t)	96,979	94,359	92,177	87,767	87,680
人口(人)	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1人1日あたり可燃ごみ量(g/人日)	644.6	621.7	601.9	569.7	565.7



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

2010年度の可燃ごみ量は87,680トンで、2001年度と比較すると18.4%(19,739トン)減少している。

2010年度の1人1日あたり可燃ごみ量は565.7g/人日で、2001年度と比較すると26.1%(199.6g/人日)減少している。

② 可燃ごみ量の内訳

1) 可燃ごみの組成割合の推移と組成量の推移

「多摩地域ごみ実態調査」には各自治体の可燃ごみの組成割合が記載されている。

次の表は、「多摩地域ごみ実態調査」より、町田市のごみ組成割合について、2003年度から2010年度までの推移を示したものである。

なお、2004年度については、「多摩地域ごみ実態調査」にデータが記載されていないため、本表の記載も省略している。

可燃ごみの組成割合(湿ベース)の推移

(単位:%)

	2003年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
紙類	23.9	19.7	19.4	17.2	19.6	17.3	20.1
厨芥(生ごみ)	39.4	40.9	40.0	40.6	43.4	41.8	47.0
繊維	3.5	2.6	4.2	6.4	3.8	3.8	3.8
木・草	5.1	7.5	5.7	2.9	4.6	11.6	5.7
その他可燃物	3.4	13.1	11.0	13.9	9.4	10.1	5.2
プラスチック	15.2	14.6	17.9	17.0	17.8	13.9	15.9
ゴム・皮革	0.3	0.3	0.4	0.6	1.1	0.8	1.0
金属	0.4	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
ガラス	0.3	0.2	0.1	0.2	0	0	0.1
土砂・陶磁器	0.1	0.1	0	0.1	0	0	0.0
その他不燃物	8.4	0.8	1.1	0.9	0.2	0.6	1.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

次の表は、可燃ごみの発生量に、上表の可燃ごみの組成割合を乗じて算出した、可燃ごみの組成別発生量の2005年度から2010年度までの推移を示したものである。

可燃ごみの組成別発生量の推移

(単位:t)

	2003年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
紙類	26,684	20,936	18,814	16,230	18,067	15,184	17,624
厨芥(生ごみ)	43,988	43,465	38,791	38,310	40,004	36,686	41,209
繊維	3,908	2,763	4,073	6,039	3,503	3,335	3,332
木・草	5,694	7,970	5,528	2,736	4,240	10,181	4,998
その他可燃物	3,796	13,922	10,668	13,116	8,665	8,864	4,559
プラスチック	16,970	15,516	17,359	16,041	16,408	12,200	13,941
ゴム・皮革	335	319	388	566	1,014	702	877
金属	447	213	194	189	92	88	88
ガラス	335	213	97	189	0	0	88
土砂・陶磁器	112	106	0	94	0	0	0
その他不燃物	9,378	850	1,067	849	184	527	964
合計	111,647	106,273	96,979	94,359	92,177	87,767	87,680

(上表「可燃ごみの組成割合の推移」を基に監査人が作成)

町田市の2010年度の可燃ごみの組成割合をみると、厨芥(台所から出る野菜のくずや食べ物の残りなどのごみのことで、いわゆる生ごみ)が47.0(%)で、半分近くを占めている。そのほかには紙類(20.1(%)、プラスチック(15.9(%)が大きな割合を占めている。

2) 2003年度と2010年度の可燃ごみ量比較

次表は、2003年度と2010年度の可燃ごみの組成別発生量を比較したものである。

2003年度と2010年度の可燃ごみ量比較

(単位:t)

組成	2003年度	2010年度	増減量	増減率
紙類	26,684	17,624	△ 9,060	△34.0%
厨芥(生ごみ)	43,988	41,209	△ 2,779	△6.3%
繊維	3,908	3,332	△ 576	△14.7%
木・草	5,694	4,998	△ 696	△12.2%
その他可燃物	3,796	4,559	763	20.1%
プラスチック	16,970	13,941	△ 3,029	△17.8%
ゴム・皮革	335	877	542	161.8%
金属	447	88	△ 359	△80.3%
ガラス	335	88	△ 247	△73.7%
土砂・陶磁器	112	0	△ 112	△100.0%
その他不燃物	9,378	964	△ 8,414	△89.7%
合計	111,647	87,680	△ 23,967	△21.5%

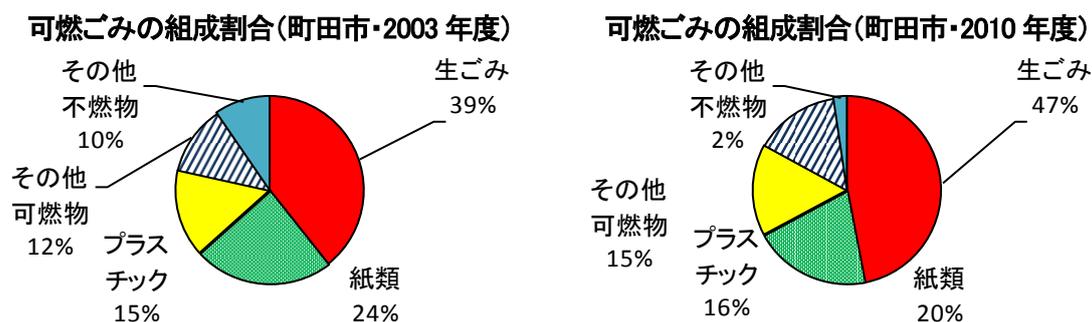
可燃ごみ量は、2003年度が111,647トン、2010年度が87,680トンで、この間23,967トン減少し、減少率は21.5%であった。

可燃ごみの中では紙類の減少量が9,060トンで最も多く、減少率は34.0%であった。可燃ごみの中で発生量が最も多い生ごみ(厨芥)は、2,779トンの減少で減少率は6.3%、プラスチックは3,029トンの減少で減少率は17.8%であった。また、その他不燃物が8,414トン減少しており、紙類に次いで大きく減少している。

2003年度と比較した2010年度の可燃ごみ量の減少は、紙類とその他不燃物の減少の影響が大きいといえる。

3) 可燃ごみ量の割合

次の円グラフは、2003年度と2010年度の可燃ごみの組成割合を比較したものである。



生ごみが可燃ごみの発生量に占める割合は、2003年度は39%であったが、2010年度は47%で、10年間で8ポイント増加している。

紙類が24%から20%へと4ポイント減少し、その他不燃物が10%から2%へと8ポイント減少している。紙類、その他不燃物の大幅な減少で、生ごみの割合が相対的に高くなっている。

③ 多摩地域市町村の可燃ごみ量の種類別比較

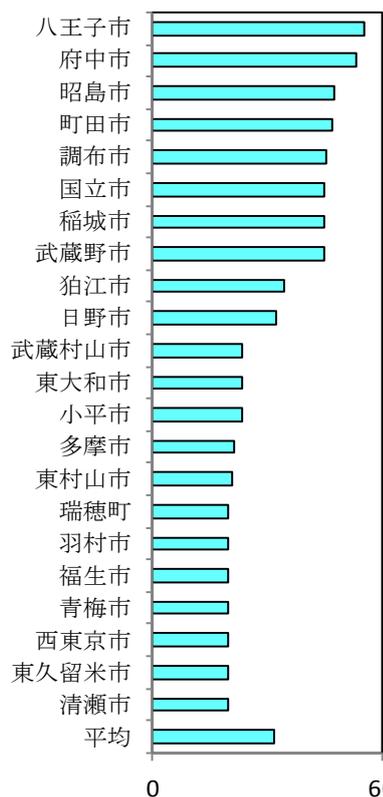
次の表は、多摩地域 22 市町の 2010 年度の可燃ごみ量の内訳の割合を比較したもので、グラフは可燃ごみに占める生ごみの比率を示したものである。

多摩地域 22 市町の可燃ごみの種類別内訳の比較 (2010 年度)

(単位:%)

市町名	厨芥 (生ごみ)	紙類	その他 可燃物	プラス チック	その他 不燃物
1 八王子市	55.7	26.6	7.8	9.3	0.6
2 府中市	53.6	7.2	34.2	4.7	0.3
3 昭島市	47.4	29.3	16.0	6.1	1.2
4 町田市	47.0	20.1	14.7	15.9	2.3
5 調布市	45.6	38.8	6.4	7.7	1.5
6 国立市	45.0	33.0	10.4	10.1	1.5
7 武蔵野市	44.8	27.8	12.7	11.9	2.8
8 稲城市	44.8	27.5	11.4	15.3	1.0
9 狛江市	34.6	31.1	12.1	19.3	2.9
10 日野市	32.5	27.2	16.2	21.4	2.7
11 小平市	23.7	38.5	21.9	14.2	1.7
12 東大和市	23.7	38.5	21.9	14.2	1.7
13 武蔵村山市	23.7	38.5	21.9	14.2	1.7
14 多摩市	21.3	50.6	16.7	10.8	0.6
15 東村山市	21.0	47.7	20.2	9.7	1.4
16 青梅市	19.9	42.8	15.4	14.6	7.3
17 福生市	19.9	42.8	16.9	14.6	5.8
18 羽村市	19.9	42.8	20.7	14.6	2.0
19 瑞穂町	19.9	42.8	20.7	14.6	2.0
20 清瀬市	19.6	32.3	27.0	16.4	4.7
21 東久留米市	19.6	32.3	27.0	16.4	4.7
22 西東京市	19.6	32.3	27.0	16.4	4.7
平均	31.9	34.2	18.1	13.3	2.5

生ごみの割合



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

※ 立川市、三鷹市、小金井市、国分寺市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町の 8 団体は、「多摩地域ごみ実態調査」に可燃ごみの組成割合が記載されていないため上表に含めていない。

町田市の 2010 年度における可燃ごみに占める生ごみの割合は 47.0%であるが、これは八王子市(55.7%)、府中市(53.6%)、昭島市(47.4%)に次いで 4 番目に高い数値である。生ごみの比率の多摩地域平均は 31.9%であるから、町田市はこれを 15.1 ポイント上回っている。

町田市の紙類の割合は 20.1%であるが、これは府中市(7.2%)に次いで低い数値である。多摩地域平均は 34.2%であるから、町田市はこれを 14.1 ポイント下回っている。

町田市のその他の可燃物の割合は 14.7%で、多摩地域平均(18.1%)を 3.4 ポイント下回っており、プラスチックごみの割合は 15.9%で、多摩地域平均(13.3%)を 2.6%上回り、その他の不燃物の割合は 2.3%で、ほぼ多摩地域平均(2.5%)に一致する数値となっている。このように、町田市の可燃ごみは、生ごみの割合が高く、紙類の割合が低い。

(3) 生ごみ、紙ごみ、プラスチックごみの発生状況

町田市の可燃ごみは、生ごみ、紙類、プラスチックごみが大きな割合を占めている。以下は、生ごみ、紙類、プラスチックごみの分析結果を示したものである。

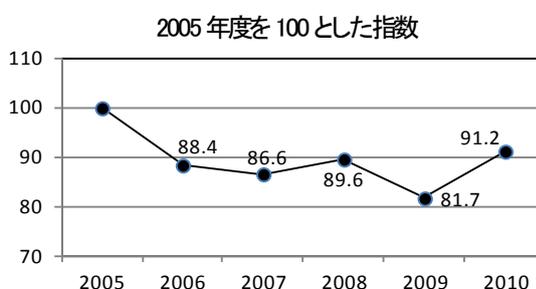
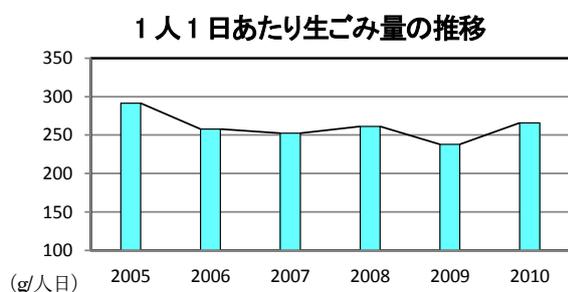
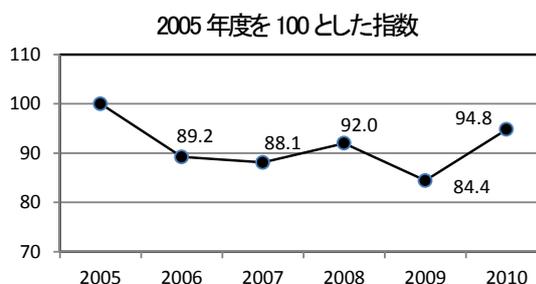
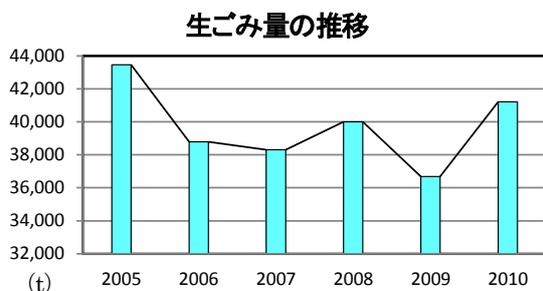
① 生ごみ、紙ごみ、プラスチックごみ量の推移

1) 生ごみ量の推移

次の表及びグラフは、町田市の 2005 年度から 2010 年度までの生ごみ量及び 1 人 1 日あたり生ごみ量の推移である。

生ごみ量の推移

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
生ごみ量(t)	43,465	38,791	38,310	40,004	36,686	41,209
人口(人)	408,441	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1 人 1 日あたり生ごみ量(g/人日)	291.6	257.8	252.4	261.2	238.1	265.9



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

2010 年度の生ごみ量は 41,209 トンで、2005 年度(43,466 トン)よりも 2,257 トン少なく、5.2%減少している。ただし、生ごみ量は前年度から増加することもあるれば減少することもあり、2010 年度は前年度より 4,523 トン増加している。

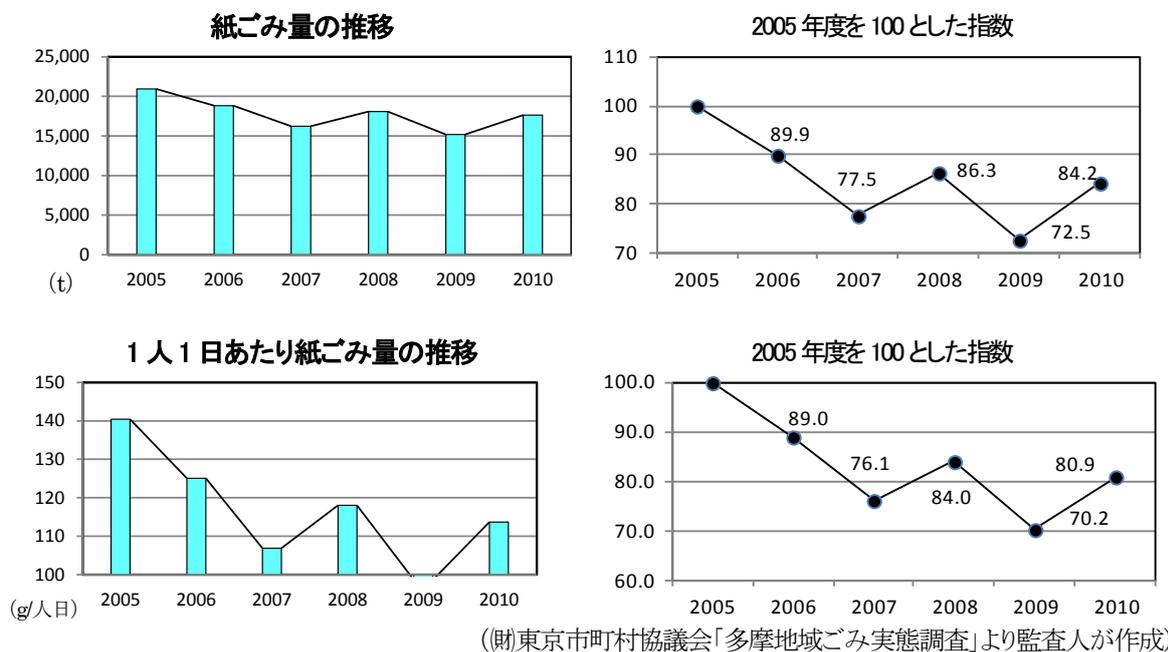
2010 年度の 1 人 1 日あたり生ごみ量は 265.9g/人日で、2005 年度(291.6 g/人日)より 25.7 g/人日減少している。ただし、2009 年度は 238.1 g/人日で、分析対象とした年度では最も低い数値であったが、2010 年度はこれより 27.8 g/人日増加している。

2) 紙ごみ量の推移

次の表及びグラフは、町田市の 2005 年度から 2010 年度までの紙ごみ量の推移、及び 1 人 1 日あたり紙ごみ量の推移である。

紙ごみ量の推移

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
紙ごみ量(t)	20,936	18,814	16,230	18,067	15,184	17,624
人口(人)	408,441	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1 人 1 日あたり紙ごみ量(g/人日)	140.4	125.1	106.9	118.0	98.6	113.7



2010 年度の紙ごみ量は 17,624 トンで、2005 年度(20,936 トン)よりも 3,312 トン少なく、15.8%減少している。ただし、紙ごみ量は前年度から増加することあれば減少することもあり、2010 年度は前年度より 2,440 トン増加している。

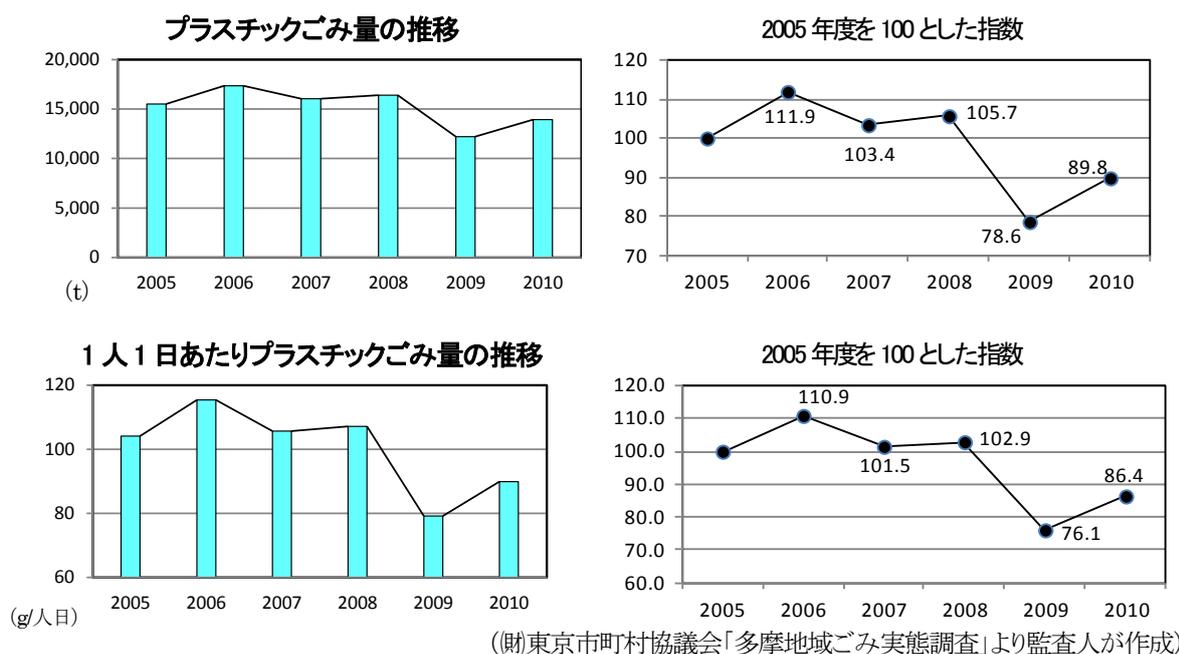
2010 年度の 1 人 1 日あたり紙ごみ量は 113.7g/人日で、2005 年度(140.4g/人日)より 26.7g/人日減少している。ただし、2009 年度は 98.6g/人日で、分析対象とした年度では最も低い数値であったが、2010 年度はこれより 15.1g/人日増加している。

3) プラスチックごみ量の推移

次の表及びグラフは、町田市の 2005 年度から 2010 年度までのプラスチックごみ量の推移、及び 1 人 1 日あたりプラスチックごみ量の推移である。

プラスチックごみ量の推移

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
プラスチックごみ量(t)	15,516	17,359	16,041	16,408	12,200	13,941
人口(人)	408,441	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1 人 1 日あたりプラスチックごみ量(g/人日)	104.1	115.4	105.6	107.1	79.2	89.9



2010年度のプラスチックごみ量は13,941トンで、2005年度(15,516トン)よりも1,575トン少なく、10.2%減少している。ただし、プラスチックごみ量も前年度から増加することあれば減少することもあり、2010年度は前年度より1,741トン増加している。

2010年度の1人1日あたりプラスチックごみ量は89.9g/人日で、2005年度(104.1g/人日)より14.2g/人日減少している。ただし、2009年度は79.2g/人日で、分析対象とした年度では最も低い数値であったが、2010年度はこれより10.7g/人日増加している。

② 多摩地域市町の生ごみ、紙ごみ、プラスチックごみ量の比較

次ページ以降に記載している表1から表3は、2010年度の多摩地域市町における、1人1日あたりの生ごみ量、紙ごみ量及びプラスチックごみ量を比較したものである。

また、それぞれの表に並べて記載しているグラフは、1人1日あたりの量を比較したものである。

1) 1人1日あたり生ごみ量の比較

1人1日あたり生ごみ量が最も多いのは八王子市で、2010年度の実績は303.4g/人日であった。町田市は265.8g/人日で、八王子市、武蔵野市(274.2g/人日)に次いで1人1日あたり生ごみ量が多い。多摩地域市町の平均値は192.3g/人日で、町田市はこれを73.5g/人日上回っている。

1人1日あたり生ごみ量が最も少ないのは西東京市で、2010年度の実績は83.1g/人日であった。西東京市のほかには、清瀬市(90.5g/人日)、東村山市(95.9g/人日)の1人1日あたり生ごみ量が少ない。

2) 1人1日あたり紙ごみ量の比較

1人1日あたり紙ごみ量が最も多いのは多摩市で、2010年度の実績は302.1g/人日であった。多摩市のほかには、瑞穂町(257.3g/人日)、青梅市(241.9g/人日)の1人1日あたり紙ごみ量が多い。

1人1日あたり紙ごみ量が最も少ないのは府中市で、2010年度の実績は29.5g/人日であった。町田市は113.7g/人日で、府中市に次いで1人1日あたり紙ごみ量が少ない。多摩地域市町の平均値は157.2g/人日で、町田市はこれを43.5g/人日下回っている。

3) 1人1日あたりプラスチックごみ量の比較

1人1日あたりプラスチックごみ量が最も多いのは狛江市で、2010年度の実績は95.3g/人日であった。町田市は89.9g/人日で、狛江市に次いで1人1日あたりプラスチックごみ量が多い。多摩地域市町の平均値は63.9g/人日で、町田市はこれを26.0g/人日上回っている。

1人1日あたりプラスチックごみ量が最も少ないのは府中市で、2010年度の実績は19.2g/人日であった。府中市のほかには、調布市(29.4g/人日)、昭島市(33.9g/人日)の1人1日あたりプラスチックごみ量が少ない。

町田市の可燃ごみに占めるプラスチックごみの割合は15.9%で、多摩地域平均(13.3%)を2.6ポイント上回っている。プラスチックごみの割合はそれほど高くはないが、発生量そのものが多いため、1人1日あたりの発生量で比較すると、多摩地域の中でもプラスチックごみ量が多い自治体となっている。

表1: 多摩地域 22 市町の 1 人 1 日あたり生ごみ量の比較 (2010 年度)

市町名	可燃ごみ量 (t)①	生ごみ割合 (%)②	生ごみ量(t) ③=①×②	人口(人)	1人1日あたり 生ごみ量(g/人日)
1 八王子市	111,976	55.7	62,371	563,253	303.4
2 武蔵野市	30,894	44.8	13,841	138,294	274.2
3 町田市	87,680	47.0	41,210	424,669	265.9
4 昭島市	23,072	47.4	10,936	113,697	263.5
5 稲城市	16,576	44.8	7,426	84,442	240.9
6 国立市	14,202	45.0	6,391	74,623	234.6
7 府中市	37,580	53.6	20,143	251,396	219.5
8 調布市	30,820	45.6	14,054	221,441	173.9
9 狛江市	13,905	34.6	4,811	77,142	170.9
10 日野市	27,196	32.5	8,839	177,700	136.3
11 武蔵村山市	14,402	23.7	3,413	71,611	130.6
12 多摩市	32,164	21.3	6,851	147,592	127.2
13 東大和市	16,375	23.7	3,881	83,928	126.7
14 瑞穂町	7,520	19.9	1,496	34,277	119.6
15 小平市	33,401	23.7	7,916	184,216	117.7
16 青梅市	28,868	19.9	5,745	139,932	112.5
17 羽村市	11,214	19.9	2,232	57,746	105.9
18 福生市	11,606	19.9	2,310	60,149	105.2
19 東久留米市	21,874	19.6	4,287	116,785	100.6
20 東村山市	25,555	21.0	5,367	153,278	95.9
21 清瀬市	12,478	19.6	2,446	74,055	90.5
22 西東京市	30,217	19.6	5,923	195,305	83.1
合計	639,575		241,889	3,445,531	192.3



表2: 多摩地域 22 市町の 1 人 1 日あたり紙ごみ量の比較 (2010 年度)

市町名	可燃ごみ量 (t)①	紙ごみ割合 (%)②	紙ごみ量(t) ③=①×②	人口(人)	1人1日あたり 紙ごみ量(g/人日)
1 多摩市	32,164	50.6	16,275	147,592	302.1
2 瑞穂町	7,520	42.8	3,219	34,277	257.3
3 青梅市	28,868	42.8	12,356	139,932	241.9
4 羽村市	11,214	42.8	4,800	57,746	227.7
5 福生市	11,606	42.8	4,967	60,149	226.2
6 東村山市	25,555	47.7	12,190	153,278	217.9
7 武蔵村山市	14,402	38.5	5,545	71,611	212.1
8 東大和市	16,375	38.5	6,304	83,928	205.8
9 小平市	33,401	38.5	12,859	184,216	191.2
10 国立市	14,202	33.0	4,687	74,623	172.1
11 武蔵野市	30,894	27.8	8,589	138,294	170.2
12 東久留米市	21,874	32.3	7,065	116,785	165.7
13 昭島市	23,072	29.3	6,760	113,697	162.9
14 狛江市	13,905	31.1	4,324	77,142	153.6
15 清瀬市	12,478	32.3	4,030	74,055	149.1
16 調布市	30,820	38.8	11,958	221,441	147.9
17 稲城市	16,576	27.5	4,558	84,442	147.9
18 八王子市	111,976	26.6	29,786	563,253	144.9
19 西東京市	30,217	32.3	9,760	195,305	136.9
20 日野市	27,196	27.2	7,397	177,700	114.0
21 町田市	87,680	20.1	17,624	424,669	113.7
22 府中市	37,580	7.2	2,706	251,396	29.5
合計	639,575		197,759	3,445,531	157.2

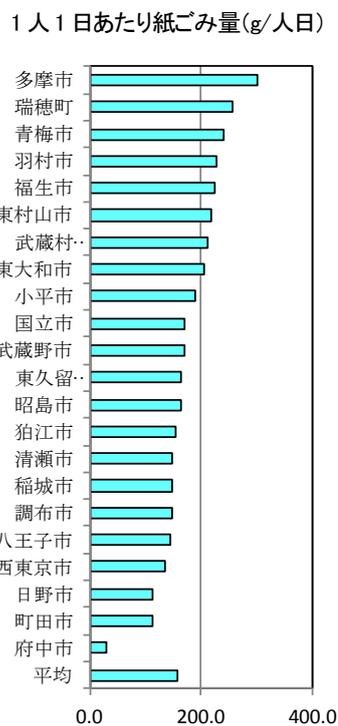
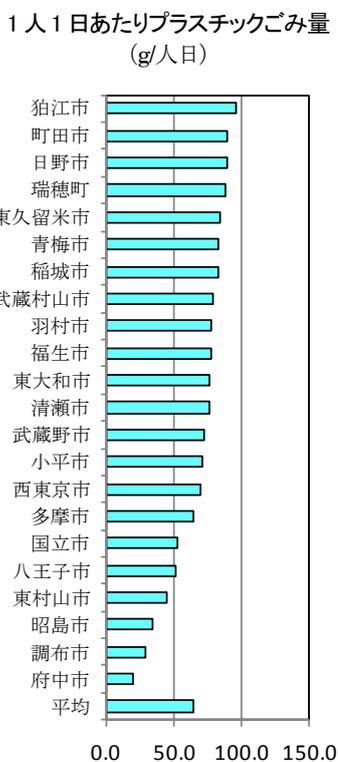


表3: 多摩地域 22 市町のプラスチックごみ量の比較 (2010 年度)

市町名	可燃ごみ量 (t)①	プラごみ割合 (%)②	プラごみ量(t) ③=①×②	人口(人)	1人1日あたり プラごみ量(g/人日)
1 狛江市	13,905	19.3	2,684	77,142	95.3
2 町田市	87,680	15.9	13,941	424,669	89.9
3 日野市	27,196	21.4	5,820	177,700	89.7
4 瑞穂町	7,520	14.6	1,098	34,277	87.8
5 東久留米市	21,874	16.4	3,587	116,785	84.1
6 青梅市	28,868	14.6	4,215	139,932	82.5
7 稲城市	16,576	15.3	2,536	84,442	82.3
8 武蔵村山市	14,402	14.2	2,045	71,611	78.2
9 羽村市	11,214	14.6	1,637	57,746	77.7
10 福生市	11,606	14.6	1,694	60,149	77.2
11 東大和市	16,375	14.2	2,325	83,928	75.9
12 清瀬市	12,478	16.4	2,046	74,055	75.7
13 武蔵野市	30,894	11.9	3,676	138,294	72.8
14 小平市	33,401	14.2	4,743	184,216	70.5
15 西東京市	30,217	16.4	4,956	195,305	69.5
16 多摩市	32,164	10.8	3,474	147,592	64.5
17 国立市	14,202	10.1	1,434	74,623	52.6
18 八王子市	111,976	9.3	10,414	563,253	50.7
19 東村山市	25,555	9.7	2,479	153,278	44.3
20 昭島市	23,072	6.1	1,407	113,697	33.9
21 調布市	30,820	7.7	2,373	221,441	29.4
22 府中市	37,580	4.7	1,766	251,396	19.2
合計	639,575		80,350	3,445,531	63.9



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

(4) 収集ごみ量と持込ごみ量の発生状況

ごみ量は収集ごみ量と持込ごみ量に区分される。

収集ごみ量とは、町田市もしくは町田市が委託した事業者が収集して町田リサイクル文化センター及び多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場に搬入したごみ量であり、持込ごみ量とは、町田リサイクル文化センターに直接持ち込まれたごみ量である。一般的には、収集ごみは家庭ごみが、持込ごみは事業系ごみがそれぞれ大半を占めているといわれている。

① ごみ量(収集ごみ、持込ごみ)の推移

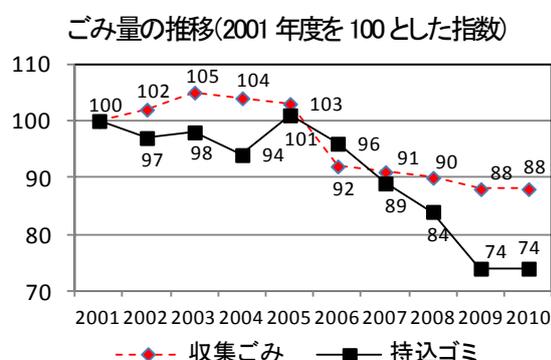
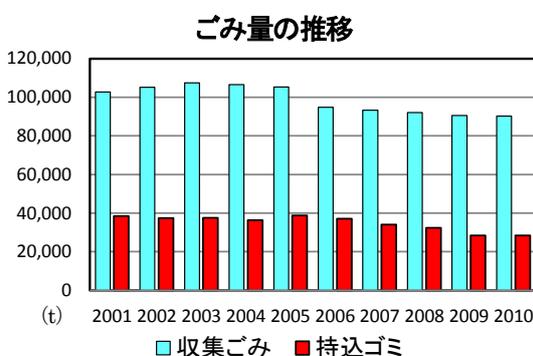
次の表及びグラフは、町田市の2001年度から2010年度までのごみ量の推移を収集ごみ量と持込ごみ量に区分して示したものである。

ごみ量(収集ごみ+持込ごみ)の推移

(単位:t)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
収集ごみ	102,753	105,220	107,520	106,562	105,356
持込ごみ	38,535	37,397	37,611	36,306	38,810
合計(ごみ量)	141,288	142,617	145,131	142,868	144,166

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
収集ごみ	94,886	93,319	92,117	90,563	90,192
持込ごみ	37,071	34,126	32,364	28,505	28,401
合計(ごみ量)	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

2010年度のごみ量は118,593トンで、2001年度と比べると22,695トン減少している。そのうち収集ごみの減少量は12,561トンで、持込ごみの減少量は10,134トンである。

減少率でみると、2010年度の収集ごみ量は2001年度の88%の水準で、この10年間で12%減少したことになる。2010年度の持込ごみ量は2001年度の74%の水準で、この10年間で26%減少したことになる。

2001年度以降の推移をみると、収集ごみ量は2006年度に大きく減少しており、持込ごみ量は、2005年度にいったん増加しているが、それ以後は減少し続けている。収集ごみ量が2006年度に大きく減少したのは、2005年度から実施された家庭ごみの有料化の影響と推測される。

② 1人1日あたり収集ごみ量・持込ごみ量の推移

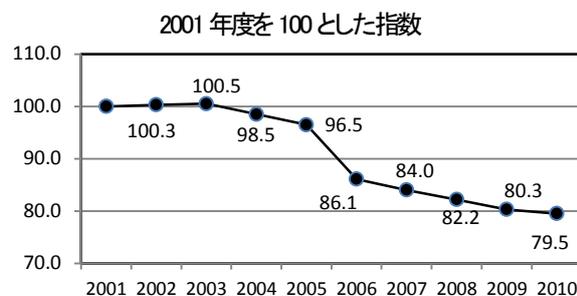
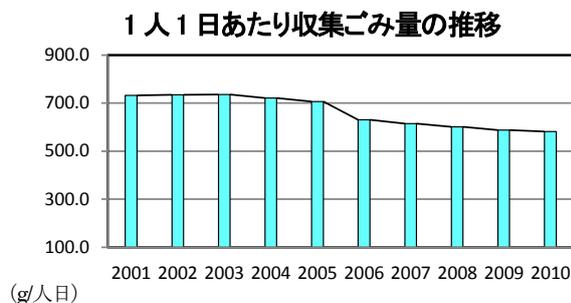
1) 1人1日あたり収集ごみ量の推移

次の表及びグラフは、町田市の2001年度から2010年度までの1人1日あたり収集ごみ量の推移である。

収集ごみ量の推移

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
収集ごみ量(t)	102,753	105,220	107,520	106,562	105,356
人口(人)	384,535	392,402	400,171	404,819	408,441
1人1日あたり収集ごみ量(g/人日)	732.1	734.6	736.1	721.2	706.7

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
収集ごみ量(t)	94,886	93,319	92,117	90,563	90,192
人口(人)	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1人1日あたり収集ごみ量(g/人日)	630.7	614.8	601.5	587.8	581.9



(町東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成)

2010年度の1人1日あたり収集ごみ量は581.9g/人日で、前年度に比べ5.9g/人日減少しており、2001年度(732.1g/人日)と比較すると20.5%(150.2g/人日)減少している。

1人1日あたり収集ごみ量は2006年度に大きく下落しているが、家庭ごみ有料化の影響によるものと推測される。

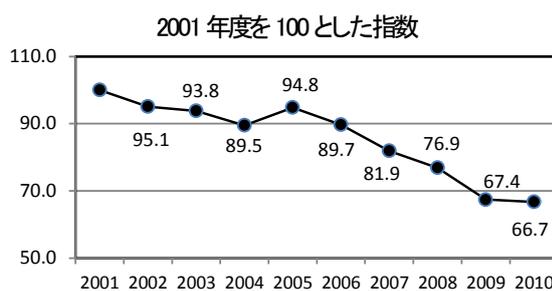
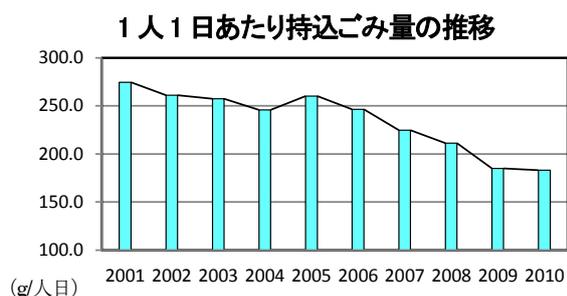
2) 1人1日あたり持込ごみ量の推移

次の表及びグラフは、町田市の2001年度から2010年度までの1人1日あたり持込ごみ量の推移である。

持込ごみ量の推移

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
持込ごみ量(t)	38,535	37,397	37,611	36,306	38,810
人口(人)	384,535	392,402	400,171	404,819	408,441
1人1日あたり持込ごみ量(g/人日)	274.6	261.1	257.5	245.7	260.3

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
持込ごみ量(t)	37,071	34,126	32,364	28,505	28,401
人口(人)	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1人1日あたり持込ごみ量(g/人日)	246.4	224.8	211.3	185.0	183.2



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

2010年度の持込ごみ量は183.2g/人日で、前年度に比べ1.8g/人日減少しており、2001年度(274.6g/人日)と比較すると33.3%(91.4g/人日)減少している。

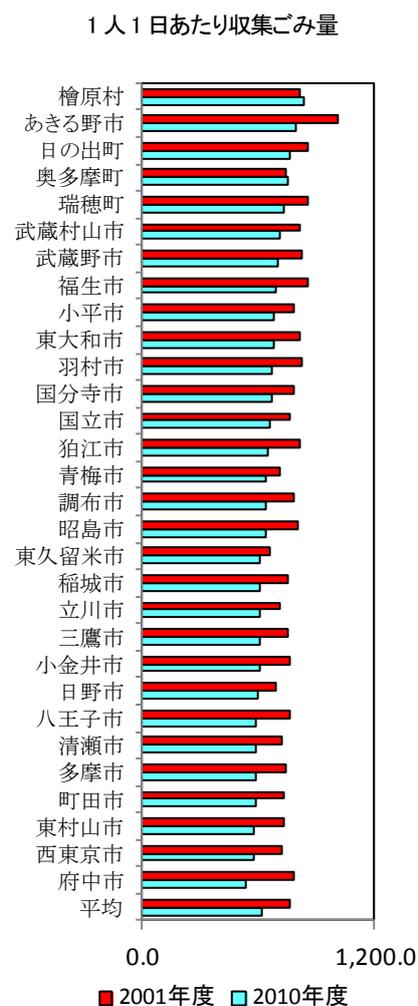
③ 1人1日あたり収集ごみ量の多摩地域市町村比較

次の表及びグラフは、多摩地域30市町村の2001年度と2010年度の1人1日あたり収集ごみ量の比較である。

多摩地域30市町村の1人1日あたり収集ごみ量比較 (2010年度)

(単位:g/人日)

市町村名	2001年度	2010年度	増減量	減少率
1 檜原村	814.8	837.9	23.1	2.8%
2 あきる野市	1,008.1	795.8	△212.3	△21.1%
3 日の出町	856.9	760.7	△96.2	△11.2%
4 奥多摩町	740.8	751.3	10.5	1.4%
5 瑞穂町	851.0	729.4	△121.6	△14.3%
6 武蔵村山市	814.9	710.5	△104.4	△12.8%
7 武蔵野市	822.4	695.5	△126.9	△15.4%
8 福生市	852.4	690.8	△161.6	△19.0%
9 小平市	778.5	682.3	△96.2	△12.4%
10 東大和市	816.9	679.9	△137.0	△16.8%
11 羽村市	826.3	666.6	△159.7	△19.3%
12 国分寺市	782.3	664.3	△118.0	△15.1%
13 国立市	766.9	657.6	△109.3	△14.3%
14 狛江市	818.8	645.6	△173.2	△21.2%
15 青梅市	706.5	638.0	△68.5	△9.7%
16 調布市	779.6	635.6	△144.0	△18.5%
17 昭島市	803.1	633.9	△169.2	△21.1%
18 東久留米市	663.5	612.0	△51.5	△7.8%
19 稲城市	754.8	611.9	△142.9	△18.9%
20 立川市	713.6	609.2	△104.4	△14.6%
21 三鷹市	748.0	606.7	△141.3	△18.9%
22 小金井市	765.5	603.3	△162.2	△21.2%
23 日野市	689.1	595.9	△93.2	△13.5%
24 八王子市	759.1	590.1	△169.0	△22.3%
25 清瀬市	716.4	587.5	△128.9	△18.0%
26 多摩市	741.2	586.2	△155.0	△20.9%
27 町田市	732.1	581.9	△150.2	△20.5%
28 東村山市	730.8	578.1	△152.7	△20.9%
29 西東京市	721.6	577.4	△144.2	△20.0%
30 府中市	780.2	537.3	△242.9	△31.1%
平均	761.6	618.0	△143.6	△18.9%



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

(参考) 町田市のごみ・資源の発生状況と処分状況

多摩地域 30 市町村の中で 2010 年度の 1 人 1 日あたり収集ごみ量が最も多いのは檜原村(837.9 g/人日)で、最も少ないのは府中市(537.3g/人日)であった。町田市の 2010 年度の 1 人 1 日あたり収集ごみ量は 581.9g/人日で、多い方から数えると 27 番目で、少ないほうから数えると 4 番目である。

2010 年度の多摩地域の 1 人 1 日あたり収集ごみ量の平均値は 618.0g/人日で、2001 年度に比べ 18.9%(143.6g/人日)減少している。また、奥多摩町と檜原村だけが 2001 年度より数値が上昇しており、他の市町は数値が下落(1 人 1 日あたり収集ごみ量が減少)している。

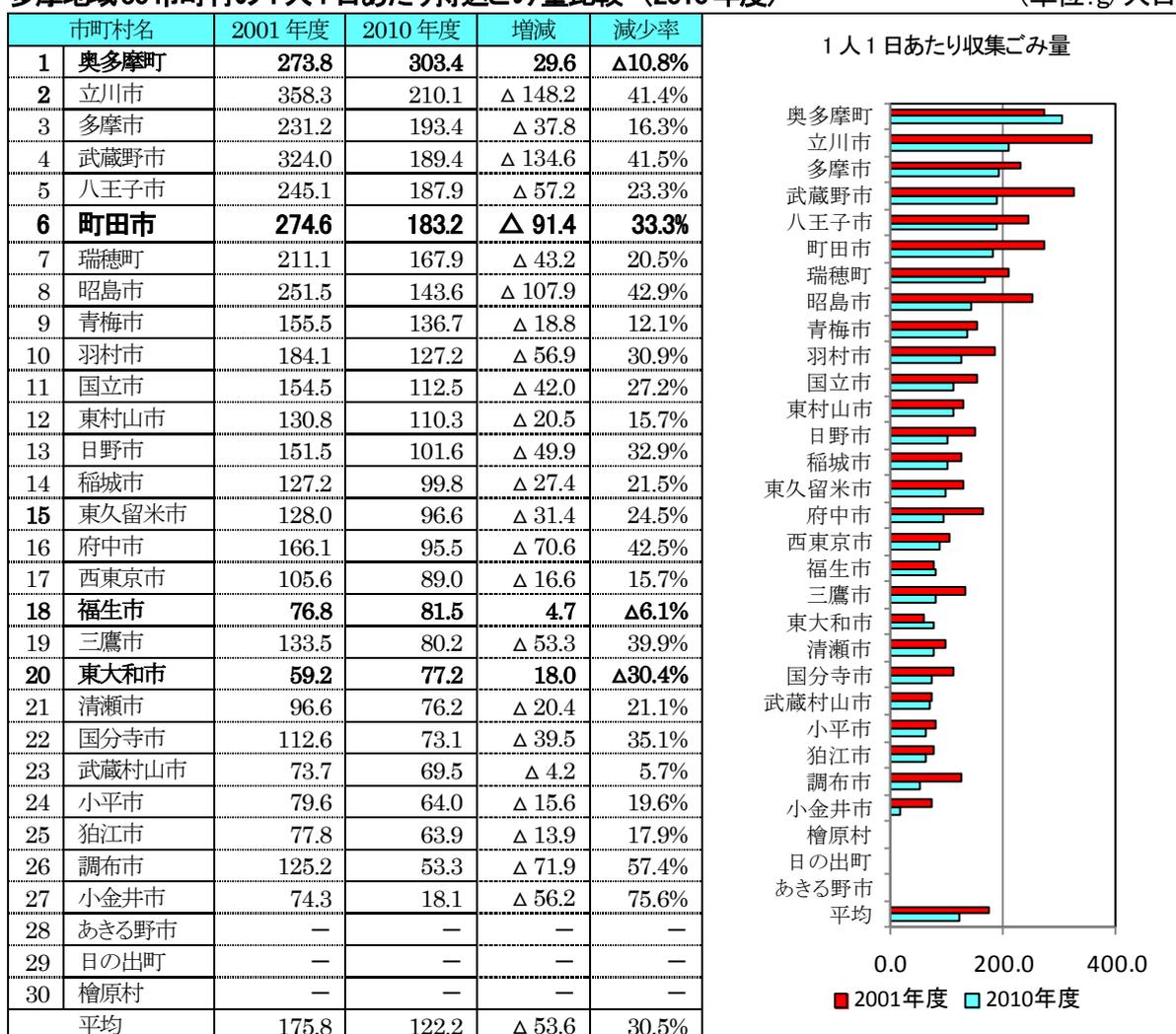
町田市の 1 人 1 日あたり収集ごみ量の減少率は 20.5%で、多摩地域平均(18.9%)以上に減少しており、1 人 1 日あたり収集ごみ量の数値自体も低い方である。

④ 1 人 1 日あたり持込ごみ量の多摩地域市町村比較

次の表及びグラフは、多摩地域 30 市町村の 2001 年度と 2010 年度の 1 人 1 日あたり持込ごみ量の比較である。

多摩地域 30 市町村の 1 人 1 日あたり持込ごみ量比較 (2010 年度)

(単位:g/人日)



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

多摩地域 30 市町村の中で 2010 年度の 1 人 1 日あたり持込ごみ量が最も多いのは奥多摩町(303.4g/人日)で、町田市(183.2g/人日)は 6 番目に 1 人 1 日あたり持込ごみ量が多い。

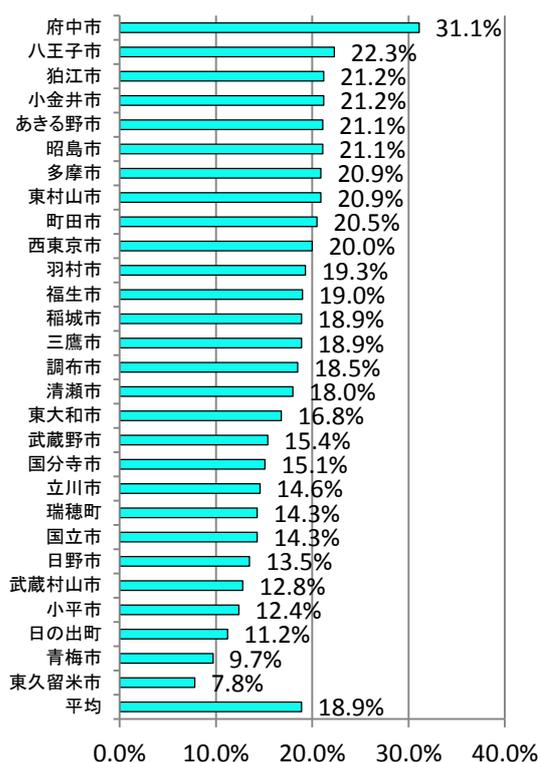
2010 年度の多摩地域の 1 人 1 日あたり持込ごみ量の平均値は 122.2g/人日で、2001 年度に比べ 30.5%(53.6g/人日)減少している。また、奥多摩町、福生市、東大和市だけが 2001 年度より数値が上昇しており、持込ごみのないあきる野市、日の出町、檜原村を除く 24 の市町は数値が下落(1 人 1 日あたり持込ごみ量が減少)している。

町田市の 1 人 1 日あたり持込ごみ量の減少率は 33.3%で、多摩地域平均(30.5%)以上に減少しているが、1 人 1 日あたり持込ごみ量の数値そのものは、多摩地域平均(122.2g/人日)を上回っている。

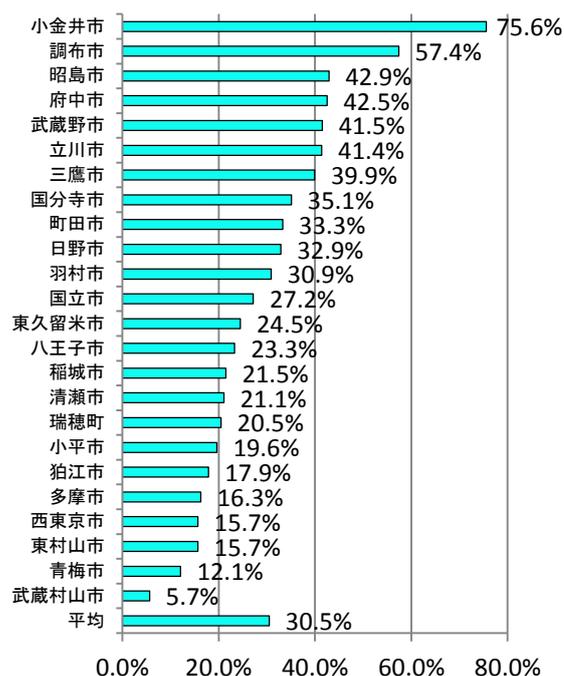
⑤ 1 人 1 日あたり収集ごみ量及び持込ごみ量の減少率比較

次図は、多摩地域 30 市町村の 1 人 1 日あたり収集ごみ量及び 1 人 1 日あたり持込ごみ量の減少率、すなわち、2010 年度の 1 人 1 日あたり収集ごみ量及び 1 人 1 日あたり持込ごみ量が、2001 年度の比でどの程度減少しているかを示したものである。

1 人 1 日あたり収集ごみ量の減少率



1 人 1 日あたり持込ごみ量の減少率



※ 2010 年度の収集ごみ量が 2001 年度より増加している檜原村と奥多摩町は記載を省略している。

※ 2010 年度の持込ごみ量が 2001 年度より増加している奥多摩町、福生市及び東大和市は記載を省略している。

(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

1) 1人1日あたり収集ごみ量について

多摩地域30市町村の2001年度と2010年度の1人1日あたり収集ごみ量を比較すると、府中市の減少率(31.1%)が最も高い。府中市はこの10年間で1人1日あたりごみ収集量を約30%減らしたことになる。

町田市の減少率は20.5%で、多摩地域全体では9番目に高く、多摩地域全体の減少率の平均値(18.9%)を上回っている。

町田市よりも減少率が高かったのは、府中市のほか、八王子市、狛江市、小金井市、あきる野市、昭島市、多摩市、東村山市であった。

2) 1人1日あたり持込ごみ量について

多摩地域30市町村の2001年度と2010年度の1人1日あたり持込ごみ量を比較すると、小金井市の減少率(75.6%)が最も高い。小金井市はこの10年間で1人1日あたり持込ごみ量を約75%減らしたことになる。

町田市の減少率は33.3%で、多摩地域全体では9番目に高く、多摩地域全体の減少率の平均値(30.5%)を上回っている。

町田市よりも減少率が高かったのは、小金井市のほか、調布市、昭島市、府中市、武蔵野市、立川市、三鷹市、国分寺市であった。

2. 町田市のごみ・資源量の処分状況の分析

(1) ごみ・資源量の処分状況

① ごみ・資源量の処理形態別推移

町田市を始めとする地方公共団体は、収集または受け入れたごみを、焼却処理、埋立処理、資源化、その他のいずれかの方法で処理している。また、集団回収した資源ごみは、資源化されることになる

次の表は、町田市が収集または受け入れたごみ(ごみ量)及び集団回収量の、2001年度から2010年度までの処理状況を示したものである。

ごみ・資源量の発生量推移

(単位:t)

		2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
ごみ量	①	141,288	142,617	145,131	142,868	144,166
集団回収量	②	11,454	11,109	11,349	11,512	12,234
ごみ・資源量	①+②	152,742	153,726	156,480	154,380	156,400

		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
ごみ量	①	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593
集団回収量	②	11,760	11,987	11,554	11,490	11,355
ごみ・資源量	①+②	143,717	139,432	136,035	130,558	129,948



ごみ・資源量の処分量推移

(単位:t)

		2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
ごみ量	焼却処理量	118,596	119,830	122,721	120,613	118,852
	埋立処理量	140	20	9	8	6
	資源化量	22,302	22,515	22,101	21,931	25,005
	その他	250	252	300	316	303
	合計	141,288	142,617	145,131	142,868	144,166
集団回収量(資源化量)		11,454	11,109	11,349	11,512	12,234
合計(ごみ・資源量)		152,742	153,726	156,480	154,380	156,400

		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
ごみ量	焼却処理量	107,204	103,603	101,158	96,563	96,420
	埋立処理量	5	5	6	6	4
	資源化量	24,448	23,520	23,075	22,178	21,793
	その他	300	317	242	321	376
	合計	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593
集団回収量(資源化量)		11,760	11,987	11,554	11,490	11,355
合計(ごみ・資源量)		143,717	139,432	136,035	130,558	129,948

(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

2010年度に町田市が収集または受け入れたごみ(118,593トン)の処理形態をみると、焼却処理されたものが96,420トンで最も多く、資源化されたものが21,793トン、埋め立て処理されたものが4トン、その他の方法により処理されたものが376トンであった。また、集団回収されたもの(11,355トン)は、そのまま資源化されている。

② ごみ量の処理形態比較

町田市を始めとする地方公共団体は、収集または受け入れたごみを、焼却処理、埋立処理、資源化、その他のいずれかの方法で処理している。

次表は、前頁に記載した「ごみ・資源量の処分量推移」のうち、ごみ量について、2001年度と2010年度の処分内訳を比較したものである。

2001年度と2010年度のごみ量の処理形態比較 (単位:t)

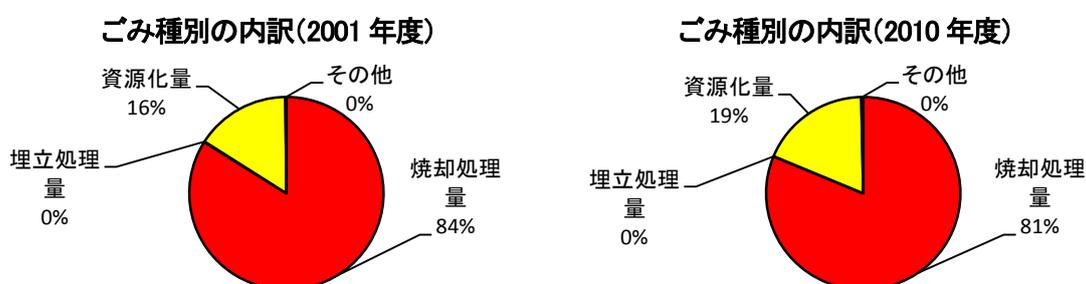
	2001年度	2010年度	増減量	増減率
焼却処理量	118,596	96,420	△ 22,176	△18.7%
埋立処理量	140	4	△ 136	△97.1%
資源化量	22,302	21,793	△ 509	△2.3%
その他	250	376	126	50.4%
合計(ごみ量)	141,288	118,593	△ 22,695	△16.1%

(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

2010年度のごみ量(118,593トン)は、2001年度のごみ量(141,288トン)よりも22,695トン減少しているが、その処理形態をみると、焼却処理量は118,596トン(2001年度)から96,420トン(2010年度)へと22,176トン減少している。2001年度と比較したごみ量の減少は、焼却処理量の減少につながっている。

③ ごみ量の処理形態別の割合

次の円グラフは、2010年度のごみの処理形態別の割合を、2001年度のごみの処理形態別の割合と比較したものである。



ごみ量に占める焼却処理量の割合は、2001年度は84%であったが2010年度は81%で、10年間で3ポイントの減少に留まっている。資源化量の割合は、2001年度の16%から2010年度は19%へと3ポイント上昇している。

2010年度のごみ量は、焼却処理量が全体の約8割を占めているが、その割合は2001年度と大きく変わっていない。

(2) 資源化の状況

町田市が収集または受け入れたごみの約 8 割は焼却処理されているが、残りの 2 割の中には焼却されずに資源化されているものがある。また、焼却処理により生じた焼却灰等は、エコセメントの原料になるなど資源化が図られており、集団回収されたものは、資源としての再利用が予定されている。このように資源化にはいくつかのパターンがある。

以下は、資源化の状況の分析結果である。

① 資源化量と資源化率の状況

1) 資源化量と資源化率の推移

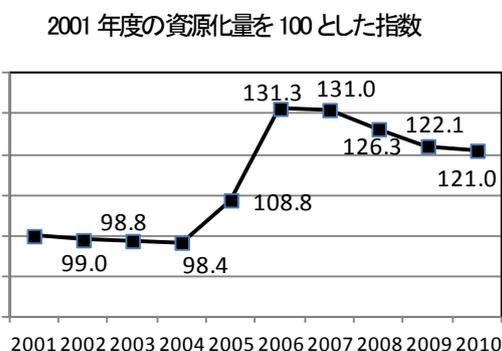
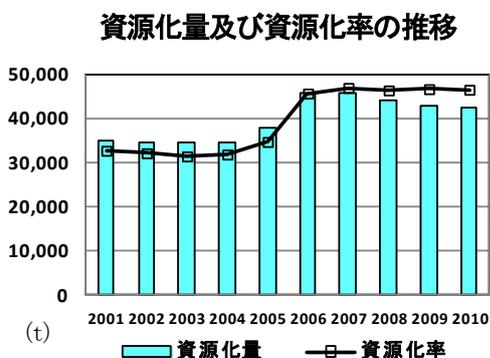
次の表及びグラフは、町田市の 2001 年度から 2010 年度までの資源化量と資源化率の推移である。

資源化量と資源化率の推移

(単位:t)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
資源化量	35,096	34,739	34,658	34,542	38,190
資源・ごみ量	152,742	153,726	156,480	154,380	156,400
資源化率	23.0%	22.6%	22.1%	22.4%	24.4%

	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
資源化量	46,066	45,987	44,310	42,867	42,477
資源・ごみ量	143,717	139,432	136,035	130,558	129,948
資源化率	32.1%	33.0%	32.6%	32.8%	32.7%



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

資源化量は、2004 年度までは 35,000 トン前後で推移していたが、2005 年度、2006 年度と増加している。2005 年度は前年度の 34,542 トンから 3,648 トン増えて 38,190 トンとなり、2006 年度はさらに 7,876 トン増えて 46,066 トンに達している。その後、資源化量は徐々に減少しており、2010 年度は 42,477 トンで、2006 年度と比べると 3,589 トン少なくなっている。

以上の動きを 2001 年度の資源化量を 100 とした指数でみると、資源化量がピークとなった 2006 年度の指数は 131.3 である。2010 年度の指数は 121.0 で、2006 年度と比較すると 10.3 ポイント少なく、2001 年度と比較すると 21.0 ポイント多い。このように 2010 年度の資源化量は、ピーク時を下回っているが、10 年前よりは増加している。

資源化率も、2005年度までは24%前後で推移していたが、2006年度に大きく上昇している。2005年度の資源化率は24.4%であったが、2006年度は7.7ポイント増加して32.1%になり、翌2007年度には33.0%に達している。しかしながら、以後は頭打ちになり、2010年度は32.7%で、2007年度より0.3ポイント低下している。

ごみ量が減少傾向にあることから、資源化量もその動きに連動して減少していくことは想定されるが、資源化率が頭打ちとなっている点については留意する必要がある。

2) 1人1日あたり資源化量の推移

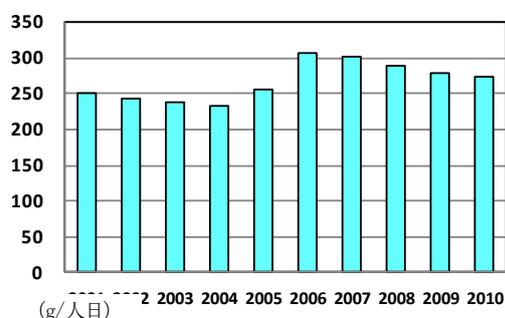
次の表及びグラフは、町田市の2001年度から2010年度までの1人1日あたり資源化量の推移である。

1人1日あたり資源化量の推移

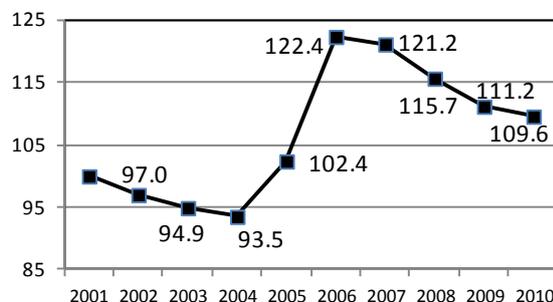
	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
資源化量(t)	35,096	34,739	34,658	34,542	38,190
人口(人)	384,535	392,402	400,171	404,819	408,441
1人1日あた資源化量(g/人日)	250.1	242.5	237.3	233.8	256.2

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
資源化量(t)	46,066	45,987	44,310	42,867	42,477
人口(人)	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1人1日あた資源化量(g/人日)	306.2	303.0	289.4	278.2	274.0

1人1日あたり資源化量の推移



2001年度の1人1日資源化量を100とした指数



(助東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成)

1人1日あたり資源化量は、2004年度までは減少傾向にあったが、2005年度と2006年度に大きく増加し、以後は再び減少傾向にある。

2005年度の1人1日あたり資源化量は256.2g/人日で、前年度の233.8g/人日から22.4g/人日増加しており、2006年度はさらに50.0g/人日増加して306.2g/人日に達している。その後、1人1日あたり資源化量は徐々に減少しており、2010年度は274.0g/人日で、2006年度と比べると32.2g/人日少なくなっている。

以上の動きを2001年度の1人1日あたり資源化量を100とした指数で見ると、1人1日あたり資源化量がピークとなった2006年度は122.4まで達している。2010年度は109.6となり、2006年度と比較すると12.8ポイント少なく、2001年度と比較すると9.6ポイント多い。

② 多摩地域 30 市町村の資源化量・資源化率の比較

1) 資源化量・資源化率の比較

次の表及びグラフは多摩地域 30 市町村の 2010 年度の資源化量及び資源化率の比較である。

多摩地域 30 市町村の資源化量・資源化率 (2010 年度)



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

資源化量が最も多いのは八王子市で、2010 年度の実績は 56,502 トンであった。町田市は 42,477 トンで八王子市に次いで 2 番目に資源化量が多い。町田市の次に多いのは調布市の 30,471 トンであった。

資源化率が最も高いのは小金井市の 51.7% で、以下、調布市(50.6%)、三鷹市(45.8%)、府中市(43.3%)、東村山市(43.3%)と続いている。町田市の資源化率(32.7%)は多摩地域の中で高い方からかぞえて 25 番目、低い方からかぞえて 6 番目で、町村を除くとあきる野市、稲城市の次に資源化率が低い。また、多摩地域の資源化率の平均は 37.6% で、町田市はこれを 4.9 ポイント下回っている。このように、町田市の資源化率は、多摩地域の中では低い方である。

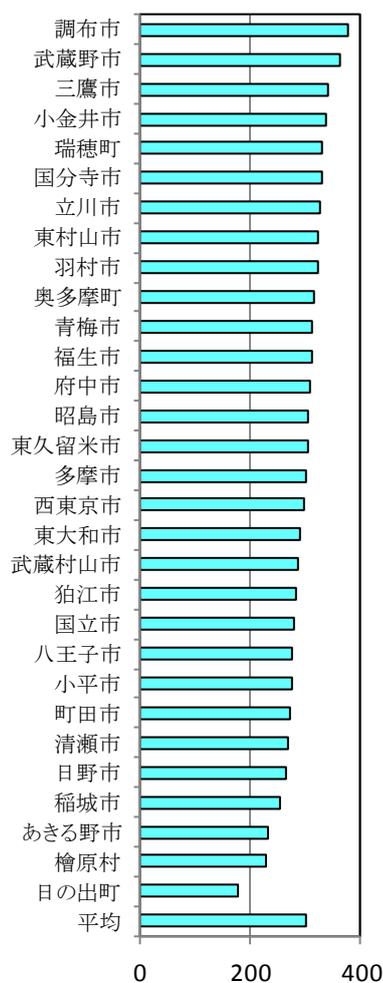
2) 1人1日あたり資源化量比較

次の表及びグラフは多摩地域 30 市町村の 2010 年度の 1 人 1 日あたり資源化量の比較である。

多摩地域 30 市町村の 1 人 1 日あたり資源化量 (2010 年度)

市町村名	資源化量(t)	人口(人)	1人1日あたり資源化量(g/人日)
1 調布市	30,471	221,441	377.0
2 武蔵野市	18,376	138,294	364.0
3 三鷹市	22,304	179,811	339.8
4 小金井市	14,223	115,351	337.8
5 瑞穂町	4,146	34,277	331.4
6 国分寺市	14,113	117,773	328.3
7 立川市	21,155	178,561	324.6
8 東村山市	18,009	153,278	321.9
9 羽村市	6,775	57,746	321.4
10 奥多摩町	721	6,239	316.6
11 青梅市	15,879	139,932	310.9
12 福生市	6,810	60,149	310.2
13 府中市	28,302	251,396	308.4
14 昭島市	12,660	113,697	305.1
15 東久留米市	12,975	116,785	304.4
16 多摩市	16,292	147,592	302.4
17 西東京市	21,245	195,305	298.0
18 東大和市	8,868	83,928	289.5
19 武蔵村山市	7,495	71,611	286.7
20 狛江市	7,985	77,142	283.6
21 国立市	7,574	74,623	278.1
22 八王子市	56,502	563,253	274.8
23 小平市	18,456	184,216	274.5
24 町田市	42,477	424,669	274.0
25 清瀬市	7,257	74,055	268.5
26 日野市	17,165	177,700	264.6
27 稲城市	7,876	84,442	255.5
28 あきる野市	6,901	81,852	231.0
29 檜原村	225	2,704	228.0
30 日の出町	1,064	16,503	176.6
合計	454,111	4,144,325	300.2

1 人 1 日あたり資源化量(g/人日)



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

1 人 1 日あたり資源化量が最も多いのは調布市で、2010 年度の実績は 377.0g/人日であった。以下、武蔵野市(364.0g/人日)、三鷹市(339.8g/人日)、小金井市(337.8g/人日)、瑞穂町(331.4g/人日)と続いている。

町田市は 274.0g/人日で、多摩地域の中で高い方からかぞえて 24 番目、低い方からかぞえて 7 番目である。1 人 1 日あたり資源化量の多摩地域の平均は 300.2g/人日で、町田市はこれを 26.2g/人日下回っている

町田市は資源化率が低いこともあり、1 人 1 日あたり資源化量も多摩地域のなかで低い方である。

③ 多摩地域 30 市町村の資源化量分析

以下は、町田市の資源化率が低い要因の分析結果である。

1) 多摩地域 30 市町村の資源化量 (2010 年度)

次の表及びグラフは多摩地域 30 市町村の 2010 年度の資源化量の内訳である。

多摩地域 30 市町村の資源化量 (2010 年度)

(単位:t)

市町村名	焼却前資源化	焼却処理に伴う資源化	集団回収	合計
1 八王子市	32,191	13,466	10,845	56,502
2 立川市	11,983	4,774	4,398	21,155
3 武蔵野市	11,867	3,214	3,295	18,376
4 三鷹市	15,946	2,711	3,647	22,304
5 青梅市	8,417	2,829	4,633	15,879
6 府中市	15,539	5,488	7,276	28,303
7 昭島市	7,983	2,844	1,833	12,660
8 調布市	23,303	2,688	4,480	30,471
9 町田市	21,793	9,329	11,355	42,477
10 小金井市	11,843	1,013	1,367	14,223
11 小平市	10,916	5,220	2,320	18,456
12 日野市	11,350	4,132	1,683	17,165
13 東村山市	11,923	2,975	3,111	18,009
14 国分寺市	9,543	2,191	2,379	14,113
15 国立市	4,982	1,136	1,456	7,574
16 福生市	4,231	1,142	1,437	6,810
17 狛江市	4,966	1,521	1,498	7,985
18 東大和市	5,536	2,352	980	8,868
19 清瀬市	4,068	1,813	1,376	7,257
20 東久留米市	6,063	3,038	3,874	12,975
21 武蔵村山市	4,631	2,101	763	7,495
22 多摩市	7,441	4,144	4,707	16,292
23 稲城市	3,833	1,856	2,187	7,876
24 羽村市	4,643	994	1,138	6,775
25 あきる野市	4,821	0	2,080	6,901
26 西東京市	13,682	4,203	3,360	21,245
27 瑞穂町	2,997	740	409	4,146
28 日の出町	495	0	569	1,064
29 檜原村	197	0	28	225
30 奥多摩町	667	0	54	721
合計	277,849	87,724	88,538	454,111

(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

地方自治体が収集または受け入れたごみを資源化するパターンには、収集または受け入れた段階で資源化するケースと、焼却処理に伴い資源化するケースがある。

町田市の 2010 年度の資源化量は、焼却処理されずに資源化されたものが 21,793 トンで最も多く、焼却処理に伴う資源化量は 9,329 トンである。また、地方自治体が直接収集または受け入れていない集団回収量が 11,355 トンある。

焼却処理される前の資源化量、焼却処理に伴う資源化量とも八王子市に次いで二番目に多く、集団回収量は八王子市を上回り、多摩地域で最も多い。

2) 多摩地域 30 市町村の資源化率 (2010 年度)

次表は、多摩地域 30 市町村について、焼却前の資源化量、焼却処理に伴う資源化量、及び集団回収量それぞれのごみ・資源量に対する割合を示している。

多摩地域 30 市町村の 1 人 1 日あたり資源化率 (2010 年度)

焼却前の資源化			焼却処理に伴う資源化			集団回収量		
	市町村名	資源化率		市町村名	資源化率		市町村名	資源化率
1	小金井市	43.0%	1	小平市	9.9%	1	東久留米市	11.4%
2	調布市	38.7%	1	武蔵村山市	9.9%	2	府中市	11.1%
3	三鷹市	32.7%	3	東大和市	9.7%	3	日の出町	11.0%
4	東村山市	28.6%	4	清瀬市	9.4%	4	青梅市	10.5%
5	国分寺市	28.0%	5	東久留米市	8.9%	5	多摩市	10.1%
6	奥多摩町	27.2%	5	多摩市	8.9%	6	稲城市	9.1%
7	西東京市	26.9%	7	日野市	8.8%	7	町田市	8.7%
8	羽村市	26.0%	8	府中市	8.4%	8	あきる野市	8.0%
9	瑞穂町	25.8%	9	立川市	8.3%	9	福生市	7.8%
10	武蔵野市	24.7%	9	昭島市	8.3%	10	立川市	7.6%
11	日野市	24.2%	9	西東京市	8.3%	11	三鷹市	7.5%
12	府中市	23.8%	12	八王子市	7.9%	11	東村山市	7.5%
13	昭島市	23.4%	13	稲城市	7.7%	13	調布市	7.4%
14	狛江市	23.1%	14	町田市	7.2%	14	清瀬市	7.1%
15	福生市	23.0%	15	東村山市	7.1%	15	国分寺市	7.0%
15	檜原村	23.0%	15	狛江市	7.1%	15	狛江市	7.0%
17	東大和市	22.9%	17	武蔵野市	6.7%	17	武蔵野市	6.9%
18	国立市	22.2%	18	青梅市	6.4%	18	西東京市	6.6%
19	武蔵村山市	21.9%	18	国分寺市	6.4%	19	国立市	6.5%
20	清瀬市	21.1%	18	瑞穂町	6.4%	20	羽村市	6.4%
21	小平市	20.8%	21	福生市	6.2%	21	八王子市	6.3%
22	立川市	20.7%	22	三鷹市	5.6%	22	昭島市	5.4%
23	青梅市	19.0%	22	羽村市	5.6%	23	小金井市	5.0%
24	八王子市	18.8%	24	国立市	5.1%	24	小平市	4.4%
25	あきる野市	18.6%	25	調布市	4.5%	25	東大和市	4.1%
26	東久留米市	17.8%	26	小金井市	3.7%	26	日野市	3.6%
27	町田市	16.8%	—	あきる野市	0.0%	26	武蔵村山市	3.6%
28	多摩市	15.9%	—	日の出町	0.0%	28	瑞穂町	3.5%
28	稲城市	15.9%	—	檜原村	0.0%	29	檜原村	3.3%
30	日の出町	9.6%	—	奥多摩町	0.0%	30	奥多摩町	2.2%
	平均	23.0%		平均	7.3%		平均	7.3%

(助東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成)

多摩地域の中では、町田市は焼却前のごみを資源化する率が低いことが目につく。

町田市のごみ・資源化量に対する焼却前の資源化量の比率は 16.8%で、多摩地域全体の中では高い方からかぞえて 27 番目、低い方からかぞえて 4 番目であり、多摩地域の平均 (23.0%) を 6.2 ポイント下回っている。

町田市のごみ・資源化量に対する焼却処理に伴う資源化量の比率は 7.2%で、多摩地域の平均 7.3% をわずかに下回っている。ごみ・資源化量に対する集団回収量の割合は 8.7% で、高い方からかぞえて 7 番目など、この 2 つの数値の水準は平均的なものである。

このように、町田市では、焼却前の資源化率が低いことが全体の資源化率の低さにつながっていると推測される。

④ 焼却処理する前に資源化されるごみ量

町田市では、収集または受け入れたごみを焼却せずに資源化する率が低い。以下は、その原因の分析結果である。

1) 焼却処理する前に資源化されるごみ量 (2010 年度)

次の表は、町田市において、焼却処理せずに資源化された資源化量(2010 年度)の内訳である。

項目	可燃	不燃	資源	粗大	合計
ごみ量	87,680	6,524	19,488	4,642	118,593
焼却前に資源化	127	1,112	19,460	1,010	21,793
資源化率	0.1%	17.0%	99.9%	21.8%	18.4%

(助) 東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

2010 年度において、可燃ごみのうち焼却されずに資源化されたものは 0.1%であった。同様に不燃ごみは 17.0%、資源ごみは 99.9%、粗大ごみは 21.8%、有害ごみは 32.4%が焼却される前に資源化されている。

2) 多摩地域 30 市町村の焼却処理する前に資源化されるごみ量の比較

2010 年度の状況をみると、小金井市、調布市、三鷹市、東村山市、国分寺市などが収集及び受け入れたごみを焼却せずに資源化する比率が高い。また、日の出町、稲城市、多摩市が、町田市よりも焼却せずに資源化する率が低い。

次の表は、前記市町について、焼却処理せずに資源化された資源化量(2010 年度)の内訳を示したものである。

	項目	可燃	不燃	資源	粗大	有害	合計
小金井市	ごみ量	14,139	3,678	7,486	813	47	26,163
	焼却前に資源化	0	3,619	7,420	804	0	11,843
	資源化率	—	98.4%	99.1%	98.9%	—	45.3%
調布市	ごみ量	30,820	4,011	19,534	1,236	84	55,686
	焼却前に資源化	0	3,193	19,534	576	0	23,303
	資源化率	—	79.6%	100.0%	46.6%	—	41.8%
三鷹市	ごみ量	27,792	1,991	13,465	1,772	59	45,079
	焼却前に資源化	0	1,543	13,465	938	0	15,946
	資源化率	—	77.5%	100.0%	52.9%	—	35.4%
東村山市	ごみ量	25,555	2,070	9,522	1,300	68	38,515
	焼却前に資源化	0	2,070	8,878	907	68	11,923
	資源化率	—	100.0%	93.2%	69.8%	100.0%	31.0%
国分寺市	ごみ量	20,085	2,662	8,179	720	53	31,699
	焼却前に資源化	135	1,266	8,130	12	0	9,543
	資源化率	0.7%	47.6%	99.4%	1.7%	—	30.1%

焼却処理する前に資源化されるごみ量の割合が低い自治体(2010年度)

(単位:t)

	項目	可燃	不燃	資源	粗大	有害	合計
日の出町	ごみ量	3,203	705	463	201	10	4,582
	焼却前に資源化	0	4	443	48	0	495
	資源化率	—	0.6%	95.7%	23.9%	—	10.8%
稲城市	ごみ量	16,576	1,406	3,575	350	30	21,937
	焼却前に資源化	0	258	3,575	0	0	3,833
	資源化率	—	18.3%	100.0%	—	—	17.5%
多摩市	ごみ量	32,164	1,679	6,934	1,160	58	41,995
	焼却前に資源化	0	301	6,934	206	0	7,441
	資源化率	—	17.9%	100.0%	17.8%	—	17.7%

焼却処理せずに資源化されるごみ量(2010年度)の割合が高い自治体と、町田市を含めた同割合が低い自治体を比較すると、同割合が高い自治体は、総じて不燃ごみの資源化率が高い。

不燃ごみの資源化率について、小金井市は 98.4%、調布市は 79.6%、三鷹市は 77.5%、東村山市は 100.0%、国分寺市は 47.6%であった。一方、町田市は 17.0%、日の出町は 0.6%、稲城市は 18.3%、多摩市は 17.9%であり、差が顕著に表れている。

たとえば、町田市と、不燃ごみの資源化率が 100%である東村山市を比較すると、東村山市は不燃ごみが 2,070 トン生じており、これがすべて資源化されている。町田市は 6,524 トンの不燃ごみが発生し、資源化されたのはそのうちの 1,112 トンである。

このように、ごみ量全体の資源化率が高い自治体は不燃ごみの資源化率が高い傾向がある。資源化率を高めるためのポイントの一つは、不燃ごみの資源化をいかに進めることといえる。

⑤ 焼却処理に伴う資源化

清掃工場で焼却処理されたごみは、焼却灰や残さが残る。町田市をはじめとする多摩地区の多くの自治体では、清掃工場から出た焼却灰や残さを、東京都日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント施設に搬入している。エコセメント施設では、これらを処理し、土木建設資材であるエコセメントに再生している。

次表は、町田市の焼却処理されたごみの状況について、2001年度から2010年度までの推移である。また、グラフは、焼却処理されたごみ量のうち、エコセメントの原料として資源化されたもの及びその他に資源化されたものの割合を示したものである。

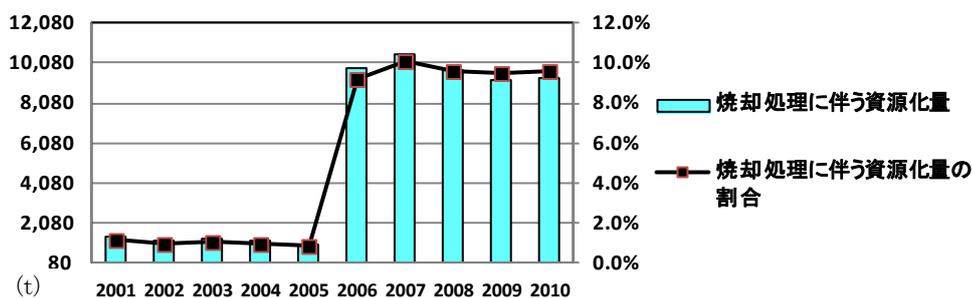
焼却処理量の推移

(単位:t)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
焼却による減量化量	104,204	105,139	107,345	106,123	104,569
焼却処理に伴う資源化	1,340	1,115	1,208	1,099	951
エコセメントの原料化	—	—	—	—	—
施設処理に伴う資源化量	1,340	1,115	1,208	1,099	951
焼却灰(埋立処理)	12,970	13,310	13,894	13,152	12,957
埋立処分以外の処分量	82	266	274	239	375
合計	118,596	119,830	122,721	120,613	118,852
焼却処理に伴う資源化量の割合	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
焼却による減量化量	95,376	92,934	91,311	87,089	87,060
焼却処理に伴う資源化	9,858	10,480	9,681	9,199	9,286
エコセメントの原料化	—	9,721	8,818	8,500	8,349
施設処理に伴う資源化量	9,858	759	863	699	937
焼却灰(埋立処理)	1,756	—	—	—	—
埋立処分以外の処分量	214	189	166	275	74
合計	107,204	103,603	101,158	96,563	96,420
焼却処理に伴う資源化量の割合	9.2%	10.1%	9.6%	9.5%	9.6%

焼却処理に伴う資源化量の推移



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

2010年度において町田市は、焼却処理した96,420トンのうち、焼却後に生じた焼却灰等8,349トンエコセメントの原料として東京たま広域資源循環組合に搬出している。また、96,420トンのうち937トンが、エコセメントの原料とは別に資源化されている。

エコセメント事業の実施前の焼却灰は、東京都日の出町にある東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入され埋立処理されていたが、エコセメント事業開始後は、焼却灰の埋立処理は行われていない。

焼却処理に伴う資源化量は、エコセメント事業の開始により大きく増加しているが、その後は大きな変化なく推移している。エコセメント事業開始後の焼却処理量に占める資源化量の割合は概ね10%前後で推移している。

⑥ 集団回収量の状況

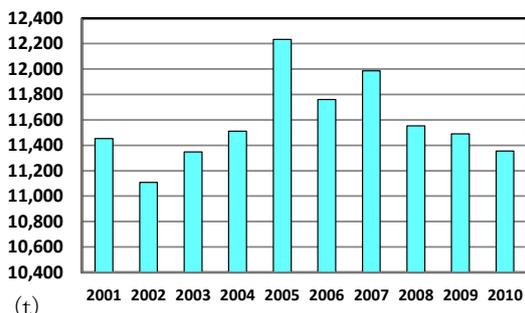
次の表及びグラフは、町田市の2001年度から2010年度までの集団回収量及び1人1日あたり集団回収量の推移である。

集団回収量の推移

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
集団回収量(t)	11,454	11,109	11,349	11,512	12,234
人口(人)	384,535	392,402	400,171	404,819	408,441
1人1日あたり集団回収量(g/人日)	81.6	77.6	77.7	77.9	82.1

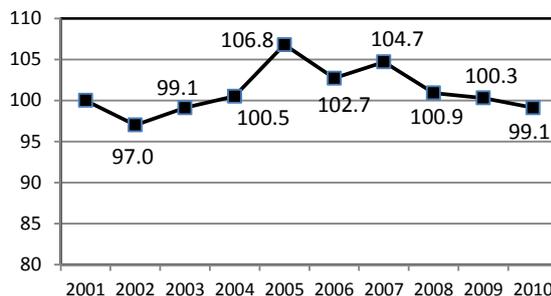
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
集団回収量(t)	11,760	11,987	11,554	11,490	11,355
人口(人)	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1人1日あたり集団回収量(g/人日)	78.2	79.0	75.4	74.6	73.3

集団回収量の推移

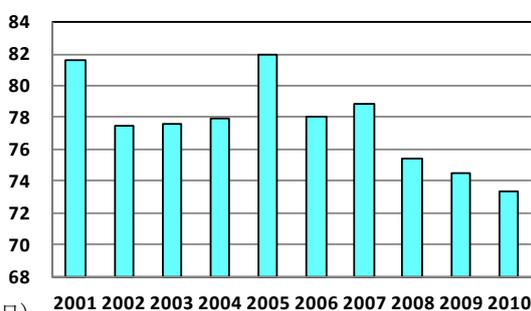


(t)

2001年度の集団回収量を100とした指数

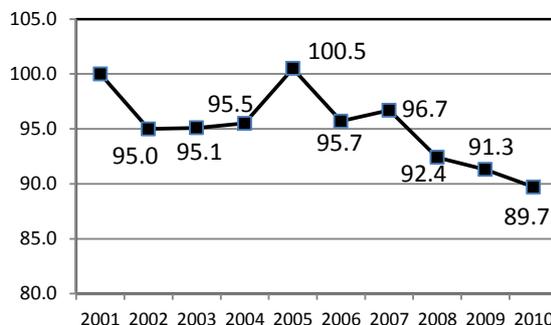


1人1日あたり集団回収量の推移



(g/人日)

2001年度の1人1日集団回収量を100とした指数



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

2010年度の集団回収量は11,355トンで、2001年度の11,454トンと大きな開きがない。上のグラフのとおり、集団回収量は2005年度と2007年度に増加しているが、概ね同じ水準で推移している。

以上の動きを2001年度の集団回収量を100とした指数で見ると、集団回収量がピークであった2005年度は106.8まで達している。2010年度は99.1で、2005年度と比較すると7.7ポイント、2001年度と比較すると0.9ポイント少ない。

集団回収量はほぼ横ばいで推移しているため、人口が増加している町田市では、1人1日あたり集団回収量は減少傾向にある。

1人1日あたり集団回収量は2002年度から2004年度まではほぼ横ばいであったが、2005年度に大きく増加している。2007年度に再度増加しているが、それほかの年度ではいずれも前年度より減少している。2010年度は73.3g/人日で、ピークであった2005年度(82.1g/人日)よりも8.8g/人日少ない。

以上の動きを2001年度の1人1日あたり集団回収量を100とした指数で見ると、2005年度の100.5がピークであり、以後は概ね減少傾向にある。2010年度は89.7で、2005年度と比較すると10.8ポイント、2001年度と比較すると10.3ポイント少ない。

(3) ごみ焼却量の状況

収集または受け入れたごみはの大部分は焼却処理される。以下は焼却処理量の分析結果である。

① 焼却処理量の推移

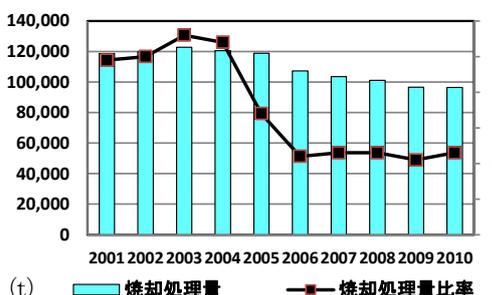
次の表及びグラフは、町田市の 2001 年度から 2010 年度までの焼却処理量の推移である。

焼却処理量の推移

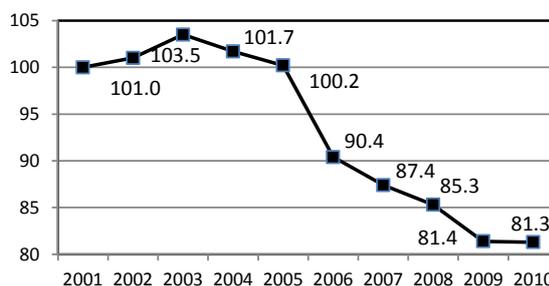
		2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
焼却処理量(t)	①	118,596	119,830	122,721	120,613	118,852
ごみ量(t)	②	141,288	142,617	145,131	142,868	144,166
焼却処理量割合	①/②	83.9%	84.0%	84.6%	84.4%	82.4%

		2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
焼却処理量(t)	①	107,204	103,603	101,158	96,563	96,420
ごみ量(t)	②	131,957	127,445	124,481	119,068	118,593
焼却処理量割合	①/②	81.2%	81.3%	81.3%	81.1%	81.3%

焼却処理量及び焼却処理量割合の推移



2001 年度の焼却処理量を 100 とした指数



(財) 東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

2010 年度の焼却処理量は 96,420 トンで、ごみ量(118,593 トン)に占める割合は 81.3%である。ごみ量は 2006 年度以降右肩下がりで減少しているが、焼却処理量もそれに合わせて減少しており、家庭ごみの有料化実施後の 2006 年度に大きく減少している。

2010 年度の焼却処理量は、2001 年度(118,596 トン)よりも 22,176 トン減っており、2001 年度の焼却処理量を 100 とすると 2010 年度の指数は 81.3 で、18.7 ポイント減少している。2005 年度までは、焼却処理量はほぼ横ばいで推移しているが、2006 年度に 9.8 ポイントと大きく減少している。

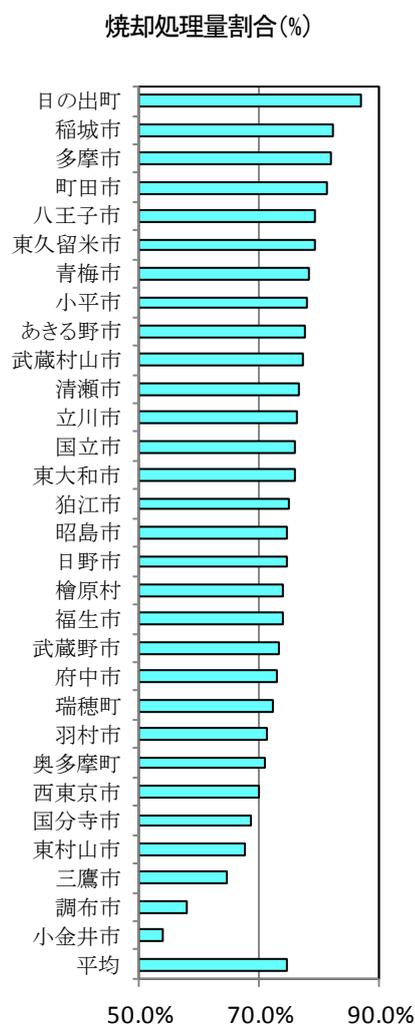
ごみ量に占める焼却処理量の割合をみると 2004 年度までは 84%前後で推移しているが、2005 年度に 82.4%となり、2006 年度以降は 81%台で推移している。町田市は収集・受け入れたごみ量の約 8 割を焼却処理しており、2001 年度以降の推移をみる限り、その割合は大きくは変化していない。

② ごみ量に占める焼却処理量の割合の焼却処理量の多摩地域市町村比較

次の表及びグラフは、多摩地域30市町村の2010年度におけるごみ量に占める焼却処理量の割合を比較したものである。

多摩地域 30 市町村の焼却処理量割合 (2010 年度)

市町村名	ごみ量(t) ①	焼却処理量 (t)②	焼却処理量 割合(②/①)
1 日の出町	4,582	3,983	86.9%
2 稲城市	21,937	18,074	82.4%
3 多摩市	41,995	34,429	82.0%
4 町田市	118,593	96,420	81.3%
5 八王子市	159,945	126,944	79.4%
6 東久留米市	30,206	23,933	79.2%
7 青梅市	39,567	31,025	78.4%
8 小平市	50,175	39,108	77.9%
9 あきる野市	23,775	18,465	77.7%
10 武蔵村山市	20,386	15,739	77.2%
11 清瀬市	17,941	13,763	76.7%
12 立川市	53,399	40,782	76.4%
13 国立市	20,975	15,969	76.1%
14 東大和市	23,193	17,623	76.0%
15 狛江市	19,978	15,012	75.1%
16 昭島市	32,264	24,143	74.8%
17 日野市	45,236	33,769	74.7%
18 檜原村	827	613	74.1%
19 福生市	16,955	12,541	74.0%
20 武蔵野市	44,670	32,742	73.3%
21 府中市	58,064	42,330	72.9%
22 瑞穂町	11,227	8,126	72.4%
23 羽村市	16,731	11,918	71.2%
24 奥多摩町	2,402	1,702	70.9%
25 西東京市	47,506	33,310	70.1%
26 国分寺市	31,699	21,701	68.5%
27 東村山市	38,515	26,062	67.7%
28 三鷹市	45,079	29,074	64.5%
29 調布市	55,686	32,298	58.0%
30 小金井市	26,163	14,139	54.0%
合計	1,119,671	835,737	74.6%



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

多摩地域 30 市町村の中で、ごみ量に占める焼却処理量割合が最も高かったのは日の出町(86.9%)で、町田市は、稲城市(82.4%)、多摩市(82.0%)に次いで 4 番目に焼却処理量割合が高い。焼却処理量割合が最も低いのは小金井市(54.0%)で、他には調布市(58.0%)、三鷹市(64.5%)などの数値が低い。

多摩地域の焼却処理量割合の平均値は 74.6%で、町田市はこれを 6.7 ポイント上回っている。町田市の焼却処理量割合が比較的に高いのは、資源化率が比較的に低いことに関連している。

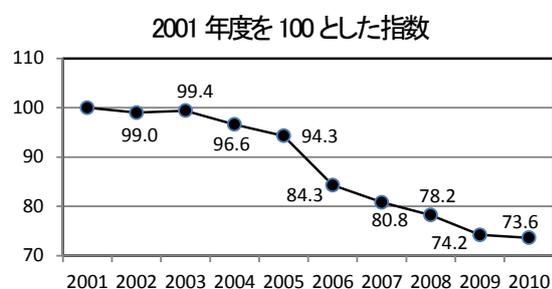
③ 1人1日あたり焼却処理量

次の表及びグラフは、町田市の2001年度から2010年度までの焼却処理量の推移である。

1人1日あたり焼却処理量の推移

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
焼却処理量(t)	118,596	119,830	122,721	120,613	118,852
人口(人)	384,535	392,402	400,171	404,819	408,441
1人1日あたりご焼却処理量(g/人日)	845.0	836.6	840.2	816.3	797.2

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
焼却処理量(t)	107,204	103,603	101,158	96,563	96,420
人口(人)	412,179	415,848	419,549	422,112	424,669
1人1日あたりご焼却処理量(g/人日)	712.6	682.6	660.6	626.7	622.0



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成

町田市の2010年度の1人1日あたり焼却処理量は622.0g/人日であった。

焼却処理量が右肩下がり減少しており、1人1日あたり焼却処理量も同じように減少している。2010年度の1人1日あたり焼却処理量は、2001年度(845.0g/人日)よりも223.0g/人日減っており、2001年度の1人1日あたり焼却処理量を100とすると2010年度の指数は73.6で26.4ポイント減少している。この10年間で1人1日あたりの焼却処理量は4分の3に減少したことになる。

④ 1人1日あたり焼却処理量の多摩地域市町村比較

次の表及びグラフは、多摩地域30市町村の2010年度の1人1日あたり焼却処理量を比較したものである。

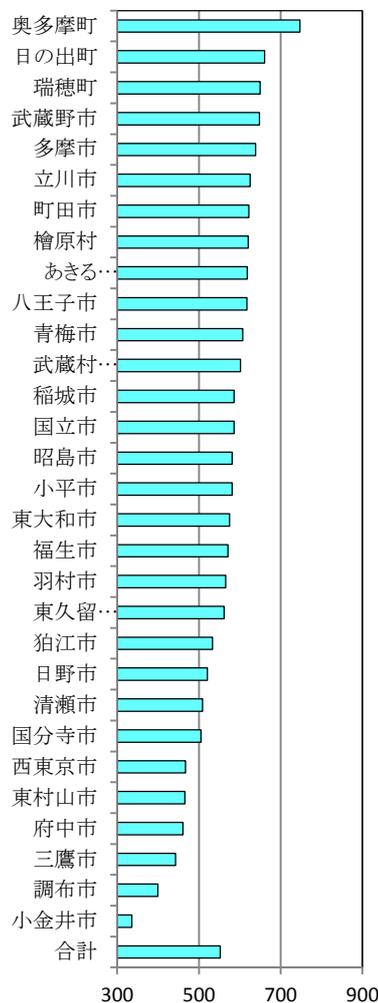
多摩地域30市町村の中で、2010年度の1人1日あたり焼却処理量が最も多いのは奥多摩町(747.4g/人日)で、町田市(622.0g/人日)は、多摩地域の中では7番目に1人1日あたり焼却処理量が多い。2010年度の多摩地域の1人1日あたり焼却処理量の平均値は552.5g/人日で、町田市はこれを69.5g/人日上回っている。

町田市を含め、1人1日あたり焼却処理量が多いのは、日の出町を除き、1人1日あたり可燃ごみ量が多い市町である。

多摩地域 30 市町村の 1 人 1 日あたり焼却処理量 (2010 年度)

市町村名	焼却処理量 (t)	人口(人)	1人1日あたり焼却処理量(g/人日)
1 奥多摩町	1,702	6,239	747.4
2 日の出町	3,983	16,503	661.2
3 瑞穂町	8,126	34,277	649.5
4 武蔵野市	32,742	138,294	648.6
5 多摩市	34,429	147,592	639.1
6 立川市	40,782	178,561	625.7
7 町田市	96,420	424,669	622.0
8 檜原村	613	2,704	621.1
9 あきる野市	18,465	81,852	618.1
10 八王子市	126,944	563,253	617.5
11 青梅市	31,025	139,932	607.4
12 武蔵村山市	15,739	71,611	602.1
13 稲城市	18,074	84,442	586.4
14 国立市	15,969	74,623	586.3
15 昭島市	24,143	113,697	581.8
16 小平市	39,108	184,216	581.6
17 東大和市	17,623	83,928	575.3
18 福生市	12,541	60,149	571.2
19 羽村市	11,918	57,746	565.4
20 東久留米市	23,933	116,785	561.5
21 狛江市	15,012	77,142	533.2
22 日野市	33,769	177,700	520.6
23 清瀬市	13,763	74,055	509.2
24 国分寺市	21,701	117,773	504.8
25 西東京市	33,310	195,305	467.3
26 東村山市	26,062	153,278	465.8
27 府中市	42,330	251,396	461.3
28 三鷹市	29,074	179,811	443.0
29 調布市	32,298	221,441	399.6
30 小金井市	14,139	115,351	335.8
合計	835,737	4,144,325	552.5

1 人 1 日あたり焼却処理量 (g/人日)



(財)東京市町村協議会「多摩地域ごみ実態調査」より監査人が作成